

東北大学東北アジア研究センター叢書 第68号

出羽国の庶民剣士

—武田軍太「武元流剣術実録」の世界—

平川 新 ◆ 編著



東北大学東北アジア研究センター叢書第68号

出羽国の庶民剣士―武田軍太「武元流剣術実録」の世界―

平川新◆編著



武田軍太肖像画



鳥海山人肖像画



武田孫平治「略日記」表紙



武田軍太「武元流劍術實録」表紙



武田軍太「武元流劍術實録」本文

武元刀術之秘奥
 少有志于擊劍
 演習之久如有
 得是以試乎諸
 兵家不能全勝
 焉於是乎憤激
 之心日生朝晚
 思之思之不止
 遂至識得乎舊

武田軍太「武元刀術之秘奥」(史料篇 3-⑤)

本無極之目
 耳
 大威神摩利支天
 文政三庚辰二月
 武田軍太
 武元流

武田軍太は文政3年に武元流を創始した(同上)



武田道場を訪れた武術修行人の名簿(史料篇 2)



武田家の剣術伝書類



武田軍太が月参りをした大社神社（高畠町二井宿）

目次

論説編

第一章 庶民剣士論の展開へ

- 一 幕末の剣士たち 3
- 二 庶民武芸は禁止されていなかった 5
- 三 庶民剣士論の提起 9
- 四 出羽国村山郡の庶民剣士たち 11
 1. 山辺の道場と庶民剣士 11
 2. 東根の剣術道場 14
 3. 寒河江八幡神社の太刀奉納額 15
 4. 大江町の剣術師範顕彰碑 16
 5. 西川町の浪人と門人 17
 6. 川西町の長屋門道場（牛谷家） 19

第二章 武田軍太「武元流剣術実録」の世界

- 一 剣術好きな少年から藩の師範へ 21
- 二 武田家と剣術道場 22
 1. 初代・孫兵衛 22
 2. 二代・孫平治 22
 3. 三代・孫兵衛（鳥海山人） 23
 4. 四代・源之進 25
 5. 五代・軍太 26

- ① 父の師範に勝つ 26
- ② 秋山要助に負ける 28
- ③ 武元流を創始する 30
6. 六代・国太 31
7. 七代・孫兵衛 32
- 三 剣術道具と剣術道場の実態 33
 1. 剣術道具 33
 2. 剣術道場の広さ 36
 - ① 武田道場の規模 36
 - ② 天童近郊の久野本村の道場 37
 - ③ 米沢の心地流須藤道場 38
 - ④ 牛谷家の長屋門道場（山形県川西町） 38
 - ⑤ 江戸の道場 38
 3. 具足を使う流派 39
- 四 武田軍太の剣術 40
 1. 武田道場の来訪者たち 40
 2. 米沢藩心地流宗家須藤道場での試合 43
 3. 軍太、天童に進出 46
 4. 神道無念流との対決 50
 - ① 文化五年の試合 50
 - ② 文化七年の試合 52
 5. 武田道場を訪れたさまざまな修行人 59
 - ① 「日本修行」は稼ぎの場 59
 - ② 大言壮語する修行人―仙台角田藩士宍戸熊五郎 60
 - ③ 軍太が怒った修行人―仙台藩士木葉一刀流会沢喜久之助 62
 - ④ 試合に負けて門人志願―伊達保原村の遠藤弥五七 66
 - ⑤ 軍太の威名を聞いて逃げた水戸藩士の佐藤登 67
 - ⑥ 来訪しても試合をしなかった修行人

五	仙台藩白石家中の斎直右衛門 武田軍太の門人たち	70
1.	武田道場の門人は約五〇〇人	70
2.	軍太から免許を許された門人たち	73
①	寒河江倉之丞	74
②	長井喜間多	81
③	渡辺鋏蔵	82
④	宮城雄太	84
六	庶民剣術と領主の対応	88
おわりに		90

第三章 武田孫平治「略日記」の世界

はじめに	93
一 織田家の高島入封	93
二 武田家の家普請	96
三 天明の飢饉について	97
1. 天明三年の状況	97
2. 天明四年の状況	99
3. 天明五年の状況	100
4. 天明六年の状況	100
5. 天明七年の状況	101
6. 天明八年の状況	102
7. 天明九年の状況	102
四 寛政期以降の主な記事	103
1. 寛政二年（一七九〇）	103
2. 寛政三年（一七九一）	103
3. 寛政四年（一七九二）	104
4. 寛政五年（一七九三）	104

5.	寛政六年（一七九四）	105
6.	寛政七年（一七九五）	105
7.	寛政十一年（一七九九）	105
8.	享和三年（一八〇三）	106
9.	文化一〇年（一八一三）	106
五	江戸の人口について	106
六	ロシア使節ラクスマン来航と「武具買人」	107

史料編 翻刻 後藤三夫 校訂 平川 新

1	武田軍太「武元流剣術実録」	113
2	武田軍太「武術修行人之御姓名并口上書」	227
3	心地流及び武元流の兵法書・印可書	233
①	寛政六年十一月「心地流兵法伝授記」（武田源之進宛 田代進 右衛門）	234
②	寛政七年二月「鳥海武子心地剣術論」（金蘭布地表装一巻）	235
③	文化八年八月（心地武元流の託宣書 武田軍太久経）	236
④	文化九年三月（武田国太宛印可状 武田軍太久経）	237
⑤	文政三年二月「武元刀術之秘奥」（武田軍太武元）（金蘭布地表装巻物）	240
⑥	文政三年二月「武元刀術之伝書」（武田軍太武元）（金蘭布地表装巻物）	241
⑦	天保六年二月「心地武元刀術之伝書」（今田弥平治宛 武田軍太）（金蘭布地表装巻物）	243
4	武田盈春（孫平治）「略日記」	245
5	嘉永二年二月 武田軍太顕彰碑（安久津八幡神社）	311

あとがき

313

論
說
編

第一章 庶民剣士論の展開へ

一 幕末の剣士たち

幕末は政治と社会が激しく流動した時代だが、混乱と荒れた社会を象徴する存在として、多くの人に知られているのが新選組である。新選組は、江戸時代末期に忽然と登場した不思議な武闘集団であった。京都市中で情け容赦なく殺戮を繰り返す、謎に満ちた浪人たちの集まりだった。そこが魅力なのだろうか。世の中に新選組のファンは多い。組長の近藤勇と副長の土方歳三を主役にしたドラマや小説も少なくない。二人は武蔵国多摩郡の農家（百姓身分）の出身だが、のちに幕臣に取り立てられたことも、よく知られている。

だが、よく考えてみると不思議なことがある。江戸時代は、士農工商の身分制が厳しい時代だったといわれてきた。武士は武士、百姓は百姓というように、身分と職業は固定

化し、なかなか変えることができない社会だという見方がある。しかも、新選組は剣術家集団である。剣術といえば武士の特権ではなかったのか。にもかかわらず、なぜ百姓身分の者が剣術家になれたのか。素朴な疑問がわいてくる。しかし、これまでの歴史研究において、こうした問いかけはなされてこなかった。

新選組の前身は、幕末の一八六三年（文久三）に、幕府が諸国の浪人たちを集めて結成した浪士組である。浪士組は、上洛する将軍徳川家茂の警護のために作られた組織だ。不穏な動きをしかねない浪士たちを将軍警護を目的に集めて、コントロールしようというもくろみだった。浪士組というストレートな名称が、その性格をあらわしている。これに近藤と土方も参加していた。ということは、百姓出身の者が浪士になつていたということである。

幸いなことに、浪士組の隊士名簿が残されている。上洛したメンバーは二三二人。身分や出身地を確認できるのは

二二〇人である。出身地は九州、四国を含めて全国に及ぶが、武蔵国、上野国など関東が最も多い。隊士のうち「武士」身分と見なすことができるのは七八人（三五パーセント）。これに対して、「武士以外」、すなわち庶民の出自は一四二人（六五パーセント）だった。とくに百姓は、一二人と約五五パーセントを占めている。浪士対策のために幕府が集めた浪士たちの半数以上は、なんと全国から集まった百姓身分の者たちだったのである。それにしても、百姓たちが、どうして得体の知れない浪士になるのだろうか。

しかも、おもしろいことに、浪士組のリーダーだった清河八郎は、出羽国庄内藩領清川村の百姓家の出身だった。それだけではない。浪士組には二人の小隊長がいたが、半数を越える二人は百姓出身だった。百姓出身の小隊長の下に、武士出身の浪士たちが平隊士として配置されていたのである。

その浪士組の解散のあとにできたのが、新選組である。出自が判明する隊員のうち、「武士」身分出身は約七割、「武士以外」は約三割だった。浪士組より割合は低いとはいえず、ここでも百姓身分の者が三割を占めていた。前述のように組長の近藤勇と副長の土方歳三は百姓出身のだが、新選

組では、七割の武士身分の隊士の上に百姓出身の二人が君臨していたということである。武闘集団である浪士組と新選組は、士農の身分制による序列が完全に崩れ、武士の上に百姓が君臨した組織であった。

こうした実態には、調べた私も驚いた。しかし、これらは特殊な事例ではなかった。庶民剣士の広範な実在は、関東八か国の名剣士を列挙した、万延元年（一八六〇）版行の「武術英名録」からも確認できる。同書はハンデタイプの名簿であり、剣術家たちが手合わせのために懐に入れて道場巡りをするときに用いたのだろう。六三二人の剣士名と流派と居住地が記載されているが、このうち武士身分は四一人（六パーセント）、百姓身分は五九三人（九四パーセント）であった。名剣士とされる存在の圧倒的多数は、百姓剣士だったのである。驚くべき数字であった。ただし、「武術英名録」に記載されていない、士分だけの流派もあったから、腕の立つ武士はもっといただろう。

「武術英名録」に載るほどの実力をもった剣士たちであるから、彼らのなかには道場主も少なくなかった。しかもその道場は多くが村や宿場にあり、在村道場として開かれていた。大名家や旗本の師範になったり、武士の門人をもつ道場主もあちこちにいた。のちに新選組副長となる土方

歳三も、武州日野宿在住の天然理心流の剣士として記載されている。土方が修行した道場主は、土方の叔父の佐藤彦五郎であり、宿役人とはいえ百姓身分であった。

一方、幕末の江戸では、市中に三〇〇近くの道場があったといわれる。門人たちは、幕臣や諸藩の江戸藩邸に詰める藩士たちだけではなく、江戸の庶民も少なくなかった。そのなかで江戸の三大道場といわれたのは、鏡新明智流の土学館と北辰一刀流の玄武館、それに神道無念流の練兵館である。それぞれに千人を超える門人がいたとされているが、土学館の道場主である桃井春蔵は、駿河国沼津藩士の子息だった。これに対して、玄武館創始者の千葉周作は仙台領の出身で、村方在住の馬医を父にもつ。練兵館の道場主齋藤弥九郎は、越中国射水郡仏生寺村（富山県氷見市）の百姓の出である。このほかに、在村道場を開いて新流派を立ち上げた百姓剣士も少なくない。

こうした研究成果は、拙著『開国への道』¹で紹介したが、その後の調査で、北関東の上野国と下野国のほか、仙台藩領や出羽国にも庶民道場があったことを確認した。² いずれも、近在の百姓や商人たちが門人になっていた。

このようにみると、浪士組や新選組だけではなく、江戸の名門道場や「武術英名録」の剣士にいたるまで、江

戸時代後期の武術の世界は、武士をさしおいて、百姓身分の出身者が活躍する時代になっていたことがわかる。

江戸時代は、武士と百姓との身分が厳格な社会であり、兵農分離体制が貫徹した社会だというのが戦後歴史学の通説になっていた。江戸時代は封建時代で、庶民が武士に平伏した社会だったという見方も根強い。だが、右に紹介した事実だけでも、従来の江戸時代のイメージは大きく変わらざるをえない。

二 庶民武芸は禁止されていなかった

近世史研究の分野では、庶民は武芸（武術）を禁止されていたと考えられてきた。その根拠とされたのは、文化元年（一八〇四）に江戸市中の町人たちに武芸の禁止を布達した触書と、翌二年に関東村々に発出した触書である。ここでは、町人や百姓たちが武芸をするのは身分にふさわしくないと咎めている。在方では浪人者たちが百姓たちに武芸を教えており、江戸市中でも町家のなかに道場をつくり、町人たちに武芸を教えている者がいるとある。いずれも剣術稽古にかまけて本業をおろそかにするため、「もつてのほか以之外ふらち不埒」だと戒めている。彼らが身分を忘れて「き気かさ（氣

嵩^{がき}」(勝ち気)になりがちであることも秩序を乱すと懸念されていた。

こうした触書をもとに、これまでの研究では、武芸を嗜むのは武士だけであって、百姓や町人は禁止されていたと解釈してきた。この時期に禁止触が出されたのは、百姓や町人の武芸が盛んになって風儀が乱れてきたからだ、という理解だった。刀をもつのは武士だけだから、刀を使う武芸も武士だけだったという連想もあつたのだろう。

だが、前節で紹介した庶民道場には、古いものでは慶長年間(一六〇〇年前後)に村方に開設されたものもある。一八世紀には各地にたくさんつくられて、周辺の庶民が門人になっていた。しかも庶民出身の道場主を藩の武術師範として抱えたり、幕府・諸藩の家臣たちも門人となつていたのだから、武士も庶民も、武術は武士のみという認識があつたわけではない。

これまでの研究によれば、一七世紀後半あたりから庶民の帯刀規制がはじまり、やがて脇差規制に進むと指摘されている。藩や地域によって遅速はあるが、帯刀を武士の表象として確立させる動きである。ということは、江戸時代に入ってから相当長い間、帯刀規制がなされていなかったということである。しかも帯刀とは、大刀と脇差(脇指)

をあわせた二本差しのことであつたから、やくざ者たちは一本差しならいいだろうということで、脇差を長くした長脇指を腰に差して闊歩していた。

こうした流れのなかで注意しておきたいのは、帯刀規制は一七世紀後半から出てくるが、武芸(武術稽古)の規制は確認できないという点である。つまり、帯刀と武芸は、切り離された関係にあつた。帯刀は規制されても、武芸は規制されていなかったということである。従来の研究は、ここを混同していた。江戸時代の初めからずっと、武芸は武士だけのものだと考えられていなかったのである。であれば、世の中に百姓や町人の剣士がたくさんいても不思議ではない。

庶民武芸は、江戸時代の初期からあつた。知られているのは、上野国多胡郡馬庭村(群馬県吉井町)で、馬庭念流の宗家である樋口家が開いていた道場である。馬庭家は戦国時代の在地武士の系譜を引くが、江戸時代初頭に百姓身分として土着し、名主を務めてきた家柄だった。道場は慶長年間(一六〇〇年代)から開いているので、地侍の系譜を引く存在として、武芸の伝統を一貫して保持してきたといつてよい。

豊臣秀吉による刀狩りや身分統制令にもとづいて、兵農

分離の体制が徐々に進められていった。それを継承した徳川政権の時代には、武士の城下集住政策が促進され、兵農分離体制が固められていく。これによって土農の分別が明確になっていくが、村々には樋口家のような地侍系の百姓が存在していたのである。そうしたなかに、武芸を継承したり、道場を開いたりする家があったということになる。

前掲した高橋敏氏の研究によると、馬庭念流の樋口家では、慶長年間以来、少数とはいえ、近在百姓らの入門者があつた。それが急増するのは元禄年間（一七〇〇年頃）以降のことである。その理由については定かではないが、戦いの時代が終焉してほぼ一世紀を経ているので、戦いに備えてということとは考えにくい。前述のように領主層は、戦争のない時代が長引くにつれて、帯刀規制等によって土農の身分差を明確化しようとしていた。身分を固定化させるということとは、社会の変動要因を抑える効果をもつからだ。二本差しを武士身分を特徴づける表象としたのは、その一つのあらわれであつた。

しかし、帯刀は名字帯刀御免のように許可制にしたとしても、武芸の禁止にまでは踏み込んではいなかつた。在村武芸の伝統は、樋口家のように地侍の系譜をひく村役人層が担っていることが多かつたので、武芸そのものを直接的

に規制するのがむずかしかつたのだと思われる。彼らは農業にいそしむとともに、在村武芸の継承者たることに家の誇りを抱いていたのだつた。

一方、元禄年間以降に門人が急増したのは、武芸の大衆化があつたからである。その大衆化を支えた理由の第一は、士分への憧憬や士分への上昇願望を武芸によって満たそうとすることがあつたのではないだろうか。武芸の腕をあげることは、剣術という実力の世界で武士に勝るチャンスを得ることもあつた。実際に一八世紀以降は庶民出身の剣術家が大名や旗本の師範として取り立てられることが少なくなかつた。武芸を身につけたからといって士分に取り立てられるわけではないが、その可能性をめざすことができると分野ではあつた。

学問の分野でも同様のことがいえる。庶民出身でありながら、著名な学者になつた人物は少なくない。本書で取りあげた高島の武田家は、三代目の孫兵衛（鳥海山人）が高島藩と上山藩の学問師範（儒臣）となり、五代目の軍太が高島藩（のち天童藩）の剣術師範となつた。いずれも能力によって身分を超えた例である。

第二は、武芸が学芸（学問）と同様に、教養文化としてとらえられるようになっていったということがある。たと

えば近世後期ではあるが、陸奥国加美郡で発見された安永二（一七七三）の「真陰柳生流」の巻物の免許状には、近在の百姓や商人の署名があった。それだけであれば、この地域でも庶民剣士が存在したという例証の一つにすぎないが、その巻物の後半には算術伝授の掟書も記されていた。関東では、在村武芸者と俳壇サークルのメンバーが重なるという指摘もある⁴。つまり武芸は、算術および俳諧などの教養文化と同様に、上中層の庶民が身につける嗜みだともみなされていたということだろう。これら教養サークルのメンバーは、主に上中層の庶民だったからである。

第三は、剣術好きな人たちが増えてきたということもある。戦いのためというよりも、心技修練としての武術である。ことに木刀に代えて竹刀しなが普及し、面・小手・胴の防具が開発されてからは、身体損傷のリスクが減り、老若にかかわらず稽古が可能になった。いわば剣術がスポーツ化したといつてよい。

第四は、とくに一八世紀中葉以降に顕著なるが、ヤクザや博徒などのアウトローたちが剣術修行に励むようになったことがある。農業を嫌ったり、喰い潰れて無宿人となつて、ヤクザな世界に足を踏み入れる者たちも少なくなかつた。アウトローたちは、武芸を身につけて力を誇示した。

長脇差（長ドス）を腰に差すことは、ヤクザの表象でもあった。武芸は戦いの作法であり、それを身につけていることは自分の腕に自信を与えた。

第五は、村の防衛力を高めるための武術の修練ということもある。ヤクザのようなアウトローたちは、一般人や村々にしばしば、ゆすり、たかりをしかけてきた。金を渡す村もあつたが、それでは脅しが繰り返されるだけである。ヤクザたちと対峙して自己防衛するために武術を稽古する村人たちもあらわれるようになった。要するに治安の悪化が、武芸を必要にさせたということである。

第六は、一八世紀後半から一九世紀にかけて顕著になってくる対外的な危機意識の高まりである。この時期からロシア、イギリス、フランス、アメリカなどが太平洋地域での領土獲得や交易活動を活発化させた。とうぜん、日本へのアプローチも増えてくる。ロシアの南下による千島列島の緊張激化、ロシア軍艦によるカラフトやリシリー島の日本人居留地への襲撃、アメリカ捕鯨船員の武器を持った突然の上陸、イギリス船の沿岸測量など、じわじわと迫る外国勢力の脅威は、為政者だけではなく、庶民レベルでも危機意識を高めた。

とくに幕末には、多くの道場で剣術だけではなく、国防

論議が盛んになっていた。市ヶ谷にあった近藤勇の道場である試衛場（試衛館ともいわれる）では、稽古が終わると国事を論じるのが常だったという。いわば国の行く末を憂う意識が、国防のための剣術修行に駆り立てていたということである。文久三年（一八六三）に幕府が浪士組を結成したとき、師弟ぐるみで参加した道場があったのは、そうした志しを共有していたからだろう。

このようにみてくると、武士身分であることは、幕府や藩の家臣であること、それと二本差しであることが、主要な基準になっていたということができる。意外なことだが、剣術は、その基準ではなかったのである。だからこそ剣術は、庶民文化としても普及していくことが可能になったのであった。

ただし、文化年間に幕府が武芸禁止の触書を出すようになったのは、武芸が百姓や町人の「分」に適さないと考えるようになったからであった。武芸が庶民に広く普及するようになって「気かさ」な庶民が多出することは、武士を上位とする身分制にとつて好ましくはない。しかも、それが治安の不安定要因になっているとすれば、領主として規制に走るのは当然のことだろう。

しかし、庶民武芸の隆盛という流れは、こうした一片の

触書では押しとどめることができなかった。禁止したところで、取り締まる警察権力が極めて弱かったからだ。幕府や藩が出した触書をみれば、いかにも厳格な法令主義のように見えるが、その法令を裏づける警察権力は脆弱だったのである。江戸時代は武士が威張って、庶民を厳しく押さえ込んだ封建社会だというイメージが根強いが、実態は大きく異なっていた。

したがって、その後も庶民武芸は、ますます盛んになることはあつても、衰えることはなかった。それは、冒頭に紹介した浪士組や新選組において庶民が主体となっていたことや、「武術英名録」の名剣士は庶民が圧倒的多数を占めていたことなどによつて証明されている。本書では、出羽国に実在した多数の庶民剣士を紹介するが、これもまた有力な根拠となる。

三 庶民剣士論の提起

以上みてきたように、庶民が剣術修行をおこなうことは、当時の一般的な社会動向であるといつてもよかつた。しかし、こうした歴史的な事実に向直した私は、冒頭で述べたように、なぜ百姓や町人である庶民が剣士や道場主になれ

るのか、道場主になるためには武芸に秀でていなければならないが、百姓はそもそも武芸を禁じられていたのではなかったのか、などいくつもの疑問をもつことになった。

こうした疑問を抱いたのは、近世史研究の通説となっていた、次のような兵農分離論が念頭にあったからである。江戸時代は、武士（兵）と百姓（農）が身分的に区分されていた。その制度的な初発は、豊臣秀吉による刀狩りにあった。この刀狩りによって百姓は武器を没収（武装解除）されて、武芸も禁止されていた。武士以外の帯刀は、名字帯刀の免許を受けた一部の特権者しか許可されていなかった、などなど。要するに、武力は武士の独占するところであり、百姓は武器を剥奪されて耕作に専念する体制になった。それが兵農分離体制であり、徳川幕藩体制の基盤になった。戦後歴史学では、こういう学説が長らく支配的だったのである。

こうした理解をもっている以上、百姓や町人が剣術修行に励んだり、道場主であるなどという事実は困惑以外のなものでもなかった。理論と、史料から確認できる現実とのギャップに、私は大いにとまどったということである。

ではなぜ、こうしたギャップが生まれているのか。庶民剣士がたくさんいて、庶民の道場主も存在するというのは、

歴史的な「事実」である。しかし、兵と農が分離している、というのは歴史学的な「解釈」である。歴史的な「事実」と歴史学としての「解釈」とのあいだに齟齬があるとすれば、どちらを重視しなければならないか。いうまでもなく歴史的な「事実」である。したがって庶民剣士が広く存在していたという事実をもとにして、江戸時代の兵農分離問題や武芸と身分の関係を考え直す必要があるということになる。それは江戸時代の性格を見直すことにもつながるだろう。

ところで、こうした兵農分離論や百姓の武装解除論は、一九八〇年代における藤木久志氏の提起によって見直されることになった。同氏は、豊臣秀吉の刀狩りは民衆から武器を奪い尽くしたのではなく、百姓・町人の世界には多くの武器があつたこと、禁止されたのは大刀だけで、百姓・町人も脇差は一定時期まで制限されていなかったことを明らかにした⁵。先の学説を武装解除論だとすれば、藤木説は脇差所持論へと転換させたといつてよい。

だがその後、私は拙著『開国への道』（前掲）において、大量の庶民剣士が存在していたことを確認し、それを「庶民剣士の時代」（同書第六章）として提起した。いわば藤木氏の脇差所持論をさらに転換させて庶民剣士論を提起

し、従来の兵農分離論の見直しにとりかかったのである。

なぜ庶民剣士が大量に存在しえたのかを解明する根拠の一つとして、本書では、そもそも幕藩領主は、武士身分の表象としての帯刀（二本差し）と武芸（剣術）とを分離して理解していたという論点を提示している。これを含め、さらに理論的・実証的な検討を深めていく必要がある。

一方の実証研究についてだが、「武術英名録」や浪士組データ等で庶民剣士の多数の存在を確認した私は、この現象が全国的にはどこまで一般化できるかを検証しなければならぬと考え、各地での調査を進めている。現在のところ、東日本の各地でその現象を把握しているが（前掲注2参照）、本書では出羽国置賜郡高島（山形県高島市）の在方に道場を開いていた武田軍太を紹介し、庶民剣士論の基礎を、より広げていくことにしたい。

四 出羽国村山郡の庶民剣士たち

武田軍太の事例をあげる前に、これまで出羽国村山郡地域で確認できた庶民剣士実在の根拠をいくつか紹介してきた。きたい。

1. 山辺の道場と庶民剣士

『山辺町史』上巻（二〇〇四年）には「剣術と道場」（第十二章第四節）という一節が設けられ、西高楯村の多田家、および山辺の飛塚家と安孫子家に剣術智源流の巻物が残されていることを紹介している。

それによると、智源流の初代は薩摩出身の嶽本大膳勝重で、京都で修行を積んだという。いつ山辺にこの流派が伝わったのかは不明だが、享保八年（一七二三）に嶽本七郎右衛門一富から多田勘右衛門へ免許状が出されている。この多田勘右衛門は六代目の嶽本勘右衛門を名乗っているから、智源流の嶽本を相伝したものであろう。その後享保一〇年、四六人が血判した「掟」がある。宛先は多田勘右衛門と同左内であるから、当時の門人だとみてよいだろう。地名がないので居村は不明だが、山辺町ふるさと資料館の佐藤継雄元館長によれば、地元百姓の苗字が多いとのことだった。『山辺町史』が指摘しているように、この「掟」は「公文書ではないから、百姓身分であつても自家の名字を名乗っていたのである。

多田家には、このほかにも門人名簿と思われる史料があり、宝暦四年（一七五四）には五一人、明和四年（一七六七）

には一人が記載されている。『山辺町史』によると、智源流の師匠筋はこの前後に飛塚家に移った可能性があるようだが、智源流としての在村武芸は、その後も一定の勢力を保ったようだ。

山辺には、ほかの流派の存在も確認できる。大蔵村の豪農稲村家には、いくつかの武術関係の史料（山形大学図書館蔵）が残されているので、それを紹介しておこう。

まず最初は、藤原堯知から木村孫左衛門に宛てたもので、安永二年（一七七三）の「三上流武術目録」と題された巻子である。兩人ともに素性は知れないが、「鎧」と「劔」と「護身法」に関する「口伝」書である。稲村家との関係は定かではない。次は、寛政一年（一七九九）の「鏡信流兵法目録」である。秦多治馬から稲村久次郎に宛てたもので、末尾には「右如書、鏡信流之兵法、貴殿数年就被抽精誠、令相伝候、猶無懈怠常可修行者也」と記されている。ここ数年、修行に励んだので「相伝」するとある。劔術免許状である。

三つ目は、岡田十松吉利から稲村七郎左衛門に宛てた、文化六年（一八〇九）九月の「神道無念流兵法目録」である。神道無念流は福井兵右衛門嘉平によって開かれた流派で、岡田十松はその三代目であった。初代の福井兵右衛門

は下野国都賀郡藤葉村（栃木県壬生町）の生まれ、二代目戸賀崎熊太郎は武州埼玉郡清久村（埼玉県久喜市）の出身、三代目の岡田十松は埼玉郡砂山村（同羽生市）の生まれで、いずれも百姓身分である。

興味深いことに稲村七郎左衛門が目録をうけた文化六年、彼は身近な者たちと一緒に江戸の岡田道場に修行に出ている。「演武場出席」という表題を付けた史料には「東都小川町猿楽町」という文字があることから、神田の猿楽町にあったという「撃劔館」に通ったのであろう。

この「演武場出席」は、江戸修行の実態を示す貴重な記録である（写真1）。参加者は稲村七郎左衛門を筆頭に総勢三〇人に及ぶ。全日程は六月一五日から一二月七日までの間の二九日間、それぞれの参加日数は一日だけの者もいれば、二九日間全日参加した者もいる。総じていえば四〜五日の参加が多い。数人ずつがグループになって上京し、道場に出席している。

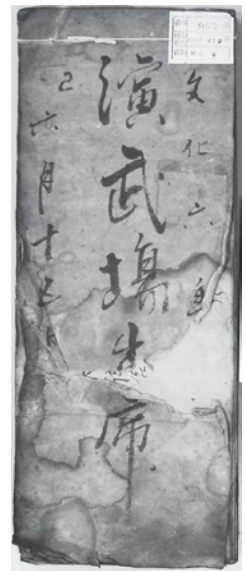


写真1 文化六年「演武場出席」山形大学図書館蔵稲村家文書

次いで、文化七年の「神道無念流兵法剣術」という史料は、岡田十松が稲村七郎左衛門に与えた文化七年二月の免許状と、稲村七郎左衛門に対する門人からの起請文が記載されている。それを整理し、先の江戸稽古者を重ねたのが表1である。

各人に付された日付を入門時期だとみなした場合、一七人の門人のうち最も早いのは、四ノ沢の熊谷弥次郎で文化四年であった。彼は文化六年の江戸修行にも参加している。その江戸修行との関係を見ると、文化六年入門者八人のうち、大蔵の鈴木留蔵を除く七人はいずれも江戸修行への参加者であった。江戸修行への参加が入門の大きな契機になっている。ただ、稲村道場はこれよりも前から開設されており、江戸修行への参加者も三〇人はいいたので、門人の全体数はこれを越えていたとみてよいだろう。しかも門人の居村はいずれも、道場のある大蔵村から数キロの範囲であり、すべてが百姓身分であった。

なお前述のように稲村家には、安永二年の三上流の武術目録のほか、寛政一年の鏡信流、文化六年の神道無念流の兵法目録が残されていた。これを見ると同家は、次々に流派を変えていったことが想定できる。必ずしも一流派にこだわらない武芸修練のあり方だった。だからこそ、時代

表1 文化7年2月 稲村道場門人起請文

日付	地名	名前	文化6年江戸修行参加者
文化4.12	四ノ沢	熊谷弥次郎	○
文化6.10	長崎	村山利作	○
同	高楯村	稲村久吉	○
同	山野辺	垂石栄吉	○
同	大蔵	遠藤和吉	○
同	同村	鈴木留蔵	
同	大寺	高橋今吉	○
同	高楯	稲村吉蔵	○
同	舟町	西倉留吉	○
文化7.2	深掘	後藤伊助	
文化7.12	四ノ沢	熊谷久治郎	
同	新宿邑	金井三郎兵衛	
文化8.2	八沼	鈴木舜蔵	
同	送橋	渡戸喜吉	
文化8.2	高楯	鈴木伝五兵衛	
文化8.閏2	上反田村	佐藤弥重郎征聖	
同	高楯	沼沢民蔵	

(山形大学附属博物館蔵「稲村家文書」)

に応じて流派の盛衰がおきるのであろう。

また稲村家には、寛政六年（一七九四）正月に幕府代官池田仙九郎が百姓七郎左衛門と悴の久米之助に宛てた褒賞状がある。「村方へ奇特之取計致候」につき兩人に対して銀一〇枚を与え、さらに七郎左衛門には一代限りの帯刀と子孫までの苗字を許可している。この褒賞については、老中安藤対馬守信成が勘定奉行の柳生主膳正久通に申し渡し、柳生から代官池田に伝えられたものである。もちろん池田からの上申あつての褒賞だが、稲村七郎左衛門もこれによつて堂々と帯刀することができた。これ以前における帯刀御免の事績は確認できないが、もし寛政六年が初めてだとすれば、帯刀御免が下りる前から七郎左衛門は剣術修行をおこなつていたことになる。帯刀御免はこれにさらに拍車をかけ、江戸修行に出るほど熱を入れるようになったのかもしれない。

以上みてきたように、羽州村山郡山辺地方には、すでに享保年間から宝暦年間にかけて智源流の庶民剣士が四〇人以上も存在したこと、さらに文化年間には江戸の神道無念流岡田道場に山辺周辺の庶民剣士三〇人が修行に向向していたことを確認できた。この地域一帯の庶民世界において剣術が広く受容されていたことを、明確に証明するもので

ある。

2. 東根の剣術道場

同じ村山郡の東郷村（東根市東郷）でも、いくつかの道場があつたことを確認できる

『東郷村史』（一九五四年）によると、寛政元年（一七八九）に仙台藩士の柳生流剣士菊池六郎兵衛、同二年に心極流長刀の剣士高木左京が来て、同地および後沢村の太田助右衛門方に道場を開き、門人を集めて教授したこと、さらに泉郷の太田助右衛門の墓地には文化一四年の「教剣之碑」があると記している。同碑の現物は未確認だが、寛政期に来村した仙台剣士に関連するものかもしれない。

また、文久年間に岡田十松来たりて沢渡村の太田伊助方と猪野沢村小山田理兵衛方に道場を開き、陣鎌と剣術等の武技を授けたという記事もある。文久年間の岡田十松は三代目の十松利章であろう。太田伊助については不詳だが、小山田理兵衛は近世前期から大庄屋や名主を歴任した家柄である。

こうしてみると、在村武芸はいくつもの回路を経て、この村山地方に普及していったことが知られる。

納額に「諸術諸札」とあるのは、それをあわらしているの
だろう。この額には二本の太刀が掛けられていたことから、
同社では「太刀奉納額」と称している。額の文言は前頁の
通りである。

「先師門脇三十郎」とあるのは、「門脇忠兵衛」の先代の師
範ということだろう。残念ながら両人の素性は不明である。
その門人二人が太刀を奉納したのは、両師を顕彰し、山本
無辺流の隆盛と技芸の上達を祈願したものだと思われる。

奉納者のなかには「菊屋宗治郎」のように、商家の屋号
と思われるものもあるが、他は氏名だけで士庶の判別をす
ることがむずかしい。ただ、新町、内楯、越井坂（奉納額
では腰井坂）、南町、桜小路という地名は、いずれも寒河
江の町人町である。大宮富善氏によると、幕府領の代官支
配所である寒河江には代官所役人以外の武士はいなかった
だろうという。

こうしたことからみて、この額を奉納した門人たちは、
寒河江町に住む庶民だとみなしてよい。寒河江にも庶民剣
士が実在したことの証明になる。



写真3 天保14年の「安藤重廣之碑」(巨海院)

4. 大江町の剣術師範顕彰碑

山形県西村山郡大江町は、庄内藩酒井家の分家で、出羽
国飽海郡松山に居所がある松山藩酒井氏の領地であり、左
沢に陣屋をおいて支配にあたった。同町にある曹洞宗巨海
院は、左沢藩の初代藩主酒井直次とその夫人の墓碑と伝え
られる五輪塔や、同藩の郡代や代官などの墓もある古刹で
ある。その境内に、「安藤重廣之碑」と刻銘された天保
一四年（一八四三）建立の石碑がある（写真3）。

同院の墓碑等の説明文書によると、安藤重廣は松山藩士

で、圓輝流の劍術師範だった。碑文は次頁に掲げた。

記された七人は「世話人」とあるので、門人はもつとたくさんいたのだろう。注目したいのは、この門人七人の名前である。後半の四人は、大山屋佑蔵、升屋谷吉、千歳屋平八、信濃屋仁兵衛とあるように、商人屋号である。武士ではない。また、屋号を名乗っていない前半の三人も、彼らの身分は不明だというだけであって、士分だということではない。

世話人の半数以上が商人であることは確かだから、門人

(正面) 「安藤重廣之碑」

(左面) 「惣門弟中」

(裏面) 「天保十四癸卯季秋

世話人

吉田健蔵

渡部□蔵

吉田□□

大山屋佑蔵

升屋谷吉

千歳屋平八

信濃屋仁兵衛

にも庶民が多かったと推測できる。つまり、左沢の道場でも多くの庶民剣士が稽古に励んでいたことを、この石碑は証明しているのである。

5. 西川町の浪人と門人

西村山郡西川町入間字軽井沢の三宝荒神社に奉納された文化元年(一八〇四)の献額も、この地域における庶民剣士の実在を示す重要な文化財である(写真4)。金山耕三氏からいただいた情報を紹介しておきたい。献額の全文を次頁に掲げておこう。

『西川町史』下巻によれば、丹波国の影山清重十二世と称する小原久右衛門源薫なる武芸者が、同年四月一日から六月一五日まで、一之宮流居合・柳生心眼流兵法・破手流捕手の三流を村人に教えていたらしく、その納会を記念して門人の太刀数を記して奉納したものと紹介している。三宝荒神社のある軽井沢は、江戸時代には入間村の枝郷で、柴橋代官所支配の幕府領であった。

戦国時代の劍豪として影山清重という人物の名前は存在するが、小原久右衛門源薫なる人物は不明である。いずれにしろ、流れ浪人が小山村に二ヶ月半ほど滞在して村人



写真4 文化元年の奉納額 (三宝荒神社)

一之宮流居合・柳生心眼流兵法・破手流捕手、右三流學、太刀
 数相記奉納御奉前
 丹波国八木郡影山善賢入道清重
 拾二世小原久右衛門源薰安門人
 一、三千六百八拾八太刀 久米治郎
 一、四千二百十四太刀 清治郎
 一、四千四百九十三太刀 久七
 一、千八百六十九太刀 久米吉
 一、千八拾九太刀 与蔵
 一、千六百三拾八太刀 吉之助
 一、九百四拾九太刀 巳之助
 文化元歲四月朔日 初學之門入而
 同年六月十五日マテ為諸願至奉掛
 者也
 文化元年六月十五日
 小原久右エ門
 源薰安

に武芸を伝授した記録であることは間違いないだろう。金山氏によると、小沢村は六十里越街道から南に入った、相当に山奥の小村だということである。こうした山村にまで庶民武芸の波は押し寄せていたのであつた。

なお同町史によれば、同社にはかつて、出羽国東根の齋藤倉之助が嘉永三年に「香口神刀流劍術 五百本抜刀」を記念して奉納した額も掛けられていたという。

6. 川西町の長屋門道場（牛谷家）

山形県東置賜郡川西町に、町指定の文化財となっている牛谷家の長屋門がある。

牛谷家は、戦国期には上杉氏に仕え、山形の最上攻めにも馬上の格で出陣し、軍功をあげた。家康が豊臣家を攻撃した大坂の陣にも、上杉勢の一員として従軍したという。こうした功績から牛谷家は代々、米沢藩から「郷士馬上」の待遇を受け、百姓役も免許されていた（『川西町史』上巻）。地元では「半土半農」の家と言ひ伝えられている（川西町教育委員会職員）。

現在、川西町の指定文化財となっている「牛谷家の門」の説明板には、戦国時代に大塚氏の居城だった大塚館の大

手門を、貞享三年（一六八六）に移築したものとある。長屋門形式になっているが、説明板には、南側の門内で「地域の人々が武芸の練習（心地流劍術・伊東流槍術）をしていた話が伝えられている」と記されている。南側の門内というのは、写真5の左側の部屋である。

『東置賜郡史』（昭和一四年）によると、「宝曆一三年（一七六三）生まれの牛谷甚五右衛門は文武両道を修め、すこぶる上達して米沢の地に赴き、心地流の武術師範として若き武士を教導した。氏は薄暮帰宅するや、其のまま田地を巡り下男を督するのが常だった」とある。

牛谷家は戦国時代以来の地侍の系譜を引き、江戸時代も在郷武士として処遇されていた。同家がいつから在村道場を開いていたのかは不明だが、江戸時代中



写真5 川西町 牛谷家の長屋門

期の甚五右衛門の時には、確実に在村道場が存在していたことになる。門人については不明だが、米沢藩は原方衆と呼ばれる半士半農の郷土集落が領内各地にあった。原方衆は、「子弟に厳しく武芸を仕込み、そのための武芸所は七ヶ所に置かれた」（『米沢市史民俗編』）というので、彼らが門人になっていた可能性は高い。ただ他地域と同様に、近在の庶民も参加していたとみなしてよいだろう。

注

- 1 拙著『開国への道』（全集日本の歴史第十二巻、小学館、二〇〇八年）。
- 2 拙稿「庶民剣士と村山の農兵」（『西村山地域史の研究』二八号、西村山地域史研究会、二〇一〇年）。拙稿「北関東の庶民剣士と江戸時代論の見直し」（『歴史と文化』第二六号、栃木県歴史文化研究会、二〇一七年）。ほかに、庶民剣士を確認したが、未発表の事例がいくつかある。
- 3 高橋敏『近世村落生活文化史序説』（未来社、一九九〇年）。同『国定忠治の時代』（平凡社、一九九一年）。
- 4 杉仁『近世の地域と在村文化』（吉川弘文館、二〇〇一年）。
- 5 藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』（東京大学出版会、一九八五年）、同『刀狩り』（岩波新書、二〇〇五年）。
- 6 小佐野淳「仙台藩における近世柔術の一大傾向について」（『武道学研究』一八一―二、一九八五年）。

第二章 武田軍太「武元流劍術実録」の世界

一 劍術好きな少年から藩の師範へ

「武元流劍術実録」上下二卷（以下、「実録」と略す）は、山形県高島町小郡山に在住の武田家が家宝として保管してきた記録である。筆者は武田家五代目の武田軍太武元。安永二年（一七七三）生まれ。天保三年（一八三二）、軍太五九歳のときに初稿が成ったが、同八年六四歳、同一四年七〇歳、同一五年七二歳と書き継いでいる。軍太はその後、嘉永二年（一八四九）に七六歳にて没した。

軍太は、幼年のころに心地流の劍術修行を始めた。刻苦勉強して文政三年（一八二〇）、四七歳の時に新たに武元流を興した。若きころ、勝負に負けて打ちひしがれたことや、来訪した諸流派の劍術家と対戦し、徐々に自信を持ち始めたことなども書かれている。自分や弟子たちの他流試合の様子も、一挙手一投足にいたるまで細かに記している。

竹刀しな（箠刀）や、足、手の動きなど、読み取りにくい記述も多いが、相手の技を自分や弟子たちがどのようなかわし、一本を取りに行ったのか。そのことを劍術の極意として伝えたい、という思いにあふれた書物である。修行を積み上げてきた結果、自身発明の技を武元流として打ち立てるが、そこにいたる心境も語られている。

江戸時代の劍術に関するこれまでの研究では、廻国修行（武者修行）をする剣士の行動記録などがいくつか紹介されているが、そうした修行者を受け入れた道場の側の記録で刊行されたものは、管見の限り、本「実録」が初めてかもしれない。諸国剣士の廻国事情や在村武芸の実態を知ろうと、きわめて貴重な史料である。

軍太はみずからを「山中の山猿」と謙遜しているが、諸国修行の劍術者たちが小郡山の武田道場にまで、わざわざ訪ねてくるのは、軍太の高名が鳴り響いていたからである。百姓身分から立身した剣士であるにもかかわらず、軍太は

領主である織田家（高島藩、のち天童藩）の師範となった。彼自身が庶民剣士としての実在をそのまま証明しているのだが、この「実録」は彼の門人や対戦した相手のなかにも庶民剣士がたくさんいたことを記している。本書は、出羽国だけではなく、江戸時代の日本における庶民剣士の実態を示す第一級の史料である。

なお、論説編の叙述は本書所収の史料編にもとづいていることから、参照しやすいように、該当する史料編の頁を論説編の文中にカッコで示した。

二 武田家と剣術道場

1. 初代・孫兵衛

本書冒頭に記された家伝によると、武田家の始祖は甲斐源氏の流れをくむ武田義清とある。義清九代目の一條九郎信行のとき出羽国高島に移り、その子孫は「庶人」として農業に従事してきた。小郡山村武田家の初代は孫兵衛である。「実録」とは別の「小郡山武田家系譜図」（南陽市赤湯後藤光司氏作）によると、孫兵衛の生年は不明だが、没年は宝暦五年（一七五五）となっている。泉岡村の武田孫右

衛門家から分家したとある。孫右衛門は泉岡武田家の三代目とあり、小郡山武田家の孫兵衛は孫右衛門の弟であった。系図作者の後藤光司氏は、武田家の過去帳や伝承などをもとに系図を作成したというが、その孫兵衛の項目には次のような記述を添えている。

「孫兵衛 宝暦五年八月八日亡 小郡山武田氏の祖。宝永二年、小郡山村名主をツグ。享保十九年分家創立と伝えられるが、長男がそれ以前死亡している故、疑問もある。」

初代孫兵衛は宝永二年（一七〇五）に、小郡山村名主を継いだとある。また孫兵衛の長男が分家創立の前に自死したという伝承もあることから、系図作者の後藤氏は、享保一九年の分家創設という伝承とは辻褃があわないと疑問視している。次の二代孫平治との関係からみると、分家は、宝永二年かそれ以前のことだと考えられる。

2. 二代・孫平治

初代孫兵衛の跡継ぎは故あつて自死したため、本家の泉岡村武田家から養子を迎えた。それが二代目の孫平治である。享保二年（一七一七）生まれで、文化元年（一八〇四）

に八八歳で没した。泉岡武田家の「日渡日記」には、「孫平治十八歳の時、小郡山弟孫兵衛方え名跡二指渡し」とあるので、養子に入ったのは、享保一九年または二〇年ころのことになる。初代孫兵衛の系図にある享保一九年分家創立というのは、これを指しているのかもしれない。孫平治の嫁は、下和田村（高島町下和田）の喜内の娘を迎えている。

その二代目孫平治が書き残した「略日記」（本書史料編4）には、「一、当家普請 享保七寅年也」（二四九頁）とある。享保七年（一七二二）に家普請をしたというから、孫平治が養子に入る前に武田家の家普請がおこなわれたいうことになる。

孫平治は、この「略日記」にさまざまなことを書き残した。天明年間の凶作・飢饉時の作況や米価、地震や火事などの災害記録をはじめ、江戸や京都の大火事などの記事もある。災害記事は被害の状況だけではなく、領主や村役人による年貢減免と救済措置なども含まれているから、今後の凶作時の参考や教訓として記されたのだろう。地域の成り立ちに責任をもつ村役人だからこそその役割意識だと思われる。孫平治の没年は文化元年だが、断続的に文政九年（一八二六）までの記事が収載されているので、没後は別

人によって補筆されている。

3. 三代・孫兵衛（鳥海山人）

武田家三代目の孫兵衛は、元文三年（一七三八）生まれ。のちに鳥海山人と号した漢学者である。幼いときから学問を好み、詩文をもって海内第一となることを期したという。一九歳で名主役を継ぐが、のち江戸に出て漢学者の清河清明に学び、帰郷して鳳鳴館を設けて門人に漢学を教授した。²一〇〇人ほどの門人がいたという（一一四頁）。

「実録」には、孫兵衛（鳥海山人）が享和三年（一八〇三）、六五歳のときに地元の高島織田藩の儒臣を務め、文化九年（一八一二）に上山藩が学問所「天輔館」（のち「明新館」と改称）を創設したさいには賓師（客分講師）としても迎えられたとある。

孫平治の「略日記」には、より具体的に、文化元年（一八〇四）に息子の孫兵衛が高島藩の屋敷に招かれ、藩主若君庸之助の「御学文師範」を仰せ付けられたと記されている（三〇〇頁）。それ以前から藩士への講釈はしていたが、若君には月に六度、屋敷に召し出されて論語や唐詩選などを講釈したという。このとき、学問師範の褒美とし

て「御中小姓之格」を与えられ、武士身分になっている。その直後に、若君庸之助が鳥海山人主催の学館「鳳鳴館」に来臨したとある。学文師範の礼と士分取り立てを祝してのことだろう。名誉なことである。

孫兵衛は伊藤仁斎と荻生徂徠の学を説いたというから、思想史でいう古学派だったのだろう。「実録」には、上山藩からは終身の秩（禄）を賜ったという記事もある。かくして孫兵衛は、村役人をしながら二つの大家の学文師範となった。学者としても名声を博したのである。身分制社会ではあったが、才能のある知者を遇する社会でもあったことに留意しておきたい。天保二年（一八三二）、九四歳で没した。

孫兵衛は学問だけではなく、武術もたしなんでいた。「実録」には、孫兵衛が武芸にも秀でていたことをうかがわせる記述がある。地元で始めたのか、江戸遊学中に修行したのかは不明だが、学問一筋ということではなかったようだ。だからこそ、剣術好きな息子の源之進のために自宅に道場を設けたのだろう。道場創始の年代は不明だが、源之進が十代になってからだろうから、孫兵衛がまだ三十代あたりのことである。明和〜安永年間（一七六〇〜七〇年代）のことだと思われる。

道場を開いた孫兵衛は、米沢藩士で心地流（心知流とも表記する）の田代進右衛門資盈を師範として招いた。心地流は、同藩士である須藤兵八郎（平八郎とも記す）久利の創始になる。「実録」によると須藤兵八郎は、三富流の免許（印可）を持っていたが、諸流と試合をして独自の工夫を加え、新たに心地流を興したという。その子、須藤七右衛門久紀が名跡を継ぎ、七右衛門の門人に田代進右衛門がいた（二三四頁）。その田代を孫兵衛は、みずから創った道場に師範として迎えたのである。

村役人だとはいえ、百姓身分の孫兵衛が剣術道場を開くことに社会的な批判、とくに武士層からの批判があった様子はまったくくない。それどころか、米沢藩士の田代進右衛門が剣術師範として出向いてきたほどであった。在村道場に身分的な違和感もたれていなかった証拠にもなる。

孫兵衛が開いた道場では、六人が稽古を始めた。息子の源之進と、その弟の魁助のほかに、泉岡村の武田孫右衛門の倅孝蔵、同じ村の武田孫左衛門、さらに隣村安久津村の佐藤善吉の智の善蔵、高島荒町の新藤甚兵衛の智京助である（一一四頁）。泉岡村の孫右衛門は小郡山武田家の本家にあたり、同村の名主であった。同村武田孫左衛門は、その分家になる。安久津村佐藤善吉も同村の名主である。高

畠荒町の新藤甚兵衛は、醤油醸造の商家であったという。

これを見ると、武田家の同族、近隣の名主家、町場の商人であり、いずれも地域の上層の家柄であった。武田家の息子たちも若いのが、ほかの者も当主の悴や聳たちである。懇意にしていた親たちが、子どもや若い聳のために修行の場をつくったということだろう。

4. 四代・源之進

四代目源之進は、宝暦七年（一七五七）に生まれ、文化一〇年（一八一三）に没した。諱は福重（二四一頁）。幼少のころから武芸を好んだため、父の孫兵衛が自宅に道場を建てたほどである。父子して、剣術には相当に入れ込んでいる。その師範となった米沢藩士の田代進右衛門は、五年ほどで交替した。後任は、幕府領だが米沢藩の預所になっていた川井村の堤柳助である。堤は剣術が上手だとの噂を聞いて、源之進と弟の魁助、安久津村の佐藤善蔵、それに高畠藩御用人大橋吉兵衛の悴である司の四人で師範になるよう頼みに行ったとある（二一八頁）。このころには、高畠藩家中の者も武田道場に出入りしていたことになる。堤柳助も心地流の免許所持者だが、米沢藩士だとの記事は「実

録」にはない。川井村在住とあるので、在村の庶民剣士だった可能性が高い。

堤柳助が武田道場の師範になってからは、高畠藩士の門弟が増えた。高畠藩士の学文師範をしていた孫兵衛（鳥海山人）が、堤柳助は剣術が上手だと家臣たちに吹聴したからである。やがて堤は、高畠藩にも師範として迎えられている。堤は一三年の間、月に六回、朝の五つ時（午前八時ころ）には武田道場に現れたという。夜明けとともに川井村を出て小郡山村まで通ったのである（二一九頁）。

武田源之進が心地流の免許を受けたのは寛政六年（二七九四）、三七歳のことである（二三四頁）。このとき源之進は堤柳助の門人だったが、先代の師範であった田代進右衛門から堤に対して、自分の名前で源之進に免許を出したいとの依頼があった。それを堤が認め、田代から源之進に免許がなされた。免許を得たことを機に源之進はその翌年、剣術師範として江戸に出府している（二二〇頁）。

「実録」によると、源之進の道場には時折り、他流試合の訪問者があった。寛政四年（一七九二）年に夢想流の会津藩士鈴木胡左衛門が来訪し、対戦した軍太が勝っている（二一九頁）。同七年には心極流で下総国古河藩士の関戸正七も来訪しているが、源之進は五分五分だった。だが息子

の軍太は関戸を打ち負かしている。源之進が江戸に出たのはこのあとのことであるから、さらなる他流との手合わせの必要性を感じたのかもしれない。

源之進が江戸でどのような修行をしたのかは不明だが、祖父の孫平治が書いた「略日記」によると、源之進は寛政一〇年（一七九八）に金原の栄松という場所で銅を四〇〇貫目（約一・五トン）ほど掘り当てたとある（二九〇頁）。精錬のための鑪ふろは小郡山村の藤右衛門が作り、精錬師二人を仙台藩領の柴田郡から招いたという。

これを見ると源之進は、寛政一〇年よりも前に江戸から戻っていたことになる。道場は息子の軍太に任せ、家業や余業に励んでいたのかもしれない。

5. 五代・軍太

① 父の師範に勝つ 武田家五代目になるのが、安永二年（一七七四）生まれの軍太であった。本書「武元流剣術実録」を書いた当人である。彼もまた父の源之進に似て、幼少より剣術を好み、父の手ほどきを受けながら研鑽を積んだ（一一四頁）。一六歳のとき、上達を祈願して置賜郡二井宿村の大社大明神（大社神社・口絵写真）に参詣し、

以後毎月一九日の夜八ツ時（午前二時頃）に月参りすることを決心する。疱瘡（天然痘）にかかった一八歳のときと、伊勢参詣に出かけた二一歳のときに休んだ以外は、二七歳のときまで二里の道を風雨を厭わず通った。その間、酒と餅は断ったという（一一八頁）。願掛けの意思の強さがあらわれている。

精進した成果があらわれたのは、寛政四年（一七九二）年に夢想流の会津藩士鈴木胡左衛門が父源之進の道場に来訪したときだった。一九歳の軍太が鈴木と試合をして勝ったのである（一一九頁）。同七年に下総国古河藩士で心極流の関戸正七が来訪したときは、父源之進との試合では五分五分になったが、軍太が相手をしたところ、軍太が勝った。関戸は試合前に江戸でも拙者に勝つ者はいないと豪語していたが、「何分にも目がかすんだ」と弁明したという。軍太は鬼の首でもとったかのように喜んで、涙を流した。

軍太が父の源之進から心地流の免許を受けたのは、関戸との試合に勝ったあとの寛政八年（一七九六）だった。軍太二二歳のときである（一二〇頁）。父が勝てなかった他流の剣士を軍太が打ち負かしたことが、父の意になかったのだろう。源之進はその直後に出席しているから、武田道場は悴の源太に委ねたということになる。

同じ年、軍太は父の師匠である川井村の堤柳助のところに向かった。父から免許は受けたが、自分の技芸に満足していなかったからだ。もし試合に負ければ改めて堤の門人になるつもりだったが、意外にも軍太が続けて一七回も勝ってしまった。堤は苦し紛れに、軍太の剣術は宜しからずといちやもんをつけたが、軍太は見切りをつけて戻ってきている（一二〇頁）。

前記したように堤柳助は高畠藩の剣術指南をしていたが、やがてそれも辞した。理由の一つは、門人に負けたからである。堤に教え受けた高畠藩の門人が江戸勤番のときに直真影流（直心影流とも表記）の永沼庄兵衛の下で一年間修行して戻ってきた。堤と稽古試合をしたところ、門人が勝ってしまった。すると堤は新地流ではない技を使ったからだと弁明したらしい（一二二頁）。

江戸には、全国二六〇藩もの大名の家臣が、江戸藩邸詰めや参勤交代の従者として集まってきた。このころ江戸の人口は優に一〇〇万人は越えており、世界最大の都市だった。人口が多いだけに働き口も多く、庶民たちも江戸にどんどん流入した。しかも芝居小屋や繁華街もある江戸は、武士も庶民も憧れた都市だった。江戸時代は停滞した社会だとみられがちだが、そんなことはない。首都江戸（関西

では大坂も）と地方との人の移動が激しい社会だった。

江戸勤番になった高畠藩の家臣たちが、江戸でどこかの道場に入門して修行したのは当然だった。寛政年間のことには不明だが、幕末の江戸には大小三〇〇を越える道場があったともいうから、市中のあちこちに道場があったということになる。高畠藩の家臣たちも、藩邸に近い直真影流の道場に通ったのだろう。他流の技に触れるのも、大きな刺激だったに違いない。ただしそれは、他流の技を身につけるということである。国元に戻った高畠藩士が師範の堤柳助を打ち負かしたさい、堤が他流の技を使ったことを批判したというのは、それを示している。他流とのせめぎあいには、武者修行の来訪者とだけではなく、このような形でもあらわれたのである。

堤柳助が高畠藩の師範を辞したもう一つの理由は、武者修行でやってきた神道無念流の秋山要助との試合を断ったことから、門人の信頼を失ったこともある（一二三頁）。断った理由として、拙者は高畠家中と上山家中の師範をしているので試合はいたしかねると述べたという。これを聞いた秋山は、両藩の師範をしているのなら、なおさら試合をすべきではないか、負けるのが怖いのか、下手でも教えているのか、クソにもならず、べらぼうめえと激怒した。こう

して秋山はあちこちで堤の悪口を言いふらしたために、高島藩の師範をやめざるをえなくなったというわけである。

② 秋山要助に負ける 関戸や堤との試合にも勝つて勢いづいていた軍太をへこましたのは、堤が試合を避けたこの秋山要助だった。秋山は安永元年（一七七二）の生まれ。江戸で神道無念流の戸賀崎熊太郎の道場で学んだ。同流の開祖は、下野国都賀郡藤葉村（栃木県下都賀郡壬生町）出身の福井嘉平である。福井は百姓身分の出身だった。同流の二代目を継いだのが戸賀崎熊太郎だが、彼もまた武蔵国埼玉郡清久村（埼玉県久喜市）出身の百姓だった。この時期にはあちこちに、続々と庶民剣士が登場してくる。小郡山村の武田道場ではなかった。

秋山要助は、寛政二年（一七九〇年）、一八歳のときに神道無念流の免許を受けたというから、若くして腕の立つ剣士だった。「実録」には、秋山のことを伊豆国の「百姓酒造家次男之由」と書いている（二二三頁）。だが実際の秋山は、武蔵国埼玉郡箱田（熊谷市箱田）の農民の出身だった。伊豆国生まれというのは、出身地を偽ったのかもしれない。ただ、「百姓酒造家次男」と名乗っているので、百姓身分の出身であることは隠していない。

戸賀崎から免許をもらった秋山はそのあと、諸国修行の

旅に出た。「実録」をもとに秋山の動きをみると、出羽国に入った秋山は、亀岡村五台山の文殊尊堂（高島町の亀岡文殊堂）に籠もって一七日の断食をおこなったあと、川井村の堤柳助を訪ねたが、前述のように試合を逃げられていた。その後、米沢藩藩士で夢学流の植松氏に試合を申し込んだが断られ、心地流師範の須藤兵八郎にも断られている（二二三頁）。須藤兵八郎は、心地流開祖の須藤長八郎久利の曾孫にあたる。どうやら秋山は、出羽国ではほとんど他流試合ができなかったようだ。

その翌年あたりのことだろうか。高島藩の代官高橋與三郎が用務で陸奥国伊達郡の大笹生村の佐藤源左衛門宅に行つたさい、秋山がこの地において、堤柳助や米沢藩の師範が試合を辞退したという噂が広まっていたという。腹に据えかねた出羽のできごとを、秋山が言いふらしていたのだ。代官高橋も、心地流師範の堤から指導をうけていたから、その話を聞いて悔しかったに違いない。高島に戻つてから武田軍太に、秋山要助と試合を試してみないかと声をかけたのである。軍太は、後学のために試合をしたいと望んだ（二二四頁以下）。

すると翌寛政九年（一七九七）四月、秋山要助は大笹生村の佐藤源左衛門らと一緒に高島大町の割元、我妻長兵衛

宅に宿を取り、軍太に試合を申し込んできた。秋山の身長は五尺七寸程度、色は白いが眉は太く、獅子鼻で鰐口、顎骨が張っていて、なかなか強面こわもての風貌をしたっていたようだ。軍太は「あつぱれ善き剣術者に御座候」と書いている。試合の噂を聞いた高島藩士や町在の者たちが大勢、見物にやってきたという。

秋山二五歳、軍太二二歳の対決だった。試合での両者の動きも細かく書かれているが、理解と説明が難しいので省略する。試合の行司は、高島藩御用人役の吉田庄左衛門がおこなった。結果は、五試合のうち三度を秋山が勝った。軍太は負けたのである。実録には、そのときの心境が次のように書かれている。

「二二歳にて心地流の免許を受け、二人の修行人にも勝ち、堤柳助にも勝つて自慢げにしてきたが、打ち負けてしまつて心気が消え、実に途方を失つた」(一二五頁)

相当なショックを受けたようだ。その後、軍太は一年ほど外出すらできない状態になった。いっぽうの秋山はこのあと、さらに修行を重ねて、川越、熊谷、飯能、江戸など七か所に道場を設け、二〇〇〇人を越える門弟を擁するほどになったという³⁾。

初めての負け試合で打ちのめされた軍太は、秋山要助の姿が目に見えて悔しく、二、三年は悩まされた。振り切るように、寝ては夢のなかで、起きても一日中、「一心不乱」に剣術の工夫を考え続けた。髪型にこだわっているようでは集中できないと、「ひん(鬢)ハべぎへ」にし、煙管きせるは四寸回りの銀口、煙草入れは紺の木綿製を使うようになったとある。「べぎへ」の意味は不明だが、のちに高島の祥雲寺の住職がやってきて軍太に、髪を「べぎへ」にし、大煙管をくわえ、大きな煙草入れを使っているのは、いかにも「外道」に見えてよろしくない、高島藩の家中や町在で噂になっている、家柄、人物にも似合わざることだ、改めるべし、と忠告をしている(一三五頁)。軍太は、なぜ「べぎへ」にしたかについて、髪を長くしていると負けたときに見苦しいが、「べぎへ」にしていれば組み討ちになったときも見苦しくはないからだ、と弁明している。

しかし、さすがは住職である。秋山要助に負けてから一〇年経つた、以来負けたことがないではないか、いまま修行に励んでいるのだから、もはや負けることもないだろう、以後は人並みにしたらどうか、と心持ちを改めるように説いた。ここまで言われては軍太も素直になるしかない。しからば明日より「足髪」をして人並みに改めると、意見

に従っている。

このやりとりをみると、どうやら「べぎへ」とは、短髪または丸刈りのことのように見える。ボウズ頭で大煙管をくわえている姿は、さながら「外道」、ヤクザに見えていたのかもしれない。あちこちで噂になって住職から注意を受けるほどだから、かなり異様な風体だったのだろう。秋山要助との試合に敗れて一〇年後のことだというから、軍太三二歳のころである。

③ 武元流を創始する こうした経過からもうかがえるように、二二歳のときの負け試合が、その後の軍太の起点になった。相手の良き技を取り入れて新しい技を生み出していくという、軍太の剣術精神は、秋山要助との苦い敗戦が生み出したのだった（一七二頁）。

修行を重ねていた軍太だが、文化七年（一八一〇）八月一〇日、門人に剣術を教授したあと仮眠をとっていると、軍太の夢枕に摩利支天まりしてんがあらわれて、「汝はこれより武元と称すべし」、「今、武元の二字を以て汝に与える。后来、二字を心地に加えて心地武元と称すべし」というお告げがあつたという（二三七頁）。後述するように、軍太はこの時期から、「心地武元流」という流派名を名乗っていたことが確認できる。このお告げの話は、心地流から独立して

新たなに武元流を興す意欲を見てとれる。

ただ、諱としても「武元」を名乗るのは、もう少しあとのようだ。文化九年に軍太が息子の国太に遣わした「印可状」（二三七頁）には、「武田軍太久経」とある。だが文政三年（一八二〇）の「武元刀術之秘奥」では、奥書の署名も「武田軍太武元」となっている（二四〇頁）。文政三年のこの年、軍太は、心地流を完全に脱して「武元流」を名乗ったのである。四七歳のときである（一七三頁）

では、なぜ軍太は新たに武元流を興したのか。その理由もまた、武田家史料のなかに記されていた。文化九年、軍太が息子の国太に与えた伝書のなかに次のようにある（二四〇頁）。

「(前略)

武田久経刀術中興之一卷

右印可之書ハ須藤久利ヨリ伝来之書也。書ハ伝来ス
トイヘト、時移リ人代リテ其術甚衰微セリ。予久経、
十年以前印可書ヲ伝ヘシヨリ、他ノ印可ノ人人ト敵
当シテ術ヲ試ムルニ、吾心地ノ術ハ柔弱ニ流レタリ、
本ヨリノ教ヘ柔ヨク剛ヲ制シ、弱ヨク強ヲ制ストア
レト、剛ヨリ出サルノ柔、強ヨリ出サルノ弱ハ蠅ノ
灯心ヲ玩弄スルカ如シ、又剛強ノミヲ専ラニスレハ

闘鶏ノ如シ、予十年以来、此一事ヲ工風、鍛錬シテ心に会シ、術ニ施シテ始メテ用ヲ為ス事ヲ得タリ」現代文に意識すると次のようになる。

初代の須藤久利が創始した心地流の兵法書は伝わっているが、時移り、人変わるなかで、その術ははなはだ衰微している。自分は一〇年以前に免許を受けてから他流と試合をして術を試してきたが、我が心地流は柔弱に流れている。教えでは、柔よく剛を制す、弱よく強を制すというが、剛より出たものではない柔、強より出たものではない弱は、蠅が蠟燭の火の回りを飛びまわって遊んでいるようなものだ。だからといって剛強だけにこだわれば闘鶏のようなものだ。私はこの一〇年来、これを改善するために工夫・鍛錬し、それを術に反映させて初めて完成させたのだ。

軍太が心地流の免許を受けたのは寛政八年（一七九六）。同じ年に父源之進の師匠である堤柳助を試合で破った。だが翌九年、神道無念流の秋山要助に敗れた。そこ学んだのは、相手の強さをいかに自分のものとするかにあった。この敗戦を機に、軍太はなおさら剣術修行に励んだ。次節で紹介するように、軍太は寛政一年に米沢にある心地流宗家の須藤兵八郎を訪ねていったが、そこで知ったのは宗家

の弱さだった。おそらく軍太は、心地流では他流には勝てないということ悟ったのではないだろうか。それがやがて文化七年（二八一〇）の「心地武元流」となり、ついに文政三年（一八二〇）の「武元流」として結実したのであった。

なお「実録」によると、文化一三年秋に、高島藩から、惣足軽衆への剣術師範を仰せつけられ、扶持米を給付されたとある（二五八頁）。高島藩士にも軍太の門人がいたから、そうした実績が評価されたのだろう。祖父の鳥海山人も、これを喜んでくれた。

また同じ頃、天童陣屋詰めだと思われる佐藤官兵衛と佐藤惣十郎から要望されて、槍術の稽古も始めたところ。これでまた門人が多くなったという（二四三頁）。

6. 六代・国太

後藤光司氏作の「武田家系譜図」によると、五代目軍太は二井宿の島津六郎兵衛の三女こんと結婚しているが、子どもはいなかったことになっている。同家譜に記された六代目は、軍太の弟の国太である。だが文化一三年四月に、仙台藩白石家中の齋直右衛門が武田道場を訪ねてきたさい

の「実録」の記事に、「悴国太」という文言がある（一五五頁）。国太は軍太の悴とされている。実録にはまた、「家督国太死去致」（一七九頁）という記事もある。「家督」とあるので、軍太の跡取りになっていた。

「武田家系譜図」と「実録」に記された国太の事項のズレについては、二通りの解釈の可能性がある。一つは、家譜のいうとおり、軍太に子どもがおらず、国太は軍太の弟だったとする考え方である。であれば、「実録」にある「悴国太」や「家督国太」という表記は、弟国太が兄軍太の養子になっていたからだということになる。もう一つは、「実録」のいうとおり、国太は軍太の実の「悴」であったとする考え方である。そうであれば、家譜の兄と弟という関係を見直さなければならないということになる。ただし本稿では、国太が軍太の実子であるのか、あるいは養子であったのかという点については判断を留保しておきたい。

ところで軍太は文化九年（一八一二）に、「武田久経刀術中興之一巻」（二四〇頁）なる書を国太に与えている。みずからが考案しつつある新剣術の奥義を国太に伝えた書である。あるいはこのとき、軍太は国太に免許（印可）を与えたのかもしれない。武田家としても道場としても、跡取りとして期待していたに違いない。

だが、文化一三年四月に仙台藩白石家中の齋直右衛門が来訪したとき、国太は病床にあつた（一五五頁）。父軍太と齋のやりとりを隣室で聞いていた国太は、修行者らしくらぬ齋の言動に我慢ができず、起き出して意見を述べている。病に冒された身でありながら、そうした気概をみせた。「家譜」によると、国太は文化一三年七月一九日に没している。このやりとりから三ヶ月後には息を引き取ったこととなる。軍太の落胆ぶりが目に浮かぶようだ（一七九頁）。

7. 七代・孫兵衛

家譜によれば、孫兵衛の生年は文化七年（一八一〇）、没年は明治一五年（一八八二）になっている。幼名は良太で、七歳のときに父を失い、四〇歳のときに「伯父・軍太亡ず」とある。前項目でみたように、家譜では父の国太を軍太の弟としていたから、軍太と孫兵衛は伯父・甥の関係だということになる。しかし「実録」には、「武田軍太孫、孫兵衛」（二九〇頁）や、「武田軍太孫之孫兵衛」（二〇五頁）という記事がある。軍太の筆になる記事であるから、孫兵衛が軍太の孫であったことは間違いない。前項で指摘したように、父の国太が軍太の実子であっても、あるいは養子

であったとしても、孫兵衛は軍太の孫であると考えてよい。

孫兵衛の名前は、軍太の祖父の三代孫兵衛（鳥海山人）と同じである。武田家に襲名慣行はなく、しかも七代・孫兵衛が生まれたとき、三代孫兵衛は七三歳で健在だった。

高島藩や上山藩の学問師範を務め、一方で自宅に道場を開くほど剣術にも通じていたから、その学識・技量や人徳の再来・継承への期待を込めた命名だったのかもしれない。

その七代孫兵衛も意気盛んだった。天保七年（一八三六）に仙台藩角田家中の宍戸熊五郎が来訪したさい、宍戸が丸竹ではなく、薨刀での試合を希望したことがあった。孫兵衛はこれに対して、薨刀では当たりが弱いので丸竹で試合をしたいと再三申し入れたが、宍戸は受け入れなかったとある（一九〇頁）。二六歳のときである。

また天保一三年（一八四三）、武田道場にやってきた仙台藩士の会沢喜久之助にも強烈に食ってかかったことがあった。会沢は防具をつけて試合に臨んだが、軍太の門人高羽監物は防具なしの素面・素肌で立ち会った。それでも会沢は負けたのだが、軍太が、では自分は素手で相手しようと言ったとき、会沢は、先ほどは素面・素肌の人を相手にしたので気を使って十分に戦えなかったと弁解した。これを聞いた孫兵衛が怒ったのである。

なにを言うか。先ほどは、鏢も折れよとばかりに二度も

強く突いてきたではないか。当たっていれば気絶していただろう。それなのに存分に戦えなかったとは、修行人らしからぬ負け惜しみだ！と大声で怒鳴りつけたのだった。会沢は一言も返すことができなかったとある（二〇五頁）。

孫兵衛三二歳、軍太六九歳のときである。

高齢でも素手で戦う気力をもった軍太には驚くが、道場破りに猛然と食いつく孫兵衛を見て、軍太は頼もしく思っただけに違いない。

三 剣術道具と剣術道場の実態

1. 剣術道具

「実録」には剣術道具の名称として、薨刀、ひご薨刀、丸竹、木太刀、皮帽子、金面、小手、竹具足、という名称が出てくる。それぞれに簡単な解説をしておきたい。

まず、「薨刀」の「薨やぶら」については、「竹の先を割って束ねたもの」と辞書にはある。その「薨」で作った刀であるから、「薨刀」は竹刀しなひのことだと考えてよいだろう。ただし、ふりがなが付いてないので、「薨刀」を「しなひ」と読ん

でよいのか、そのまま「ささらとう」と呼ぶのかまではわからない。

「実録」に「髷刀^{つば}刃、八ツ割竹え葦を懸」とあるので、「髷刀」は八ツ割りにした竹を葦^{あし}で束ねていたようだ（一三八頁）。また、髷刀の形状がわかる次のような記事もある（二二二頁）。

「敵ハ五尺之髷刀、仙台竹を五六分ニ割り、八九本合セ而、仲を皮ニ而所々ヲ結び、柄に皮を懸ケ髷刀先ハ壹寸余皮懸、鏝は猪之首皮壹枚、鏝木太刀同容之由」

「敵」とあるのは試合をしている場面だからだが、ここで用いている髷刀は、五、六分に割った仙台竹を八、九本束ねて皮で結び、柄^{つか}に皮をかけ、刀の先にも一寸ほどの皮をかけている。現在の竹刀との対比でいえば、竹を皮で束ねているのは中結^{なかゆい}、柄^{つか}にかけられる皮は柄革^{つかがわ}、刀の先にかけている一寸ほどの皮というのは先革^{さきがわ}ということになるだろう（図1参照）。

鏝^{つば}は猪の首の皮を用い、木太刀と同様のものを使っているという。「五、六分ニ割り」の意味がわかりにくい^が、右に続けて武元流の髷刀の様式が次のように書かれている（二二二頁）。

「武元流ハ稽古之砌ハ、握所ハ丸竹ニ而、鏝より先キ

ハ髷^{ササラ}ニ而縊^{ククリ}、皮鏝付、三尺四寸え内毛之皮袋ヲ懸、被打而も不痛容ニ拵置候」

武元流の稽古用の髷刀の造りは、「握所」（柄）は丸竹、鏝より先は「髷」とあるから竹を割いた状態のようだ。一本の丸竹を手元束ねているという形状だろうか。その鏝は「皮鏝」（革鏝）を用いている。打たれても痛くないように刀身に皮袋をかけているともある。袋で包んだ状態のようだ。現在も一部の流派で用いられているという袋竹刀のイメージだろうか。流派によって異なるようだが、竹を三二分割したものや一六分割したものなどが現在用いられているという。武田道場の袋竹刀は、前述のように「八ツ割り」だったということのようだ。

なお右の文章は、稽古のときに使う髷刀のことを書いているが、他流試合のときは違うとある。続けて引用しておく（二二二頁）。

「他流と試合之節ハ鏝付木太刀歟、元竹ニ而鏝付三尺



図1 竹刀の各部名称

四寸之丸竹也、敵に金面、小手、竹具足赦シ候、此方

ハ素面、素手、素体故ニ少も不苦候、若怪我有之砌ハ武者修行人持参之添書之方え為送遣分之事也」

他流試合のときは鍔つきの木太刀か、三尺四寸の丸竹を使うという。しかも相手が面、小手、胴の防具を身につけたとしても、こちらはまったく防具なしで対戦するとある。

小太刀や丸竹は、薙刀と違って怪我のリスクが高い。もし相手が試合で怪我をしたら、添書に記してある身元に送り返すだけだという。怪我のリスクは防具なしのこちらのほうが高いはずだが、それだけ自信があつたのだろう。もちろん、こちらが怪我をした場合は文句をいわないということである。なかなか強気の構えだといってよい。

次の「ひご薙刀」という言葉は、「無念流ハ金面・小手当テ、木太刀同前之ひご薙刀ヲ打而も切先キきけず」（二二四頁）と出てくる。「ひご」で作られた「薙刀」ということだが、「ひご」（籤）とは細かく割った竹を束ねた棒のことである（竹籤）。だが「木太刀同前之ひご薙刀」とあるので、神道無念流は割りの少ない薙刀を使っていたということだろうか。

次の「丸竹」は、割っていない、そのままの竹である。「木太刀」は、木で作った刀、つまり木刀のことである。木刀

はかなり固いが、「丸竹」も打たれたときの衝撃は強い。「実録」にも、「丸竹にて打たれ候は、崎カッパに相成り申すべく」（二三八頁）という記事がある。だからこそ、木刀や丸竹から割竹の竹刀が使われるようになった。軍太の属した心地流や武元流は、基本は薙刀だが、試合では相手によつては丸竹を使うこともあつた（二五九頁、二〇四頁）。

次の「皮帽子」と「金面」は、頭と顔を覆う、今で言う「面」のことだろう。「金面」とは本来、顔を守る鉄筋の部分をさす。現在は「面めんがね金」というようだ。だが、「実録」に「無念流ハ金面・小手当テ」（二二四頁）とあるように、いわゆる「面」と同義でも使われている。なお、文政元年（二八一八）に、直真影流の板倉小三郎が「面、小手、竹具足」を着して、素手・素肌の軍太の門人と試合をして負けているが、「皮ぼふし」（皮帽子）の上から丸竹で打たれて恐れいった、という記述がある（二六〇頁）。また天保年間の記事に、同じ直真影流の修行人は「真綿入之皮ぼうし、金面、小手、竹具足相用ひ候」（二二〇頁）ともある。「皮帽子」は現在、「面ぶとん」と呼ばれている、頭を覆う部分のことである。したがって、「面」は、真綿を入れた「皮帽子」と「金面」から成っていた。

「小手」は「籠手」のことで、手を保護する防具である。

「竹具足」の「具足」とは、甲冑かっちゆうまたは鎧兜よろいかぶとのことだから、竹で作った防具のことになる。ただ頭と顔を保護する防具は「金面」だったから、ここでのいう「竹具足」は竹で作った胸当て、現代の防具の胴のことになるのだと思われる。

これらが「実録」に出てくる主な剣術道具である。だが、薙刀については何種類かの長さがあった。「実録」には、一刀流の会沢喜久之助が四尺六寸（一三八センチメートル）の薙刀を使っていたとある（二〇三頁）。同じ一刀流の佐藤登も四尺六寸の薙刀を持っていたとあるので（二一五頁）、一刀流はこの長さに決まっていたのだろう。また前掲した「実録」の記事には、五尺（一五〇センチメートル）と三尺四寸（一〇二センチメートル）の薙刀が出てくる。五尺の薙刀を使うのは直真影流、三尺四寸は軍太の武元流である。「実録」の他の箇所には、直真影流の男谷精一郎の門人で大柄な嶋田虎之助は五尺六寸の薙刀を使っていたとある（二一九頁）。

江戸時代後期に竹刀稽古が普及すると、試合を有利にするために、四尺を越える長い竹刀が使われたという。「実録」に出てくる一刀流や直真影流の薙刀が四尺を越えていたのは、これにあたる。それに比べ武田道場が用いる三尺四寸は短いほうだった。長さに三〇〜五〇センチメートルもの

差があれば大いに不利になるだろうが、軍太は「此方ハ三尺四寸之薙刀ニ而、全勝ヲ得ル事、掌ニ有之候」（二一九頁）と書いている。薙刀の長さなど問題ではない、全勝すると喝破した。相当な自信である。軍太の生真面目さと堅実さがうかがわれる。ちなみに、現在の竹刀は、全日本剣道連盟の基準によると、一般用は三尺九寸（一二〇センチメートル以下）とのことである。

2. 剣術道場の広さ

① 武田道場の規模 「実録」には、剣術道場の広さについて触れた記事がある。天保十三年（一八四二）、仙台藩士で木葉一刀流の会沢喜久助が来訪したときのことだ。試合の様子は後述するが、軍太は自分の道場について次のように書いている（二〇七頁）。

「拙者道場ハ、六尺三寸之壱間ニ而式間之式間半、南北ニ縁有り、西ニとご有、東ハ同間ニ候」

わかりにくい表記になっているが、「壱間」というのは畳の縦の長さをあらわす一間のことである。その一間が六尺三寸（一九一センチメートル）だということなので、これは京間だと考えてよい。畳には京間と江戸間（関東間と

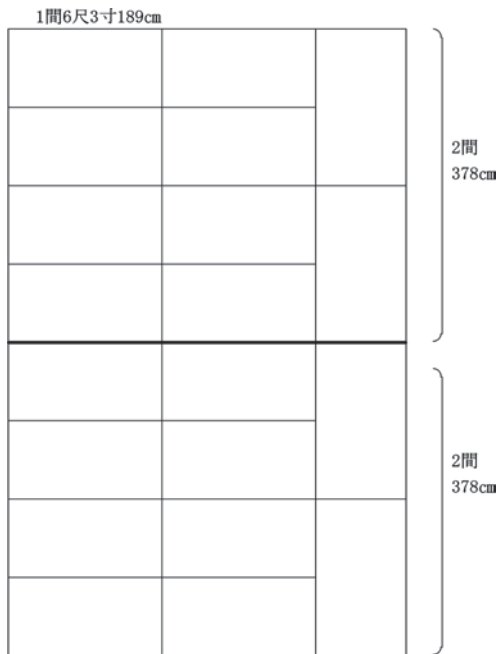
も言う)があつて、江戸間は京間よりも狭い一間六尺(一八二センチメートル)だった。畳の横は縦の半分なので半間ということになる。これを念頭に武田道場の「式間之式間半」を考えると、長さが二間と二間半の一〇畳間ということになる。「東八同間二候」とあるから、隣接して同じ広さの部屋があつた(図2参照)。南北に縁側があるから、それを合わせると、かなりの広さになる。

天保一四年に水戸藩の佐藤登が来訪したとき、大勢の見物人も見られるように「座鋪片付け、送戸、引戸、障子はずして」(二二四頁)試合の準備をしたとある。来客試合は、座敷を道場にし、二間を仕切っている障子だけではなく、すべての仕切り戸を取って開け放し、外からも座敷のなかの様子が見えるようにしたということである。また同じころ、軍太が免許を与えた渡辺歙蔵が江戸から戻ってきたとき、師匠軍太との試合を期待して安久津村の若衆らが「座敷」(二二七頁)の前に集まっていたとあり、軍太の孫の孫兵衛とのやりとりも「二ノ間」(二一八頁)でおこなつたとある。一〇畳二間というのは、この「座敷」と「二ノ間」にあたるとみてよい。

聞くところによると武田家には、母屋の一〇畳二間(座敷と二の間)を道場として使つたという伝承が残されてお

り、これらの記事と符節が合う。江戸時代に建築された母屋の座敷には、竹刀傷も残っているという。

② 天童近郊の久野本村の道場 軍太が出稽古を依頼された天童近郊にある久野本村の道場は、同村の医師鑑水多仲の屋敷の土蔵の二階を利用していた。土蔵は幅四間、長さ一〇間ほどだというから、かなり大きい。二階のうち半分は座敷、半分を道場にしていた。だとしても道場の広さは、四間と五間(四〇畳)という、かなりの広さになる(二四九頁)。



*畳の敷き方は一例

図2 武田道場の広さ

③ 米沢の心地流須藤道場 武田軍太は寛政一一年（一七九九）に、心地流の宗家である米沢の須藤道場を訪ねた（第二章四―2）。このときの記事のなかに、道場の規模について、「南北三間、東西二間之道場」（二二八頁）と記している。三間×三間の六坪だから、一二畳の広さである。

④ 牛谷家の長屋門道場（山形県川西町） 論説編第一章四―6で紹介した出羽国置賜郡大塚村（山形県川西町）の牛谷家の道場は、武田道場から一五キロメートルほどの距離である。同家では屋敷地にある長屋門の一室を道場としていたと伝えられている。現在は、川西町の指定文化財として保護されている（一九頁の写真参照）。

牛谷家の心地流は、武田軍太が属していた流派である。軍太が米沢の心地流宗家である須藤兵八郎を打ち負かしたのは、寛政一一年（一七九九）であるから、どこかに接点があったかもしれない。

図3を参考に牛谷家の長屋門の規模をみると、全長一〇間、奥行二間、高さ三間である。門の北側（図の右側）は三間だが、板戸が二つあり、板敷き（一・五間）と土間（一・五間）の部屋になっている。それぞれに武者窓がある。門扉部分は三間、門の南側（図の左側）は四間で出格子が

あり、中は土間になっている。この部屋が道場に使われたと伝えられている。一六畳の広さである。

⑤ 江戸の道場 「実記」には、江戸の道場の広さについても書いている。これは軍太が直接見たものではなく、江戸修行に出た門人の寒河江（熊谷）倉之丞から聞いた話である。神道無念流の岡田十松の道場は、「玄関二間四方に三方板張也」（一六二頁）とある。玄関は二間四方の広さだとした場合、相当に立派な道場である。道場では岡田十松が上座に座り、左右に八、九人ほどの旗本、そのほか一〇〇人を超える門人がいたという。これだけの人数を収容できる道場の規模は相当なものだろう。実際、「広き道場」（一六六頁）という記事もある。

ただ一方で、寒河江倉之丞が江戸で訪ねた高名な二九軒の道場について、「道場は荒増五尺間一間にて二間四方也」（二〇七頁）とある。道場の広さが通常の二間四方だとす



図3 牛谷家の長屋門道場

れば八畳間ということだが、道場としては相当に狭い。剣道関係者の話によれば、打ち合い稽古ではなく型稽古であれば八畳間でも可能だという。たしかに、長屋で道場を開いていたという古典落語の話などもある。だが「実記」には、「五尺間一間」ともあって、その解釈がむずかしい。通常は六尺で一間（一八〇センチメートル）だからである。五尺で一間だとすれば一五〇センチメートルになる。それが「二間四方」だとすれば三メートル四方の広さになる。八畳間よりも、もつと狭い。あるいは、この記述には別な解釈があるのかもしれない。後考に俟ちたい。

なお、岡田道場で十松の左右に並んでいた旗本というのは幕臣の旗本のことだろうから、庶民出身の道場主に、旗本クラスの侍たちがたくさん入門していたことがわかる。こうした記事からも、武術は身分ではなく、技術（腕前）が上下関係を律していたということを理解できる。

3. 具足を使う流派

武田道場に見参して試合を申し込んだ流派は一八流派を
確認できるが（後掲の表1参照）、防具を使ったことがはつ
きりしているのは、直真影流（一五五頁、一五八頁）、神
道無念流（一二四頁）、一刀流（一八二頁）、木葉一刀流

（二〇四頁）、青柳生心眼流（二六八頁）である。ただし、
これ以外の流派が本来、防具を使わない流派であるのかど
うかは、「実録」だけではわからない。なぜなら、武田道
場が他流修行者を受け入れるにあたっては、「口上書」に
あるように素面・素手で対戦することを原則にしているか
らである。したがって自流では防具を使う流儀だとしても、
武田道場で試合をするさいには素面・素手で戦った可能性
があるからだ。ただし、どうしても防具を使いたいと希望
した流派もある。

たとえば文政元年（一八一八）一月。上州から直真影流
の板倉小三郎が来訪したさい、直真影流は面、小手、竹具
足を着用して稽古をしているので、道具を使うことを御免
願いたいと申し出ている（一五八頁）。それに対して軍太は、
面、小手、具足は用いない、貴公の道場へ行けば、こちら
も道具を付ける、訪問した道場の流儀で試合をおこなうの
が日本一統の道場の礼儀だ、と答えている。

だが板倉が、万一、怪我でもしたらこれから「日本修行」
に行けなくなるので試合はしないと消極的になった。軍太
は当道場の薙刀でも痛くないようにするからと試合を勧め
たが、それでも尻込みするので軍太が、ならば当道場の例
には背くことになるが、甲かぶとなり何なりと勝手次第に使うが

よろしかろう、こちらは袴に浴衣一枚の袴掛たすきがけでお相手いたす、ただし、そちらの觔刀は木太刀同然のものなので、こちらは丸竹に皮懸けした竹刀を用いるがそれでよろしいかな、と言った。板倉の竹刀は木太刀のように固いので、こちらもいつもの割竹の觔刀ではなく丸竹に皮袋をかけたもの（袋竹刀のことか）を使いますぞ、ということである。向こうは防具で身を固め、こちらは防具なしの浴衣一枚なのだから、竹刀は少し固めのものにさせてもらいますよということだろう。

軍太の門人三人と試合をした結果、板倉は全敗した。お相手できる門人はまだたくさんいますが、一休みされたあとに試合をなされますかと軍太の門人が声をかけると、板倉は、そちらの御流儀は前後左右の動きが自在で誠に恐れ入った、とても及ぶところではない、ご免願いたいと、いさぎよく降参した。ただ板倉が異色だったのは、「私、少々学文仕り候につき」と、鳥海先生を紹介してほしいと求めたことだ。鳥海先生とは軍太の祖父で、漢学者の鳥海山人のことである。祖父のいる学館に案内したところ、屏風の漢詩も鳥海山人の詩集もすらすらと読んだという。おそらく鳥海山人の作だと思われる「四十七士の詩作」も写し取っている。「四十七士」とは忠臣蔵で名高い赤穂四十七士の

ことで、彼らを追慕する詩が多くの人によって詠まれている。板倉は鳥海山人の詩を気に入ったのだろう。武士の多くは幼少のころから文武両道の教えを受けてきているが、修行旅に出るほどの剣術の腕と、むずかしい漢詩をすらすらと読みこなすだけの教養をもっていた人物は、そう多くはないだろう。

板倉はその後も二、三日逗留し、剣術も習ったという。文武に通じた剣客だったようだ。門人たちからは、また試合をしましょうと勧められたが、「皮帽子」（面）の上から丸竹で打たれたことに相当懲りたよう受けなかつたという。武田道場を辞したあとは会津に向かっている（一六〇頁）。

四 武田軍太の剣術

1. 武田道場の来訪者たち

表1は、「武者修行人之御姓名并口上書」（史料編2）、および「実録」記載の「武田軍太宅え相尋来候剣術修行人之姓名、前段二記候得共、俄二修行人之名見候二早速不得見候二付、一処二為寄記置」（一八五頁）と但書きされた

表1 武田道場の主な試合一覧

	年号	流派	所属・出身	名前
1	寛政4年(1792)8月20日	夢想流	会津藩士	鈴木胡左衛門
2	寛政6年6月20日	剣極流	会津藩中	野村金太郎
3	寛政6年9月15日	zzz	大坂	黒田近左衛門
4	寛政7年(1795)4月16日	真極流	土井炊頭様(古河)藩士	関戸正七
5	寛政8年(1796)	心地流	高島師藩師範・川井村	堤柳助
6	寛政9年(1797)月18日	(神道)無念流	伊豆之国在	秋山要助
7	寛政10年(1795)5月20日	雲光流	江戸本郷二町目	山脇源次郎
8	寛政11年(1796)4月16日	心地流	米沢藩藩士	長谷川軍太、於：米沢藩師範 須藤兵八郎道場
9	文化元年(1804)6月25日	同	同 須藤長八郎門人	佐藤英蔵
		卜伝流	米沢藩家中	早川角弥
		心地流	米沢藩士	福崎龍蔵
		夢学流	米沢藩家中	安達安右衛門
		心地流	米沢藩家中	鈴木倉右衛門
10	文化元年(1804)8月13日 *寛政10年(1798)6月5日 ともある)	心地流	(??) 上州田子郡岩崎村 (山崎村)	吉田弥源治
		柳生流 (青柳生流)		
		心地流	米沢藩家中	鈴木惣五郎ら4人
		無念流	最上大蔵村	稲村久松
		無念流	最上大蔵村	稲村七十郎
12	文化5年(1808)11月18日	無念流	最上山野部村	渡部仙蔵
		真極流	天童一日町自性院道士門人	関久蔵、古瀬熊吉ら
		神道無念流	村山郡大蔵村稲村道場門人	江戸岡田十松門人8人
13	文化7年(1810)3月	林崎無想流	正福寺山伏	仙山
14	文化7年(1810)7月26日	真極流	寒河江村医師	池田尚玄
15	文化年間か	夢想流(柔術)	荻野戸村	長吉
16	文化13年(1816)4月4日	直真影流	仙台白石家中	齋直右衛門
17	文化13年(1816)8月27日	本葉一刀流(影 山流ともあり)	二本松藩士	鈴木七郎
18	文化14年(1817)3月3日	一刀流	江戸八丁堀	鏡新八郎
21	年不詳	心地流	米沢藩士	穴沢吉右衛門
		同	同	屋代英治
		普学流	同	二人
22	文政元年(1818)11月4日	直真影流	江戸下谷赤石郡司兵衛門人 上州岡山渋川村郷士 上総国山辺郡渋川郷士ともあり	板倉胡(小)三郎
23	文政2年(1819)10月10日	先真答相流	伊達保原村	遠藤弥五七、弥五郎ともあり
24	文政4年(1821)7月5日	真影流	信夫郡福島家中	高橋惣之丞
25	文政年間か	二天流(十二 天流ともある)	越後村上藩士	工藤源右衛門
26	時期不明	青柳生心眼流	仙台藩士	二名
27	時期不明	一刀流	白川	森本與市
28	天保7年(1836)8月9日	無念流	仙台角田藩士	穴戸熊五郎
29	(天保13年以前)	不明	秋田藩士	不明
30	天保13年(1842)3月11日	木葉一刀流	仙台藩士	会沢喜久之助
31	天保14年(1843)閏9月22日	一刀流	江戸宮之内龍三郎門人	佐藤登
*このほか米沢藩中より大勢試合望みあり。門人に打ち負け。同郡ゆえに年月日記さず。名乗らざる衆も大勢あり。				

「実録」185頁および「武術修行人之御姓名并口上書」等より作成

箇所にある流派と人名、これら名簿にはないが「実録」本文に登場する修行人たちの名前を集計したものである。三二組四〇人が判明する。記録するのを失念した者もいると軍太も書いているので、実数はこれを越えていることになる。

これまでの研究によると、剣士の廻国修行（武者修行）が展開するのは文化期（一八〇〇年代初頭）以降とされていたが、本「実録」では、それより早く寛政四年（一七九二）の事例から確認できる。会津などの比較的近場だけではなく、大坂、江戸などからの来訪もあった。長尾進氏が紹介した武蔵国持田村の大原傳七郎による寛政期の廻国修行の事例と合わせると、剣士の間では文化期よりも早く廻国修行が一般化していたことを確認できる。⁴

武田道場では、寛政四年（一七九二）から天保一四年（一八四三）までの五二年間に、年平均一人程度は来訪者があったということになる。天保一三年に仙台藩士の会沢喜久之助が来たときには七年ぶりの修行者だと軍太は喜んでいたのである（表1-30）、そう頻りに修行人が来ていたわけではない。江戸のように剣術者が多ければ、有名道場への他流試合の訪問者は少なくないだろうが、出羽国の在方にある道場であることを考えると、これだけの来訪者があ

るということは、やはり武田道場の名前がそれなりに広まっていたからだろう。

江戸に出た父の源之進に代わって軍太が武田道場を引き継ぐのは、寛政八年からである。したがって同七年までの来訪者は、源之進が道場主の時代のことになる。あげられている1〜4までの四人は、いずれも軍太が対戦して勝った相手である。一〇代後半から二〇代早々の、若かりしころの戦歴であるから、上り調子で勢いをつけることになった。それに輪をかけたのが、同八年の高島藩士や米沢藩士の門人を持ち、父源之進の師範でもあった川井村の堤柳助との試合に勝ったことだった。

父源之進が修行のために江戸に出て、あとを託された軍太は父の師匠である堤柳助を訪ねて門人になろうとしたのだが、試合をしてみると、堤にも打ち勝つという結果になった。心地流の師匠筋もたいしたことはないということでも、もちろん門人にはならなかった。だが高くなったその鼻をへし折ったのが、翌寛政九年に来訪した神道無念流の秋山要助だった（表1-6）

軍太は終生、神道無念流に強いライバル心を抱いているが、それはこのときの敗戦がトラウマになつていたからかもしれない。悔しさに耐えながらひたすら修行を積み、秋

山から受けた「恥を雪ぐ」(一二五頁)のために、次の修行人が来るのを心待ちにするほどであった。そのかいあって翌寛政一〇年、江戸からやってきた雲光流の山脇源次郎を破ったことで自信を回復し(表1-7)、以後は負け知らずとなった。

寛政一一年、軍太は米沢藩の師範で心地流の宗家である須藤兵八郎道場を訪問した(本章四-2)。世評で名人と名高かったので、教えを請い、門人になるつもりだったが、門弟筆頭の長谷川軍太を武田軍太が打ち負かし、門人にもならなかった。その意返しに、寛政一一年から文化元年にかけて、須藤門人である一〇人の米沢藩士が武田道場を訪れている(表1-9・11)。だがすべて、軍太の門人が打ち負かしている。

軍太が天童に道場を開いたのは文化七年(一八一〇)のことである。天童の町場以外にも、近辺の中野目村や羽入村、さらに久野本村や尾花沢村にも出稽古をしている。表1-12と17は、天童の道場やその近在で手合わせしたものである。17は柔術の使い手だが、天童近在の山伏や医師などが試合を申し込んできているのは面白い。

これだけでも庶民剣術の盛んな様子をうかがうことができるが、表1-12の最上(村山郡)大蔵村らの三人と、14

の大蔵村稲村道場との、文化年間の二度の試合は、軍太の心地流と、江戸の流派として名高い岡田十松の神道無念流の勢力争いとして興味深い。流派の争いの具体例を出羽国で確認できるのは貴重である。この対決については、のちに詳しく紹介する。

2. 米沢藩心地流宗家須藤道場での試合

武田道場を開設したのは三代目孫兵衛(鳥海山人)だが、師範は、初代が田代進左衛門、二代目が堤柳助、三代目は父の源之進である。武田軍太が免許を受けたのは寛政八年だが、父の源之進は同年に江戸に出ているので、軍太が四代目師範になったのは、おそらくそのときからだろう。したがって、表1にあげた武田道場の試合一覧のうち、寛政八年以降が道場主軍太の試合になる。

道場を継いだとはいえ、まだ若年の軍太には「式十式歳にて印可(免許)は請け候えども、芸術何分、心底に任せず」(一二〇頁)というように、まだ未熟だという自覚があった。そのころ、米沢藩の心地流師範である須藤兵八郎は、曾祖父で同流開祖の須藤兵八郎久利よりも上手なりとの噂が立っていた。それを聞いた軍太が祖父の孫兵衛(鳥海山

人)に、ぜひ須藤氏と稽古をしたいと相談したところ、奇特なる心懸け、行くべしと励まされている。初代須藤兵八郎の孫弟子である田代進右衛門が武田道場の最初の師範であつたから、宗家の門人になつて腕を磨きたいと考えたのだろう。

そこで寛政十一年(一七九九)四月、軍太は米沢の須藤道場に行った(一二六〜一三一頁)。だが、須藤は剣術談義には乗つてこないし、剣術の腕前もさほどではなかつた。道場では須藤の兄弟子で米沢藩士の長谷川軍太が稽古をつけており、道場のなかで誰も勝てるものはいなかつた。師範の須藤氏とも試合をしたが、長谷川に打ち込まれるありさまだつた。これを見た武田軍太は、須藤氏は世間では名人といわれていたが、とても名人にはみえないと書いている。ちやうどこの日は、武田道場二代目師範だつた堤柳助の悴の周八が稽古に来ていたが、長谷川に子ども同然に扱われて齒から血を流したという。門人は、堤周八以外はみな米沢藩士だつた。

武田軍太は、朝の五つ時(午前八時頃)から七つ時(午後四時頃)まで稽古の様子を眺めていたが、長谷川が武田に近寄つて、試合をしないかと声をかけてきた。そこで試合をしたが、三度とも武田が勝つた。長谷川軍太は悔し紛

れに、貴様の剣術は剛気すぎてよろしくない、無理な剣術だと批判をしている。だが、武田は強く言い返している。無理なのは往生際の悪いそちらではないか。わが道場は父の時代から修行人を受け入れて、勝つた人を尊び、負けたならばその術を習つてきた。これがお互いの芸道の励みになるものだ、云々と演説をしたのである。武田軍太の勢いに押されてか、長谷川軍太は一言も発することができなかった。須藤兵八郎も頭を下げて口をつぐみ、大勢の門人も青ざめていたという。

長谷川軍太は、須藤兵八郎の兄弟子だつた。しかも道場主よりも腕が立つのだからということなのだろうか、道場では長谷川のほうが須藤の上座に座つていた。道場主の權威も形無しである。しかも、その長谷川を武田軍太が打ち負かしたのだから、黙るしかなかった。だが武田軍太は、ここで下手に出ている。長谷川との試合には勝つたが、多数の門人と対戦したのではどうなるかわからない。そこで須藤の下座に着して、近日中に改めてお伺いをし、門人にさせていただきたいと願つたのである。須藤のメンツを立てたのだつた。頭をあげた須藤は、遠慮なくお出でくださいと言ひ、そのあと長谷川のほうを向いて、今日は試合ご苦労、と言つたという。

武田軍太は長谷川軍太への評価を、次のように書いている。長谷川は生来剛気で米沢藩では上手とされているようだが、諸国の諸流と試合をしていないので自分の芸芸を試していない。我こそは最も上手なりと思ひ込んで、自分の芸のほどをわかっていない。長谷川は井の中の蛙だ、と評している。それは長谷川だけのことではなかった。米沢藩では藩中から在々にいたるまで、達人な修行者が来ても一人として試合をする者はいなかったともある（一三三頁）。どの流派でもそうした傾向にあつたことは、前述した秋山要助の例などからもわかる。心地流もそうだった。藩士の道場は負けるとメンツがつぶれるからだ、と武田は書いている。

だが、同じ心地流でも軍太は、他流との試合を歓迎していた。庶民道場主の軍太は、試合に負けても、それを糧に強くなればよい、という考えだった。だからこそ強くなれたのである。第一章で述べたように、幕末の「武術英名録」で名剣士として名前を挙げられているのは、庶民出身が九六パーセントで、武士はわずかに四パーセントにすぎなかった。同じ武芸を修練するにしても、こういうところに気概の差があらわれていたのだろう。庶民剣士が活躍するのは当然かもしれない。

この須藤道場での一件を軍太はのちに、「向こう見ずの血気の至り」だったと書いている（一三三頁）。軍太二五歳のときのことだった。

ところで、須藤氏の門人になるとは言ったものの、軍太にその気はなかった。米沢に行かなかったのだ。すると二ヶ月後の六月に、米沢藩士六人が軍太の道場に押しかけてきた。それが表1の9である。その場にいた門人と対戦させたところ、藩士の五人は負け、一人は試合をしなかった。夢学流の藩士は、他流とは試合をしないと云ったそうだが、何をしに来たのかということになるが、なぜ須藤道場に来ないのかと問詰しにきたということだったのかもしれない。彼らが道場に来たときは軽く頭を下げた程度で挨拶もちゃんとしなかったが、試合のあとに酒肴をふるまったところ、酌配して頭を座につけるほど丁寧になったとある（一三三頁）。

そのあと八月にも米沢藩士らが突然やってきて、試合を申し込んだとある（表1-11）。門人に相手をさせたところ、四人を打ち負かしている。にもかかわらず、そのうちの一人が軍太に対して、先生と試合がしたいと言った。軍太は、もう一度門人と試合をして勝ったなら、拙者がお相手をいたそうと答えた。悴の国太が相手をしたが、いくらやって

も勝てなかったという。その後も二、三人連れでやってはくるが、いつも軍太の門人に打ち負かされて帰ったとある(二三三頁)。

なお、米沢市広幡にある成島八幡神社には、「心地流剣術須藤七右衛門久豊伝流、一刀流居合早川宅右衛門秀正伝流」の門人たちが、文政四年(一八二二)に奉納した剣額が掲げられている。須藤七右衛門久豊は軍太が訪ねたときの当主ではないが、参考までに奉納額の写真を紹介しておく。

3. 軍太、天童に進出

軍太が最初に天童に道場を開いた年代は、文化七年(一八一〇)だと思われる。「実録」には、「文政七年午三月中旬二、武田軍太三十七歳二而諸流と琢磨致、我が悪キを捨、敵之善キを取、致修行候上、最上天童え罷出候所」(二三七頁)とある。この文面通りであれば文政七年に天童に出たことになるが、軍太が三七歳だとすると文化七年になる。しかも同年は「午」年であるから干支も合致する。そこでここでは、右の「文政七年午三月」は、「文化七年午三月」の誤記だとしておく。なお軍太の道場は、天童の



成島八幡神社(米沢市)に奉納された「心地流剣術」と「一刀流居合」の献額

五日町にあった(二四二頁)

軍太が天童に道場を開いて間もなくのことだが、軍太の宿に、天童城下町の一日町にある自性院道士の真極流道場の門人たちが押しかけて試合をしている(一三七〜一四〇頁)。このとき軍太は関久蔵ら多数と手中一枚で対戦したが、すべての相手を翻弄した。道士とは翌日、薙刀での試合を約したが、指定された場所の愛宕山(天童市)に道士はあらわれず、やってきたのは三人の門人だけだった。しかもその三人から軍太は、薙刀を打たず、突かず、転ばず試合をするようにと要求されている。前日、同門衆が手

中で対戦して負けているので、薙刀を持って、それを使うなどということだろうか。こういう無茶な要求に動じることもなく軍太は、これまで幾人もの修行人と試合をしてきたが、こんな要求をされたのは初めてだ、しかし何ごととも修行なので相手をいたそう、と応じている。

最初に真極流の免許持ちである瀬尾岩助と対戦したが、相手の剣先をかわしながら薙刀を面前に突きつけて勝っている。次の古瀬熊吉も、激しく打ち込んでくるのを巧みにかわして薙刀で押さえ込んだ。もう一人いたが、怖れをなして逃げ去った。この試合のあと、軍太と手合わせをした関久蔵や古瀬熊吉などの自性院門人や、愛宕山での試合の見物人などから三六人が軍太の門人になったという。見物人は三〇〇人余いたとある。

対外試合をするということは、流派をアピールし勢力を拡大する大きなチャンスだった。この後、天童近郊の奈良沢村の今田弥次兵衛と上野弥藤次の二人がやってきた。村方の者たちが剣術稽古をしたいと希望しているので、師範として出張してくれないかという依頼であった。行ってみたいところ、多くの奈良沢衆が集まって昼夜稽古に励んだという（一四〇頁）。村人が自分たちで開いている村民道場である。

その奈良沢村の道場に突然あらわれたのが、隣の萩野戸村の長吉だった（一四〇〜一四二頁）。いきなり居間の戸を開けて、名乗りを始めた。拙者は萩野戸村の柔殿やわらどのといわれる長吉である。四十八手はすべて身につけた。去々年、山形藩の侍二人と試合をして勝った。仙台の侍にも勝った。江戸や伊達など諸流儀の者四、五人とも取り合ったが、みな拙者に負けた、と自慢を始めた。

柔術の使い手で、すぐにでも組み手を始めようとしたので軍太は言った。貴殿は、拙者が剣術だけしか知らないと思っているようだが、四十八手はともかく、いろいろと習い覚えておる。貴公ごときはこの軍太に及ぶまい。貴殿の門人はたくさんいるとのことだが、門人のうち上手な衆を五、六人連れてまいれ。拙者、棒（術）



軍太が試合をした愛宕山（天童市）

は鹿島流、柔は無想流、剣術は心地流、鎧は伊藤流、長刀は卜伝流だ。そのうちのなんなりとも、お望み次第にお相手をいたそう。明日お出でか、いつお出でになるか日取りを決めて帰られよと言ったところ、頭を震わせ、赤面して出ていったという。

このやりとりを聞いていた門人たちが、先生は手技もできるのでかと尋ねると、軍太は剣術は死に物狂いで稽古をしたが、じつは棒と柔はやったことがないのだ答えている。柔術でもなんでもできるぞ、というのははったりだったわけだ。門人たちは、「一理万通」だと大いに感心した。その後、長吉があらわれることはなかった。

またある日、天童から山形へ向かう途中のこと、行き違った山伏から声をかけられた（一四一〜一四三頁）。このころはまだ、「べんごう」の異様の風体をしていたからかもしれない。相手は正福寺の住職の仙山だと名乗った（正福寺は近在では東根市と山辺町にある）。拙僧は小さいころから剣術が大好きで、最初は一心流、次は仙台に出て七、八年、林崎無想流を学んだと名乗った。林崎夢想流の創始者は出羽国楯山林崎（現・山形県村山市林崎）の生まれで、元和三年（一六二一年）に没しているから、戦国時代から江戸時代初めの剣客である。居合（抜刀術）の達人で、廻

国修行をしたことから諸国に弟子がおり、各地に同流が伝承されたという⁵。仙台藩にも同流の武芸者がいたので、仙山はそこで修行したということである。林崎甚助を祀っているのが、山形県村山市の居合神社である。現在でも全国から居合いの修行者が来訪しているという。

その山伏仙山が、自分が青眼に構えれば誰にも負けないと豪語したので、軍太は拙者も諸流には負けないが、やってみなければわからないので試合をしてみようと、天童五日市町の道場に誘った。もし自分が負ければ金一〇〇疋と酒一升、それに拙者および天童と奈良沢の門人たちが残らず貴僧の門人になろう。だが、もし貴僧が負ければ酒一升と烏賊一折で門人にしてつかわすという条件だった。それはおもしろいと仙山も応じたが、試合をしてみたら軍太の勝ちであった。約束通り、仙山は軍太の門人になった。

その後、天童領の中野目村と羽入村（いずれも天童市）に道場を開き、天童の田町にも道場を建てたとある（一四三頁）。五日市町道場という名前は、この前後にも出てくるので（一四四頁）、天童には二軒の道場があったのかもしれない。軍太が高島にいるときは、門人の佐藤雄吾を名代として村山郡に遣わし、道場回りをさせている。このころ、天童陣屋詰めの佐藤管兵衛から鎧、長刀の稽古をしたいと

頼まれたので、金面、小手、竹具足を取り寄せて、これらの稽古も始めたところ、続々と入門者が来た（一四三頁）。

こうした軍太の噂を耳にしたからだろうか。山形藩の高山甚五兵衛という重役から、剣術の話を書きたいので、今度天童に来るときには立ち寄ってほしいという要請を受けている。高山は、もと高島藩士で、軍太の祖父の鳥海山人（孫兵衛）の門人でもあったが、山形藩家中に養子に入つて重役を務めていた。軍太が活躍しているという噂を聞いて呼び寄せたのである。このとき高山は山形藩中に軍太との対戦を望む者を求めたが、だれも参加しなかった（一四七頁）。

その後、天童近郊の久野本村から道場をつくつたので師範をお願いしたいという依頼があった。鍮水多仲という医者の土蔵を道場にしていた。土間は四間・一〇軒で、その二階の半分が座敷、半分を道場に使っていた。かなり大きな土蔵だった。大勢の入門があった（一四九頁）。

あるときまた、仙台藩の犬塚佐仲先生から真極流を長年教わってきたという、寒河江村の医師池田尚玄という者が、稽古を拝見したいと道場にやってきた（一四九頁）。医師に勝つてもおもしろくはないということで軍太は手中、池田は薙刀で対戦した。「実録」に書かれた動きは難解で再

現しにくいのが、軍太は手中で刀をかわしながら、組み討ちや投げ技も使つて勝っている。後日、その池田があらわれて、軍太の技を誉め、詩三首を献呈されている。

その後、軍太の宿所に天童田町の御用達商人船山浅治なる者がやってきて、尾花沢村の柴崎弥左衛門からの依頼だとして言うには、同村の剣術師範をしてほしいということであった。柴崎家は尾花沢村の名主であり、柴崎家の倅をはじめ町内の者や出家（僧）にいたるまで剣術の稽古をしたいと望んでいた。ここでも庶民たちの剣術願望の強さがみてとれる。柴崎家近くの空き家を道場にしたらえており、稽古を始めたところ、老若男女の見物人が隣村の大石田村あたりからもたくさん集まった。尾花沢は幕府領であり、代官陣屋もあつたことから、役所の手代衆も稽古にやってきた（一五一頁）。

尾花沢道場でしばらく稽古を続けていたあるとき、谷地やちの名主九郎右衛門ら、神道無念流の三人がやってきた。門人の柴崎左右治郎や弟の理助が対戦したところ、なんと練習を始めて一〇日程度の両人が、長年稽古をしてきた神道無念流の谷地の衆に勝つたという（一五四頁）。こういう話をほかでも書いてるので、指導が上手だったのだろう。その後、門人らと銀山温泉に入湯に行き、馳走を受けてい

る。

以上のように、文化年間に入ると天童での動きが目立つようになっている。織田家は出羽国では置賜郡高島六か村と村山郡天童に一〇か村の知行地があつたから、その縁で天童へと活動が広がっていったのだろう。

ところで、尾花沢の師範の話は軍太が三八歳のときだというから、文化九年（一八一二）のことである。幕府は文化二年に百姓武芸の禁止触れを出しているが、幕府代官所の役人である手代たちが、こうして庶民道場の稽古に参加していたのだから、禁止触れと実態には大きな乖離があつたといわなければならない。

4. 神道無念流との対決

① 文化五年の試合 文化五年（一八〇八）一月七日のこと、小郡山の武田軍太の家に出自国村山郡大蔵村の稲村七郎左衛門弟の七十郎、七郎左衛門悻の久松、それに山野辺村の渡部仙蔵の三人がやってきた（一三五〇一三七頁）。彼らが言うには、ここ一五年来、武田軍太殿のご高名をお聞きして参上した、ついでには門人衆および軍太殿との試合を願いたい、ということだつた。一五年前あたりといえれば、

二〇歳前後に軍太が他流試合で勝ちを重ねていたころということになる。まだ天童に道場を開く前だから、軍太の名声が村山郡にまで聞こえていたということである。

「実録」によると、村山郡最上川の西では、神道無念流岡田十松の門人関口楯之助を江戸から招いて、武芸を好む者たち一〇〇人ばかりが稽古をしている由、とある。どうやら、剣術稽古で勢いづいた神道無念流の若者たちが、対抗心を燃やして軍太の道場に他流試合を申し込んできたというこのようだ。

大蔵村の稲村家というのは、論説編第一章四で紹介した山辺の道場を開いている家である。稲村はこのとき、まだ師範の免許を受けていなかったから、江戸から岡田十松の門人である関口楯之助が出稽古に来ていた。近の一〇〇人ほどが稽古していたというから、地域での剣術熱も盛んであつた。

稲村ら三人が訪ねてきたとき、折悪しく、軍太の妹が「九死一生」の大病で伏せていた。医者や親類縁者も集まっていたということなので、相当に重い状態だつた。修行人との試合は断らない軍太であつたし、しかも遠路わざわざ訪ねてきたことから、さすがに迷つたようだ。試合を受けてよいかどうか、妹に聞いてみると答えた。そこで寝間に入つ

て事の事情を妹に話したところ、「兼ねて御好望の道」なので遠慮なく試合をなされよ、ということだった。さすがは我が妹よ、と涙をもらしたとある。試合は、翌日八日ということになった。

ちなみに、「実録」では、村山郡の三人が来宅したのは、「文政五年辰十一月七日」となっている(二三五頁)。だが、文政五年は「辰」ではなく「午」であり、「武田家系譜図」によると妹の「おえつ」が亡くなったのは「文化五年十一月九日」とされている。その文化五年が「辰」であること、および後述する文化七年の神道無念流との剣術試合の関係から、ここでは村山郡三人の来訪を文化五年一月七日としておく。試合を許してくれた妹が亡くなったのは、同月九日であった。

八日の試合はすぐに広まり、高島藩士や在々から見物人が続々と集まってきた。最初は軍太の悴の国太と門人の島津官蔵が相手をして打ち負かしている。軍太は「壮年の剛気」だったと書いているが、からかい心が起きたのだろう。昨日の話では、門人を大勢集めて試合をしたい、軍太とも試合をしたいということだったので、一休みしたら、控えている大勢の門人たちと試合をなされよ、未熟ながら拙者もお相手いたそうと言ったところ、三人は震えながら、

「真平御免」まつびらじめんと、早々に引き取ったという。

軍太によると、彼らは神道無念流を十四、五年修行しており、「弱キ流儀之片手打之心地流」と聞いて、師弟ともに打ち負かし、自慢しようと思つて、わざわざ遠方から来たようだ。それが我が門人に散々打ち負かされたので、さぞかし残念なことだろうと書いている。彼らの師匠の関口楯之助は、江戸で道場を開いている神道無念流三代目岡田十松の弟子だという。

前述したように、軍太が最初にコテンパンにやられたのは、神道無念流の秋山要助だった。秋山は同流二代目の戸賀崎熊太郎の門人だったが、ここに出てきた岡田十松は戸賀崎の跡を継いで三代目となった道場主のことである。その岡田もまた、初代、二代と同じく百姓身分の出身であった。武蔵国埼玉郡砂山村に生まれ、一五歳で志多見村名主の松村源六郎(勝芳)が開いていた道場で学んだ。のちに江戸に出て戸賀崎道場で腕を磨き、寛政七年(二七九五)に神道無念流の三代目に取り立てられていた。この岡田十松の代に、神道無念流の勢力は、関東から諸国に拡大している。村山郡の稲村道場に岡田十松の弟子である関口楯之助が出稽古に来ていたというのも、その一端だということになる。

② 文化七年の試合　ところで、その稲村道場の面々が文化七年（一一一〇）に再びあらわれた。今度は新しく開いた天童五日町の道場にやってきた（一四三〜一四七頁）。江戸の岡田十松の門人たち八人が、ぜひとも試合をしたいと申し入れてきたのである。軍太は天童での指導を終えて、ちようど小郡山に帰っていた。先生は留守だと言っても聞き入れないので、そんなに懇望されるのならと小郡山に飛脚を立て、先生が当地に到着次第知らせるといふことで、ようやく引き下がったようだ。

早々に出張くださったという天童からの手紙を見た軍太は、門人の島津官蔵、佐藤雄吾、安藤武重、佐藤繁蔵の四人を連れて小郡山を出発し、同年七月二四日に天童に着いた。翌二五日には岡田十松の高弟である梅地喜間太が三、四〇人の門人を引き連れて三日町の米屋よねに到着したとの知らせがあった。その答礼として軍太側は、門人の今田弥次兵衛を遣いに出している。この今田は、先に紹介した上奈良沢村にある道場の門人だった。稲村道場との試合にあたり、五日市町だけではなく近在の道場からも門人が集まっていたことがわかる。

試合は二六日、軍太の五日町道場でおこなわれた。軍太が上座に着し、次に小郡山から同行した島津官蔵ら四人、

それに天童の門人五、六〇人らが並んで待ち構えていた。そこに梅地喜間太の一行があらわれて、下座に着した。試合の形式は、幕下から開始して幕の内へと進む「角力勝負」とすることで合意している。幕の内では、関脇同士の対決で勝ち残った側が相手の大関と試合をし、大関に関脇が負ければ、相手の大関と対戦するという段取りだった。逆に関脇が大関に勝てば勝負はそこまでとし、大関同士の対決はないことになる。要するに幕の内では勝ち抜き戦だといふことだろう。大関は武田軍太と梅地喜間太である。

「実録」によると、幕下の試合は軍太の門人が「皆勝二相成候」とある（一四五頁）。続いて幕内の最初の勝負は佐藤繁蔵（軍太側）と稲村久松だったが、「繁蔵に久松、何之苦も無く打負け候」とあり、軍太側の勝ちだった。次は安藤武重（軍太側）と逸見久五郎だが、双方とも剛力で、「上に成り、下に成りて」、しばらく組み合っても、なかなか勝負がつかなくつたところある。寝転がりながら、組くみず解ほぐれつの闘いだつた。このころの剣術は、組み手も混まざり合あっていたようだ。行司引き取りのあと再開すると、逸見は安藤に突きを入れられて前歯四枚を折られて血だらけになっている。だが、安藤がさらに打ち込もうとして逆に逸見に打たれてしまったようだ。ただ「実録」の書き方では、勝

敗がわかりにくい。

続いて小結同士の試合は、軍太側が佐藤雄吾で、相手は稲村七十郎だった。三試合をして雄吾が二勝、七十郎が一勝だった。そのあと関脇同士で島津官蔵（軍太側）と渡部仙蔵の対戦だった。これは島津官蔵の勝ちになった。そこで勝った関脇の島津と大関の梅地喜間太の試合になるはずだったが、梅地が試合を渋ったとある（一四六頁）。そのため佐藤雄吾が、それでは先刻の約束と違うと言ったところ、梅地は御門人衆と試合をしては岡田十松に申し訳が立たないと言ったという。この言をみると、門人とはなく武田軍太と大関同士の試合をしたかったようだ。

だが佐藤雄吾は梅津に対して、自分の門人がまさか負けるとは思っていなかったので先刻の約束をしたのだろうが、私どもと試合をして勝った上で軍太と試合をなされよ、それこそ岡田十松先生のご名代ではないかと、強く迫った。我らに負けるのが怖いのかということである。それでも梅津は受け入れず、一言も発することができないまま、面目を失って道場をあとにした。

この試合の見物人は「七千人余」で、在々所々から集まったという。かなり多めの数字のようだが、町にあふれかえるほどだったのだろう。もちろん多くの人は試合を見るこ

とができなかったが、その群衆のなかを梅津は、馬に乗り、口を閉ざして去って行った。軍太は、「誠に以て古今に珍しき試合に御座候」と書き記している。

以上が軍太の「実録」にある稲村道場との試合の様子である。これだけをみれば、軍太の側の圧倒的な勝利だという印象を受ける。だが驚くべきことに、対戦相手の神道無念流の側にも、この試合一件の記録が残されていたのである。それを紹介しておきたい。

それは村山郡長崎村の村山家に残された、文化七年七月二六日の「羽州村山郡於天童 神道無念流・真知無元流立合勝負附」（以下、「勝負附」と略す）という史料である。流派名として「真知無元流」とあるが、「実録」との関係でいえば、「真知」「心地」「無元」「武元」の関係になる。このような別字になっているのは、「しんち」「ぶげん」という発音を聞いた稲村道場側が、記録にあたってこのような漢字をあてたからだろう。前節で紹介したように、軍太は文化六年に夢枕にあらわれた摩利支天のお告げにより、「心地武元流」と名乗るようになるが、この「勝負附」に記された流派名は、対外的にもそのような名乗りを始めていたことを示すものとなる。

さて、「勝負附」によりながら、両派が試合をするにいたつ

た経緯をみておこう。なお「勝負附」の翻刻文は、すでに拙稿で紹介している⁶。参照していただければ幸いである。まず、稲村道場側が軍太に試合を申し込むまでの経緯の概略を示す。

剣術の達人である神道無念流の岡田十松が文化六年に最上（出羽国村山郡）に下って以来、川西（村山郡西部地域）に同流が広まった。高島小郡山の武田軍太という人も武芸に優れ、真知無元流をつかい、織田家の御用達としても活躍している。近年、最上天童にて剣術指南を始めて、ことのほか繁盛し門人も増えた。その軍太が常々言うには、江戸から岡田十松とやらが下って以来、若い者たちが剣術稽古をしていると聞いている。どんな流儀なのか。この軍太はたとえ刀・脇指がなくても、扇子一本または手巾一枚があれば、抜き身で斬りかかられても容易にやられはしないと、自慢をしている。この話を聞いて憤った谷地（河北町）の岡田門人ら五〜七人が天童に行き、試合を申し込んだ。

これによると文化六年に、神道無念流三代目の岡田十松が江戸から村山郡に来たことから、この地域に急速に同流が広まったとある。ただし、神道無念流との試合は、前述

した文化五年にもおこなわれていた。そのときには岡田十松門下の関口楯之助が指導にあたって門人が増えているとあったから、同流自体は、それよりも前の寛政年間（二七九〇年代）あたりから、この地域に流布していたようだ。武田軍太が心地流の免許を得たのは寛政八年だったから、ほぼ同じ時期に広がり始めたのだろう。それだけに神道無念流の門人たちは軍太のことが気になり、文化五年に小郡山まで出向いて勝負を申し込んだのだ。だが、そこでは軍太の門人にやられてしまった。

興味深いのは、翌文化六年、村山郡の神道無念流の門人たちが大挙して江戸小川町の岡田十松の道場に修行に行っていることである。前述したように同郡大蔵村の稲村家史料に、神田の猿楽町にあった神道無念流の「撃剣館」に稽古に出向いた記録の「演武場出席」が残されている。参加者は村山郡から総勢三〇人に及ぶ。このなかに、前年、軍太の小郡山の道場に押しかけてきて返り討ちにあった三人の名前（稲村七十郎、同久松、渡辺仙蔵）もある。

さらに興味深いのは、稲村七十郎の兄で、同久松の父である稲村七郎左衛門も、この修行に参加していることである。稲村家はこの地域でも有数の紅花商人であり、七郎左衛門はその当主だった。しかも七郎左衛門は、その翌年の

文化七年二月に岡田十松から剣術免許を与えられている。その稲村の一族や周辺の住民が剣術稽古に励んでいたということがあるから、剣術道場は稲村家にあつたのではないかと思われる。

こうした経緯をみると、文化五年に軍太に負けた稲村道場の三人は翌六年、江戸の岡田道場に向いて稽古に励み、そのうえで同七年に軍太の天童道場に、改めて剣術試合を申し込んできたということになるだろう。

さてここで、もう少し「勝負附」から成り行きをみておこう。

神道無念流の谷地の門人たちが軍太の道場に試合を申し込んだところ、軍太は国元の小郡山に帰宅して不在だったが、若年者ゆえに憤りを抑えきれず、その後も度々書状を出して試合を申し込んだ。その結果、文化七年七月二四日、軍太門人の相沢代助より谷地の松木惣左衛門に宛てて、試合を望むのなら二五日にお出でなされよ、これを過ぎるとむずかしい、という返書がきた。ちょうど岡田十松の名代として江戸から梅津喜問太が来て、長崎村の縄野善六方に滞在しているので相談に向いた。梅津はさらに相談のために、大蔵村の稲村七郎左衛門宅に向かった。これは昨年、岡田十

松の道場に登って以来、剣術のことは万事、稲村が世話をしているからである。そのあと大蔵を発つたが、天童の米屋よねに着いたのは二五日の夜半のことだった。

神道無念流の門人たちが軍太の天童道場に試合の申し込みに来たとき、軍太が小郡山に帰宅していたという記述は一致する。「勝負附」では一旦は引き下がって、その後も書状で試合を申し込んだとなつているが、「実録」では、すぐに小郡山の飛脚を飛ばして軍太を呼び寄せたとなつている。この部分の記述に多少の違いはあるが、二五日に天童の旅宿米屋に梅地一行が着いたといった記述など、動きはおおむね一致している。

軍太の道場に試合を申し込んだのは谷地の若い門人衆で、谷地の松木惣左衛門が返書の受け手になつている。江戸から来た梅津喜問太は長崎村の縄野善六方に滞在していたが、この地域の同流の剣術の世話方をしていたのが蔵村の稲村七郎左衛門だった。軍太の「実録」がいうように、神道無念流は村山郡の西部地域（川西）に勢力をもつていたようだが、軍太の道場に試合を申し込むなど先走つたのは、谷地の門人だったようだ。ただ二年前には大蔵村と山野辺村の三人が小郡山まで試合に押しかけているから、この地域の神道無念流の門人たちは、心地流の武田軍太に強

いライバル心をもつていたとみられる。

「勝負附」を続けよう。

試合までに日数の余裕があれば廻文を出して門人を残らず引き連れていくところだったが、日程に余裕がなかったのも、山野辺、大蔵、谷地、西里、長崎、岡の五か村の門人をわずかに一五、六人しか集められなかった。しかるに天童方では存外の大勢にて、見物人も二、三千人はあるとの風聞だ。天童からの返書では、この節、大勢でお越しなられては剣術道具などが目立って御役所から試合を差し止められるかもしれない、それでは申し訳ないので「密々」にお越しくださいということだった。それで少勢で行ったところ、軍太方は大勢にて、はなはだ表裏至極だ。兼ねて軍太方は試合を渋っていたので、この方を少勢で釣り寄せるための謀略とみえる。

翌二六日、梅地喜間太は柏倉喜右衛門を同道して、軍太と対面した。軍太は、誠に乱躰の（我が）剣術を訪ねてください、かたじけなき次第なり。東都の岡田十松先生は無双の名人だと承っているが、いかようのご流儀に候や、と問う。喜間太答えて、神道無念流の元祖福井兵右衛門より只今の十松まで三代になる。当

流は格別当たりが強いので、素面にては稽古も出来かねるので、どの流儀とも面・小手をかけて試合をしていると申した。軍太は、そちらのご流儀はご尤もなれど、このたびはそこもとよりお望みの試合なれば、この方の道場の格式により、素面をもつてお相手をいたす。さもなれば決してお相手はいたさず、と申した。そのため試合は中止になるかと思つたが、軍太門人の相沢代助と梅津門人の柏倉喜右衛門が懇意であつたので、兩人から軍太に、めずらしき試合なればぜひとも取り組みなされよと勧めた。もしこの試合ができないということになれば、軍太こそ無念流の鋒先を恐れない試合をやめたと世上の批評を受けることになって残念至極なことだ。いかがかと再応勧めれば、軍太も尤もと同心し、両派熟談の上、試合に及んだ。

梅地側が集めることができた門人は、招集の時間がなかったために、山野辺、大蔵、谷地、西里、長崎、岡の五か村から一四、五人だけだったという。軍太の「実録」では梅地は三、四〇人を引き連れてきたと書いていたが、ここにも齟齬がある。日程に余裕がなかったというのは、軍太側が二五日でなければ都合がつかないと通知していたからである。試合を申し入れていた側としては、これを逃す

と断りの口実を与えることから、必死で門人を集めて天童に赴いたということだろう。

「実録」では梅地側が試合を無理強いしたと書き、「勝負附」では逆に軍太側が策を弄したと書いている。それぞれの立場によって理解の仕方が正反対になっているのもおもしろい。

試合にあたって採めたのは、防具のことである。軍太の心地流は面や小手などの防具は使わない。しかし、梅地側の無念流は防具装着が流儀だった。軍太は、試合を申し込んできたのはそつちだから、当方の流儀で試合をするのが当然だろうと難色を示した。防具なしで練習をしてきた軍太側からすれば、相手に合わせて防具をつけるのは慣れないことなので具合が悪い。いつぼう、常に防具で稽古をしてきた無念流としては、素面・素手で試合をやるのは具合が悪い。これでは物別れになって試合もなしかと思われたが、軍太門人で行司役の相沢までもが軍太に、相手の流儀を認めて試合をすべしと言ったことから、軍太もやむなく受け入れたのであった。試合を逃げたという世評が立つのは、よろしくないからである。

剣道史の研究によると、剣術に防具や竹刀を用いるようになるのは一八世紀に入ってからだとされている。ただ、

どの流派も一機に転換したわけではなく、木刀を本旨とする流派も根強く残っていた。軍太の心地流は薙刀を使うので木刀ではないが、防具は用いていなかった。どのような道具を使うかは、その流派がもつ剣術の精神に拠るのである。

この試合の結果は、「勝負附」にも記されている。それを一覧表にしたのが表2である。一二組が対戦している。1から8の佐藤大吉と寒河江伊助までが「下手」(幕下)で、9から12までが「幕の内」である。

「実録」によると幕下は「武田軍太弟子」が「皆勝」になっていたが、表2では八試合のうち六試合が神道無念流の勝ちになっている。ただし、幕の内の四試合は二勝二敗だった。全体の勝負でいえば、神道無念流の側が八勝、真知無元流(心地武元流)の側が四勝となっており、圧倒的に軍太の側が負けたことになる。にもかかわらず「実録」では、勝負をしない梅津を佐藤雄吾が激しく罵り、梅津は逃げ帰ったかのように描かれている。なぜだろうか。

それは幕の内の勝負結果に理由がある。勝敗でいえば確かに二勝二敗の五分なのだが、試合前の約束によると、関脇同士で勝ち残った側が相手の大関と対戦することになっていた。表2によると12の関脇同士の試合では軍太

側の渡辺最蔵（島津官蔵）が勝っているので、次の試合では関脇の渡辺最蔵と大関の梅津喜間太の対戦だということになる。だが梅津は、軍太の門人とは試合をしないと行って、これに応じなかった。だから軍太側は怒ったのである。

庶民剣士の史料を探し求めるなかで、先に知ったのは中山町の村山家に残された「勝負附」だった。そこには、米沢の村山郡の庶民剣士たちが「真知無元流」と文化七年におこなった剣術試合のことが記されていた。それだけでも重大な歴史的事実の発見だったが、その後、高島郡の武田家に残された軍太の「実録」のことを知った。同書を読み進めていくなかで、文化七年の神道無念流との試合の記事が、「勝負附」の記事と一致するとわかったときは本当に驚いた。別々の地域に残された歴史の記述が偶然にも一致することで、庶民同士の剣術試合の存在を確実に証明することができたからである。しかもそれは、出羽国の置賜郡と村山郡一带に、たくさんの庶民剣士が現実に存在していたことを裏づける史料でもあった。

表2 文化7年真知無元流（心地武元流）と神道無念流の試合結果

番附	東（真知無元流）				西（神道無念流）		
	行事／相沢代助				行事／柏倉喜右衛門		
	試合						
	村名	名前	勝負の結果		村名	名前	
幕下	1	天童	新関長兵衛	○	○○	谷地	松木惣左衛門
	2	天童	佐藤久蔵		○○○	長崎	縄野安之丞
	3	天童	佐藤長吉	○○	○	西里	逸見彦兵衛
	4	天童	古瀬熊吉	○○	○	長崎	寒河江伊助
	5	清地村	正福寺采女		○○○	長崎	村山利助
	6	天童	瀬尾岩助	○	○○	山野辺	稲村七十郎
	7	矢野目	矢野九助		○○○	山野辺	垂石栄吉
	8	矢野目	佐藤大吉		○○○	長崎	寒河江伊助
幕内	9	米沢	佐藤繁蔵	○	○○	大蔵村	稲村久松
	10	米沢	安藤武重		○○○	西里	逸見久五郎
	11	米沢	佐藤雄吾	○○	○	山野辺	稲村七十郎
	12	米沢	渡辺最蔵 (島津官蔵)	○○	○	山野辺	渡辺仙蔵

合計 12 試合 西方勝 8 試合 25 本 東方勝 4 試合 11 本 (中山町 村山家文書)

5. 武田道場を訪れたさまざまな修行人

① 「日本修行」は稼ぎの場 寛政一一年（二七九九）に、青柳生流（マヤ）の吉田弥源次が武田道場に来訪した（二三三頁）。江戸で修行して免許をとった吉田は、諸国修行の旅に出た。途次に軍太の高名を聞いた吉田は、小郡山までやってきて試合を申し込んだものの、軍太に打ち負けている。軍太の技量に感服した吉田は、修行旅のことをいろいろ話した。たとえば、諸国では訪ねても試合に応じない道場が少なくないことや、道場主から餞別を渡されたこともあるといった話などである。試合を受けて負けることを恐れ、金銭を渡して帰ってもらうということである。諸国修行の裏話として、ありそうなことではある。

こうした話を聞いていた軍太は、のち天保一三年（二八四二）、直真影流の島田虎之助が出羽国村山郡に来たさいの逸話も書いている。（二二二頁）。島田は、同流のなかでは強壯で知られた剣士だった。豊前国中津藩士の家に生まれ、九州一円で武者修行をして名声をあげ、天保九年（二八三八）、二四歳のときに江戸に出た。日本随一と評判だった直真影流の男谷精一郎と試合をして負け、入門している。上達めざましく、わずか一年あまりで免許を受け、

師範代に取り立てられた。その後、奥羽の武者修行に出たが、江戸に戻った天保一四年（二八四三）、浅草新堀に道場を開いたとされている。軍太は、島田が会津、越後、庄内を回って天保一三年に山形に来たと書いているので、符節は合う。

軍太は、島田のことを次のように書いている。男谷から直真影流の免許をもらった島田に少しの門人はいたが、武者修行の旅に出たのは、これでは渡世にならなかつたからだ。まずは会津に行つて諸流と試合をしたが、七日間のうち一、二度負けたほかは負けなかつた。そのあと越後、庄内藩、山形藩に回つても負けなかつた。置賜郡にも来るものと思つていたが、来なかつた。山形を出て上山から湯原（七ヶ宿街道）を通つて江戸に帰つたらしい。

こうした内容に続けて、次のようにある。「藩中在々、上手成ル剣術家相除キ候ハ、為名聞之、次ニハ金取之為と相見得候」。腕の立つ藩の家臣や在々の剣士（庶民剣士）を避けるのは、負けて名聞を落とさないようにするためであり、その名前だけで金を取るためだ、と辛辣である。軍太の気持ちからいえば、島田は置賜郡にいる自分を避けて江戸に帰つたな、ということだろう。もちろん自分は金など出さないで、堂々と試合をする、それで避けたのだろう

という思いが、この文章にはにじみでている。

江戸では門人がなかなか集まらないので諸国修行の旅に出たと書いているのも、修行人との試合を避ける道場主が各地におり、餞別を集めるためだろうという意味が込められている。だが、島田が意図的に軍太を避けたのかどうかはわからない。あくまで軍太の思いということになる。

ところで剣客との試合を避けるということについては、前出した神道無念流の秋山要助と北進一刀流の千葉周作との間にも、これに類した話が残されている。『川越閑話』⁷に収録された「劍豪の秋山要助」には、次のようにある。

「彼（秋山要助）の得意は突手で、これは天下無敵と称された。かつて千葉周作の道場に至り立合を望んだが、周作は堅く辞して厚く彼をもてなして帰したと伝えられている。要助は性来に勝気の人とて試合にも容易に人に屈しなかつた。周作も劍豪であり、又水戸藩の師範に召抱えられている身分ゆえ、万一に敗北すれば主名に係わるし、また勝てば要助のこととて直ちに真劍勝負でも望まれては事面倒と避けたのだともいう」

秋山は、千葉周作ですら試合を避けたほどの名人だったということである。武田軍太は、そのような剣の達人と手

合わせをし、その敗戦を機に奮起して名のある剣術家となったのだから、軍太にとっては運命の出会いだったといつてよいかもしれない。

② 大言壮語する修行人―仙台角田藩士穴戸熊五郎 天保七年（一八三六）八月、「仙台角田藩士」の穴戸熊五郎が試合を申し込んできた（一八八〜一九二頁）。「仙台角田藩」とは、伊具郡角田を本拠にする仙台藩一門の石川家のことである。穴戸熊五郎は、仙台本藩ではなく石川家の家臣であった。穴戸の流派は無念流とあるから神道無念流だろう。穴戸の言うところによれば、無念流の免許を受けたあと、「仙台兵家」や江戸の「名のある諸兵家」を残らず訪ねて試合をし、上方や長崎でも修行をしたが、「上手と申す人これなし」だったという。よく知られた剣術家も大したことはなかったというのだから、相当な自信家だった。ただそのなかで、同じ無念流で水戸の木村定次郎だけは名人といつてもよかつたと述べている。木村定次郎とは講談で、北辰一刀流の千葉周作が訪ねて試合を申し込んだときれているような剣術家だから、腕の立つ剣客として知られていた。だがこの話の落ちは、穴戸がこの木村と試合をしても負けなかつたということだった。要するに穴戸は、自分に勝てる者はいないと豪語したのである。

こうした名乗りをする宍戸と軍太のやりとりはおもしろい。

(軍太) それは広く修行をされてご奇特なこと。拙者は修行のために江戸にも上方へも行ったことがない。名人に会ったこともない。ご覧の通り山中にて野猿同然につきお恥ずかしい次第でござる。

(宍戸) なんの、山中にても上手はいるものでござる。

(軍太) いやいや諸国修行もせずに獅子猿を友にしているのだから、上手になりようはありませぬ。上手とはとてもいえない。しかしながら、今日は試合見物に大勢の者が集まってきた。負けたほうが和尚から引導を受けるというのはいかがか。

(宍戸) (無言)

(軍太) 太刀殺気殺の術はご存知でござるか。

(宍戸) 留めて留め打つが太刀殺気殺と申す。

(軍太) そのような術は太刀殺気殺と申さぬ。

宍戸が軍太に試合を申し込んだという話は高島にすぐに広まり、高島藩の代官や手代、足輕衆や割元名主惣代をはじめ、町・在の人たちが詰めかけていた。米沢藩士も数人いたという。「寺院方大勢参り」とか「高島堂」とあるので、場所はどこかの寺院の境内だったようだ。負けたほうが和

尚から引導を受けようかと軍太が言ったのは、そのためだろう。剣術問答を仕掛けたのも、自慢話ばかりする宍戸への皮肉だったに違いない。ただ、見物人が集まっているので、これ以上の問答は控え、道場に案内している。

試合の前に軍太が薙刀でやるか丸竹かと聞いたところ、宍戸は薙刀がよいと答えた。これに対して軍太の孫の孫兵衛が、薙刀では当たりが弱いので丸竹で試合をしたいと頼んだが、宍戸は認めなかった。結局、薙刀で手合わせしたが、軍太の門人高村監物に負けている。

ここから軍太の説教が始まった。そこもとは、仙台、江戸、上方、長崎などで高名な剣術家と戦ってきたが誰にも負けなかったと言ったではないか。であれば日本一の上手だと思つたが、近年修行を始めたばかりの高村にも負けた。他所では誉められたかもしれないが、この山中にいる野猿どもは承知できぬ。そもそも名人とは、相手がどのような流派であっても、どうやって勝つか、そのための術を寝ているときも覚めているときも心魂を込めて工夫をするものだ。それが自然に出るようになることが修行というものだ。こうした志がなければ、子どもが河原を走り回っているようなもので、何になるのか。

こうした説教を受けて、宍戸は閉口し、大目を開けて一

力所ばかりを見つめていたという。その日はそれで終わつたが、後日軍太は、宍戸が宿泊している高嶋堂前の嘉六の家を訪ねて、「太刀殺気殺」の問答を再度仕掛けている。自分は山の中に住んでいるが、諸流に望まれば相手をしてきた。しかし貴丈は日本修行をしておきながら、その術を身につけていないではないかとやり込めている。

これには後日談がある（一九二頁）。軍太が法事のために安久津村の忠兵衛方へ行ったさいに聞いた話だ。一両日前に、湯原の足軽栄吉が安久津村の髪結所にやってきて話したのだが、実は仙台の侍の宍戸熊五郎が湯原宿に止まっていたさい、これから小郡山に行つて武田軍太に打ち勝ち、それから天童に行つて藩の師範になるつもりだと語つたという。

湯原とは七ヶ宿街道の湯原宿のことで、ここの国境は仙台藩の足軽が守備を固めていた。足軽栄吉とはその一員だろう。それが出羽国の安久津村の髪結所に来たというから、同村は仙台藩領の湯原村（現在の七ヶ宿町）の生活圈だったということのようだ。

宍戸が武田道場に向かうさい、湯原宿で、武田軍太を打ち負かして自分が藩の師範になると豪語していたというこゝとである。軍太は天童に道場を開き、天童藩士も門人になつ

ていたから、それに取つて代わるということなのだろう。そうした話しを聞いていた足軽栄吉は、さてその結果はいかにと髪結所の者に聞いてみた。安久津村の若者たちもその試合を見物していたので、ありのままに話したところ、栄吉は、さてさてそれは、と言つたという。豪語していたわりには宍戸の無様な結末に嘆息したということなのだろう。

③ 軍太が怒つた修行人―仙台藩士木葉一刀流会沢喜久之助 大言壮語と、あまりのいい加減さに軍太が激怒した修行者もいた（二〇二〜二〇七頁）。天保一三（一八四二）年三月に来訪した仙台藩士で木葉一刀流の会沢喜久之助である（名簿には「相沢喜久之助」とある）。会沢は置賜郡赤湯村にある森之湯亭主の斎藤次郎右衛門に、武田軍太に紹介状を書いてくれるよう頼んだ。試合申し込みのためには旅宿からの添状（紹介状）が必要だったが、それを聞いた斎藤は、じつは私は武田軍太の門人なので案内を買つて出た。赤湯から小郡山まではおよそ二里半（約一〇キロメートル）。早足で二時間程度の距離である。斎藤は翌早朝、小郡山に赴いて軍太に会沢のことを話した。

会沢は一刀流の免許をもらったあと、江戸で高名な「諸兵家」を残らず訪ねて試合をし、それから上方、長崎へと

名のある剣術家を訪ね歩いた。津軽、南部、秋田、庄内から尾花沢、天童に入り、山形に逗留したあと当地に来たのだという。軍太は天童に道場をもっていたから、そこで軍太の評判を聞いたのだろう。「御高名」を承ったので試合をお願いしたいということだった。国元を出てから四年になるという。歳のころは四〇歳あたり。連れとして二三歳の門人が、面・小手・竹道具を持ち歩いてきた。ここから、一刀流は防具を用いていたことがわかる。

この話を聞いた軍太は、修行人は七年ぶりだと喜んだ。門人たちも他流試合を見たいと願っていたから歓迎した。軍太六八歳のときだ。当時とすればかなり高齢だが、まだまだ試合をする気力に満ちていた。

試合の了解をもらった齋藤は、会沢を案内するために赤湯に戻ったが、その日、齋藤は現れなかった。心配になった軍太は内弟子の大沼権太を赤湯に遣わしたところ、あまりの名湯なのでもう一泊して小郡山に向かうということだった。のんびりしたかったようだ。一方、迎える側の武田道場では久しぶりの他流試合だったから、門弟をすぐに呼び集めて待ち構えていた。見物人も近在から千人ほどが集まってきたという。しかし会沢は、その日の九つ半ころ（午後一時ころ）、齋藤に案内されてゆると現れた。

会沢を座敷に通した軍太は、歓迎の口上を述べた。日本ご修行とは誠に奇特なことで感心いたす。未熟なる拙者を訪ねてくださるとは、芸道にある者として冥加至極。拙者は何国にも修行に出たことがなく、井の中の蛙でござる。ご覧の通りの山の中で獅子や猪を友に暮らしており、お恥ずかしい次第。しかしながら、せつかくお出でくださったので、野猿同前の下手でもあり、お笑い草ではあるが、後学のためにお教えください。しからば道場へ、と誘った。

待たされて痺れを切らしていた軍太としては、相当地に謙遜した挨拶だっただろう。だが会沢は、腹痛なので今日の試合は致しかねると答えたので、軍太の堪忍袋の緒が切れた。

にわかには腹痛とは、よくわからぬ。四年間も日本国中を修行してまわった人が、試合に臨んだそのときに腹痛とは、なんとつまらないことだ。ご覧の通り、大勢の見物人が集まっておる。試合も見せずに返すと言うのか。腹痛くらいで試合をしないとは、その程度の剣術者なのか。クソにもならない弱糟めが！

ここまで言うとは、軍太もかなりの剣幕だった。さすがの会沢も腹を立て、しからば試合をいたそうということになった。軍太は高笑いして、さこそありたし、失礼を申し

たが、お気になされるな、では、道場へ、と改めて会沢を案内した。

みずから試合を望んで訪問しておきながら、急に腹痛が、などというのは、初対面の軍太の雰囲気威圧されてしまったのかもしれない。加えて、それでも剣術者かという罵声を浴びたのだから、大勢の見物人を前にして、会沢も逃げるわけにはいかなかったのだろう。観念して試合をすることになったのだが、今度は、拙者の流儀（木葉一刀流）は稽古でも試合でも防具を使うので、着用を認めてほしいと頼んでいる。「薙刀まで御赦し下されたく」とあるのは、持参の竹刀を使いたいということだろう。

これにたいして軍太は、防具を使う流儀の道場に行けば防具を使うのは当たり前、素面・素手が流儀の道場に参ればそれに従うのが「日本一統、道場の例」だ、そういうことも知らないのか、と苦言を呈した。ごもつとも千万、恐れ入る、しかしながら未熟ゆえに防具なしでは試合をお願いできない、と会沢は防具にこだわらる。逃げ腰だとみた軍太は、ではせっかく訪ねてきたのだから防具を付けて、持参の薙刀を使うことは認めよう、と譲歩した。試合前やりとりで会沢は、完全に気合い負けしていた。

ところで、会沢が防具にこだわったのはわかるが、持参

の薙刀に固執したのはなぜだろうか。軍太は「先方の薙刀にしていたすべきは道場の例なり」と言っているが、会沢は軍太道場の竹刀を使いたくなかったのだろう。軍太道場の竹刀の長さは三尺四寸（一〇二センチメートル）だったが、会沢の「ひご薙刀」は四尺六寸（一三八センチメートル）だったからだ。「ひご薙刀」とは割竹を束ねた竹刀のことだが、日頃使っている竹刀よりも短いものを使うのが不安だったからに違いない。軍太はこれも、存分に支度なされよ、と認めているが、会沢の相手をした軍太門人の高村監物（高島藩士）は「三尺四寸の青丸竹え鏢懸^{つばかけ}」した竹刀を使っているので、いつもの割竹ではなく丸竹の竹刀を使っている。相手は防具ありで長い竹刀、こちらは素面・素手だから、竹刀くらいは変えたということだろう。

軍太門人の高羽監物との試合は会沢の完敗だった。軍太は、次は自分が空手で相手をしようと申し出た。そちらは持参の薙刀でよい、こちらは空手だから打つなり突くなりなされよ、という。会沢は防具付きでも門人に負けたのだから、軍太は素手で相手をするぞと、会沢をからかったのかもしれない。さすがに会沢は断つたが、余計なことを言ったので、また軍太を怒らせてしまった。素面・素肌の者と対戦すると気を使って存分に打ち込めない、と言ったので

ある。これを聞いた軍太は、何を言うか、高村との試合では二度も鏢が折れるほど強く突いたではないか、それで気を使うとは何ごとか、偽りの負け惜しみではないか、と叱責したのである。

ここから軍太の長い説教が始まった。そのような心底で修行をしてもクソにもならない。日本を二〇度まわっても、子どもの河原走りのようなものだ。どの流派と勝負をしても、どうすれば勝てるかと工夫しなくてどうする、そんなことでは生まれ変わっても発明はできまい、と何のための諸国修行かと手厳しい。自分は父から心地流の免許を受けたあと、伊豆の秋山要助にコテンパンにやられてしまった、それからは寝ても覚めても修行をし続け、ようやく四七歳にして武元流を発明した、云々と。

貴公は四年も諸国修行をしたのだから、さぞかし答えを得ていると思うが、直真影流と神道無念流、それに二天流に勝る術をどのように工夫されたのか、とも問うている。軍太が気になっていた流派のことだ。会沢は答えに窮していたが、またもや余計なことを言ってしまった。あちこちで試合をしたが、何分にも道場が狭くて思うようにはならなかった、と。これも軍太を怒らせてしまった。

門人の熊谷（寒河江）倉之丞は江戸修行にも出て、高名

な兵術家二九軒を訪ねて試合をした。それらの道場はあらまし「五尺間一間にて二間四方」だ。江戸の神田小川町にある岡田十松の道場も二間四方だ。拙者の道場は「六尺三寸の一間にて二間の二間半」で南北に縁側もある。それでも狭いとはなにごとか。江戸ではどのような試合をしてきたというのか、承りたい、と問詰すると、会沢は一言も弁明できなかった。

試合は軍太の説教で終わったが、夕飯のときに酒を出したら手が震えて、ようやくにして盃を持つほどだったという。しかも、高羽監物との試合で肩に黒紫のアザができていて痛いというので、翌日は丸竹の竹刀を割竹の觔刀に変えて稽古したという。

会沢は二泊して武田道場を去ったが、お互いに句のやりとりをして別れた。紹介しておこう。最後はお互い、十分に理解しあったようだ。

「会沢の発句」

武元^{フゲン}先生を尋て

武^フの元^ノの 道聞て 行はるの旅

「武田軍太の辺句」

明す極意を 磋^{みが}け鏢梅

武元

④ 試合に負けて門人志願―伊達保原村の遠藤弥五七
文政二年（一八一九）、陸奥国伊達郡保原村（福島県伊達
市保原町）の遠藤弥五七が試合を申し込んできた（一六〇
頁）。保原村は、小郡山から七ヶ宿街道を経て福島盆地に
ある村だ。夢想流は深淺夢想流あるいは七宮流劍術ともい
われていた。福島県伊達市の「伊達氏発祥の地」というパ
ンフレットによると、七宮流劍術は同地の遠藤家によって
明治期まで受け継がれ、多数の門人を輩出したとある。来
訪者は遠藤弥五七だから、その一族だろう。

遠藤が夢想流は稽古でも試合でも木太刀を使うと言った
ところ、軍太はそれはおもしろい流儀だ、木太刀でも刀で
も刃引きの刀でもお望み次第で試合をいたそうと答えてい
る。ただ命を失うかもしれないので印形つぎの一札をお出
しくだされ、貴公の請合人はどなたかと問うと、遠藤は赤
面しながら、申し違いの段は平にご容赦を、そちらのご流
儀の薙刀で試合ください、と下手になった。このやりとり
をみると、最初のところで遠藤は軍太に、なんだ薙刀かと
でもいうような馬鹿にした物言いをしたのだろう。それで
軍太が、真剣でもいいぞ、命の保証はないがな、と脅かし
たようだ。

この掛け合いは、高畠藩士や大勢の見物人の前でおこな

われている。ということは、遠藤が突然やってきて試合を
申し込んだのではないということだ。遠藤は高畠の旅宿か
らの添書を持参したというから、宿主から事前に試合の要
望が伝えられ、その情報が試合前に市中に流されていたの
だろう。藩士や町在の人々にとって、武田道場での試合は、
とても魅力的な観劇になっていたのである。

遠藤の懇願もあつて、試合は薙刀でおこなうことになっ
た。最初に対戦したのは高畠藩の足軽須貝磯右衛門で、三
度試合をして須貝が二度勝った。二番目は同藩の足軽大将
の佐藤庄次郎だったが、二度も頭への同時打ちとなった。
佐藤は地獄から帰ってきたような青い顔になったが、遠藤
は平然としていた。三番目の寒河江倉之丞は二度続けて
勝った。そのあとの神保栄蔵も勝っている。

おもしろいことに、これだけ厳しい試合結果になりなが
ら遠藤は二日間試合を希望し、軍太にぜひ門人にしてほし
いと頼みこんでいる。軍太は貴公の師より拙者宛の依頼状
があれば引き受けようと答えた。強い師範を求めて流派を
変えることはしばしばあることだが、軍太は筋を通させよ
うとしたのだろう。佐藤は、しからば書状を持参して改め
て入門をお願いすると言って帰国したが、再び来ることは
なかった。

⑤ 軍太の威名を聞いて逃げた水戸藩士の佐藤登 天保一四年（一八四三）閏九月、水戸藩士で一刀流の佐藤登という武者修行人が道場にやってきた（二一四〜二一六頁）。彼が言うには、修行のために日本中をまわっているが、諸国にて軍太の高名を聞いたし、秋田藩士からはぜひ訪ねるべしと進められたので、試合をするために訪ねてきたという。軍太は、山中にて野猿同然なので未熟千万、高名なりとは恥ずかしい限りだが、遠路訪ねてくださったのは冥加至極と喜んだ。

佐藤の修行旅の様子を軍太が訪ねたところ、今年の正月に水戸を出て、仙台、伊達郡、会津、越後、津軽へと回り、「在々まで残らず相尋ね修行」したという。「在々まで」と語っているとすることは、城下にある道場だけではなく、村方に存在する道場、つまり庶民（百姓身分）が開いている道場にも修行のために足を運んだということである。佐藤が回った地域のあちこちに庶民剣士がおり、庶民道場があったと理解してよいだろう。

津軽を出た佐藤は、その足で天童に向かい、天童藩の原右橘や、武元流の渡部鋏蔵などと試合をした。原右橘は天童藩の奉行原三郎左衛門の養子で、御物頭格の役職にある人物である。一刀流の免許をもち、天童藩士にも門弟がい

た（二一〇頁）。渡部鋏蔵は武元流とあるように、軍太の門弟である。旧名は高羽監物といった。佐藤はその後、山形に入って三〇日ほど滞在し、山形藩士と修行した。

そこから小郡山にやってきたわけだが、それはことに秋田藩士から、ぜひ武田軍太を訪ねてみよと勧められていたからだ。その秋田藩士は先年、武田道場に数日止宿して試合をしたが、「虚実誠に自在成る流儀、甚だ感心」したという。そのため出羽国に行くのなら武田軍太を訪ねよと勧めたらしい。赤湯の南の大橋（南陽市）で人夫（「徒士夫」）を雇って、剣術道具等を背負わせてきたとある。その道具は、金面、小手、竹具足、袋に入れた四尺六、七寸の薙刀、四尺余の長柄の刀と三尺三、四寸の差替え刀、一尺八九寸の脇差のほか、風呂敷包が二つだった。修行人たちの旅の様子的一端を知ることができる。

軍太の道場では、修行人が宿泊する高島の宿主からの添書（紹介状）を、試合受け入れの条件にしていた。父の代からの仕来りだということだが、宿泊所も確保せずに道場に来て、試合や宿泊を求められても困るということだろう。だが佐藤が持参したのは自分の剣術の師匠の添書だったため、軍太は宿の亭主からの添書を持参するよう求めている。説明を受けた佐藤は、なるほどごもつとも、では明日改め

て参上つかまつるといふことになった。

年齢は三〇代半ば、人相もよく、あつばね侍だと思えたので軍太は門人に書状を回して明日に試合があることを知らせた。見物人もたくさん来るだろうといふことで、当日は道場の送戸、引戸、障子を外して開放し、軍太も羽織袴に脇差の正装で迎える準備をしていた。軍太の孫の孫兵衛と入生田村（現高島町入生田）の粟田惣兵衛をまず戦わせ、二人とも佐藤に負けたら七〇歳の軍太自身が手合わせすることになっていた。ところが、その佐藤が現れなかつたのである。

高島に住む軍太の門人からの書状によると、佐藤は軍太宅から辞したあと、高島の横町丁子屋で昼飯を食べたが、そのさい店主の市三郎に次のように語つたといふ。小郡山の先生を訪ねてみたところ、百姓家ではあつたが、軍太先生は並みの人相ではなく、もし武士であれば大禄を取つて司になるような人だつた。芸道の極意のほども計りがたく、拙者の及ぶところのない様子だつた、と。

これを聞いた市三郎は、佐藤にこう語つた。先年より武者修行人が幾人となく訪ねてきたが、みな門人に打ち負けた。小郡山の流儀は寒中でも袴に浴衣一枚だが、修行人は真綿入りの皮帽子をかぶり、金面・小手・竹具足を着用し

ていた。薙刀も修行人は四尺六、七寸だが、軍太門人は三尺四寸の丸竹に鐙をつけて試合をした、と。

剣術防具を身につけて長い薙刀で試合に臨むというのは、まさに佐藤登がしようとしていたことだつた。しかも軍太ではなく、門人にみな負けたというのだから、佐藤が驚くのも無理はない。なんとも恐れ入る、軍太先生によるしく、とことづてを頼んで米沢に出立したという。怖じ気づいて逃げたといふことである。

こうした連絡をうけた軍太は拍子抜けをしたが、もちろん武士に似合わざる修行人だと怒つた。修行といふのは多くの流派（万流）に出会つて我より上手なる人がいれば幾重にも願つてその術を我が術とし、また名人に出会えば、さらに妙術を得んがために国元を出て修行するものだ。それが自分より上手であれば約束を違えて不参する修行人など、なんになるか。こうした心底では日本を残らず廻り、唐国まで行つても、一生涯、発明などできるものでない、と。敵前逃亡であるから佐藤登は水戸藩士としての名を汚してしまつたことになるが、その怒りの矛先は直真影流男谷精一郎の門人である山田忠三郎と島田虎之助にも向けられた。この二人も小郡山の近くまで来ていながら軍太を避けたのだから、佐藤と同様だといふのである。直真影流は軍

太が強いライバル心を抱いた流派だが、意気地なしの連中ばかりだ、それでなにが名人か、ということである。

佐藤登は軍太との試合を避けて米沢に行ったのだが、批判は米沢の諸流派にも向けられた。防具をつけようが素面であろうが、米沢では誰も試合をしてくれる者はいない。見物人がいてもいなくても試合を受けるような剣士は、一五万石の米沢藩士にも百姓町人にも一人もいない、と断言している。修行人との他流試合を断るだけではなく、同藩の他流との試合もせずに、自分たちの流派だけで自慢しあっている。そんなことだから他の流派に勝つような新たな術の発明などできはしない。身を衛るための役にもたない、と手厳しい。

他流試合をするのは武田軍太の門人だけで、「当地御領三万石の剣術遣」も米沢藩一五万石と同前だともある。「当地御領三万石」というのは織田家領地のことだが、織田家は天保二年（一八三二）に陣屋を高畠から天童に移していた。所領は村山郡の天童周辺村々と置賜郡の六か村だった。軍太は小郡山のほかに天童にも道場を開いていたから、織田家の他流の道場でも他流試合をしていないということだろう。

軍太の右の文言でもう一つ注意しておきたいのは、他流

試合をするような剣士は一五万石の米沢藩士にも百姓町人にも一人もいないとある点だ。この表記は、剣士は武士だけではなく百姓町人にもいる、ということが前提になっている。軍太自身が農民であり、高畠周辺の村人たちが門人になっていた。文化年間に天童に道場を開いたあと、軍太は天童周辺の農民たちからも師範を依頼されている。村山郡の山野辺村周辺には稲村道場もあった。米沢藩領にいる「百姓町人」の剣士ということであれば、論説編第一章四一六で紹介した置賜郡大塚村の牛谷家も農村にある道場だった。このように見ていくと、出羽国一帯に庶民剣士と庶民道場がいくつも存在したことは間違いない歴史的事実だということになる。

⑥ 来訪しても試合をしなかった修行人―仙台藩白石家中の齋直右衛門 「実録」には、おもしろい話を書きとめられている。武田道場には必ずしも剣術試合だけを望む者が来訪したわけではなかった。軍太と剣術談義をするのが目的の者もいた。文化一三年（一八一六）に来訪した、仙台白石家中で直真影流の齋直右衛門がそれである。（一五四頁）。

軍太が試合をしましょうかと誘ったところ、齋は、このたびは軍太の高名を聞いて話をしにうかがったままであ

り、剣術道具は越後に置いてきたのでそれには及ばぬ、と答えた。こうしたやりとりを隣室で聞いていた軍太の悴の国太があらわれて、素朴な疑問を齋にぶつけている。剣術の修行人が話ばかり聞いて修行になるのですか？ ましてや剣術家を訪ねてくるのに面・小手などの道具も持たずにお出でになるといのは理解できません。この道場にも防具はあるので、それで私と試合をしませんか、と。

試合を迫る国太に軍太は、お前は体調が悪いのだから引っ込んでおれと注意をするほどだった。国太が体調不良を押しても試合をしたかったのは、若いころの父親譲りで他流試合の機会を逃したくなかったのかもしれない。それとも、隣室で問答を聞いていらだったのだろうか。軍太はその後も齋と剣術談義を交わしているが、「剣術は随分、^{あつは}適れ侍」と書いているので、話はだいぶ盛り上がったようだ。病中だった国太は、残念ながら、ほどなくして亡くなった。

五 武田軍太の門人たち

1. 武田道場の門人は約五〇〇人

武田軍太の門人は、どのくらいいたのだろうか。門人帳が残されていないので正確なことはわからないが、「実録」から探ってみよう。その手がかりになるのが、奉納額に関する記事である。

奉納額とは、祈願文や詩歌、絵画などを書いて寺社に奉納した木製の額のことである。堂舎の軒下や本殿・本堂の内部に掲額されているものが多い。国家安寧から家内安全、無病息災、疫病退散を祈願したものや、算学や俳諧のグループによる奉納額もある。内容は様々だ。武術に関する奉納額も、その一つである。武術の奉納額は、流儀の繁栄や宗家の武運長久などを願って寺社に奉獻されたものである。剣術だけではなく、弓道や柔術などの奉納額もある。全国の寺社でしばしば見かけるが、なかには門人の名前を連記したものもある。

「実録」には、「門人共奉納之額数五枚、門人五百人」(二〇九頁)とある。五枚の奉納額の内訳は表3に示した。



若松観音堂（天童市）



亀岡文殊堂（高島町）



笹野観音堂（米沢市）

地元にて三件（安久津八幡宮二件、亀岡文殊堂一件）、天童に一件（若松観音堂）、米沢に一件（笹野観音堂）の、四か所五枚である。「実録」には、笹野観音堂の碑文が収録されている（二〇八頁）。この碑文の作成者は、のちに天童藩の家老になる長井喜間多である。軍太が刻苦勉励して武元流を創始した経緯を記し、師弟ともに武元流の隆盛を祈願している。他の四件は軍太の祖父の鳥海山人（孫兵衛）の作になる。学者であり、長命だったから、孫の軍太の顕彰のための文章を喜んで引き受けたのだと思われる。残念

ながら、現在はいずれの奉納額も各寺社では確認できない。これら奉納額の記事のなかで門人数に触れたものがある。たとえば、若松観音堂は門人三〇〇人、亀岡文殊堂は一一六人、笹野観音堂は一〇一人という数字がある。これとは別に「実録」には、村山郡の天童や尾花沢には「門人三百人」（二七九頁）がいたともある。先の記事にある「門人五百人」が門人の全体数だとすれば、村山郡の門人三〇〇人が天童の若松観音に奉納し、小郡山道場の二〇〇人の門人たちが高島町の安久津八幡宮や亀岡文殊堂および米

表3 武田軍太を顕彰する奉納額（小太刀奉納）

	奉納先	地名	発起人	文作	門人数	奉納年代
1	安久津八幡宮	高島町安久津	佐藤（島津）雄吾	鳥海山人		
2	安久津八幡宮	同上	米沢領小出村横沢理七	鳥海山人		
3	若松観音堂（若松寺）	天童市山元	武田倉之丞	鳥海山人	300人	
4	亀岡文殊堂	高島町亀岡	熊谷（寒河江）倉之丞	鳥海山人	116人	文政13年
5	笹野観音堂	米沢市笹野本町	米沢城下南季山住居実道和尚	長井喜間多	101人	天保14年

表4 笹野観音堂献額門人居住地

仙台藩士	
白石藩士	
米沢藩士9人	
天童藩士	
二井宿村	高島町
安久津村	同
高安村	同
大笹生村	同
深沼村	同
一本柳村	同
三條目村	同
入生田村	同
糠野目村	同
高島村	同
泉岡村	同
塩森村	同
柏木目村	同
大塚村	川西町
小松村	同
赤湯村	南陽市
上ノ山	上山市

沢の笹野観音堂に奉納したとも考えられる。

村山郡には一三か所で指南したとあるから（一七九頁）、同郡の門人は三〇〇人いても不自然ではない。それにしても一三か所というのは、天童を中心とした村山郡村々のあちこちに剣術道場があったということになる。笹野観音堂については、奉納に参加した門人たちの住居が書かれている（二〇八頁）。表4に、それを掲示した。土分は仙台藩、白石藩、米沢藩、天童藩の藩士たちである。二井宿村以下は、これら藩士とは明確に書き分けられているので、いずれも百姓身分の者たちである。藩士では米沢藩士の九人が一番多いが、天童藩では師範を務めていたので、もつと多いと思われる。しかし表4や「実録」の記事からみて、圧倒的多数は天童城下や村山郡・置賜郡の村方に居住する庶

民だったことは間違いない。こうした状況は、庶民社会における剣術文化の広がりを明確に実証するものである。

2. 軍太から免許を許された門人たち

武田軍太の門人は、高畠と村山郡の道場や出稽古をあわせて五〇〇人にもものぼった。だがこのなかで、武芸に秀でて免許（印可）を与えられたことが判明するのは、表5にあげた、わずか一人にすぎない。武元流創始前の心地流の免許者が五人、心地武元流が二人、武元流が四人だった。このうち侍身分の門人は、寒河江倉之丞、長井喜間多、渡辺歙蔵の三人である。あとの八人のうち二名は身分不明だが、六人は百姓身分であった。免許持ちの百姓剣士たちが次々に生まれていったことを、ここでも確認できる。

軍太の父の源之進時代の師範は米沢藩士の田代進右衛門と、その後任の川井村の堤柳助であった。高畠藩の陣屋は武田家のある小郡山からも近かったため、このころから武田道場には高畠藩士も通っていた。軍太が道場主となつてからは門人も増えていったが、「実録」に「高畑藩士大勢稽古なられ候」（一七九頁）とあるように、軍太の門人に高畠藩（のち天童藩）の藩士が「大勢」いたと記されている。

表5 武田軍太による免許授与者（判明分）

心地流の免許授与者 5 人
島津官蔵（旧姓佐藤） 島津雄吾 佐藤繁蔵（今は忠兵衛） 神保栄蔵 増淵武兵衛
心地流武元流の免許授与者 2 人
今田弥平治 武田国太
武元流の免許授与者 4 人
寒河江倉之丞（今は熊谷倉之丞、天童藩御徒士以下の剣術師範） 長井喜間多（同藩御用人格、御徒士目付以上の剣術師範） 宮城雄太（師範として江戸出府） 渡辺歙蔵（前は高羽監物。のち直真影流の嶋田虎之助に入門）

（注） 187 頁その他より。

る。天保年間に笹野観音堂へ奉納した献額には、米沢藩士も九人いたとある。侍身分の者が全体で何人いたのかはわからないが、軍太の門人に侍身分の者が一定数いたことは、こうした記事からも疑いない。関東ではそうした事例を確認しているが、東北での貴重な事例となる。

武元流の印可を許された四人については「実録」でも触れられていることから、その出自や動向がわかる。それぞれ興味深い動きをしているので紹介しておきたい。

① 寒河江倉之丞 寒河江倉之丞は、天童に近い羽入村の出身である。軍太が文化七年に天童市中に道場を開くと、近郊の奈良沢村や、やや離れた尾花沢村から出稽古を頼まれた。同じ織田家天童領の中野目村と羽入村にも出稽古に出向いていた。寒河江倉之丞はその羽入村の住人だった。彼の入門願いによると（一五四頁）、羽入村にはたびたび出張していただいているが、日数が少ないので稽古がほかとらない、ついでには自分を内弟子にしていただけないか、ということだった。剣術稽古をやりたくてたまらない倉之丞が、軍太宅の住み込みの内弟子にしてほしいと願い出てきたのだった。許された倉之丞は、昼夜稽古に励んだという。

のちの話になるが、軍太は倉之丞について、「一体、この

倉之丞、最初稽古致し候に、並々の人より鈍き方にて、芸術修行捗り申さず候得ども」（一七八頁）とあるように、剣術は下手だったという。しかし剣術へのこだわりが強く、神仏に祈つたり、神社に参籠してこれまでに三度も断食をし、寒中でも未明に参詣して、毎日怠りなく修行に励んだという。そうした頑張りが実を結んで、六、七年で「武芸達者」になった。天童や村山郡村々の道場への出稽古には、軍太の名代として派遣するほどになっている。倉之丞自身が道場を増やすこともあつたようだ（一六四頁）

この倉之丞と造り木をかけて、軍太は弟子の育て方を述べている（一六一頁）。造り木をするさい、小さな木を痛ませず、形をつけるために添え木をし、真をとめないように育てれば、やがて若き木になる。初めから中ほどに真をとめると育ちがたく、悪い手当をすると枯れてしまうこともある。長命草（煙草）も同じで、いたわつてよく手当をし、声かけをしながらか切りかけ、悪い目や虫を捕れば真葉ほど大葉になる。剣術も同様だ、と。それほど大事に倉之丞を育ててきたということである。

その倉之丞が文政四年（二八二一）に江戸に出ている（二六二頁）。修行のためというよりも尋ね人を探し、国元に連れて帰ることを依頼されての出府だった。その尋ね人

にも会うことができたため、高島藩の江戸藩邸（八代洲）

に行つて、秋山要助の所在を確認したという。せつかく得た江戸出府の機会を活かして剣術修行もしてみようということだったのだろう。秋山要助は、若いころ軍太がこつぴどく負けた神道無念流の剣士である。倉之丞が秋山の所在を真つ先に尋ねたということは、軍太から秋山と手合わせをしてこいと指示されていたのかもしれない。江戸から戻つた倉之丞に軍太は、こんこんと秋山の剣術の弱点を説き（一七一頁）、秋山に負けたからこそ「日夜心魂込候而諸流と試合致」（一七二頁）て技を磨いてきたと語っている。「寝而も起而も能々工夫致候ハ、秋山要助ガ御影也」とあるように、負けた怨念が軍太の剣術修行を支えてきたのだつた

倉之丞が聞いたところによると、秋山は神道無念流の岡田十松の後見人をしてのことだつたが、道場を尋ねると江戸にはいなかった。二、三年は戻らないだろうという。諸国修行に出ているのかもしれない。「実録」には、「秋山氏尊承り候に、十七八歳前に外道并博奕致し候者共に頼まれ後見致し、多くの人をあやめ、または殺し、その上悪事計り致し候故に敵多く住み難く相成り、髪を取りて伊豆の国へ帰り庵主となり、相果て候よし」ともある。

これによると若いころ秋山は、やくざ者の用心棒をして多くの人を殺め、悪事ばかりしていたので敵が増えて、そのために郷里に戻つたのだという。どこまで信憑性があるかは定かではないが、人物伝¹⁰には伝えられていない話である。

なお、軍太の「実録」では秋山の出身地を伊豆国としているが、実際には武蔵国埼玉郡箱田村（埼玉県熊谷市）の出身だとされている。秋山は四〇歳頃に郷里の箱田に戻つて道場を開き、文政一〇年（一八二七）に五三歳で剃髪し、天保四年（一八三三）に没した。「実録」には郷里で死亡したことも書かれているから、「実録」執筆時には、右のような世評が軍太のものには伝わっていたのだろう。

ところで倉之丞は、江戸藩邸に詰めていた藩士四人と共に岡田道場を訪ね、試合を申し込んだ。「実録」によると、岡田十松の歳は「三十前後と相見候」（二六四頁）とある。このときの道場主を岡田家初代の十松吉利だとすれば五〇代半ばということになるが、三〇歳前後ということであれば、二代目十松のことかもしれない。秋山要助は初代吉利の兄弟弟子だが、「実録」では岡田十松の後見人をしているともあるので、兄弟弟子のよしみで二代目の後見人をしていたとみたほうがよさそうである。

道場では岡田十松が上座に座り、左右に八、九人ほどの旗本、そのほか一〇〇人を超える門人がいたという。これだけの人数を収容できる道場の広さは不明だが、「天魔鬼神」も入り込む隙もないような様子だったという。ここでも百姓身分出身の師範のもとに、旗本以下の武士身分の侍たちが多数門人になっていた。

最初に倉之丞の相手をしたのは、岡田十松の二番弟子である江田政次だった。神道無念流は金面・小手の防具を着けた流儀なので、倉之丞もそれにあわせている。最初は追い込まれたが、倉之丞が勝った。

すると岡田十松は、斎藤弥九郎に試合を命じた。斎藤弥九郎も越中国射水郡仏生寺村（富山県氷見市仏生寺）の百姓身分だが、一四歳にして江戸に出て、旗本の奉公人しながら武芸と学問に励んだといわれる。二〇歳代で岡田道場撃剣館の師範代に昇進したというから、倉之丞と手合わせしたのはその前後になるだろう。文政九年（一八二六年）、二九歳で独立し練兵館を創立した。練兵館はその後、北辰一刀流千葉周作の玄武館、鏡新明智流桃井春蔵の土学館と並び、幕末江戸三大道場の一つに数えられるほど隆盛した。このように、のちに大物となる斎藤弥九郎との手合わせだった。薙刀の先をひらひらさせながら動く所作は滞るこ

となく、その勢いは雷の如くにして、倉之丞も追い込まれたという。しかしながら倉之丞も、「千変万下、陽炎、稲妻」のように受けて立った。「実録」の記事を読むと、薙刀の打ち合いだけではなく、組み討ちもあつたようだ。試合の様子を軍太が倉之丞から聞いて書いたものなので、倉之丞は自分が勝つたと話しているが、斎藤弥九郎も倉之丞の金面を突いたとあり、勝敗は判じがたい。ただ江戸の名剣士として名高い斎藤と互角の勝負をしたことは間違いないようだ（一六二頁）。

倉之丞はさらに他の門人との試合を願ったが、同行した高島藩士の長谷川四郎左衛門が、これ以上試合をすると怪我をするぞと止めに入ったのでやめている。すると岡田道場の世話人が同行の四人に向かつて、試合はいかががと声をかけた。ところが長谷川ら四人は口を揃えて、「兵法は存ぜず」と答えて辞退した。これを聞いた倉之丞は、日頃から自慢ばかりしていても、いざとなれば臆して試合もしない、こういう輩が世間にはたくさんいる、と密かに憤慨している。倉之丞は百姓身分だが、武士身分の高島藩士のほうが口先だけで意気地がなく、剣術の腕も下だったということである。

とはいえ倉之丞にとっては不満足な試合だったため、宿

に帰っても悶々として夜中の八つ時（午前二時頃）あたりまで寝付けなかった。そこで翌朝未明に起きて朝食をとったあと、一人で岡田道場を訪ねている。玄関には斎藤弥九郎が出てきて座敷に通されたので、昨日の礼を述べたうえで、今日も試合をしてはいただけないかと願ったのだった。お互い修行になるので結構なことだと、この日も大勢の門人と試合をしている。倉之丞に根性があるのは、休息のあとに、館主の十松先生と試合をしたいと願ったことからわかる。岡田十松も、お望みとあらばと相手をしている。試合は勝ったり負けたり、相打ちになったりだったという。その日は一人と試合稽古をしたとあるので、倉之丞も疲労困憊だったのではないだろうか。この日のことは江戸藩邸に報告して旅籠に帰った。

翌日は江戸市中の「兵家」二軒を訪ねて試合を所望したが、引き延ばされるだけで空しく旅籠に戻ったという。ほかにも訪ねたい「兵家」はあったが、尋ね人を少しでも早く国元に連れて帰る必要があるため江戸を引き上げている。「人の金銭にて修行は相成らず」（二六四頁）とあるので、出府費用は尋ね人探しの依頼者が出していたのだろう。

倉之丞の岡田道場での試合の様子は、江戸藩邸の川村有右衛門から高島藩中の北村鹿右衛門へ書状で連絡があり、

武田軍太にもその内容が伝えられてきた。江戸藩邸からの書状にも、岡田道場での江田正次と斎藤弥九郎との試合は内容的には倉之丞が十分に勝った試合だったが、五分の試合になったなどと書いていた。第三者の目から見ても倉之丞優位だったということのようだが、前述のように倉之丞が悔やんでいたのは完全に勝ちきれなかったことなのだろう。

尋ね人を国元に送り届けた倉之丞は、最上地方の門人たちを回って稽古をつけたあと、文政四年一二月に小郡山の軍太宅を訪問した（二六四頁）。軍太は大いに喜び、江戸での試合の様子を詳しく聞いている。話を聞いた軍太は、神道無念流の秋山要助や村山郡の稲村道場の者たちと手合わせをした経験があるだけに、斎藤弥九郎の術のことが随分と気になったようだ。軍太は倉之丞に対し、斎藤弥九郎との試合の経験を活かして、なにか良き工夫はできたかと問うている。だが倉之丞は、工夫は一切出来かねたと答えた。それを聞いた軍太は斎藤と軍太の技について論評し、さらに過去の対戦まで取り上げて、滔々と軍太の剣法を語っている。若き頃、秋山要助に負けて奮発してここまで来たのは、「秋山要助ガ御影」だという。斎藤弥九郎に完全には勝てなかった倉之丞に対して、みずからの体験にも

とづきながら、常に工夫が必要だと説いたのである(一六五
〜一七二頁)。

倉之丞にしても大いに心残りがあつたのだろう。再び修
行のために江戸に出たいと願ひ出てきた。もちろん軍太は、
誠に奇特千万なことだ、出府致すべし、と認めた。ところが
驚いたことに、倉之丞は江戸に出るにあたつては武田の
名字を拝領したいと申し出たのである。これまで見てきた
ように、武田軍太の名前は剣術家の間では知られた存在に
なつていた。武田の名字を冠して江戸に乗り込みたいとい
う、倉之丞の意気込みを示している。もちろん軍太は喜ん
で、これを許した。倉之丞が免許を受けた年は記されてい
ないが、軍太の旧流派である心地流や心地武元流の免許で
はなく、新たに創始した武元流の免許であつた。武元流は
文政四年に創始されているから、武元流の免許を初めても
らつた武田倉之丞として江戸出府したのである(一七三
頁)。

二度目の江戸出府は、一回目の翌年文政五年のことで
(一七九頁)、そのときに倉之丞が訪ねて剣術試合をした「高
名之兵術家」を示したのが、表6である。倉之丞は江戸市
中の二九軒の道場を訪問している。幕末・明治まで継承し
た著名な流派もあるが、現在では不明のものも少なくない。

ただ、この史料の表題に「高名之兵術家」とあるように、
当時の江戸でよく知られた剣術家の道場である。江戸市中
の道場の数は幕末ではおよそ三〇〇といわれているが、そ
の一端をこの一覧表で知ることができる。なお、安政年間
の「英名録」には、江戸を除く関東八か国の六三二人の評
判の高い名剣士が記載されているが、その流派数は三六で
あつた。

12番目にある神道無念流の岡田十松道場の斎藤弥九郎と
江田政次とは前年にも試合をしているが、それ以外は今回
が初めての道場ばかりだということになる。二九軒中、直
心影流は四軒である。鏡新明知流の桃井春蔵も有名である。
いずれも幕末にかけて隆盛していく流派だつた。倉之丞は
江戸での評判を聞きながら訪問先を選定したのでだろう。

去年は「立ちのぼせ」ていたので道場の東西も分からな
いほどだったが、このたびは心も落ち着き、そのうえ軍太
師匠に教えられていた術を用いたので、どの道場でも落ち
着いて試合ができたという。

倉之丞は、岡田十松の三代前の神道無念流宗家だつた戸
賀崎熊太郎について、詳しく語っている(一七七頁)。「実
録」では「富崎熊太郎」と表記されているが、発音が似て
いたための誤記だろう。また「実録」に記された所伝も事

表6 武田倉之丞 江戸の武者修行先「高名之兵術家」一覧 (173～176頁)

1	流行心眼流	下谷御徒士町	井場八郎治
2	直真影流	下谷車坂	井上伝兵衛
3	大圓一心流	牛込	串淵弥次尊内弟子 東海林孫八・津田貞治
4	直真影流	江戸見坂	長沼庄兵衛
5	無双神刀流	近習堀御徒士町	鈴木伊次郎内弟子 遠藤貞之進
6	直真影流	溜池之辺	長沼四郎左衛門
7	大極一心流	西ノ久保	小川周治
8	安心光流	本町四丁目	近葉要人
9	二天流	下谷御徒士町	藤川権八郎
10	鏡心明知流	南八丁堀	桃井春蔵
11	寄心流	同町	米田新八郎
12	神刀無念流	小川町	岡田十松内弟子 斎藤弥九郎・江田政次
13	三和無敵流	柳橋	佐々木豊八
14	天心上極流	柳橋	山口伊藤太
15	一刀唯心流	水屋	奥山東太郎
16	直真影流	下谷	山口仙蔵
17	小野一刀流	同町	山本官兵衛
18	鏡一心流	榎木町	小野寺伝蔵
19	夢想壺流	富永町表	佐川直八
20	神刀極動流	網坂	荻原権之助内弟子 青木金治
21	雲光流	下谷	高嶋菊治
22	鹿島球磨流	西ノ久保	藤井隼人
23	大圓神極流	本町新通	山田相馬
24	一圓神新流	六番町	遠藤政八
25	卜伝一心流	谷町	森重忠七内弟子 若島主馬
26	木葉一刀流	同所	斎藤清五郎
27	法蔵院流	本町通	山中鬼内
28	寄進学流	谷町	山中太玄
29	無双唯心流	青山	小池吉之右衛門

実とは異なった点があるが、ここでは当時、どのように伝えられていたかを示す噂として紹介しておきたい。

それによると戸賀崎は、下野国の富崎村の百姓で、江戸に出て小川町に道場を建て、その後大いに名人として海内に名を弘めた。老年になると高弟の岡田十松に道場を譲って郷里に戻り、領主から名字帯刀を許されたよし、とある。戸賀崎の実際の郷里は武蔵国埼玉郡上清久村の出身で、門人は三〇〇〇人を数えたとされる。江戸の道場を岡田に譲って上清久村に帰ったのは、寛政七年(一七九五)、五一歳の時だった。郷里では「知道軒」と名乗り、近隣師弟の育成にあたったという¹¹⁾。

道場を譲られた岡田十松につ

いても、倉之丞は次のように語っている。岡田の身の丈は五尺三寸（二五九センチメートル）ほどで、師匠である戸賀崎氏の「半芸も御座なく」とある。武術の腕前は師匠に遠く及ばないという意味だろう。だが、岡田は「詩のまね」や茶の湯などしており、人物もよいので戸賀崎氏に見込まれたという。岡田は諸大名への出入りも許されたが、五代半ばにして死去し、今は倅が名跡を継いで十松を名乗っているとある。

前半には厳しい人物評が記されている。岡田の剣術の腕は大したことはないが、人がよいので戸賀崎に気に入られたのだという意味のようだ。しかし人がよいだけで、これだけの道場を維持できるものではない。戸賀崎を知らない倉之丞が岡田との比較などできるはずがないので、倉之丞自身の意見ではなく、江戸で耳にした噂だろう。隆盛を極めただけに、やつかみを含めた風評が立っていたのだと思われる。

倉之丞は、卜伝流の森重忠は突術の第一、直真影流の井上伝兵衛は上手の者と聞いていたが、こちらが「虚実変化太刀殺気殺」を用いれば、「何ほどのこともこれあるまじく候」と述べている。そのほかの諸流も同様だとある。さらに、卜伝流、二天流、青柳生流、神道無念流（戸賀崎

熊太郎工夫の太刀」の四流儀にも、「此の術にて慥かに全勝を得ると答え候」とあるので、倉之丞があなたも勝ち続けてきたかのような話ぶりだったようだ。しかし軍太は、それは「扱置さておき」としていたので、疑っていたのかもしれない（一七七頁）。ただ、青柳生流は表6にはない。

このように、二回目の江戸修行から戻った倉之丞は軍太に各流派の剣術の特徴を微細に報告した。それを聞いた軍太は、各流派に対抗する技を考え、門弟である島津官蔵、佐藤雄吾、佐藤繁蔵、神保栄蔵の四人にも、右の四流儀にどうすれば勝てるかを考えよと指示している。この四人は軍太が心地流時代の免許者であり、新たな境地に達した武元流の技が十分に伝授されていないと考えたようだ。しかし四人とも、「戸賀崎熊太郎工夫の術」には答えが出てこなかったという。そこで軍太が考案した「四流儀の術に勝ち候術」を門人たちに教えた。できた者もいたが、できなかった門人もたくさんいたという。

軍太は、江戸に二回も出府して修行を積んだ倉之丞の将来に大いに期待していた。我が道場の下手な者や同段の者と試合稽古をするだけでは上達しないと考えていたからだ。しかも倉之丞は江戸だけではなく、会津と伊達にも修行に出かけた。末々は江戸で師範になるのではないかと期

待していたが、文政一三年（一八三〇）、どういいうわけか、高島藩家臣で御徒士格の熊谷次左右衛門の婿養子になった。なかなか流儀を弘められないので残念だと嘆息している（一七九頁）。このとき倉之丞は軍太から貰った武田の名字を変え、熊谷倉之丞となった。「実録」で倉之丞について語るとき、寒河江、武田、熊谷の名字が出てくるのは、こうした事情による。

なお、倉之丞は村山郡羽入村の出身である。百姓家の倅として、軍太が出稽古に行っていた羽入村の道場に入門し、剣術の修行に励んでいた。どのような契機があったのかはわからないが、藩士の熊谷家に見込まれて養子になり、侍身分になった。百姓身分から武士身分への転換である。そのことに違和感をもたれた形跡はまったくない。士分という身分は固定的だが、個人としては機会さえあれば身分間移動が比較的容易になされていた事例ともなる。

② 長井喜間多 高島藩織田家の御用人長井部（しとみ）の倅の喜間多は、一二歳より門人になり、昼夜怠らずに稽古に励んだ。喜間多が一八歳のとき、米沢藩士五人が軍太の道場に使いを遣わして、安久津村八幡神社別当の金蔵院での試合を申し入れた（一七九頁）。軍太の道場ではなく金蔵院での試合を申し込んだのは、米沢藩三手組（御馬廻組・

五十騎組・与板組）の子どもが出家して金蔵院の僧侶となっていたので、この僧侶による手引きだと思われる。武田道場からは、喜間多をはじめ六人が金蔵院に向かった。

最初に対戦した喜間多の相手は、心地流の屋代英治だった。歳のころは三七、八歳。十数度試合をしたが、すべて喜間多が勝った。次に出てきたのが穴沢吉右衛門（四一、二歳）で、心地流師範である須藤七右衛門の実父だと「実録」には書いている。ということは現師範の須藤七右衛門はかなり若く、先代師範の後継者として穴沢家から入嗣したのだろうか。

穴沢はかなりの大男だったので、試合の様子は義経と弁慶が戦っているようだったという。穴沢が「小がきめ！」と打ち込んで、喜間多はひらりとかわし、十度余の試合は喜間多が勝っている。そのあと穴沢は、軍太門人の荒井英蔵および川上直右衛門とも試合をしたが、いずれも五分で引き分けとなった。心地流当主の父であっても、腕前はたいしたことなかったというこのようである。屋代英治はこのあと、軍太門人の貝谷新助と立ち会って五分だったが、二井宿村の島津廣介との試合は屋代が全敗している。同じ心地流どうしでは、二人の米沢藩士を軍太門人たちが圧倒したのだった。残りの藩士三人にも試合をするよう

軍太門人が誘っても、普学流は他流試合をしないと云って断ったという。であれば、なんのために試合を申し入れてきたのかということになるが、軍太門人たちの技に恐れ入ったのだろうかと思透かされている。このとき軍太は立ち会っていないが、試合を終えて帰ってきた門人から様子を聞いている。見物人が六、七〇人ほどいたという。

仙台から青柳生心眼流の師範二人が来たときも、喜間多らの門人三人がこれを打ち負かしている。悔しさのあまり彼らは、「山中の者どもめが！」と悪態をついて帰った（二八一頁）。その後、長井喜間多と荒井英蔵が米沢藩の「諸兵家」を尋ねて試合を申し込んでも、どこも受けてくれなかったという。どうやら軍太門人の強さに恐れをなしたのだろう、とみなしている。

修練を積んで腕をあげてきた喜間多に軍太は、文政一〇年（一八二七）、武元流の免許を与えた。そのとき喜間多は、高島藩の御物頭格になっていた。翌文政一一年、高島藩織田家は領地のある天童に本拠を移したが、喜間多はそこで剣術師範に任命されている。武元流が藩の公認流派になったといってもよいだろう。その後、喜間多は御用人を経て、同藩の家老になった（二〇八頁）。

③ 渡辺鋏蔵 武田軍太の門人のうち、天童織田家の家

臣として名前を確認できるもう一人が渡辺鋏蔵である。渡辺は旧姓を高羽監物といった（二二〇頁）。高羽監物は高島枝郷の北目にある青竜寺住職の後妻の倅だった（二〇七頁）。その後妻は、米沢藩の二手組に属する家臣の出だったので、監物という武士風の名前をもっていたのだろう。監物は幼少のころから剣術を好んでいたことから、天保初年に住職夫妻は一六歳の監物を軍太の道場に入門させたのだった。

一三年目の天保一三年（一八四二）、監物は天童藩の御徒士である渡辺新次郎の養子となった。それで以後、渡辺鋏蔵と名乗るようになったのだが、軍太は養子縁組の祝儀（「飾二」として、武元流の免許を鋏蔵に与えた。もちろん、修行に励んで腕前をあげていたからだが、天童藩士のなかで武元流の位置を高めたいという思いもあったのだろう。

だがその後、渡辺鋏蔵は、軍太の予期しない方向に歩むことになった。それは渡辺が直真影流の島田虎之助に出会ってしまったからである（二二六〜二二二頁）。九州は豊後国の中津藩士の家に生まれた島田は江戸に出て、直真影流の男谷精一郎おたにに入門して免許を受け、諸国修行に出た。「実録」によると、会津藩の家中と試合をして勝ち、それから越後では、「在々并藩中え願入、試合勝候」とある。

越後の諸藩士だけではなく、在方の道場も訪ねて試合をしたと理解してよいだろう。その後、庄内藩でも試合をし、山形にいたった。山形藩士とは四〇人ほどと試合をして全勝したとある。あまりの強さに同藩では三〇日ほども引き留められたという。

島田の噂を聞いた天童藩士の渡辺鉄蔵は、親類の山形藩士のつてを頼って島田に試合を申し込み、負けてしまった。あろうことか渡辺は、江戸に戻る島田に従って一年間修行をしたという。軍太には無断であった。天保一四年のことである。せつかく育てた門弟が武元流を捨てて直真影流に鞍替えしたのだから、軍太は心中穏やかではなかったに違いない。

それにしても藩士の渡辺は、どうしてそう簡単に江戸に行くことができたのだろうか。どうやら天童藩主の参勤交代に随行して江戸と天童を行き来していたようなので、江戸勤番を買って出たのかもしれない。江戸藩邸詰めの合間に剣術修行ということである。一年の修行を終えて帰国するさいに、渡辺は島田から直真影流の免許状をもらった。もともと武元流で技量を磨いていたのだから、新流派の修得も容易だったのだろう。江戸にいる間には、島田の師匠である男谷精一郎や、ほかの剣術家たちも訪ねて修行を重

ね、大坂にまで修行の旅に出たという。渡辺鉄蔵にとっては、「日本修行」の一年間だった。

軍太はこうした渡辺の動きを、天童藩の重役になつていた門弟の長井喜間多から書状で知らされていた。渡辺が江戸から戻って挨拶に訪ねてきたとき、軍太は、さぞかし上達したことだろう、さつそく手合わせをしようとして求める。他流を身につけた門弟の技がどのようなものなのかを、軍太は知りたくてたまらなかつたのである。だが渡辺は応じなかつた。他の門弟たちも、師に勝てば江戸修行の成果になつて本望だろうし、先生も喜ばれるだろう、もし師に負けても、どうということはないではないかと、しきりに軍太との試合を勧めた。だが、渡辺は頑として応じなかつた。

ただ軍太が嶋田や男谷の術を知りたがったことから、渡辺は扇をもつてその兩人との対戦の様子を披露した。それを見た軍太は、兩人の仕術は一術も手本にすべきものはない、男谷らは江戸一だと聞いていたが、「噂とハ相違」と吐き捨てるように言った。渡辺はこれに抗弁することもなく、ひたすら無言で通している。

師を変えるということは、先師に不満があるか、新しい師にさらなる魅力を感じたからということである。しかも、

軍太が大きなライバルとしていつも気にかけていた男谷一門への鞍替えだったから、軍太にとって渡辺の行動は、はらわたが煮えくり返る思いだったに違いない。若年のころから、他流のよき技を取り入れて自分の技を磨いてきた軍太が、直真影流には学ぶべきものがないと言いつつたのは、自分の尊厳を守るための言葉だったのではないか。

一方の渡辺歙蔵が軍太との試合を受けなかったのは、勝つても負けても、いずれかの傷口を深めるだけだからだろう。男谷と島田に対する批判をおとなしく聞いていたのも、先師を傷つけたことへの詫びの気持ちがあつたのかもしれないし、へたに弁解すれば男谷と島田への批判がさらに強まることを懸念したのかもしれない。

男谷精一郎は身長六尺（一八〇センチメートル）の力持ち、島田虎之助も五尺七寸（一七三センチメートル）の「大肉付」で「三人力」の力持ちだったとある。当時としてはいずれも大柄な体躯をしていたが、島田は相撲の幕の内二段目と取り組みをしても勝つほどだったという。しかも島田の薙刀は五尺六寸（一六八センチメートル）で、普通の竹刀よりも長かった。軍太は三尺四寸（一〇二センチメートル）だったから、二尺も長い。大男で長い竹刀を使うため、対戦相手は圧倒されて負けてしまうのだと軍太はいう。

島田は術不足で剛力だけで勝っているというのが、軍太の見立てだった。だから自分の技をもってすれば、「全勝ヲ得ル事、掌ニ有之候」と喝破した。

軍太は、男谷と島田の弱みと、こちらからの攻め方を子細に教えたが、渡辺は心ここにあらずという様子だった。江戸の話をもつと聞かせよという軍太の求めも断つて、渡辺は辞去している。渡辺は剣術に執心してきたようにみえるが、結局は不執心ゆえに「極意の術」の黒白もわからなかった、と軍太は嘆息せざるをえなかった（二二二頁）。

④ 宮城雄太 宮城雄太は天童近郊の村山郡高擡村たかたまたまの生まれである。軍太の家にやってきて内弟子にしてほしいと願うので、高擡村の実父に手紙を出して確認したところ、その父もやってきて、ぜひ内弟子にしてくれと頼みこまれたという（一八一頁）。この経緯をみると雄太が一人で軍太宅にやってきて、追いかけるように父も駆けつけたようだ。雄太の年齢は不詳だが、十代も半ばに行っていたかどうかの年頃だったと思われる。百姓身分の倅が剣術の内弟子になるというのだから、それを許せる上層の百姓だっただろう。内弟子は住み込みだが、賄料を取っていたのか、それとも武田家の農業を手伝わせていたのか、具体的なことはわからない。ただ「昼夜稽古為致、罷在候」とあるか

ら、修行には相当専念させていたようだ。

ところが、安久津村の佐藤善吉の倅が医道を学ぶために江戸に出ると聞いた雄太は、自分も江戸に出府したいと言いつ出した。学問や武芸の学びの場として江戸が憧れの地であったということだろう。軍太は、あと二、三年修行してからのことだと諫めている。基礎もできていないのにということである。それから七、八年後、再び江戸出府を願いつ出て許されている。

軍太のもとにやってきたのは、それから二年後だった。父が大病を患つたとの飛脚が来たので帰郷してきたが、看病のために挨拶が遅れたと詫びている。江戸では「上手成ル兵家」を訪ねてまわつたが、感心するような術の遣い手は一人もいなかった（「少も感心致術、無御座」と、軍太に報告している）。

興味深いのは、帰郷後の在所での動きである。宮城雄太の実家は高掬村だが、そこで数年前から一刀流の森本與市という者が師範をしており、森本およびその門人から試合を申し込まれたというのである。森本は「白川御役所之役人」（一八二頁）とあるので、白河藩山野辺領の役人だろう。文政六年（一八二三）、武蔵国忍藩主の阿部正権まさのりが陸奥白河に転封したさい、村山郡内の二万六千石余が白河藩領と

なった。陣屋は山野辺村に置かれたが、高掬村も白河藩領になつて¹²いた。森本は陣屋勤めをしながら、同領の高掬村まで出稽古をしていたのだと思われる。ということとは、宮城雄太は遠く離れた高島までやってきて軍太の「内弟子」になつたが、そうした剣術希望者は雄太以外にもたくさんいたということになる。在村での剣術文化の広がりを、ここでも確認できる。

雄太は森本の道場に行つて試合をしているが、「金面・小手・竹具足」を用いたという。武元流は防具を使わないのが基本だから、相手流儀の作法に則つたということである。最初は十二、三度、雄太が森本に勝つたが、中ほどには森本に突きをうけて雄太が三度負けた。その後は、雄太が十三、四度続けて勝つている。全部で三十試合ほどをやつて勝率は九割だから、雄太の圧勝だった。これをみた森本の門人は怖じ気づいて、試合を辞退したとある。見物人が一〇〇人ほどいたというから、剣術試合は庶民の関心が高かつたようだ。

雄太は森本に、今度はこちらの道場での試合を申し入れて、高掬村に來させている。ということとは、雄太も実家のある同村に道場を開いていたようにも見えるが、後述のように雄太は自分の道場を持ちたいと軍太に述べているか

ら、正規の道場ではない稽古場があったのかもしれない。

試合当日は、天童藩の剣術師範をしている同門の熊谷倉之丞が立ち会いに来た。森本は多くの門人を引き連れてきたが、熊谷が森本に、今度はこちらの道場の流儀に従ってもらうので、素面と薙刀で試合をすべしと告げたところ、それはできないと断っている。防具を付けるのが流儀だったから、防具なしの試合では怪我するのではないかと怖れたのだ。じつさい、防具なしの稽古や試合では、打ち所が悪いと死傷者がでることもあった。これでは試合の作法に反すると怒った熊谷は、そのような礼儀を失ったようなことをして、よくぞ師範をしているなとまで罵ったが、森本は頑として応じなかった。それならば、道場の例には背くことになるが防具を使うなりなんなりと好きなようになされよと言ったところ、森本と門弟たちは一礼をして帰っていった。一刀流の森本は試合をする前に屈辱的な負けを喫したということになるが、一方の武元流は日頃から防具なしの素面で稽古をしているため、実戦に臨む心構えで圧倒していたといってもよいだろう。

熊谷倉之丞には、馬庭念流の荒井助作が同道していた。荒井は宗家の樋口重郎兵衛のもとで長年修行を積んだあと、諸国修行に出て、日本を半分ほど廻って諸兵家と試合

勝負をしていた。高籾村には熊谷の足軽としてきたとあるので、天童でその腕を見込まれて足軽に採用されていたのかもしれない。自分の道場を開くことと、仕官の途を求める剣術家が多かったから、足軽とはいえ天童で仕官の口を得たということだろう。

なお荒井が修行した馬庭念流宗家の樋口家は、戦国期の在地武士の系譜をひく家柄で、上州多胡郡馬庭村の名主をつとめながら、江戸時代初頭から在村道場を開いていた。関東一円から土庶が門人として多数集まっており、文化・文政年間（一八一〇年代）には一五〇〇人ほどの門人を抱えていた。在村道場の代表的な存在だといつてよい。¹³

ところで森本が去ったあと、荒井助作は宮城雄太に試合を申し込んでいる。雄太は、お互い修行のためならばと、これを受けた。その結果、荒井は雄太に二十五、六度打ち負けたという。熊谷も、最初から雄太との手合わせを考えて同道させたのかもしれない。一刀流とは戦わずして勝ち、馬庭念流には圧倒した。武元流の強さが証明されたのであった。

しかし、雄太の話聞いた師匠の軍太には不満があった。そもそも森本與市との試合で、三度も突きで負けたのはどうということだということである。雄太によれば、中段に構

えた森本を上段に構えた雄太が道場の端まで追い込み、相手が打ってくるのを待ったが、どういうわけか一本突きを食らってしまったという。これを聞いた軍太は、構えだけで相手を追い込んだことは印可取りも及ばぬ、よい仕打ちと褒めている。ということは、まだ雄太は免許をもらっていないかったということになる。しかし、少し油断したなということ、具体的な術を教授した。

雄太は、ごもつとも至極、以後はご教示を守ると答えているが、そのあと軍太に、また江戸に出たいと話している。軍太の道場に入門して以来、自分の道場を建てることを心願にして日夜朝暮、稽古に励んできた。前に江戸に出たが、めばしい剣術者もいなかったもので、私のような者でも一念が通じれば師範になれるかもしれないと、江戸に出る希望を語った。しかし印可（免許）がなくては指南もできないので、未熟な私で恐縮ながら、願わくば印可を頂戴できないだろうか、偏に願ひ奉ると、懇願した。たとえ印可をもらっても流儀の名前を汚すようなことはしない、と涙を浮かべながら頭を下げた（一八三頁）。

この話を聞いた軍太には、これまでの思いが去来したようだ。門人は五〇〇人ほどいるが、江戸に出て師範になりたいと考える者はそういない。以前にも佐藤雄吾という者

が江戸の指南を目指して出府したが、志願が叶わずあきらめた。熊谷倉之丞も江戸に二度も出たので、いずれは江戸に道場を建てるかと期待したが、天童藩士に養子に入ってしまった。藩の師範を仰せつけられたのはよいが、これでは流儀が広まるわけではない。こういうことで力を落としていたが、そなたの奇特な志には感心した、と褒めている。

みずからは小郡山村を居所として全国からの来訪者を歓迎したが、優秀な弟子が江戸に道場を開けば、軍太の武元流が広がることになる。そうした期待を抱いた弟子が何人かはいたが、いずれもそれがかなわなかった。軍太にとつて心残りだったが、今また宮城雄太がそうした志を抱いてくれた。うれしい話だったに違いない。

だが、釘をさすことも忘れなかった。おぬしの芸術はまだだ。とはいえ、江戸に出て諸流と琢磨し、大勢の門人を育てれば自然に「発明」することもある。先手に術を巡らせば敵は掌中にある。おぬしは随分と執心なので印可を遣わすと励まし、天保三年二月に武元流の免許を許した。喜んだ雄太は、すぐに江戸に向かっている（一八四頁）。残念ながら、その後の雄太のことはわからない。

六 庶民剣術と領主の対応

前節で、文化七年（一八一〇）におこなわれた神道無念流との剣術試合の様子を紹介したが、それを記した「勝負附」に興味深い一節がある。神道無念流の梅津喜間太の一行が天童に向かうにあたって、軍太側から、大勢で来られたのでは剣術道具などが目立って役所から試合を差し止められるかもしれないので、少数で目立たないように来て欲しいという要請があつた、と記されている。

梅津側はこれを、少人数で来させるための策略だつたと非難していた。だが、この一文は当時の庶民剣術と権力との関係を知ることができる重要な証言だといつてよい。なぜならこの時期に幕府は、たしかに庶民武芸への取り締まりを強化していたからである。

この試合からわずか五年前の文化二年（一八〇五）、幕府は「百姓共武芸」を禁止する触書を発布した。論説編第一章でも紹介したが、百姓たちが武芸に打ち込んで農業をおろそかにしたり、剣術稽古をすることによって「百姓」だという身分に自覚がなくなるからだということであつた。武芸を師範する者のみだりに村方に置いてはならない、

ともあつた。

百姓武芸の禁止触はその後もしばしば出されたことから、従来の研究ではこうした触書をもとに、江戸時代を通して百姓武芸は禁止されていたと理解してきた。それでも百姓たちの武芸が止まらなかったのは、こうした触書に対する違反行為だという認識である。だが、こうした理解は根本的に見直す必要がある。

なぜなら、本書「実録」でも紹介してきたように、武田家では一七七〇年前後の三代孫兵衛の代に剣術道場を開いていた。そのときも、その後も、領主役所から咎められた形跡はまったくない。むしろ、高島藩の家臣たちも入門している。百姓身分の者が道場を開いて剣術を教授したというだけではなく、近在の村々から若者たちが続々と入門してきたのだつた。こうした事実が、腕の立つ庶民が師範になることや道場を開くことがなんら問題とされていないかつたことを示すものである。武田道場や大蔵村の稲村道場以外でも庶民剣士や庶民道場が広範に存在していたことは、前著『開国への道』で明らかにした通りである。

であれば、文化二年の百姓武芸の禁止触は、どう理解すればよいのだろうか。それは、この時期になって初めて幕府が庶民武芸の統制に乗り出すようになったということであ

ある。逆にいえば、この時期まで庶民武芸は禁止されていなかったということになる。そのことの論証は別稿をご覧いただきたいが、¹⁴軍太のこの「実録」もまた、庶民道場や庶民剣術がまったく取り締まりの対象になつていなかったことを証明する根拠となる。

だが他方で、「実録」からは、文化七年の心地武元流と神道無念流の剣術試合にあたり、軍太側の道場が役所からの注意を気にかけていたことも読み取ることができる。大勢の剣士たちが剣術道具を持つて公然と歩き回ると役所から注意を受けるかもしれない、という記事がそれである。

その役所とは、高島藩の天童陣屋かもしれない。あるいは、村山郡は幕府領が多く幕府代官所が幾つも置かれていたから、剣術道具を持った百姓たちが幕府領村々を通つた場合には見咎められるかもしれない。いずれであるにしても、そのような領主の目を気にしなければならない状況が生じていたといつてよい。

庶民剣士と領主との関係がそのようになったのは、前後の状況から考えると、文化二年の幕府による百姓武芸の禁止触が大きな契機になつたと思われる。幕府の触は、幕府領はもちろん、内容によつては大名領や寺社領にも布達されたから、この禁止触も高島藩領や村山郡の幕府領に村役

人を通じて触れ流されていた可能性が高い。だからこそ、軍太たちは気にしたのである。一方の梅津側も、ほぼ共通の認識をもつていた。軍太側から大勢になつて目立たないようと要請されて、それを真にうけているからである。緊急に呼びかけたので集まらなかつたということもあるが、十数人で天童に向つたところ、軍太側では五、六〇人が集まつて待ち構えていた。それだけでない。見物人も数千人が集まつていた。目立たないようにしてくれという話とは、まったく逆だつた。だから梅津側は、話が違つてはいかた怒つたのである。

ところでこの記事は、ほかの視点からの解釈も可能にする。幕府には文化二年の触書にみられるように、庶民武芸を禁止しようとする姿勢が生まれた。だがそれを知つていた軍太の道場では、まったく無視するかのように多くの門人を集めた。それだけではなく、多くの見物人が天童の町にあふれかえるほどだつた。むしろこの日に剣術試合があるということを積極的に流していた。勝てばなおさらだが、他流試合は道場や流派の宣伝に大いに貢献するからだ。

「実録」で紹介したいいくつかの他流試合には、多くの見物人が集まつていたが、そのなかには高島藩や米沢藩の藩士たちもいた。軍太の門弟として試合に臨んだ藩士たちも

いた。法度破りだとして注意したり処分できる状態ではなかった。つまり役所は、庶民武芸の取り締まりを積極的にしなかったということである。江戸時代は禁止の触書一本で、庶民が幕府や藩の思うとおりになるような社会ではなかったからだ。

文化二年の触書を根拠に、江戸時代は庶民武芸が禁止されてきたという解釈がこれまで通説だったが、それは幕府の触書が絶対的な効力をもつという考え方が前提にある。だが、触書は多くの場合、教諭書であり、幕府や大名たちが期待することが書かれているにすぎない。しかもこの触書に実効性をもたせるだけの警察権力を、幕府や大名がもっていたわけでもない。文化二年の触書と同様の触書がその後たびたび発布されるが、それまでの触書が効果をもたしていないから何度も発布されたのである。

しかも、尾花沢に開いた武田道場には代官陣屋の手代衆も稽古に来ていた。そもそも、幕府代官所自体が触書を遵守していなかったのである。これが庶民剣術をめぐる実態だった。

軍太の道場もそうだが、庶民が師範となった道場は、その後も堂々と活動を続けた。別稿で明らかにしたように、幕末にかけて庶民道場も庶民剣士も、全国的に激増して

いったのである。

おわりに

出羽国置賜郡に残された武田軍太著「武元流剣術実録」をもとに、この地域における剣術の実態をみてきた。武田軍太の剣士としての活動は出羽国の置賜郡と村山郡が中心だが、小郡山の武田道場には江戸をはじめとする各地から剣術修行者たちが来訪していた。武田道場は、出羽国の剣術文化に貢献したというだけではなく、剣術者たちの交流拠点でもあった。

もう一つ大事なことは、高畠と天童にあった武田道場の門人には、高畠藩や天童藩の藩士だけではなく、両郡の多くの庶民たちがいたということである。剣術は広く庶民世界にも普及し、庶民文化の一翼を担っていたということができる。しかも藩士たちは士分ではない軍太を師範として仰ぎ、指導を受けていた。軍太はのちに高畠藩の剣術師範となつて士分になるが、いずれの事例も、剣術の力量が身分を越える上下関係の軸として大きな役割をはたしていたこと、また優れた技量によつて身分の移動が可能であったことを示している。江戸時代は強固な身分制の時代だと考

えられてきたが、武士の本分とされた剣術の世界でのこうした逆転現象をみると、「強固な身分制」という理解それ自体が問い直される必要があるだろう。

論説編第一章でも紹介したが、これまでの研究によれば、一七世紀後半あたりから庶民の帯刀規制がはじまり、やがて脇差規制に進むとされている。藩や地域によつて遅速はあるが、帯刀を武士身分の表象として確立させる、そのような動きは確かにある。

ところが庶民武芸に関しては、近世初期から一貫してその存在を確認できる。中期以降は、ますます増えるというのが、その実態だった。こうした状況をみると、名字帯刀とともに武士身分の特権とされてきた武芸自体が、江戸時代の最初から必ずしも武士の専有物ではなかったことになり。こうした事実は、これまでの歴史解釈が前提としてきた兵農分離のあり方や身分制論議に再検討を迫る歴史実態だといつてよい。

1 注

榎本鐘司「資料・近世農民の武術(二)伊予史談会文庫蔵『撃劍試合寛帳』(自刊、名古屋、一九九一年)。長尾進「寛政期における剣術廻国修行の実態とその意義―武州忍領・大原傳七郎『剣術修行帳』の分析を通して―」(『明治大学教養論集』通巻二九三号、一九九七年)。永井義男『剣術修行の旅日記』(朝日選書、二〇一三年)。

2 『東置賜郡史』下巻、「武田孫兵衛」の項目(東置賜郡教育会、昭和一四年)。

3 志藤義孝「江戸時代における埼玉県の剣術」(『武道学研究』一一―三、一九七九年)。

4 長尾進「寛政期における剣術廻国修行の実態とその意義」(『明治大学教養論集』通巻一九三三号、一九九七年)。

5 『日本伝承武芸流派読本』(新人物往来社、一九九二年)。
平川新「庶民剣士と村山の農兵」(『西村山地域史の研究』二八号、西村山地域史研究会、二〇一〇年)。

7 岸伝平著『川越閑話』(川越叢書第一巻、国書刊行会、一九八二年)。

8 現在の南陽市赤湯温泉の「森の湯」は、軍太の「実録」に出てくる「森之湯」(亭主・斎藤次郎右衛門)の後継である。

9 平川「開国への道」(前掲)、同「北関東の庶民剣士と江戸時代論の見直し」(『歴史と文化』第二六号、栃木県歴史文化研究会、二〇一七年)。

10 たとえば、山本博文監修『江戸時代人物控1000』(小学館、二〇〇七年)。

11 『第七回企画展 神道無念流宗家戸賀崎家』(図録)(久喜市公文書館、一九九七年)。

12 『山形県史』第三巻、一九八七年。

- 13 高橋敏『近世村落生活文化史序説』（未来社、一九九〇年）。
平川新『開国への道』（前掲）。
- 14 平川新「文政・天保期の幕政」（『岩波講座日本歴史』第一四卷近世5、二〇一五年）。

第三章 武田孫平治「略日記」の世界

はじめに

小郡山村武田家初代孫兵衛の継嗣は故あつて自死したため、享保一九年前後に本家の泉岡村武田家から一八歳の養子を迎えた。それが二代目の孫平治である。享保二年（一七二七）生まれで、文化元年（一八〇四）に八八歳で没した。孫平治の嫁は、下和田村（高畠町下和田）の喜内の娘を迎えた。

孫平治は天明三年（一七八三）から、凶作・飢饉時の作況や米価、地震や火事などの災害記録（「略日記」）を書き残している。地元だけではなく、江戸や京都の大火事などの記事もある。災害記事は被害の状況だけではなく、領主や村役人による年貢減免交渉や救済措置なども含まれているから、今後の凶作時の参考や教訓として記されたのだろう。地域の成り立ちに責任をもつ村役人だからこそその役割

意識だと思われる。孫平治の没年は文化元年だが、断続的に文政九年までの記事が収載されているので、没後は別人によつて補筆されたようだ。

「略日記」に記された興味深い記事のいくつかを紹介しながら、孫平治の事績や地元の動きを浮かび上がらせてみたい。

一 織田家の高畠入封

「略日記」には天明三年までの小郡山村の領主の変遷を、表1のように書きとめている。この表では中世までの動きはわからないが、豊臣政権下の蒲生氏郷の支配を経て、慶長五年（一六〇〇）から元禄元年（一六八八）まで上杉氏米沢藩領だった。同二年から寛保二年（一七四二）まで幕府領、寛保三年から明和三年（一七六六）まで米沢藩の預地（預所）となった。預地とは、幕府領を大名に預けて

統治させ、年貢収入は幕府に納入させる制度のことである。徴税した年貢の一部は藩に与えられていた。

明和四年（一七六七）に、織田信浮のぶちかが、上野国小幡おぼた（群馬県甘楽郡甘楽町小幡）から転封して、織田家高島藩が始まる。これより前、織田家小幡藩の時代に、同藩家老の吉田玄蕃が江戸で儒学・兵学を教える山県大弼と親交があった。その山県が幕府に批判的で尊王論の立場から江戸城攻防を論じたため、吉田玄蕃と対立していた同藩御用人が吉田に謀反の疑いありと藩主に讒訴した。明和三年、藩主信邦は吉田らを処分し、事件の收拾を図ったが、幕府は信邦らの対応は不適切として、翌四年、信邦を蟄居させて実弟の信浮に家督を相続させ、出羽国高島に移封を命じたのである。家臣の権力闘争のとばちりを受けて転封となり、しかも織田信長の子孫として認められていた国主格の待遇も廃されたのだから、藩主としては痛恨の極みとでもいべき事件だっただろう。

小幡藩時代は約二万石だったが、高畑藩としても二〇、三二四石の所領を与えられた。その内訳は表2の通りである。出羽国の村山郡一〇か村、置賜郡六か村、それに奥羽山脈を越えた陸奥国信夫郡三か村の合計一九か村だった。村山郡の一〇か村はそれまで幕府領だったが、置

表1 小郡山村領主・代官変遷一覧

年 代	期間	領 主
天正 18～慶長 5		蒲生飛騨守知行所
慶長 5～元禄 1		上杉景勝知行所（上杉藩領）
元禄 2～寛保 2		幕府領（代官名）
元禄 2～同 7	6 年	柘植伝兵衛
元禄 8～正徳 2	18 年	窪田長五郎
正徳 3～享保 6	9 年	岡田庄太夫
享保 7～同 17	11 年	森山勘四郎
享保 18	1 年	永井孫次郎
享保 19～元文 1	3 年	関忠太夫
元文 2～同 4	3 年	吉田久左衛門
元文 5～寛保 2	3 年	佐山半次郎
寛保 3～明和 3	24 年	上杉大炊寺預所（上杉藩領）
明和 4～当年まで	17 年	織田左近将監知行所

表2 明和4年(1768)織田家高島藩の所領

所領合計 20,314 石
出羽国置賜郡 (6 か村) 4,646 石
高畑村 (高島町高島) 小郡山村 (同 小郡山) 塩森村 (同 塩森) 泉岡村 (同 泉岡) 相森村 (同 相の森) 柏木目村 (同 柏木目)
出羽国村山郡 (10 か村) 12,352 石
天童六か町 (一日町、三日町、五日町、本町、小路、仲町) (天童市) 成生村 (同 成生) 久野本村 (同 久野本) 矢野目村 (同 矢野目) 芳賀村 (同 芳賀) 蔵増門伝村 (同 長岡) 清池村 (同 清池) 南高揃村 (同 高揃) 島大堀村 (東根市島大堀) 野田村 (同 野田)
陸奥国信夫郡 (3 か村) 3,315 石
南沢又村 (福島市南沢又) 大谷地村 (同 笹谷字大谷地) 泉村 (同 泉)

*『織田藩と天童』天童市立旧東村山郡役所資料館、2008年



高島陣屋跡

賜郡六か村は米沢藩の預地になっていた。幕藩体制下において、大藩の場合は広域的な一円領地になっているが、数万石程度の大名領は分散することも少なくない。それを入り組み支配というが、関東や出羽国村山郡、陸奥国信夫・伊達郡はその入り組み支配が顕著な地域であった。

織田家が入封した当時、孫平治は四七歳だから、おそらく村役人として受け入れに奔走したに違いない。織田家からは四〇〇人余が移住し、このうち侍分は一〇五人だったという。石高からみれば村山郡のほうが三倍近く大きかったが、主陣屋は高畠に置かれ、天童は出張陣屋だった。その後、寛政一二年（一八〇〇）に領地替えがあり、陸奥国信夫郡三か村が除かれて出羽国村山郡に知行高が増やされた。置賜郡六か村は残ったが、藩の領地のうち四分の三以上が天童周辺になったことから、天童陣屋の役割が大きくなった。そのため織田家は、天童に陣屋を移転することを幕府に願い出て、文政一一年（一八二八）に許可されている。

織田家が置賜郡のほかに村山郡天童に所領を得たことは、武田軍太の剣術活動にも大きな影響を与えている。文化七年（一八一〇）、軍太が天童に進出して道場を開いたのは、そこが同じ織田家の領地だったからである。天童周

辺における軍太の活動については、論説編第二章で紹介している。

二 武田家の家普請

小郡山の武田家の家普請について、「略日記」は「当家普請 享保七年」と書いている（二五一頁）。宝永二年（二七〇五）に分家したとの家伝もあることから、享保七年（一七二二）は二度目の家普請かもしれない。その後、享保一九年に土蔵を造り、元文二年（一七三七）には西蔵、宝暦一二年（一七六二）には南蔵、安永八年（一七七九）には門、同一〇年には長屋を普請している。土蔵や門は富と名誉の象徴であるから、武田家の勢いがうかがわれる。また、明和四年（一七六七）には高札場を建てている。武田家は村名主を務めていたから、門前に領主役所から届く御触書などを張り出す掲示場を造ったのである。

享保一五年（一七三〇）に地蔵堂を建立したとある。享保一五年は二代目孫平治が本家から養子に入った年である。その前には嫡子を失う不幸があったことから、家内安泰を祈願するための本尊として祀られたのかもしれない。

興味深いのは、享保七年の家普請のさいに造った座敷の

記事である。

「一、広間上段、二ノ間普請、

宝曆二申年、是ハ上段八畳ノ間、二ノ間七畳半ニ而狭く候付、立替也」

享保の家普請では広間上段（座敷）は八畳、二ノ間は七畳半の広さだったが、手狭なので宝曆二年（一七五二）に立て替えて広くしたとある。この立て替えが屋敷全体なのか、広間上段と二ノ間部分だけなのかは不明である。同家では築三〇〇年と伝えられているので、これは享保七年普請のことを指すと思われるが、現在武田家に残る母屋の座敷と二ノ間は、いずれも一〇畳である。したがって、少なくともこの座敷と二ノ間は宝曆二年の造作だとみてよいだろう。

論説編第二章でも紹介したが、武田軍太の時代、道場訪問者との剣術試合では、しばしばこの座敷と二の間を開け広げ、道場としても使っていたことが「実録」に記されている。

なお、家作の記事としては、寛政三年（一七九一）に、土蔵を北へ二間四尺（四メートル八〇センチ）ほど引いたとある（二七一頁）。このときは、鳶が五人と村方と親類の手伝いが二五人ほど集まって土蔵を動かしている。

三 天明の飢饉について

1. 天明三年の状況

天明三年は世に稀なる大凶作だったが、「略日記」によると宝曆五年以来、足かけ二九年ぶりの大違作になったという。宝曆飢饉のときは米沢藩預所だったので、年貢を納めずに置賜郡中で三五〇〇石の飯米確保を藩に要請した。これを受けた郡奉行が江戸に登って幕府から許可を取り付けている。わずかな出来米を年貢で取ってしまったのでは農民の飯米が確保できない。郡奉行としては預所領民の命を守るために、必死で幕府の役人と交渉したに違いない。年貢未納分は三〇五〇両分にあたるが、置賜郡中一八か村の村役人たちが宝曆八年の正月に江戸に出向いて、未納分返済について交渉している。帰村したのは、その年の九月から一〇月にかけてであった。幕府側も簡単に応じてくれるわけではないから、長期間に及んだようだ。その結果、二三年賦で分納させるということになった。その後の毎年の年貢にこの年賦分を上乗せして上納するという約束である。その年賦をようやく返済したばかりなのに、また大

凶作になったことから、後年のために凶作の状況を書き残すという事で、この「略日記」が残されたのである。

天明三年の作況は、次のように記されている。五月中旬までに田植えは終わつたが、一番草を取るころから雨が降り続き、土用中（旧暦六月）には涼しくなつて、その後もますます冷気が強くなつた。出穂が遅れて、刈り入れは九月下旬からになつた。雪も降つて稲刈りが終わつたのは十一月一日だつた。米の実入りも悪かつた。とくに山中は皆無作同然で、市場にも売米がまつたく出でないので、買い食いの者たちが渴命に及んでいる、とある。買い食いの者というのは米を自給できず、購入している人たちのことである。見かねた有力者たち（佐藤利左衛門、金子角右衛門、長谷川平内、富樫六右衛門、佐藤善吉、新藤甚兵衛、武田孫右衛門、同孫左衛門、それに筆者の孫兵衛ら）が、それぞれ米一、二駄（一駄は二俵）ずつを、折々に売り米に出したという。

凶作とはいえ多少の収穫はあることから、新米が市場に出回ると、かなりの高値になつていった。近国も大凶作だから、食を求めて非人・乞食がたくさん流れてきたが、施しをする者も少なく、道路をさまよつている、不憫なことだ、とある。行き倒れになつた人たちも、たくさんいたに

違いない。

干魃でも多雨でも悪作は飢饉になるので、不順な気候になれば、米穀を油断なく困つておくことが肝要だと、備蓄をして飢饉に備える心構えを書いている。天明の大飢饉を経験したあと、寛政の改革で幕府は、幕府領および諸藩に対して穀物を備蓄する社倉・義倉の設置を命じているが、村方でも独自に飢饉に備える意識が整いつつあつたことがわかる。

天明三年七月（旧暦）に浅間山が噴火した記事もある。火砕流に多くの人家や人々が流され、犠牲になつた。一五〇〇人ほどが犠牲になり、田畑の損耗も甚大だつた。降灰の記録は、浅間山から四〇〇キロメートル離れた東北でも確認されている。「其頃、当地への砂ふり、草木之葉一円白く成ル」とあるように、当地にも火山灰が降つたことがわかる。（二四九頁）。奥羽地方の気候不順による凶作は、地域によつては一七七〇代から始まっていたが、火山灰が空を覆つたことから、日照不足を加速させ、冷夏の一因になつたともいうことができる。

この地域での飯米を確保するために、米穀の「津留」もおこなわれた。「津留」は一般に、領外への移出を防ぐために、河岸や港からの積み出しを禁止することである。河

川舟運といえば最上川であり、米沢藩も最上川を利用して

年貢米を酒田に送り、そこから北前船で上方に移出していた。高畠藩でも同様だっただろう。このときの「津留」が、

どのような範囲で実施されたのかはわからない。「略日記」

には「米穀津留、一統被仰付候所」(二四九頁)とあるので、役所からの通達があったことがわかるが、高畠藩六か村だけで実施しても範囲が狭いので、効果はない。近隣は米沢藩領が多かったから、所領を越えた置賜郡一帯の処置だったのかもしれない。

隣の村山郡では天明の飢饉に際して、やはり村山郡中で幕府領・私領を越えた連携がとられ、最上川の河岸場で「郡中議定」による「津留」が実施された。陸路も同様に「穀留」がおこなわれている。置賜地方の最上川には、糠野目(高畠町)、宮(長井市)、荒砥(白鷹町)などの舟着場(河岸)があったので、そこでの「津留」が想定される。陸路は、仙台藩とつながる七ヶ宿街道の国境でも「穀留」がなされたに違いない。しかし、「むくり米、多分有之由」(二四七頁)とあるので、監視の目をかいくぐった抜米が大量に領外へ販売されていたことがわかる。米不足は米価高騰に拍車をかけるが、それは高利販売が可能だということでもあった。村山郡の事例からいえば、抜米をしていた

一般百姓も少なくなかった。

2. 天明四年の状況

前年の天明三年の大凶作の結果、その年から翌年にかけて米価が高騰した。そこで近在の村役人らが相談して、次のように粥の施行を実施している。窮民救済である(二五二頁)。

二月二〇日〜三月二三日 安久津の金蔵院、毎日

二〇〇人来る

二月二〇日〜三月一〇日 亀岡の西来院、毎日一五〇

〜一六〇人来る

三月二四日〜五月五日 中里の地藏堂

三月一日〜(一〇日間) 佐沢の宝泉寺

三月二〇日〜同二六日 大聖寺(亀岡)

三月二七日〜五月五日 亀岡の西来院

大凶作だった前年天明三年の米価は一俵につき二貫文から三貫文だったが、同四年には急騰し、五月から六月にかけては五貫文から六貫文になっている。七月に入ると、越後米や米沢米、酒田米などが来るようになって米価も少しばかり下がっている。米商人たちが必死で買い集めてきた

のだろう。とはいっても平常時の二倍なので、まだかなり高い。七月一三日には、村方住民に米五升ずつを盆米として配給している。村の備蓄米なのか、村役人・地主層からの施米なのかはわからない。昨年一二月二八日にも年取米として五升ずつを配給したとある。

春先から疫病が流行して病死者が多数出ている。この地域では疱瘡（天然痘）が広がったという。幕府からは、奥医師である望月三英と丹羽正伯が示した治療法に関するお触れが布達されている。主に漢方の対症療法である。享保一八年の飢饉のあとに疫病が流行し、その際に幕府領に布達されているが、天明四年は幕府領だけではなく、私領にも布達するよう幕府から指示がだされている。

七月には日照りが続いたので井戸を掘って水を確保したが、米の出来柄は「中以下之作」（二三五頁）だった。

3. 天明五年の状況

前年の不作の影響で、この年も「かて」（糧）が不足して「世間一統」は「殊外不自由なる事」だった（二五七頁）。平生から油断なく備蓄を心がけなければならぬと肝に銘じている。

この年の作況は、五月中旬から日照りが続き、田は乾いて土が白く割れ、「虫刺」（虫害）もあって「大凶作」になった。そのため織田領置賜郡六か村は検見取りを申請している。通常は毎年、年貢高が定められた定免で納入するが、不作のときは出来具合を実地検分して年貢高を決める検見取りがおこなわれた。領主からすれば定免よりも年貢納入高が減るので好ましくはないのだが、収量が少なく飯米確保にも難儀する村方の事情も見ながら、年貢高が決められた。その高は領民と領主との力関係も反映されるので、領主ごとに対応が異なっていた。

4. 天明六年の状況

この年は、正月元旦のちようど正午ころに皆既日食が観察された。この日の皆既日食は、アジアの広い地域で見ることができたが、わずか数秒だったようだ。

春寒が続き、苗の育ちが悪かった。田植えは五月中旬から始まったが、世間では苗不足もみられた。武田家は大丈夫だったとある。六月末から八月まで雨天が続いたため、二百十日になつても出穂がなかった。そのため文殊八幡で天気祭りを開いて、好天を祈願している。

氣候不順のために稲が青立ちになったことから、高島領六か村のうち小郡山村を除く五か村は検見を願って、相應の年貢減免を得た。だが、小郡山村は検見を受けていない。

小郡山村は村高が少ないので、検見をして年貢が安くなったとしても、検見を実施する費用と比べれば大きな差はないために検見願いをしなかったとある。検見役人を受け入れると田地案内や接待に手間と経費がかかることから、定額年貢制の定免のほうがいいと判断したのである。「御内意これあり」と書いているので、高島藩の役人から、そういう意見があつたようだ。

凶作が毎年続いているため、この年も一二月二八日には年越しのために米を五升ずつ村中へ配給している。村方への手当宜しきの旨をもつて、孫平治は藩から御城米をいつもの二倍下付されている。

5. 天明七年の状況

この年も五月から七月まで降雨が続いて凶作が予想されたため、幕府は伊勢神宮、比叡山延暦寺、久能山東照宮（静岡）、東叡山（上野寛永寺）などに「天氣快晴之御祈祷」を指示した。すると七月一二日より晴天になり、土用過ぎ

には酷暑にもなつて、諸国ともに近年にこれなき豊作になるだろうという風聞が流れている（二六一頁）。

しかし江戸では米が不足して高騰し、金一両でわずか二斗の高値になつた。とくに奥羽の米が入荷減になり、しかも米商人が買い占め・売り惜しみをおこなつたことから、高騰に拍車をかけている。そのため、怒つた江戸住民が米商人に打ち壊しをかけた。これが天明の打ち壊しといわれる大暴動である。五月に打ち壊しが起きたのは前年が凶作で米の供給量が少なく、この年の収穫前にもつとも米値段が高騰したからであつた。江戸のほか大坂や石巻、小田原など全国の主要都市三〇か所あまりでも打ち壊しが発生したとされている。

「略日記」には、高島藩主織田家の江戸屋敷でも飯米不足になつたために、高島から米を二斗入りの箱詰めにして一六箱送つたという記事がある。同じころ、米沢藩でも江戸の上杉屋敷に米を大量に送つた由で、「前代未聞」のことだと書いている。どこの藩も知行地から飯米を取り寄せて急場を凌いだのである。「江戸表に限らず、関八州共に大飢饉、死失の者、おびただしくこれある由、痛み入り候」ともある。江戸や関東の惨状に同情を寄せている。

6. 天明八年の状況

この年の気候は温順で、作柄も悪くはなかった。ただ、五月には幕府の諸国巡見使が来た（二六三頁）。巡見使は三人だった、幕府使番で二〇〇石の旗本藤沢要人、御書院番で二五〇〇石の川口久助、西丸小姓組で五〇〇石の三枝十兵衛である。ただしそれぞれに小姓や足軽・中間が従っているから、総勢一一九人の大部隊だった。高島町の我妻長兵衛と今助、庄左衛門宅を本陣としているが、従者らの宿舎の確保が大変だったに違いない。

同年八月には御料巡見使もやって来た。諸国巡見使は大名領を監察し、御料巡見使は幕府領と旗本領を視察した。御料巡見使は、赤湯（南陽市）から一本柳（高島町）を経て亀岡（同前）に泊まったとあるから、出羽国村山郡の幕府領の巡見を終えて南下してきたのだろう。

巡見使は將軍の代替わりに諸国に派遣されるが、天明七年四月に一〇代將軍家治から一一代の家斉に代替わりしているの、それに対応した巡見使の派遣だった。迎える大名や代官を始め、宿舎も村方も粗相のないように気を使わなければならなかった。これより以前は延享三年四月と宝暦五年にも巡見があり、このときは高島泊まりで、我妻長

兵衛、小田部十郎兵衛、石川庄左衛門が本陣になった。

7. 天明九年の状況

この年は、四月一〇日に大雨が降ったあとは干魃が続いたので、各地で雨乞いがおこなわれた（二六八頁）。そのたびごとに少しは雨が降ったが、足りなかったとある。ところが六月一四日から一〇日間ほど降り続いたために大水が出て、麦作がダメになったという。結局は米も「中以下之作」で、「遅植」（晩稲）は青立ちになって実入りが悪かった。

この年は武田家にとって名譽な年になった。一〇月一日、藩の御殿に呼び出された孫平治と本家の孫右衛門は「御徒格」を仰せ付けられた。一代限りの士分格に登用されたといつてよい。甚兵衛、孫左衛門、利左衛門の三人は「小役人格」に任じられた。凶作・飢饉にあたつての窮民対策などが評価されたのだろう。御礼のために、家老衆をはじめ、一三か所に魚・鳥を差し上げたという。

四 寛政期以降の主な記事

1. 寛政二年（一七九〇）

この年の五月一七日と一八日に大雨が降り、一九日に大洪水になった。「世上、田畑共ニ大損」とあるので、大きな洪水被害を受けている。三四年前の宝暦七年（一七五七）以来の大洪水だった（二七〇頁）。

こうした困難はあったが、田方は「近年これなき上作」になっている。その影響だが、春先の四月に米は一貫四〇〇文だったが、収穫が始まると値が下がりはじめ、一月に七〇〇文になった。ほぼ半値まで下落した。「右之通、米下値ニ而、世上一統不景氣ニ相成候」と嘆いている。凶作でも困り、豊作すぎても具合が悪い。

2. 寛政三年（一七九一）

この年は、六月二五日から七月二四日まで雨が降らなかった。田方は痛まなかったが、畑方は「早枯」になった。七月二四日の大雨で畑方は持ち直したが、大豆、煙草、蕪、

大根、荏油などが不作になったという（二七二頁）。こういう畑作物が作られていたのである。

清水ヶ原の堤の「浚普請」がおこなわれた。五三年ぶりだという。置賜郡三五か村に二万人の人数の割り当てがあり、一人につき七合五夕の扶持米が日当として支給された。二万人というのは延人数だろう。小郡山村には一〇九人が割り当てられたが、村中の六〇人ほどで二、三回ずつ人足として出て行っている。

武田家からは一四〇五人を出したというから、割り当ての基準は家別ではなく、田畑の持ち高を基準に割り振っていたのかもしれない。家別の割り当ては持ち高の大小にかかわらず人足を一軒分出さなければならなかったため、持ち高の少ない家の負担が相対的に高くなる。だが、持ち高基準になれば田畑の所有高に応じた負担になるので、家の規模に応じた割り当てにできる。江戸時代中期以降になると、村民からの要求もあって、負担の公平化をはかるために持ち高基準で村役を負担する方法が全国的に一般化していった。これも村政民主化の一端だが、清水ヶ原堤の浚渫工事の割り当てから、小郡山村でもそうした方法がとられていた可能性をうかがうことができる。

この普請でもう一つ留意しておきたいのは、郡中で人足

を出し合ったという点である。幕府領・大名領・預領の区別なく割り当てたということは、所領の違いを越えた連合組織が存在したということになる。水利は村ごとに完結できものではないから、清水ヶ原堤の用水を利用する村々の広域的な管理体制が必要になる。この記事だけではその具体的な内容はつかめないが、村や所領を越えた、地域運営のための共同組織が存在していたことに目を向けておきたい。

3. 寛政四年（一七九二）

この年は干魃になった。所々で雨乞いがおこなわれたが、わずかな雨だったので用水にはならなかった。そこで七月九日に、置賜郡中三五か村が安久津八幡神社で雨乞いの祈禱を実施した。すると託宣の通り、九日に少し雨気があり、一〇日には雷雨となって十分に水を得たという（二七五頁）。これほどまでに祈禱の効果があらわれるとなると、神頼みも大事なことになる。

前年に実施された清水ヶ原堤の浚渫は、郡中三五か村の共同事業だったが、この雨乞いの祈禱も郡中三五か村による共同祈願だった。どのような村落連合の組織があったの

かがわかると、江戸時代の社会組織のあり方を検討する手がかりになるだろう。

4. 寛政五年（一七九三）

この年は正月から地震に見舞われている（二七六頁）。一月七日の午下刻うまのげくとあるから正午から一時前後の間である。日中に十数度、夜も六、七度揺れた。正月の間は毎日のように四、五度揺れ、六月ころまでは月に四、五度の揺れが続いたとある。置賜も大きな揺れだったが、仙台などではもつと大きく、家や土蔵が潰れたと書きとめている。地震研究によるとこれは、寛政五年の宮城県沖を震源とする地震で、八戸から江戸まで揺れた大地震だった。震度は仙台で六、江戸や八戸では四程度と推定されている。米沢では震度五と見なされているので、当地でも相当に大きな地震であった。

興味深いのは、六三年前の享保一六年（一七三一）の地震で、仙台藩の白石城の石垣や角櫓が崩れ、渡瀬の材木岩も崩落したとあることだ。伊達郡の桑折では家屋が三〇〇戸余も倒壊したとあるが、このときも置賜は相当に揺れている。

作況は、土用（七月）のころ、涼しくなって冷氣がつのり、田方の出来がよろしくないと不安がつている。七月ころから米価が上昇しはじめた。前年の「略日記」には凶作を思わせるような記事は見当たらないが、米が不足気味だったようだ。そのため、盆前から一月四日まで「津留」が実施されている。米穀を郡外に販売することを禁止する措置で、天明三年以来のことである。過去の飯米不足の経験が早めの「津留」に踏み切らせたのかもしれない。

作柄は結局、例年の六割程度になった。高畠藩領の五か村は検見願いをして年貢減免になっているが、小郡山村は「雑用まけ」するということで検見を申請していない。その代わりに、焼け石に水ではあるが、藩庁から城米三俵を与えられた。

5. 寛政六年（一七九四）

現在、安久津八幡神社には三重塔が聳えているが、面白い記事がある。寛政五年から建立を始めたが、資金を集める勸化が不調のため、二階までしか建てられなかったという（二八〇頁）。三重塔が完成したのは三年後の寛政九年だった。この年の七月一五日から五日間、供養がおこなわ

れ、村々からは念仏踊りが参集して、賑やかだったとある（二八六頁）。苦勞した資金は無尽で集めたようだ。

6. 寛政七年（一七九五）

「近年二無之大凶作」のため、領内五か村は検見願いをした。検見願いをしなかった小郡山村には、藩庁から御城米を三倍支給されている（二八四頁）。

7. 寛政一二年

（一七九九）

「金山一件」という記事がある（二九二頁）。武田源之進が金原栄松という所で銅を掘り当て、精錬したところ、銅四〇〇貫目ほどを吹き出した。吹師は仙台藩柴田郡の伊砂村の岩助



安久津八幡神社の鳥居と三重塔

と藤助の父子で、韃たつじを作ったのは小郡山村の藤右衛門だった。銅の代金は金五両二分余だった。

武田源之進は孫平治の孫で、自宅に剣術道場を開いていたが、江戸での師範を志して出府していた。二年後には山師として活動しているから、江戸滞在はそう長くはなかったようだ。

8. 享和三年（一八〇三）

この年一〇月、孫平治の息子の孫兵衛（鳥海山人）が、織田家の若殿である庸之助の「御学問師範」に任じられた（三〇二頁）。御殿に登って論語や唐詩選などの講釈をするよう仰せ付けられたとある。鳥海山人は江戸に遊学して漢学を学び、のちには上山藩の学問所の創設にも携わった。翌四年五月には、学問師範の褒美として「御中小姓之格」を与えられている。士分への取り立てである。翌六月には若殿の庸之助が武田家に光臨し、土産として赤飯を賜ったとある。また同じ年の九月には、藩主から講釈の褒美金として金三〇〇疋、若殿から紋付きの上下を拝領した。「冥加成御事」と喜んでいいる。

9. 文化一〇年（一八一三）

孫平治が「略日記」の筆をとったのは、この年までだった。孫平治はこの年に没した。以後、断続的に文政九年（一八二六）まで日記は続けられたが、ここでは略す。

五 江戸の人口について

「略日記」の天明七年（一七八七）の項目には、「御恵二付、江戸町数・人別御改」と題して、江戸の人口があげられている（二六一頁）。それをまとめたのが、表3である。天明三年から始まった凶作と飢饉は、人々を困窮と飢えの状況におとし入れた。天明七年は江戸でも大きな打ち壊しが発生した。慌てた幕府が救民対策のために戸口調査をしたというのが、この江戸人口の記録であった。

これは天明六年（一七八六）の町方住民の人口であり、武家は含まれていない。江戸の人口は町方・武家を合わせて一〇〇万人を越えるというのは一般の認識だろう。しかし、右の数字は町方だけでも一三六万人余だから、一〇〇万人を大きく越えている。武家（家族を含む）の正確な人口統計は残されていないが、五〇万人から一〇〇万

表3 天明6年の江戸町方人口

町数 2,772 町
 家数 26 万 8,500 軒
 男 587,800 人、女 697,500 人、合計 1,285,300
 座頭 3,840 余人、吉原人別 14,500 人（男 8,200 人、女 6,300 人、遊女 2,500 人）
 出家（僧侶）53,430 人、山伏 7,230 余人、神主 3,580 余人
 上総計 1,367,880 人

人まで諸説ある。仮に五〇万人とした場合、右の町方人口と合わせると、総人口は一八六万人を越えることになる。一〇〇万人とすれば二三六万人である。「略日記」が書き留めた数字は、仙台藩の記録にもある（「源貞氏耳袋」）。このほか岩瀬京山（山東京伝の弟）の「蜘蛛の糸」³と大田南畝の「半日閑話」⁴にも、ほぼ同数の人口が記載されている。いずれも江戸町奉行の調査によると書かれているので、一見、信憑性があるかのように見える。大田南畝と岩瀬京山は山東京伝を通じてつながりがあつたので、江戸での情報源は同じだろう。

天明の飢饉で諸国をはじめ江戸でも多数の死者が出たが、「略日記」にも「御恵二付、江戸町数・人別御改」とあるので、この数値

は飢民救済のために江戸町奉行が実施した人口調査だったようだ。しかし五年後の寛政三年（二七九二）の町方人別は、大田南畝の『半日閑話』によると五七万四七二一人で、以後はほぼその水準で移行する。天明の飢饉時に関東や奥羽から大量の流民が江戸に流れこんだことは間違いないが、それがわずか五年にして四割にまで減少したとなると、右の天明六年の数字の信憑性に疑いがもたれることになる。したがって、この数字をもとに江戸の町方人口を一三六万人とすることは慎重にならざるをえない。ただ、男女人口に武家人口も含んでいるのであれば、ほどよい数字にはみえるが、定かではない。

ただ、ここで注意をしておきたいのは、岩瀬京山や大田南畝が入手したと同じ情報が奥羽両国にも伝えられ、こうして書きとめられたということである。名主であつた二代目孫平治のもとには、さまざまなルートから国内の情報が届いていたことを示す記事である。

六 ロシア使節ラクスマン来航と「武具買人」

寛政五年（一七九四）の「略日記」には、もう一つ、面白い記事がある。前年の寛政四年、松前（北海道）に「唐

船」が来航して大騒ぎになり、諸大名たちが松前に下っていったという記事である。「唐船」とは、日本との通商を求めて根室に来航したロシア船のことである。ロシアは交渉のきつかけとするために、この船で日本人漂流民を送還してきた。伊勢国の大黒屋光太夫ら四人の船乗りたちであつた（二七六頁）。

「軍舟」ではないかと危惧した「御上様」（幕府）は、次々に諸大名を松前に向かわせており、諸人はどうなることかと配していると記されている。異国船渡来のニュースで、国内に緊張が走っている様子がうかがえる。

ラクスマンに最初に応接した松前藩からは、日本人漂流民の送還と交易要望のための使者であることが幕府に伝えられている。しかし、異国船来航という情報や、大名たちの慌ただしい動きしか知らない庶民レベルでは、このような危機感を抱いたのであつた。ロシア船は漂流民引き渡しのために、松前藩役所がある松前港に回航したが、このとき松前に派兵を命じられたのは盛岡藩と弘前藩であり、それぞれ六二五人と四六〇人が動員されている。

こうした軍事の動きを反映して、寛政五年に入ってから、「武器買人」が一日に三、四組も現れて、古くて粗末な鎧よろいでも五両や三両の値で買い求めようとしているという記事も

ある。異国との戦に備えて、甲冑かっちゅうの商売人たちが動きだしているということである。それにしても、なぜ武田家に「武器買人」がやってきたのだろうか。

甲冑は、どこの家にもある武器ではない。あるとすれば武士の家が基本だろう。だが村々を歩き回って買い求めるといふのは、百姓身分であっても武器を所持する家が少なくないからである。たとえば領主への貢献によつて名字帯刀を許された家、あるいは戦国時代までは武士だったが、江戸時代に入って百姓身分として土着した旧家などが想定される。武田家も甲州武士の流れをくむ家柄であり、しかもこの時期には剣術道場を開いていたから、甲冑を持つている家だとみなされても不思議ではない。

競うように「武器買人」がやってきたとあるので、あちこちで買いあさっていたのだろう。ラクスマンの来航は教科書にも載るような大きな歴史的事件だが、異国船の来航が武器市場を活性化させていたというのは、ほとんど知られていない社会動向である。刀剣の売買も活性化したのではないだろうか。戦争は武器商人に商機を与えたりわれるが、江戸時代の日本でも同じことがいえそうだ。「略日記」の一記事が、思わぬ歴史の実相を浮かび上がらせてくれることになった。

- 注
- 1 『高島町史』中巻。
 - 2 拙稿「郡中公共圏の形成―郡中議定と権力」(『日本史研究』五一二号、二〇〇五年)。
 - 3 「蜘蛛の糸」(『燕石十種』第一、国書刊行会、一九八〇年)。
 - 4 「半日閑話」(『蜀山人全集』巻三、吉川弘文館、一九〇七年)。

史料編

凡例

- ・基本的に常用漢字を使用した。
- ・異体字・略字は正字に改めた。但し難解な字はそのまま表記した。
- ・変体かなは、「江」は「え」、「者」は「は」とし、而(て)・歟(か)・哉(や)而已(のみ)以外は、平仮名にした。
- 例 茂・与はそれぞれ(も)・(と)とした。
- ・合字の方は「より」とした。
- ・文の区切りに適宜読点「、」を加えた。
- ・旧仮名遣いの「ゐ」、「ゑ」はそのまま記入した。
- ・解読不明箇所は□とした。
- ・誤字と思われる文字には「ママ」と注記した。
- ・難字には、() にふりがなをつけたものがある。
- ・「武元流剣術実録」では、詠みややすくするために、事項ごとに史料中の行間を一行空けた。

史料編 1

武田軍太
「武元流劍術実録」

翻刻
後藤三夫

校訂
平川
新

武元流劍術実録

清和天皇十一代源義清、号武田冠者、是武田氏之始也¹、義清九代之孫有、一條九郎信行者、居住于羽州高島、其子孫落魄而為庶人、住于高島之東小郡山村、世事農業、自茲厥后星霜推移、至于武田孫兵衛元紀、々々(元紀²)、幼而好學才敏穎悟、十有二而能賦詩左股有數多、黒子長而博覽無所不窮究、初至于東都、學詩於清河先生、業成而歸鄉里、隱居而教授焉、門徒以百數、著鳳鳴集二十三卷、為世見稱譽、六十五而始為高島侯之儒臣、七十四而見聘于神山侯、為賓師、草創學校、事成而歸、隱于小郡山村、神山侯為之終身賜秩、天保辛卯歲九十四而卒、葬于屋南之山下、名龍、字孟玉、号鳥海山人、

其子武田源之進福重³、好劍術ヲ上手成ル人相尋候ニ、米沢侯藩士須藤兵八郎久利⁴と申人は元三富流稽古仕、印可ヲ請候而、夫より諸流と試合仕、修行之上、旧習之三富流を捨テ、工夫之上心地流と号、名人と大に被行候由、其子須藤七右衛門久紀、父に随え稽古仕候由、同人門人同藩士田代進右衛門資盈⁵、武田源之進宅え致詔請、羽州置賜郡安久津村佐藤善吉智同苗善藏、同郡高島荒町新藤甚兵衛智同苗京助、同郡泉岡村武田孫右衛門倅同苗孝藏、同人隣家武田孫左衛門、武田源之進并弟魁助、親類共都合六人ノ稽古相始候、時に武田源之進倅武田軍太⁶、幼而好劍術ヲ、父に随え稽古仕候得共、生來愚鈍ニ而芸術修行撻取不申、何卒上手ニ相成度千慮仕候内、与風思ひ付、羽州置賜郡二井宿村大社大明神え、十年、月毎十九日之夜

1 武田家の先祖書。清和天皇より一代の源義清(甲斐源氏始祖)が武田氏の始め。一條九郎信行のとき羽州高島に居住す。その子孫、庶人となり、高島の東小郡山村に住み、農業を世事とす。

2 武田孫兵衛元紀のこと。學をなして鳥海山人と号す。

3 武田源之進福重のこと。劍術を好む。

4 米沢藩士須藤兵八郎久利。心地流をおこす。

5 須藤七右衛門久紀の門人田代進右衛門を武田道場の劍術師範に迎える。

6 武田軍太、幼くして劍術稽古を始めぬ。

八ツ時参詣と志シ⁷、式里程之道、雷風雨不厭、十六歳より十八歳之二月迄参詣仕候所、一統
疱瘡流行ニ而村方ニ二三人疱瘡出有之候、軍太十八歳之三月初メ、重キ疱瘡を
請⁸、百日余寝候所、髪拔房主に相成候而、無何と気分不宜候故、其年ハ参詣延引、翌年正月
より式十壹歳之正月迄、不怠参詣仕候、

然ル処其年寛政六年寅二月七日勢州参宮と親類共俄ニ思立、人数左之通、羽州置賜郡中和田
村平主計、同郡二井宿村島津六郎兵衛智同苗魁介、同郡佐藤善蔵、武田孝蔵、武田孫左衛

門、新藤甚兵衛、武田軍太、都合七人、供三人召連候、江戸ニ致住居候学者詩人清河先生墓
え為焼香之、同人門人鳥海山人出府之心懸、門人高畑藩士黒沢文八郎召具シ、先触出シ出駕

ニ而参宮人と同道、十式三人連ニ而湯原通に而罷越候、途中ニ而相分レ、鳥海ハ江戸え、参
宮人は日光え参詣出候、岩船拜見、榛名山参詣、止宿、妙義山え参詣仕¹⁰、止宿、中仙道坂本

より碓峠を越、信濃善光寺如来拜シ、猿か馬場峠を越、松本城下を通、中仙道瀬場え出、木
曾通致尾張り名護屋え出、津島佐屋より船ニ而伊勢桑名え出、則伊勢一志太夫ニ止宿、翌日

七人ニ而太々神楽ヲ上候後、酒肴種々被出、其上二三汁八九菜之料理被出候、休候砌絹布之
夜具被出候、翌日は本社大神宮奉拜¹¹、夫より駕籠ニ而浅間山え登り遠目鑑ニ而二見表致見物

候所、其景色誠ニ宜鋪候、夫より参り麓ニ而一志太夫之馳走ニ而酒肴料理被出候、又元之太
夫え止宿仕、磯辺え参り所々見物仕、太郎太夫え止宿仕候、伊賀越にて大和初瀬え出、奈良

より大和廻り赤坂^(觀)勸音并矢田地蔵参詣、多武峯、芳野^(吉)え参候所折能花咲り、奥之院迄参詣
致、止宿仕候所、普請皆家並ニ三階作り、然所次之間より御免と申参候者ハ、京都上鴨之社

家山本具権之守申述候ニハ、乍影承候ニ歌道之御喃、拙者ハ歌道大好故、憚乍罷出候、御歌
拜見致度と被申候ニ付、佐藤善蔵道中ニ而詠候歌三首指出候処、誠ニ被為在力、面白シと誉

7 軍太、毎月一九日、新宿村
大社の大明神へ参詣。

8 軍太、一八歳のとき、疱瘡
に罹る。

9 軍太、寛政六年（二七九四）、
伊勢参詣に出る。

10 日光、榛名山、妙義山参詣。

11 伊勢大神宮参詣。

12 多武峰と吉野参詣。

候二付、善蔵申候ニハ、実ニ田舎者、師道逆も無御座、猿之人まねニ而恐入申候、乍御緬倒、右歌直シ被下度旨相願候所、未熟成拙者ニ御座候得共、乍憚直シ可上と申直シ候所、甚以善キ歌ニ相成候、拙者儀も道中ニ而詠候歌、可懸御目ニと四五首被出候所、善蔵拜見之上甚感心仕相願候ハ、何卒御門人ニ被成下度ト申候処、乍未熟御相談可仕と被申候ニ付、酒肴指出、其上師弟之約束致立分れ、紀州高野山え登り弘法太子を拜、別当え止宿仕、月牌を付表口より紀州和歌山城下え出、和州え通、堺より大坂え出、同所より四国え出船仕候処、風並悪く船中ニ三宿致シ、四日目ニ漸讚州象頭山金毘羅大権現え参詣仕、四国不残見物仕、丸亀より船ニ而播州室津え上、所々見物、石之宝殿拜見致、曾根之松一見、大神宮拜シ、高砂、明石城下え出、人丸明神拜見仕、舞子之濱、播州一之谷、敦盛墓、須磨寺、幾田、盛兵庫え出、¹⁵所々見物仕、西之宮え参詣、又大坂え出、所々見物、暫逗留、夜船ニ而橋本より男山八幡宮え参詣、宇治え出、伏見より京都え出、¹⁶所々見物仕、暫逗留、逢坂関を越、近江え出、東海道直ニ下り蓬萊寺え参詣、遠州秋葉山え参詣、¹⁷四拾八瀬越致、掛川え出、大井川を越、駿河府中より清見寺え参り見物致候所、東南海ニ出嶋に小松有、海中に白富士¹⁸逆ニ有、東方え向キ、左之方を見上ルと松山海ニ¹⁹ずふと入、右山見越ニ白富士雲上ニ²⁰りんくと、誠ニ其景色言語ニ難述、日本一之景也と見物致候、伊豆三寫参詣、箱根御関所を越、¹⁸相州小田原通り、所々見物致、江之寫え廻り、鎌倉所々一見致、戸塚え出、直ニ江戸え着、三繩順蔵、右人清河先生門人、祖父弟子兄弟故ニ此宅ニ止宿致居候ニ付、三繩氏え相尋、祖父え面談致、夫より八代洲河岸御屋敷え罷出、諸土方之得御意ヲ候内、祖父門人御用人緒方直人被申候ニハ、当五月五日ニハ式百六拾四頭御太守様より御献上之品、為御名代ト、御留主居未明ニ登城、当屋鋪よりハ御留主居役ニ宮城惣右衛門登城致候ニ付、幸之事、殿中為拜見之、登城致候哉と被申候ニ付、相願候而御留主居身習と相成、長蛇目²⁰単物ニ麻上下ニ而、若

13 高野山参詣。

14 金比羅大権現参詣。

15 兵庫見物、西ノ宮参詣。大坂見物。

16 京都見物。

17 遠州秋葉山参詣。

18 箱根関所を越えて鎌倉見物。江戸に向かう。

19 江戸にて祖父（鳥海山人）と面談。高島藩の江戸屋敷に行く。

20 江戸藩邸留守居役の計らいにより、御留守居見習として江戸城に登城する。

党老人、履草取^(草履)老人宛召連候而、宮城惣右衛門先達二而、武田孝藏、武田軍太上下九人二而、献上之品白木之高台え上ケ、長持え入さ、セ、未明ニ登城致候所、諸家様より献上之品々長持え入、我先と登城賑々鋪候、壹之御門え参り見渡候所、切石高く積上、其上え高く土屏え矢き間有之、土器を嶋二横ニ敷候は五通遙高く相見得候、御門之内ニハ大男歟六尺棒を銘々持而、五六拾人宛七ツ之御門毎ニ右之人數控居候、右之通之土屏七重ニ有之候、七ツ目之御門内え登り目ニ切石皆敷、御玄関前ニ而諸家様ニ不限、御旗本御留主居何人ニ而も刀を取り若党ニ相渡シ、一刀ニ而殿中え登候、若党右之手ニ而刀を請取、左え移シ右之手ハ土えつぎ、左之手にて刀之鐙りを握り指上候容子ハ仲々りつはに御座候、御玄関ツ、迎ハ四間横^{九尺間ニ而}ニ八間共両脇ニ引戸有之、其内ニ百目之蠟燭沢山立、麻上下ニ而大勢被居候、我先キと献上之品々、長持開キ白木之高台え献上之品上、何之守頼と申と御房主大勢罷出候而承知請取候と、式人宛ニ而、白木高台共ニ殿中え持参候而つたへて御留主居御登城致候、御玄関之間ハ金唐紙え二葉之大松ニ唐獅子之画、其次之間ハ金唐紙え太垂孫柳、其次之間は松之間、同大松^{二葉之}を金唐紙え絵書、三坪ニ而千疊鋪、裏板ハ金地え合、天井全角金具、右千疊敷、三坪ニ麻上下長蛇^{ノシメ}を着シ而、鍵手成に透間無ク被控居候所え、献上之品目^{下ニ居而}八分目ニ指上而、暫すり参り、指上候而三尺程引、無言ニ而畳え頭を付、後口向ケすに下ニ乍居、暫すり候而広縁え出、何歟御用有之容子ニ致両手を前帯之上え並、其間其間ニ麻上下長蛇^{ノシメ}目を着シ、一刀指而両脇ニ透間無ク被控居候中を、腰も不留ニ其中を通、拜見仕候ニ、皆金唐紙え色々之絵有之候、其絵次第ニ何之間とハ申候由、雁之間、蘇鉄之間、款冬之間、菊之間、紅葉之間、殿中荒増拜見致、広縁を通、中之口え参、左之方を見渡候所、たまり之間と相見得候而、御旗本と見得、麻上下を着、前後ロニ向キ肩と肩を突合、何百人被控居候哉不相知候、殿中皆九尺間也、御縁先キより表見ルニ^{八九寸九ツ之}黒海石砂鋪、其内ニ青木之大木所々ニ有之候、木葉

老枚ちり老ツ無御座候、下城之砌思出候ニハ御内裡之土屏ハ誠ニひきく候得共、土器七通横ニ寫に鋪候、御城ハ土器五通、然ハ御城乃横ニ鋪候土屏之土器ハ、二通不足と旁思ひ候内八代洲河岸御屋敷え着、緒方直人、宮城惣右衛門御宅え参り、厚礼謝而祖父旅宿え参り、細々為嘶聞、旅宿え帰、所々見物暫逗留之内、船遊山ニ唄之藝者金梅と文字千代式人召連、両国橋より大勢ニ而乗出²¹、所々乗廻シ、夕方迄閑罷帰り候、深川八幡宮社内ニ谷風、小野川、続而大角力交り有之候ニ付、見物致候ニ、四方えしやじき三堺二かけ、東西ニ役人衆被居候場有之、誠ニ珍鋪大角力に御座候、此末々右之通相揃候大角力有之間敷と見物致候、芝居も見物致候ニ大坂之芝居より容子ハ、不宜候得共、併田舎ニ而ハ不被見上手ニ御座候、其後平主計、寫津魁介、武田軍太三人連ニ而、鹿島流劍術家え相尋候所、堀口要助三十八九歳と相見得、在宅ニ付試合相望候所、今日指合有之候ニ付明日被参候と申候間引取申候、併余り長逗留致候ニ付、仲間之衆帰国急候ニ付、無抛、乍失礼不尋、帰国之支度致候、氣之毒成儀は佐藤善藏、芳野ニ而面請致候山本具權^{京一と申候と}之守之門人と相成、其内稽古致、江戸ニ逗留中ニ江戸着之約束ニ候得共、相待候而も不参故、無抛祖父始同行、無難ニ而帰国仕候而、其月十九日に又大社大明神え夜之八ツ時参詣相始メ、十六歳之正月より二十五歳迄十年参詣致ス筈之所²³、疱瘡ニ而一年、伊勢参宮ニ而老歳遲滞致候故、廿七歳迄十年之参詣、其内ハ餅と酒ハ不給候、

此年より十三年前、田代進右衛門、米藩ニ而少々故障有之、武田源之進宅ニ而五ヶ年被致師範歸藩ス²⁴、其後、稽古半途ニ致候ハ残念と相談致、米沢侯御預り所御領、川井村堤柳助ハ、須藤兵八郎久利先生之孫より稽古致印可請、上手と噂有之候ニ付、武田源之進并同苗弟助介、高畑之藩中御用人大橋吉兵衛悴同苗司、佐藤善藏、メ四人也、司ニ魁介二人ニ而堤柳助

21 両国橋から芸者と船遊びする。深川八幡宮で大相撲見物。

22 江戸より祖父と同行して帰国。
23 一六歳より二五歳まで一〇年間、二井宿の大社に参詣。餅と酒は飲食せず。

24 田代進右衛門、五年の師範を終えて米沢藩に帰る。

25 米沢藩預所の川井村堤柳助を師範として招く。

え願、致詔請、殘四人ニ而稽古相始二人ハ止候、魁介儀ハ羽州置賜郡二井宿村崑津六郎右衛門方え智養子ニ罷越候而、月ニ六度宛堤柳介御出稽古日ニ計リ罷出候、²⁶鳥海山人学館え高畑藩中より諸士学文ニ日々御越之砌、相嘶候ハ堤柳助儀ハ劍術誠ニ以珍鋪上手と吹聴、又藩中え書々之講譯ニ出勤致候砌も、度々甚大言吹聴仕候所、諸士方我も我もと武田源之進宅え稽古ニ被參候、其後堤氏、藩中え被致詔請被成稽古候、堤柳介、武田源之進宅えハ、十三方年、月ニ六会不怠、朝五ツ前ニ御越被成候、²⁷甚大丈夫、丈五尺五寸人物宜、何国え參候而も劍術上手と相見得候、

然ル処、寛政四年子八月廿日ニ会津侯藩士鈴木胡左衛門夢想流劍術印可請、修行ニ罷出候と申、²⁸武田源之進宅え相尋来、試合相望候ニ付、悴軍太十九歳ニ而試合致候所、胡左衛門打負候而、何方え歟參候、其後寛政七年卯四月十五日ニ土井大炊守之藩士関戸正七、²⁹心極流印可請、日本え為修行之相廻り候歟と申添書持參、相尋来候、丈五尺八寸余、面体長く小麦色鼻高く手足え毛黒くはへ、誠ニ宜人物ニ而、玄関より入来り高座ニ着シ劍術之上手ニ而、貴公方ハ仲々及所ニ無之、江戸表え罷出候而も拙者ニ叶者無之と申、色々自慢致候ニ付、武田源之進思付候ニハ、及聞候江戸小川町ニ住居致候富崎熊太郎³⁰ニも有之候哉と内内相嘶候後、武田源之進と関戸正七劍術試合致候所、五尺八寸余之大力ニ被打立跡え乍引、暫戦候得共互ニ勝負不付内、源之進悴軍太罷出、先御控可^シ被下、勝負之未不分内申上候ハ失敬恐入候得共、拙者試合相願度と申候所、³¹正七笑而申ニハ随分御相手可致と源之進と試合致候を相止候而、軍太と立合候ニ鬼とがぎと出合候之様ニ御座候、軍太丈五尺三寸五分、誠ニ千蛙の如く、如何致候哉、不思儀ニ三度軍太勝候、正七打負、何分目が霞、不任心底ニと申休候、軍太鬼の首取候心ニ涙罷在候、其後尚更稽古不怠、然ル所田代進右衛門より堤柳助方え被申越候ハ、

²⁶堤柳助は月に六度の出稽古。多くの高島藩士が武田道場にて稽古する。この間、堤は同藩師範となる。

²⁷堤柳助は一三年間、武田道場に朝五つ前に来て稽古。

²⁸寛政四年（一七九二）、軍太（一九歳）、夢想流の会津藩士鈴木胡左衛門と試合して勝つ。
²⁹寛政七年（一七九五）、下総国古河藩士（土井大炊守）関戸正七（心極流）と武田源之進の試合、勝負がつかず。

³⁰戸賀崎熊太郎（神道無念流）のこと。

³¹軍太、関戸正七と試合して勝つ。

自分之門人ニ印可赦候者老人も無御座残念ニ候間、武田源之進方えハ自分より印可指赦度候、貴丈ハ印可赦候人大勢有之由承候と問合之上、堤柳助承知之上、田代進右衛門より武田源之進方え印可被赦候³²、其後寛政八年辰二月中旬ニ悴軍太ニ印可を赦³³、同年四月上旬ニ為劍術師範之、江戸表え出府致候、軍太式十式歳ニ而印可ハ請候得共、芸術何分不任心底ニ、残念故、祖父ニ相願候ハ、堤氏へ罷出、此上稽古致度旨相願候所、祖父申聞候ニハ未熟ニ可有候得共、源之進江戸表え出府ニ付印可赦候筈、願之段尤、堤氏え罷越心ヲ込而稽古致、諸流ニ不負様出精可致と申付候ニ付³⁴、長年召抱指置候安久津村枝郷鳥居町市郎右衛門召連、川井村え罷こす途中ニ而考候ニ、拙宅ニ而も高畑藩中ニ而も徒幼少稽古拜見致し候ニ、無何と氣ニ入申候田代氏師範乃術を風^{ホウカ}ニ覚ひ候歟、子心ニ而も面白く存候歟、併外ニ師範人無御座故無ク抛参候歟、万一勝候ハ、稽古ニ不及、負候ハ、直ニ門入と心を決、色々思候内、川井村え着、堤宅え罷出、礼儀相濟、為土産と肴料ニ青銅五百穴指出候而相願候ハ、私愚父より印可請候得共、若年未熟ニ御座候而、芸術不任心底ニ、乍御煩勞御相手被下度候、御門入之儀ハ吉日見合、追而御願申度と申述候所、堤柳介被申候ハ、夫ハ誠ニ善キ御志シ感心致候、先年貴宅え長年罷出御世話ニ相成候続キ、無御遠慮御出と被申、直ニ薨刀被出、則勝手之入口ニ而試合致候所、思候^{ヲモイ}よりハ以之外、軍太続けて九度勝候所、堤氏被申候ハ貴丈ガ劍術ハ立チ切たる早川之ことくニ而不宜、心地之印可ニ有之候通、貴様御合点之筈、動物しずまりしずまつて又動く、又しずまる所に勝利有ル物ト、外ニ色々被嘶候内ニ、足を少々宛参り候得共、右訳聞ク氣に相成り居候所、上段ニ片手ニ而薨刀我が頭之上え左之方え切先を向ケ、はを上ニして持居候而不意ニ天窗之胴え入程打而、薨刀ヲ後^{ウシロイ}へ流シテ打といふハこふよと自慢面ニ而被引候、軍太心中ニ而ハ印可ニ有之訳旁被嘶、油断為致候而子供だましべらぼうとハ思候得共、口閉罷在候、又色々被嘶候得共、其手ハ古しと少も油段不致候故、其後、又ハ

32 寛政六年（一七九四）、武田源之進（三七歳）、田代進右衛門より心地流の印可（免許）を受ける。

33 寛政八年（一七九六）、武田源之進、軍太（二二歳）に印可を授ける。その後、源之進、劍術師範のため江戸に出る。

34 軍太、川井村の堤柳助に師範を願う。

35 軍太、堤柳助と試合して勝つ。

度軍太勝候而一礼を述休候、又堤氏被申候ハ、³⁶貴様之仕打ハ立切たる早川之ことくにて甚以て不宜、不動居場少も無シ、縦令バ御祖父鳥海翁ハ年中学館ニ不動被居候、其御門人衆大勢有之候得共一人として不動居候者無シ、貴様迎も右之通不動居り勝利之場少も無シと操返し（操カ）、返し而被嘶候得共、賤父歟二度目之師匠故口を閉候得共、心底ニ而ハ毛程も感腹不致候（感腹カ）、古語ニ劍術之心ハ立チ切たる早川え毛玉ヲ流ス歟如く、のつてひよツつと少も止すトトコウラと有レバ、堤氏被逃候訳ハ皆偽とハ存候、然バ我不動ニ居而動者ニ勝而、右講釈被成候と感腹致候得共、手足不動打負候ハ不詰、上手ぶり人之心をまとわせ劍術之さまたげ者とは思ひ候得共、口を閉置候、其内ニ酒肴料理被出被御念入候、軍太偽候も失礼とハ思候得共、偽も軍法と思偽、先刻申上候通、吉日見合参上致候ニ付、御緬倒偏ニ御願申上候と申、右之御礼厚く申伸罷帰候砌、堤氏ハ川井村はずれ迄御深切ニ送被呉候、夫より半道程参、召連候市右衛門申伸候ハ、堤先生と十八度御試合之内中頃、先生色々被嘶候而人之心油断為致、天窓之洞え入程被御打被成候時ハ、私甚残念泪かうかみ候、定而御残念と申候、色々嘶候内宿元え着、直ニ学館え参候而初終細々嘶為聞候所、祖父申候ニハ是迄は堤氏至而上手と思候ニ、³⁷以之外之訳、此後ハ決而稽古ニ参候ニ不及と被申候、

(貼紙)³⁸

此書は、跡ニ而思ひ出記張

前書ニ記候堤柳助、高島御藩中を致退身候訳、同人之門人、同御藩中ノ吉田源五左衛門と黒沢庄兵衛、江戸之御屋舗え勤番ニ出、直真影流之長沼庄兵衛え隨身、老ケ年劍術致

³⁶ 堤柳助、軍太に説教をする。軍太、納得せず。

³⁷ 軍太、祖父の鳥海山人に試合の結果を報告する。祖父、入門するに及ばずと言う。

³⁸ 堤柳助（心地流）、高島藩師範を退身の理由。

稽古、帰藩之上、稽古日ニ罷出候而、右両人、堤柳助居稽古ニ罷出、試ニ直真影ニテ
試合仕候所、堤氏両人ニ打負、心地流ニ無之仕術故ニ、甚減入候段、劍術は底ニ而無シ
ト、色々講釈申候得共、一統ニ不致感腹候由、其後秋山要助、堤氏え相尋候而試合望候
所、甚致延引候所、兼而刀剛氣之秋山氏ニ候故ニ甚悪口、尻こなしニ被致、唯引込候噂、
藩中え相聞ひ、藩中之門人老人成共不致感腹、無抛退身願指出候所、早速相叶、被致退
身候由

偕又、高畑藩中え堤柳助拾壹ケ年以来、劍術師範に月ニ六度宛出勤被致候、堤氏支度宿ハ高
島之横町手柄屋勇右衛門ニ御座候ニ付、軍太先日偽罷帰候ニ付、右之申訳ニ藩中之稽古日ニ
早朝ニ勇右衛門宅え参り待居候所、三里之道を朝五ツ前ニ堤氏被参候ニ付、先日之厚礼申述
而軍太又偽申候ハ、扱々残念不ニ心底ニ任一儀有之候訳は、祖々父武田良作え申聞候は、
此上堤先生え罷越稽古致度と相嘶候所、以テ之外立腹、其元父源之進長年稽古致候故、江戸
え出府致候、其元も上手ニ相成候ハ、江戸表え可参、鳥海は学館え引込、昼夜共ニ学文計
致、然上ハ身躰難立、稽古ニ遣事ハ決而不相成、盗人之山案子ニハ沢山成と赤面ニ相成候而
申付候、右ニ付当時ハ稽古ニ参上致兼候、八十余之老人之儀相果候後、稽古ニ参上致度候ニ
付、其砌ハ乍御煩勞、御師範被下度と申伸候所、堤氏被申候ハ、扱々夫ハをしぎ事、貴様ハ
甚動候ニ付、拙者か御相手致候と何程も手上ニ可致ニ、扱々をしぎ事也、不動人ハ何共可致
様無御座候歟、扱々と被申候得共、軍太心中ニハ、先日貴宅え参上試合之砌ハ、立切たる早
川之如くニ而不宜と被申、今日ハ動而宜、拙者御相手致と何程も上手ニ致とハ、我へ打負以
何ヲ上手ニ可致哉、商売人の心ニ而まよわすとハ思候得共、口を閉而不申伸候、追而参上致
候ニ付、御師範被下度と暇乞致罷帰候、其後稽古ニハ一度も不参候、⁴⁰

³⁹ 曾祖父武田良作（孫平治）も堤柳助への入門に反対する。

⁴⁰ 軍太、堤柳助に入門せず。

然所其年、伊豆之国道より式里半引込在百姓酒造家次男之由、秋山要助、大助と虚名を申而、羽州龜岡村五台山文殊尊堂え断食二而十七日籠り、其後川井村堤柳助え罷越候而、拙者ハ秋山大助と申者二而、江戸二而御高名を承り罷出候、乍御苦勞御試合被下度と申伸候所、堤柳助申候ハ夫ハ遠路之所御深切ニ御尋被下、近頃辱候、併拙者ハ高畑御家中、上ノ山御家中え師範致候ニ付試合致兼候と申候処、⁴²秋山要助申出候者なに高畑家中、上ノ山家中え師範致候ニ付試合致兼候とハ不誥、人ニ教候程之芸ニ候ハ、尚更被願候と試合致呉候筈ニ、家中え師範致候ニ付試合致兼候とハ不相分、いや下手ニ而教候ニ付延引か、負候がをそろしくか、田舎剣術ニ而屎ニも不成、べら房と申すニも不構、剣術講釈堤柳助被致候所、秋山要助申ニハ貴宅え剣術之講釈聞ニハ不參、試合望ニ而罷越候、試合之上、拙者か勝候ハ、講釈可致、又貴公か被勝候ハ、講釈可被成、夫ニ試合兼候而下手剣術之講釈か、べら房目、今試合候後、勝候者か講釈可致と申候所、堤柳助閉口ニ而引込候由、直ニ同人悴堤周八罷出候而、拙者は堤柳助悴同苗周八と申者初而と申所、⁴³拙者伊豆国秋山大助と申者ニ御座候、誠ニ以御親父御高名、江戸表ニ而承罷越候而、試合相願候所、高畑家中、上ノ山家中え師範致候ニ付、試合相成兼候段、望候而も試合致兼候而、物知り面ニ而剣術之講釈もおそろしく、田舎下手剣術屎ニも不成、講釈かべら房、貴公ハ試合相成か、何ぞ試合相成ル間鋪、夫共ニ試合候哉と申候処、堤周八閉口致、引込候と、戸口より笠をかむり御免と申出立候由、余り不敵成者と噂専有之候、夫より中和田村平主計え參止宿致、翌日米沢藩中剣術夢学流植松氏え相尋試合相願候所、⁴⁴試合之儀ハ上え伺不申候而ハ不相成段被申候ニ付、夫より須藤兵八郎宅え相尋、試合致度申入候処、⁴⁵右同断之答故、無抛城下荒町六戸十兵衛え罷越止宿致、右十兵衛を以而其役筋え相頼候所、他流と試合為致候ハ延引と被仰出候由、無抛伊達え罷越候由、⁴⁶

41 秋山要助（神道無念流）、川井村の堤柳助に試合を申し込む。

42 堤柳助、試合を断る。秋山、負けるのが恐ろしいのかと憤慨する。

43 堤柳助の悴周八も秋山と試合せず。

44 秋山要助、米沢藩の植（上）松氏（夢学流）に試合を申し込むも断られる。

45 須藤兵八郎（心地流）も試合を断る。

46 秋山要助、奥州伊達郡に行く。

所々ニ右之噂專に有之候、

其後高畑藩中え武田軍太出勤仕候所、御代官高橋與三郎被噺候ハ、⁴⁷先達而御用ニ而伊達大笹生村、佐藤源左衛門宅え罷出候所、無念流之試合見物致候、心地流と違、誠ニ蕊キ容子稲妻之ことし、自分も堤柳助先生ニ隨身、長年稽古致候歟、心地ハ片手ニ而箆刀握り打出シ、箆刀先きを打度こと二下えさけるか、無念流ハ金面、小手当て、木太刀同前之ひご箆刀ヲ打も切先きさけず、乱打又ハつつけ打ニ致候容子ハ驚入候と被噺候上ニ、秋山要助伊達ニ住居仕候由、来年ハ御用ニ而伊達え出勤致候ニ付、其折秋山要助居合候ハ、世話可致歟、要助と試合致存念ハ無御座哉と被申候ニ付、⁴⁸軍太答候ニハ、堤柳助先生并米沢藩士植松氏、須藤氏、試合延引、外ニ米藩中ニ壺人成と試合致候者無御座候由、勝負之儀ハ無抛、為後学之ニ左様成ル剛氣之達者成ル劍術遣と為稽古之試合致度候間、来春中御用ニ而伊達え御発足ニ御座候ハ、何と無く御世話被下度と相願候所、是ハ面白シ、随分世話致候ニ付、試合候哉と被申候ニ付、先刻申上候通と答帰宅致候、⁴⁹其翌年寛政九歳巳四月十八日ニ、江戸小川町ニ住居致候無念之元祖富崎熊太郎門人伊豆之国在之秋山要助、大助と虚名を名乗り、伊達大笹生村佐藤源左衛門弟同苗嘉右衛門、同苗源蔵と三人同道ニ而、高畑大町我妻長兵衛割元宅え罷越候而、二三宿致候而、同人聳当蔵案内ニ而、都合四人連ニ而武田軍太宅え相尋来候而試合相望候、⁵⁰秋山要助人相珍鋪候ニ付記ス、丈五尺六七寸、色白ク出顎、眉黒くふとく三角眼、獅狻鼻、鰐口顎骨高く、⁵¹適善キ劍術者ニ御座候、為見物之高畑藩中町在共ニ大勢罷越候、⁵¹礼儀相濟五度之勝負と相定、武田軍太と秋山大助立合候所、仲々及所ニ無之容子、最初に軍太上段ニ構イ出ル、要助ハ中段ニ構出ルと要助カ右之手を打候所、かすりと申両手ニ而留、両手を伸シ軍太がむねえ両手の握目を付而、真直ニ押候所、とつて返シ、走り三四間参候而要助

47 高島藩代官の高橋與三郎、伊達郡で無念流の試合を見る。伊達郡には高島藩の領地あり。

48 高橋與三郎、軍太に秋山大助との試合を勧める。

49 軍太、秋山との試合の世話を高橋代官に頼む。

50 寛政九年（一七九七）、秋山要助、軍太宅に来て試合を申し入れる。
51 高島藩士、町在の者たちがたくさん試合見物に来る。

が方え向候処、高畑藩士御用人役之吉田庄左衛門路(綱カ)の肩衣を着シ而、相撲如行司之、勝負有と被申候ニ付相止候、又試合ニ要助中段に構候を左之手打候所と留、両手を延シ押候所、軍太又とつて返シ二三間走り要助が方え向候所、吉田庄左衛門勝負有と被申候ニ付、相止候、其後要助が胴を片手ニ而打候所すりて申候、然処御代官高橋與三郎被申候ニは六七寸筋刀渡り責致候ニ、かすりとハ不詰と進出被申候所、秋山要助残念と申引候、其後立合試合候所、又要助が右之胴ヲ打候所、又かすりと申候、高橋與三郎三四尺進出責致参候に、又かすりてハ不詰心得難クと被申候所、残念なと申引候、五度目ニ軍太が右之足をそつと打候而要助申候ニハ、五度試合致候而三度此方勝候ニ付其元ハ負也⁵²、何共此方之御子息ハ弱て何ニもならず、夫而も劍術遣ひがべら房、屎ニも不成、誠ニ弱糟、劍術ニハ不成、何に成ル物と繰返シ被申候時ハ甚残念、心魂ニ徹し候⁵³、惣座中共ニ、秋山要助力厳氣ニ被吞、手を握り震震て見物致罷在候、武田軍太廿弍歳ニ而心地流之印可ヲ請ケ、前段ニ修行人ニ兩度勝、堤柳助ニも勝、自慢氣ニ而有之候所、打負候而心氣が消、実ニ失十方ヲ候⁵⁴、心地流之片手打而虚も無ク何も無し、壹本術何がハ可勝様無之ニ不思議ニ右之通ニも参候と、今ニ而ハ存候、

其後武田軍太、壹ケ年程虚病を構ひ、外出も不致工夫を懲シ罷在候所、黄昏ニ道場え参候と秋山要助が形チ何と無ク二三年之間見得候様ニ而、誠ニ遺憾、心神ニ徹ジ一日片時も無ク忘ル、事内、風と思ひ付ニハ、髮形ニかゝわり候而ハ出情之怠基と存、ひんハべざへニ致、はけハ四五歩ニ思ひ切、煙管ハ四寸廻り之銀水口、長命草入ハ木綿紺之紋葉ニ而拵候、三角壹ツさけ、髮形チニかかわらす一心不乱、無余念一念こり候や⁵⁵、寝而夢、起而心ニ不絶工夫を懲候所、天念至然歟、虚実之術少々出、面白相成諸門人え教候、秋山要助と試合仕候後、前夜之夢ニ打負候而、びつくりと目さめ候ハ、猶二年之内不止⁵⁶、其間之夢ニ空天え登り高山之

52 軍太、秋山と五回の試合で三回負ける。

53 秋山、軍太の劍術をののしる。

54 軍太、秋山に負けて失意のどん底におちいる。

55 精神集中のため髪形と身なりを変える。

56 寝ても覚めても秋山要助との負け試合を考え続ける。

影迄明ニ見得面白、暫廻り慰候而、しずくと下り候を、夢ニ見ルハ数十度也、空天え登ル容
子ハ水ニ入、立をよぎ致容ニ手足動シ而、甚心能面白、致登り下り候、少々術工夫出候得
共、上手之心ニ相成、又修行人參、去年之恥ヲ雪キ度候内、寛政十年午五月廿日ニ、江戸本
郷二丁目ニ致住居候山脇源次郎、雲光流印可ヲ請、為修行之諸国え相廻り高島ニ止宿致、其
亭主より添書持參相尋来り、⁵⁷試合望候得共差合有之候ニ付止宿致、翌日試合ニ武田軍太上段
ニ構ひ、山脇源次郎ハ中段ニ構、先ニ源次郎か頭を一打と虚ニ而実ニ為見候所、源次郎実と
思候哉、とめんと薙刀半分上ル間ニ右之胸を打而右之足より引候、二度目ニ源次郎先ニ軍太
か左之首打候ニ付留而、敵之左之肩打候所当、軍太え付而押飛スべくと男乱曲^{キヤウ}之如く參候
ニ付、軍太不思我か右え敵之付ケぎわニ而ぎれ乍、二足進ミ候所、源八郎ハ不思馳候、軍太
右之足左え踏而、源八郎か後口より首を打引候、三度目ニ双方共ニ中段ニ構ひ出候、軍太先
ニ敵之頭ヲ虚ニ而実ニ打と為見候所、源次郎如何思候哉、不留ニ一拍子ニ軍太か頭ヲ打と、
軍太途中ニ而留メ、源次郎か左之胸ヲ打、後え廻り頭を打ハ、双方一礼致引候、⁵⁸軍太從幼志
願ニ、何卒劍術之上手ニ相成度、千慮仕、摩利支尊天と大社大明神え朝夕不怠、志願ヲ込候
ハ、当歳迄十ヶ歳、然ル所唯今試合致、右之術ニ而三度勝候ハ、誠ニ神慮之寄特か、乍我感
心致候、稽古仕候心地流ニも他流ニも無之、修行人之咄^{ハナシ}も無御座候、術其場ニ而出候ハ誠ニ
不思儀千万、難有^{シヤクシヤク}萑躍致候、此上ハ名人ニ相成度、尚更志願を込候ハ、日夜無シ怠、生涯
可奉拜と心魂ニ徹候、⁵⁹山脇源次郎ハ諸国修行諸流と試合、又ハ難儀致候咄仕候而止宿致、何
国えか罷越候、其後尚更甚面白相成、自慢氣ニ而門人共參次第、昼夜ニ不限、実ニ面白教示
候、

然所其翌歳、高島藩中町在ニ而至迄噂有之候ニハ、米沢侯之藩士須藤兵八郎ハ心地流之元祖

⁵⁷寛政一〇年（一七九八）、江戸の山脇源次郎（雲光流）が試合を申し込む。

⁵⁸軍太、山脇源次郎に勝つ。

⁵⁹軍太、名人になりたいと、さらに修行に励む。

須藤兵八郎久利先生より上手成と噂専有之候ニ付、⁶⁰其流儀稽古致元祖宅え不参候ハ不深切、尚更名人と噂有之上ハ罷越候而稽古拝見通名人ニ候ハ、此上稽古致度、右之訳祖父鳥海ニ相願候所、随分可参、⁶¹適寄得成心底也、⁶²自分も詩人之名人有之バ唐迄も可罷越候得共、今名人無之不参候、米藩え一日成共早く可参と被申付候、然ル所羽州置賜郡二井宿村医師寫津玄良、并其村島津魁助初、乗馬沢山ニ為商之飼置候ニ付、右乗馬為見物之、須藤氏近所之金子平左衛門、医師玄良宅え度々被参候ニ付、心安ク相成居候所、其節折能^{ヨウ}醫師宅え被参候由承り、則玄良宅え罷出金子氏ニ対面、時候之礼儀相濟候而、夫より申候ハ、私劍術好、望ニ而心地流稽古仕候得共、甚以下手ニ御座候、世間之噂承候ニ、須藤様ハ甚御名人之由、拝見仕度候間、以御執持ヲ拝見被仰付被下度と相願候所、金子氏被申候ニハ、然ハ同流之儀、拙宅え被参候、併須藤先生え伺候而申、追而否之儀書状ニ可申上と被申候、何分宜相願候と申罷歸候、其後御状被下候ニ付、寛政十一年未四月十六日ニ夜を取違候而、九ツニ起而二井宿村門人寫津官藏ニ居村之庄六供ニ致、華沢、金子平左衛門宅え参、頼と申候、通れと申不出候ハ尤ニ候、末風^ホくら寝入候容子、夫より金子氏被出、是ハく余り早キ御出、先ツく座鋪え御通りと被申候ニ付、案内ニ任座鋪え通、礼儀相濟、為土産と目出鯛式枚、小津輕式束指出、島津官藏も小津輕式束指出、色々相咄候内、朝飯被出、三人共ニ馳走ニ相成候、金子氏、須藤氏え吹聴ニ被参候而、夫より金子氏先達ニ而四人連ニ而須藤氏え罷越、⁶³道場之前ヲ通候所、道場のみす之内より大勢ニ而武田軍太へぎへニ致、四五歩之はげヲ見而、指差^サ而高笑致候、⁶⁴武田軍太底意ニ而ハ井之底之蛙共とおがしく而罷通、須藤氏宅え参、礼儀相濟、為土産雉鴨壹羽ニ目出鯛式枚指出、夫より武田軍太劍術之咄色々致候得共、須藤氏ハ無言ニ御座候、⁶⁵又申候ハ継父代より道場相建置候ニ付、日本え廻ル修行人諸流相尋試合望候ニ付、任望ニ、其度毎ニ致試合候歟、打負候事も有之、打勝候時も有之候、剛流ニ而仲々如稲妻之及

60 米沢藩士須藤平八郎は、心地流元祖よりも名人との噂あり。

61 軍太、祖父の鳥海山人に須藤平八郎との試合を願ひ、許しを得る。

62 軍太、金子平左衛門に須藤氏との仕合の仲介を依頼する。

63 寛政十一年（一七九九）年、軍太、金子氏の案内で須藤道場に行く。

64 須藤門人、軍太の髪形を笑う。

65 須藤平八郎と劍術問答するも、須藤氏は無言。

所ニ無御座候、実ニ感心致候と相嘯候而も無言ニ候、夫ニ而も又申候ハ御流儀ハ書々之理ニ合候ニ付申上候、御存知も可有御座と

不得経日菩薩心等如心地字蓋本此又史記文中子老子呂氏劍技莊子説劍示之以虚開之以利後之以発先之以至拳之無上案之無下運之無旁上決浮雲下絶地紀云々

右書之劍術之理ニ合候訳、又惣^ク縊^ク之訳細々相咄候所、須藤氏ハ対金柄之朱鞘之短刀ヲ指而面を下ケ無言ニ御座候得は、又問候ニハ、御流儀之御元祖久利先生ハ何代前ニ御座候哉と相尋候所、須藤氏答ニ拙者祖々父ニ御座候由、又武田軍太問候ニハ久利先生ハ御名人、定而劍術之事理御書置も可有御座候、何卒拜見被仰付被下度相願候所、印可式卷計、外ニ書置候は無御座候、有合ニ候ハ、可懸御目ニと被申候内、吸物、酒肴、料理種々被出候、時ニ川井村堤柳助悴同苗周八稽古ニ罷出、⁶⁶為土産と、七八寸之瀬付之はや廿串計り杉原紙ニ包、水引ニ而結ひ須藤氏え指出候、道場より度々迎ニ付、然バ御出と被申、須藤氏、金子氏、堤ニ武田、嵩津と供ト六人連ニ而道場え出候ニ、宅之北東之方ニ而、⁶⁷南北え三間、東西え式間之道場え入替り立替り、五歩之線香、⁶⁸四歩稽古致、難有と申出在候と大勢追々被出賑々鋪候、堤周八計り、其外ハ皆藩士、⁶⁹其内同藩士長谷川軍太、頼之右ニ堅ニ四寸程之太刀疵有之、須藤氏兄弟子ニ而、印可取之由、此人朝より道場え出、中程稽古之面々と稽古試合之内、下ニ居候而も皆勝候、夫より数十歳稽古致極意ニ至候面々と試合候而も、一度も不負内、⁶⁹間を見合、敵之前え我か後口を向、左之手ニ而後向キ乍、敵之天窓を押し、色々致、何十人と試合致候而も忝度も不負、扱々奇代之上手成り、夫より周八願候而、長谷川と稽古試合ニ、式度試合候而も、誠ニ子供同前ニ被致候内、周八齒より血沢山出候而相止候、⁷⁰長谷川

66 川井村堤柳助の悴周八、須藤道場に稽古に来る。

67 須藤道場は南北三間、東西二間。

68 須藤道場は堤周八以外はみな米沢藩士。

69 平八郎兄弟子の長谷川軍太、門人と稽古するも一度も負けず。

70 堤周八、長谷川と仕合をして負ける。

氏ハ甚自在修練ニ而老人成共及者無之内、須藤氏と数度試合二十度か十度長谷川が早業ニ而被打立、須藤ハ跡え引、いづも道場之角ひ押込れ、初太刀ハ長谷川ニ、須藤ハ右之腕被打候ハ、印判ニ押候通、初終迄同容ニ御座候⁷¹、須藤ハ被打候而、其度ニ毎々、夫ニ而ハ不切通ニ付、長谷川ニ不動居候と申候ニ付不動居候ヲ、頭と左右之胴片手ニ而打候容子ハ頭打候ニ、薙刀先キ下夕迄下ケ、左右打ニも右より左え打流シ左より右え打流シ候而、自慢面ニ而引候ハ、武田軍太心底ニ而ハおが鋪候、不動者ハ死人同前、素人も可打候、我より上手ニ打、無抛偽り間ニ合ルと相見候、世間之噂ハ名人と申候得共、仲々名人所ニハ無御座候、御先祖久利先生名人故ニ、以其得ヲ世間ニ目か無之、名人と噂ニ相見得候、万芸共ニ能様⁷²シ不見ニ、素人咄ハ、実とハ不可承候、今朝五ツ時より大勢之稽古拜見致候歟、先刻より不面白ニ付、帰宅可致とひそがニ島津官蔵度々申候得共、武田軍太生来好望ニ付、拜見致居候所、能々不詰仕内と存候而罷在候所、其日之七ツ頃ニ長谷川軍太膝を武田軍太膝え押付候ニ付、武田軍太膝三寸程脇え參候内、長谷川申候ハ、遠方より被出候而唯見物計リニ而ハ相訳申間鋪、食而見ると申候ニ付⁷³、武田軍太申ニハ、如仰、菓肴有と云共食セざれば其味ヲ不知と古語ニ相見得候得共、不給共聞シニ増る御名人之程、感心と申候所、夫共ニ食而見ると三度膝押候、三度共ニ武田軍太膝三四寸宛脇え參候、甚心中ニ障り候得共、いや望所之幸と存、夫共ニ元相頼候金子氏え念を繫と存、金子氏え向、先刻より御覽之通、長谷川氏強而試合御望ニ付、試合致苦鋪有之間敷哉と伺候所、金子氏被申候ニハ御同流之儀御互之御修行、無御遠慮御試合可被成と云、夫より長谷川氏え向、左程強而御望ニ候ハ、壹本相願可申と申候所、長谷川氏然バと出立候ニ付、武田軍太、須藤氏始惣座中え一礼を述、夫より長谷川氏え一礼致候所、修行人と不出合故歟、礼儀不知候哉、一礼も不致、心地流之早足構ひ、薙刀之柄を両手ニ而握り、むねニ付、薙刀先ヲ右之肩之上向ケ出ル⁷⁴、武田軍太ハ薙刀両手ニ而持、上段ヲ構

71 長谷川軍太、道場主の須藤と試合をする。

72 須藤平八郎、長谷川と試合して負ける。名人にはあらず。

73 長谷川軍太、武田軍太に試合を申し出る。

74 長谷川軍太、一礼もせず構えて出る。

ひ、眼をいがらし鷹の小鳥と、三間之道場式間程出、長谷川か足踏付候歟、不附内、我か声と打、薙刀と一拍子二敵之頭ヲ一打と踏込、虚ニ而実ニ為見候所、其氣ニ被吞候哉、不請ニ二足引候ニ付、武田軍太打内ニ心ヲ足^{クシテ}而出テ両手ニ而薙刀ヲ附ぎわニ而、敵之柄を左之手ニ而手柄ニ握下ケ、右之薙刀ニ而天窓ニツニ成れと打候所、よし／＼と申候得共、不放ニよしか負候哉と申候而、不放置候所、よし／＼と申候ニ付、放引候、夫より長谷川元之如くニ構出ル、武田軍太元之通ニ構ひ、鷹の小鳥と三間之道場を式間程出候内、長谷川氏薙刀両手ニ而持、我か左之方え薙刀先ヲ向ケ右之腕出候ニ付、上段より両手ニ而縦ハ壹尺之柄ヲ壹丈打と為見五寸残、此方勝と跡ヲ含打候所長谷川軍太が其氣ヲ見而、夫えハ不参と二足引と一拍子二間髪を不入と打内ニ、心を足而、不思二足踏出シ、薙刀え薙刀を附、元之通ニ押ひ打候、長谷川氏薙刀持候右之手柄ニ左之手ニ而握り下ケ置候得共、二度打負候歟、残念ニ候哉、未練千万、長谷川氏か左之手ニ而武田軍太か咽を押候ニ付、^(あ)頷をゞ壹足引候所、手か頷に懸り候と長谷川か頭ヲ打候、又押候ニ付、打候頭を三度被打候而も全剛力ニ而押候ニ付、我か右え、敵之左え二足進ミぎれ候所、長谷川軍太不思我か力ニ而壁え行当り申候、夫ニ而も柄柄ニ左之手ニ而長谷川か右之手薙刀共ニ不放下ケ置キ、薙刀も天窓も二ツニ成と右之手ニ而打候所漸切たり、為放と申候え共、不放置候所、為放々と身ヲモミ候ニ付、然バ負候哉と申候所切れたり、はなせと申候ニ付放シ引候⁷⁵、然ル所一礼も不致須藤氏之上座ニ着シ、貴様ハ剛氣ニテ不宜候、甚無利劍術ニ而難シ試合、劍術と申ハ底而無シ、余り無利成と赤面ニ相成申候ニ付、武田軍田申候ニハ、何か無利ニ候哉、各様御免と申袴之段立ヲ取、道場之まん中え出、煙管を持、試合之任打腹立まぎれ高声ニ、初太刀ハケ様之、二太刀目ハ如此と少も無遠慮、細々致仕打候所、長谷川軍太ハ閉口致候ニ付、元之座え着シ候⁷⁶、股立落シ、羽織ヲ着シ脇指を帯シ刀ヲ寄候、門人島津官蔵は軍太と軍太か試合ヲ見而、細煙管

75 武田軍太、長谷川軍太に勝つ。長谷川、武田軍太の劍術に難癖をつける。

76 軍太、長谷川に反論する。

之分宇二ツニ致候、長谷川軍太え武田軍太申候ハ、甚無利劍術とハ如何之詛ニ御座候哉承度候、貴公こそ甚以無利之詛ハ、三度打負候而も押シ、四太刀打レ漸切レたり、放セトハ如何之御心得ニ御座候哉、毛頭相詛不申候、少も無利ハ無之候、此方えかすりも參不申候、縦敵無利ニ而も疵附不申候ハ、死申間鋪候、又敵剛候ハ、戰場え出、首を被取候而、御忠臣之御馬先キか相勤り可申哉、又先刻不試合前ニ被仰候ニハ劍術ニ勝候ハ、鉄砲ニ而被打候由、御家風ニ御座候哉、道場之例は左様ニハ有之間鋪候、拙宅ニ而も先刻申通、賤父之代より道場相立指置候ニ付、⁷⁷日本え相廻ル修行人度々相尋試合望ニ付、其度毎ニ致試合勝候人を尊ヒ、負候人は其術を習候、然バ御互芸道之励ニ而一助と可相成ニ、勝候人を鉄砲ニ而被打候とハ道場之例とハ不存候、道場之例ハ日本一統相定候得共、併龜之万歳（かげろう）遊之朝ニ生レタアニ死も一生、万物共ニ生者必滅之世界、少も不苦と演說致候所、須藤兵八郎ハ頭を下ケ口ヲ閉罷在候、⁷⁸門人衆大勢尚更口を閉、青く成稽古相止候而興かさめ申候、然ル所堤周八見合罷在候か、須藤氏え向御暇申上候、今日は難有、各様御先え御めんと申、出立候ニ付、武田軍太申ニハ今日御一所ニハ不參候得共、御宿迄ハ御同道可致と申候所、拙者儀ハ大急用有之候ニ付御先えと申、罷帰候、武田軍太帰宅之砌六ヶ鋪と存候哉、眼計り大きく而臆病者と相見得候、堤氏致力ニ不參候得共、興ニ申候詛也、長谷川軍太ハ生来剛勇ニ而、米藩ニ而は随分修練自在ニ候得共、諸国之諸流と不試合我芸を不様、⁷⁹甚善キ流儀と存、我こそ誠ニ甚上手成と実思ひ、人を足下ニ見、我力芸之程不知と申物也、江戸旁之直真影流、青柳生流、神刀無念流、都而剛流と試合候ハ、何之術ニ而慥ニ可勝と申術ハ夢ニも見申間鋪候、併生来大丈夫ニ候ニ付、能修行致候と希代之侍おしへかな、井之底之蛙、大海を不知、と申物ニ御座候、武田軍太、長谷川氏と当前之利合申候得共、大勢之藩士相手取候而ハ計事可致と存、長命草三四ふく吹キ候内ニひとつて心ニうかミ候ニ付、壺間計り東え參り、須藤之下座ニ着シ申候

77 武田軍太、父の代から道場を立て、修行人と試合

78 武田軍太、長谷川を批判。須藤うつむく。

79 長谷川軍太は諸国諸流と試合をせず。わが芸のほどを知らず。

ハ御願御座候、近日吉日撰ミ伺公仕、御門入仕度旨細々相願候所、須藤氏頭を上ケ被申候二ハ、随分宜候間無御遠慮御出と被申候⁸⁰、夫より居直り長谷川氏え向、今日は御試合被下御苦勞と申候、夫より三十八九人え向、御銘々申上候筈之所、夕方ニも相成候二付、乍失敬一同ニ申上候、唯今相願候通、近日御門入仕、卯亥巳甲之日二月々々參上稽古相願候二付、御門人と思召御引立被下度と念頃ニ相願候所、実と被思候哉、俄ニ笑を含而御申二ハ、御同流之儀、無御遠慮御出と口を揃而被申候⁸¹、夫より一統え一礼申述、須藤氏と同道ニ而本宅え參、厚礼申述、出立候而、金子平左衛門宅え罷越而、直ニ帰宅致度候得共、金子氏須藤氏より不帰、故ニ待居候所、間有而被帰候二付申候は直々帰宅致度存候得共、不懸御目ニ候而ハ失礼と存、唯今迄指控罷在候、如何ニ而御帰宅御延引ニ御座候哉と申候所、金子氏被申候二ハ、先刻ハ甚剛ク無御遠慮御申二付、仲人之拙者万事被案事、唯今迄容子伺被在候、武田軍太申候二ハ、長谷川氏こそ人を人と思、色々我儘成訳被申候而、誠ニ不詰人也⁸²、拙者儀ハ剛申候と申訳無御座候、当前之利合申候、少も御案事ニ及不申候と申候所、いや滅入候人と被申候、夫より軍太申候二ハ、最早日暮ニも相成候二付、御暇と申候所、夕飯為心懸置候二付、御支度と達て深切ニ御留被下候二付、三人共ニ夕飯之馳走ニ相成、厚礼謝而、出立之砌、少々雨天之所、蠟すり之合羽を着シ半道余被送候ハ、誠ニ深切之至と厚礼述而、立分候、其後長谷川氏、名改而義作と申候由、須藤氏も心地流之元祖之名兵八郎を相止候而、七右衛門と祖父之名を名乗由、須藤氏え相尋候ハ、秋山要助尋来ル年より三年目、式十五歳、向不見⁸³之血氣之至也、須藤氏え吉日撰ミ近日門入と以計り事ヲ而偽り罷帰、其後不參故と相見得、其後敵打ニ⁸⁴、其年六月廿五日ニ龜岡文殊尊え參詣と申、早川角弥、安達安右衛門、佐藤英造、福崎良藏、外ニ式人ハ六人相尋来、劍術試合被望候二付、乍未熟御相手可致と申候所、六人共ニ座鋪え參一礼相濟候而、為土産とつら干子三拾文位之品六人ニ而指出候、折能門人

80 武田軍太、須藤に吉日を選んで入門したいと願う。

81 軍太、礼を述べ道場を去る。

82 軍太、長谷川を我がままで、つまらない人と評す。

83 その後、長谷川氏は軍太を改めて義作と名乗る。須藤氏も元祖名の兵八郎をやめて祖父の七右衛門を名乗る。

84 入門すると偽ったので、その後須藤門人六人が敵討ちに来る。軍太の門人に負ける。

共参居候二付、門人共と為試合候所、五人打負候内、耆人者夢学流稽古致候二付、他流とハ不試合と申候、茶吸物酒肴出振舞候所、大酔二相成、六人共二座二頭ヲ付候、初而面会之砌ハ、三四寸計り頭ヲ下ケ候歟、敵ハ取兼、大酒故二不思叮嚀二相成候ハ正直成御人方也、歎喜歸藩被致候、当四月須藤氏え参候砌二相頼候金子平左衛門先達二而、敵打と相見得、鈴木惣吾郎と外ハ三人×五人連二而、不意ニ尋来、試合相望候二付、門人共と為試合候所、四人打負候、金子平左衛門ハ稽古不致と申不試合候、其内之上手申候ハ、此上先生御試合被下度と相頼候二付、⁸⁶武田軍太申候ニハ日本え相廻ル修行人二而も門人共ニ打負候と拙者共ハ不願候歟、夫共ニ又門人共と御試合被成、御勝ニ相成候ハ、乍未熟拙者御相手可致と申候所、然バ今度ハ打勝候而先生え可願と申出立候而、悴国太と六七度試合致皆打負候而、無言ニ而控居候、当四月中、須藤氏え罷越候砌、金子平左衛門之甚世話ニ相成、其上馳走ニも相成候二付、茶吸物酒肴指出振舞候所、⁸⁷大酔被致、悦而被帰候、其後敵打ニ二人三人連ニ而度々被参候得共、門人ニ打負候而武田軍太ヲ敵取兼候、右同人稽古致候心地流ハ薙刀両手ニ持ち候得共、打候時ハ片手ニ而耆筋ニ打流シ候而、薙刀後より返シ打候、敵より打来ルヲ左之足より引き、打候を専ニ致ハ、打度々左之肩ヲ進メ候と体之直ニ而弱術、須藤兵八郎久利先生之術、夫之已残候哉、外之術ハ皮計残、肉と骨ハ紛失と相見得候、⁸⁸万流共ニ業ハ違候得共、未末ニ相成候と、右之通ニ相成可申候得共、左様と不存、我歟流儀善キト存、自慢氣ニ而師範致、我流と芸不様、人不残也、米沢拾八万石ニ而、藩中在々ニ至迄、上手成修行人参候と耆人も試合致兼候而、⁸⁹願ニ而計自慢ニ而師範致候と相見得候、江戸ニ而八十軒ニ耆軒式軒、試合致候人有之由、併勝負附ハ式拾度ト約速致、勝増候者、又大勢と試合仕候而、つかれざるを上手と申候由、是以、不面白候、諸流と試合致十度か拾度、廿度か廿十度勝候人か上手と可申と存候、願ハクハ右之位ニ生涯中ニ相成度志願ニ御座候、

⁸⁵ 須藤門人五人が敵討ちに来る。四人が軍太門人に負ける。

⁸⁶ 軍太との試合を望むにつき、門人に勝ったならと悴の国太と試合をさせるも勝てず。

⁸⁷ 須藤門人に酒肴を振る舞う。その後も二、三人連れで敵討ちに来たが、軍太の門人に負けて敵をとれず。

⁸⁸ 心地流元祖兵八郎久利先生の術は肉と骨を失い皮しか残らず。万流いづれも末々はこのようになる。

⁸⁹ 米沢藩は、藩中・在々共ニ、他流の剣士と試合せず。

時ニ文化元年子八月十三日ニ上州田子郡岩崎村、青柳生流吉田弥源次⁹⁰、劍術為修行之、諸国修行ニ罷出候か、御高名承り候而罷出候、乍御苦勞御試合被下度と相尋来候、武田軍太答ニハ未熟成芸道御尋被下は、冥加至極本望之至ニ存候、乍未熟御相手可仕候、先祖より致来候ニ付、添書御持參被成候ハ、宣候⁹¹、若シ御持參無御座候ハ、高畠市中え御止宿、其亭主より添書御持被成候上ハ、御宿も試合も可致と申候所、持參不仕候ニ付、然バ明日添書持參可仕と申罷帰候、翌日添書持參候而、試合ニ武田軍太中段構ひ出ル、吉田弥源次上段ニ構ひ出ル、弥源次先ニ軍太か左之首打候ニ付、少々進ミ留候と直ニ返シ、右之首を打候ニ付、敵之右え左之足より踏込ぎれ乍、片手ニ而箆刀之柄頭を我か天窓之上えずつと上ケ乍、額を少々、箆刀先キヲ下ケ、敵之箆刀が我か首に当り口ニ而箆刀ヲ後え返シと、左之手ニ而敵之両手を握り下ケ、敵之頭ヲ打而、双方引、夫より軍太先ニ敵之頭ヲ両手ニ而打と留当候と箆刀不放置、敵打ぎわニ而テギ右えぎれ、二之腕え両手ニ而付、左之足之大指よりかけ、引と押と一拍子ニ致候所、弥源次のつけニ返候て一拍子ニ参り頭を打候、三度目ニ双方中段ニ構出ルと、敵足踏付ル、頭イ虚ニ為見候所、一拍子ニ面突候ニ付、打出ス箆刀ヲ我か左イ先向、切先キ耆尺程曲ケ付而押シ、手取ニ可致と、耆足出ル内、乍引軍太カ右之肩打候ニ付、敵之右イ左之足出ぎれ乍、諸ヲ返シ、左之手ニ而敵之両手ヲ握り下ケ、頭ヲ打、一礼致引候、其後色々相咄候ニ、江戸え出府、数年致稽古、印可請、諸兵家相尋候而江戸荒増致修行候而、夫より諸国え修行ニ罷出候⁹²、相尋候而も不試合候人多ク御座候、錢別と申、金錢出候而、当惑致居候者モ御座候、是迄相尋候兵家ニ佐程勝ル人も無御座、上手之分ニ而、五分〳〵又は勝たり負たり相訳り不申候歟、御当流ハ夢之容ニ而、参候と存候と不参候而外え参候は不思議、前ニ有と思バハ後ニ有、甚感心致候と申、互ニ色々相咄候而虚実の術習ひニ止宿致、会

90 文化元年（一八〇四）、上州の吉田弥源次（青柳生流）、試合を申し込む。

91 高畠市中の宿の亭主よりの添書持參を求める。

92 吉田弥源次、江戸で修行して諸国修行に出る。試合を受けずに錢別を出す者もあり。訪ねた兵家に勝れたる者はさほどおらず、勝負は五分五分なりと話す。

93 吉田、軍太の劍術を夢のようだと感心する。

津え參候、丈五尺六七寸、人物宜御座候、

其後日増ニ諸方より門人有之、門人大勢ニ相成申候、⁹⁴然所、高島祥雲寺盛官道士、武田軍太宅え被參被申聞候ハ、⁹⁵高島藩中町在々ニ貴丈之噂申ニ、外道ニも無御座候而、べざへニ被成、四五歩之はけニ大煙管大長命草入ヲ被用候ハ、誠ニ外道と相見得、御家柄御人物ニ似合不申、不宜と噂有之候ニ付、此後ハ御止被成而可然、拙僧ハ別而御懇意ニ付、無遠慮申候、軍太答ニハ、⁹⁶御知見難有、御尤ニ御座候得共、先歲秋山要助ニ打負候而甚だ残念、髪長く致し候而ハ打負候砌、見苦鋪候ニ付、べさへニ致、天窓之影ニはけ有之候と不様、組打ニ相成候而も、不見苦ルシと存、生涯右之心懸ニ御座候、道士被申候ハ、要助と御試合被成候後、最早拾歳余、其内修行人共とも御試合被御勝、米藩え御越、⁹⁷仲ニ而も、上手と御試合被成、一手も不為出被成御勝候由、其後ニも修行人ト御試合被成御勝候由、其後昼夜御心を被込修行被致候ニ付、最早人ニハ御負被成間鋪候はば、御切被成候而より十歳、此後ハ人並ニ被成可然と深切ニ御意見ニ付、然バ明日より足髮致、⁹⁸都而人並ニ相改可申と申候所、拙僧如ぎか申述候訳、御承知被下候而大慶と被成、帰寺候、

其後尚更出精致、⁹⁷諸門人と試ニ、自然と敵之術我か術と相成、剛え弱を加ひ候所、甚以面白相成、稽古日相定二七二月ニ六度宛、御用私用苦勞も相忘レ候而、無余念教、何より早罷在候、時ニ文政五年辰十一月七日ニ、⁹⁸武田軍太居村三郎左衛門え參相頼候者ハ、江戸小河町岡田十松弟門人関口楯之助致詔請、⁹⁹出羽国村山郡最上川西、武芸好望候者、人数凡百人計ニ而稽古致候由、其内ニ而、上手ハ山野部村渡部仙蔵、其次ニ大厩村稻村七郎左衛門第七十郎、次ニ七郎左衛門倅久松、小郡山村三郎左衛門え參り、我々共ハ最上より參候歟、十五年已

94 その後。門人が大勢になる。
95 高島祥雲寺の道士、軍太の異様な風体を注意する。

96 秋山要助に負けて悔しく、「べざへ」にする。軍太、明日より足髪に改めると言う。

97 軍太、稽古日を月に六度（二と七の日）とする。

98 文政五年とあるが、文化五年の誤記（本文五一頁参照）

99 村山郡で岡田十松（神道無念流）の門人関口楯之助を招いて百人が剣術修行。

来、武田軍太殿御高名及承候而、此度参上致候、可相成ハ御門人衆ヲ御大勢御集被下候而、為試合被下度ハ軍太殿えも試合相願度候ニ付、右之趣御取次被下度と、三郎左衛門相頼候ニ付、右同人武田軍太宅え早速罷越相咄候ニ付、何向此方え無御遠慮御出可被成と申遣候所、右三人共ニ武田軍太宅え参、一礼述終而座鋪え通、拙者共、武田軍太と申者ニ御座候、貴公方ハ最上より御越之由、彼地何方ニ御座候哉と相尋候得共、忝人成共名乗不申、無言ニ而控居候得共、人物相応ニ相見候ニ付、茶吸物、酒肴指出候上ニ、御三人之衆、御実名ハ難御名乗筋御座候ハ、虚名ニも被仰聞可然と申候所、三人之内、稲村久松、袂より拾四五文之長命草ヲ沓包指出、是ハ誠ニ手持之記迄と指出候ハ礼儀不知衆ニ御座候、夫より私儀ハ大蔵村之稲村七左衛門悴、同苗久松七郎左衛門弟七十郎と申者、拙者儀ハ渡部仙蔵と名乗申候、武田軍太挨拶ニ、遠路之所、節角御寄得ニ御尋被下候歟、此節折悪く妹大病ニ而、九死一生之容子、御覽之通医師方も二三三人、親類共大勢集居候間、御好望之試合之儀、病人之妹ニ承り、病者之申次第ニ可致候間、先ツ御控可被下と申置、病人之□□寝間え参り、右之訳斯々と為申聞候所、兼而御好望之道ニ付、縦如何躰ニ相成候共、不苦候間、無御遠慮御試合可被成と言、軍太心底ニ而ハ拙者妹難有、大出来と、乍泪寝間立出、座鋪え通、三人え右之趣申通候所、承知、三郎左衛門え止宿仕候、其日諸門人え右之訳申通候、愈明日之試合と決候、右風聞ニ而、高島藩中ハ勿論、町在々迄大勢見物ニ参り控居候所え、三郎左衛門案内ニ而三人共ニ罷越、一礼相済候而、軍太悴国太、并門人島津官造罷出、度々替ル々致試合候ニ、国太と官造ニ皆打負候而、三人共ニ震え々控居候、其頃ハ武田軍太壮年之剛氣ニ而申候ハ、昨日、以三郎左衛門ヲ御申ニハ門人共大勢集メ、為試合可被下、又軍太えも試合御好望と御申之由、不試合門人共大勢指控居候ニ付、御休足之上御試合可被成候、昨日御望ニ付、乍未熟拙者儀も御相手可致と申候所、三人共ニ乍震、真平御免可被下、然バ御暇致候、

100 大蔵村等の三人（稲村道場）が軍太に試合を申し込む。

101 軍太の妹大病につき医師・親類大勢集まる。試合の可否を妹に尋ねる。遠慮なく試合をなされよと答える。

102 試合見物に高島藩士、町在から大勢の人が集まる。

103 軍太悴の国太と門人島津官蔵が試合をして、三人に打ち勝つ。

昨日より被入御念、御馳走難シ有と申而丹泉迄引取候、¹⁰⁴右之者共ハ神刀無念流十四五歳稽古致候而、仲二而も上手故ニ弱キ流儀之片手打之心地流と承候而、師弟共ニ打負シ自慢可致と遠方より態々罷越候而、門人共ニ能々打負候而残念ニ候哉、彼者共之師、関口楯之助ニハ芸道之兄、岡田十松え願ニ、渡部仙蔵ヲ百人余ニ而相頼、江戸小河町ニ致住居候岡田十松致詔請、¹⁰⁵百人程、関口楯之介門人不残、其外多勢相増、昼夜稽古無怠致候由相聞候、其翌年、¹⁰⁶岡田十松高弟梅地喜間多と申者、為名代と指下シ致稽古、師弟共ニ自慢、多分く之噂有之候、

然ル所、文政七年¹⁰⁷午三月中旬ニ、武田軍太、三十七歳ニ而、諸流と琢磨致、我か悪キを捨敵之善キを取致修行候上、最上天童え罷出候所、同所一日町^{ヒトイチ}自性院道士真極流之印可取之由、門人大勢召具シ、武田軍太旅籠え参、劍術試合相望候ニ付、随分宜御座候、然ハ試合可致と鑽^鑽り之替りと申而、三尺之手巾ヲ持而北之方え出ル、右道士門人之内、関久蔵と申者、簾刀を以て立出候、軍太手巾之両はし握り、前帯ひ付而出ル、久蔵双方出合候と軍太が頭ヲ打候と、手中撓めはじぎ我か右え両手ニ而ぎれ押候所、山本源左衛門と高橋與三郎合え仰ニ返り候と一拍子ニ参、久蔵え乗り、左之手ニ而、敵之右之手柄栖ニ握、右之手ニ而敵之咽を押候所、関久蔵申ニハ背か甚痛と申不起候ニ付、起候所、金巻絵之長命草、膳ニ、^{瀬戸}セどの錦焼之火入ニ長命草入、はへ吹迄^灰ミじん細ニ相成候ニ付、山本御奉行、高橋御代官え武田軍太申上候ハ、不思議外千万恐入候、真平御高免被下度相願、其後四五本手巾ニ而手取ニ被致不叶と申引候、¹¹⁰其後自性院門人替ルく大勢罷出、試合手巾ニ而手取ニ被致引候、夫より武田軍太、道士ニ向イ、早々御試合可被成と申候所、其席ニ御奉行山本源左衛門、御代官高橋與三郎、御手代鈴木和右衛門、侍格佐藤官兵衛、同格同苗惣十郎、其他大勢見物致候内、高橋與

104 三人は丹泉に戻る。丹泉とは現在の赤湯温泉のこと。

105 稲村道場の者共、軍太門人に負けたため、江戸の岡田十松（神道無念流）を招いて、百余人が稽古に励む。

106 翌文化六年（一八〇九）、岡田、高弟の梅地喜間多を名代として村山郡に遣わす。

107 文化七年三月の誤記。

108 軍太（三七歳）のとき天童一日町の自性院道士（真極流）が試合を望む。

109 軍太、三尺の手巾（手ぬぐい）で関久蔵と試合する。

110 関久蔵、軍太に負ける。
111 そのほかの自性院門人も手巾の軍太に負ける。軍太、自性院に試合を迫る。

三郎被申候二ハ、師範致居候人え(領)之替りとハ乍申、手中ニ而ハ失礼ニ候、薙刀ニ而試合被致可然と被申候、軍太申候二ハ、是はく、氣不附、粗忽之致方、御不審御尤千万、然ハ薙刀ニ而御試合可被成と薙刀を持出候、五尺五六寸之道士申候二ハ、何分共延引と幾度も申而、試合兼而帰寺被致ハ、其翌日武田軍太宿え、以使ヲ申来候、劍術印可請候者、九人相揃申上候、唯今承候ニ五日町ニ而翌日、薙刀と手中ニ而被成御試合候由、誠ニ恐入候、私共愛宕山ニ御待請申候間、乍御苦勞御登山被成、何卒御試合被下度奉頼候段、以使申来候、武田軍太答二ハ、成程昨日ハ自性院様御門人大勢御召具シ御望ニ付披無試合致候而、不思慮外可有御座ニ、今日も山之上より御大勢より御念之御使被下、誠ニ未熟之拙者えアツカリ預御懇望ニ千万辱存候、即刻致参上任御望ニ試合可致段、及挨拶ニ候所、使者罷帰候、半時計之内ニ、三度使参候ニ付、昼飯給三度目之使と同道ニ而登山致候所、祭礼有之容ニ三百人余、老若打交居候所え、武田軍太直ニ寺え参候而、法印え一礼述終而、惣座中見渡候所、(あつぱれ)適劍術者と相見得候、人眼をいからし三人控居候ニ付、初テ面会、時候之挨拶終而、武田軍太申候二ハ、先刻ハ貴公方九人ニ而之御口上被下候ニ付、任御念ニ罷出候と申候得バ、三人之者答二ハ、唯今九人ニ而使申上候所、尾華沢并川西寺え参候ニ付、私共三人計り御待申上候所、早速御出被下御苦勞千万と申候ニ付、武田軍太申候二ハ、唯今九人ニ而之御使之所、御断も無御座、忽御外出とハ毛頭相訳不申候、併夫ハ御勝手次第ニ而宜御座候、御道場は何方ニ御座候哉と問候所、三人答二ハ、此寺之前庭ニ御座候と言、其日ハ折能快晴ニ候、然バ御試合と武田軍太、薙刀を曳提、庭前え出んと致候所、三人之者申二ハ、別段御願御座候、私共ハ打共、突共、転共致候得共、其元様ニ而ハ、私共を不打、不突、不転ニ御試合被下候様奉願候、左容ニ無御座候而ハ、御試合致兼候と、口ヲ揃え申候ニ付、軍太答二ハ、亡父代より印可請候而、日本え相廻候修行人、幾人と無く尋候而試合候得共、左様成しぱり置候首ヲ切ル究成儀

112 高島藩代官高橋與三郎、手中は失礼、薙刀で試合すべきと言う。軍太、薙刀にて試合すべしと言うも、自性院は辞退して帰る。

113 自性院より劍術免許者九人と愛宕山にて試合の申し込みあり。軍太、愛宕山に登る。

114 愛宕山に三〇〇人余の見物人あり。劍術者三人が待つ。

115 軍太が薙刀を持って出る。三人は、そこもとは打たず突かず転ばずで試合をするように願う。軍太、これまで幾人となく試合をしてきたが、縛つて首を切るようなこと条件は一度もなかった。だが修行になるので相手をいたすと答える。

ハ、忝度も無御座候、併何も修行ニ候間、御頼ニ随ひ御相手可致と、丸竹え葦を懸ケ候ヲ持可出と致候所、天童佐藤管兵衛申候ニハ、軍太様其勢ニ而丸竹ニ而被打候ハ、崎人ニ相成可申と言、軍太申候ニハ、拙者ハ不打、不突、不転と之御相對ニ候間、薨刀ハ何程強共不苦と申候、官兵衛申ニハ夫共ニ此薨刀逆、八ツ割竹え葦を懸、為持候ニ付、寺之前庭え出候所、南方ニハ三人控居候故、晴天日請ニ而不宜候得共、北之方ニハ軍太控居候、然ル所見物人大勢四方を取巻而、南北ニ手桶ヲ指置候而大椀入置候、武田軍太高声ニ申候ハ、今日ハ天氣宜、皆様能こそ御見物ニ御出被成候、右御三人様より先刻御頼ニハ、拙者ニハ不打、不突、不転ニ試合致候様、御頼被成候ニ付、任御望ニ候而、致試合、入御覽候間、各様能々御氣を被附候而御見物可被下候、首尾能參候ハ、当座之御慰、打負候ハ、御笑草と、一統え声高く申述、然バ御出と申候所、真極流印可取、瀬尾岩助、するくと打寄り、武田軍太か足を打候ニ付六七本打候内、片手ニ而軍太か足を打候ニ付、軍太先え乍追、ひたくと留而參候内、右之足を引、打流レ候薨刀え薨刀を付、左之手ニ而敵之手柄栖ニ握下ケ、右之手之薨刀先キを敵之面ニ向、此方勝候、如何と申候所、よしくと申ニ付、放シ引候、然ル所岩助水々と申候所、軍太申すニハ忝度ニ而ハ不及、早々御試合可被成と申候所、留いきつぎ、赤面ニ而岩助立上り試合ニ、軍太頭上えつつけ打、又乱打ニ打ちつかぬよふニ烈鋪事ハ稲妻之ことくと申候を乍進み、ひたくと留候、岩助ガ乱打ニ打候内、片手ニ而軍太が両足を打候而、見物人之内え身を半分隠候ニ付、軍太不思議ニ両足を引、唯鷹之小鳥如追付んと參候所、岩助振向イ而軍太が胸を片手ニ而打候を、不思引流止トまる薨刀え薨刀ヲ付ケ、左之手ニ而敵之手柄栖ミに握り、右之手之薨刀先を咽に向、妖化けたり、此方勝と申候所ニよしくと申ニ付引候、見物之諸人ひつそと致罷在候、岩助申ニハ不及、水々と申て大椀ニ而水を吞、大汗ニ而引取候、其後一心流と真極流を稽古致候古瀬熊吉罷出、前段之通之約束ニ而

116 瀬尾岩助と試合して、軍太勝つ。

117 古瀬熊吉と試合して勝つ。

試合致シ、軍太が両手え乱打、首え乱打つけ打、打つかぬよふ二烈鋪事ハ、岩助より手之内達者ニ御座候、都合八度之内、五度目ニ唯手取ニ被致候而跡三度ハ留口ニ而押、^{アサ}鷹刀え付而押、諸を返し而押候所、^{アサ}迎も不叶と申、大汗ニ而引候、軍太四方を見渡申候ハ、外ニ御老人試合御望之筈、¹¹⁸御試合可被成申所一礼も不致逃行候、此人は天童東上野久津村之六右衛門悴之由、弱キ男と皆々申候、武田軍太余り無手持申候ハ、不打、不突之儀、為御慰之、御見物之御衆中御試合可被成と一統え申述候得共、¹¹⁹老人も不出候故、寺え参り名水等之馳走ニ相成、法印え厚礼申述、御陣屋え参候、軍太兵法見聞候者、并自性院道士之門人并愛宕山ニ而八度手取ニ被致候古瀬熊吉、都而三拾六人程、¹¹⁹俄ニ門人ニ属シ、¹¹⁹昼夜之稽古ニ相成候内、

天童東上奈良沢村、今田弥次兵衛、上野弥藤次兩人ニ而軍太道場え参申述候ハ、¹²⁰私共兩人初、村方之者共大勢劍術稽古致度、右御願ニ参上致候、乍御苦勞御師範ニ御出張被下度と申候ニ付、及挨拶候所、罷帰候、其後吉日撰、右之兩人詔請ニ参候ニ付、天童之門人共え談合之上、右兩人同道ニ而、奈良沢村え罷越候所、上ミ下モ之奈良沢衆、打寄り昼夜之稽古ニ相成候、然所宿弥平次宅え参候者ハ、¹²¹萩之戸村之長吉也、武田軍太居間之戸を無案内開キ同間え入、拙者ハ萩野戸村之^柔やわら殿、長吉と申者ニ御座候、四十八手之内、御尋御覽可被成候、直ニ答可申候、去々年山形御家中之侍式人参り、拙者と試合致山形負候、仙台より参候侍、此人も拙者ニ不叶、又其後関根之湯場ニ而試合候者ハ、江戸、伊達、諸方之者五六人と色々之流儀と取合候所、皆々拙者ニハ仕負申候候と色々自慢致候而出立、軍太が前え着シ其方より被取候哉、此方より先ニ取り可申哉と手を握、眼をいがらし控候、軍太高声ニ申候ニハ、貴殿ハ道場之例を被知候哉、如何承度と申候所ニ、長吉無言ニ而元之座え引着シ候ニ付、¹²²軍太申聞候ハ、¹²²軍ニ軍例有、道場ニ例有、貴殿ハ不知哉、拙者ハ劍術計師範致、やわら

118 ほかの一人は試合をせずに逃げる。天童東上野久津村の者なり。

119 軍太に負けた古瀬熊吉や自性院門人、試合の見物人など三六人、軍太に入門する。

120 天童東の奈良沢村の今田弥次兵衛、上野弥藤次が軍太に村方の者へ劍術師範の出張を願う。

121 天童の近村の萩之戸（萩野戸）村の長吉が柔術を自慢して軍太に試合を申し込む。

122 軍太、劍術のほか、棒術は鹿島流、柔は夢想流、劍術は心地流、槍は伊東流、長刀はト伝流を習得していると言う。

ハ不知と被思、唯々手こめニ被成而御慰か、面白シ、四拾八手ハ扱置、其裏手迄能々習覚候、昼夜共ニ武芸ニ計心を込而外ニ余念ハ無御座候、氣公こどきが百間梯ニ而も生れ替り而も、此軍太ニ可及歟、貴殿之御門人大勢有之由、承居候、御門人之内上手之衆を五六人、外ニ組合之衆壹兩人御同道ニ而御出可被成候訳ハ、唯御壹人御出勝負之上、万一之儀有之候而ハ不宜と存、如斯ハ申候、拙者棒ハ鹿島流、やわらハ夢想流、劍術ハ心地流れ、事理相加ひ候、鏝ハ伊藤流ニ而くた相用、長刀ハト伝流、其内何成共御望次第御相手可致候、併御互ニ先刻申通り万一怪我等有之、負候者ハ兎も格も、勝候者之身分ニ障候而ハ不宜候ニ付、組合衆之印形付可被指出、拙者よりも門人共之印判加ひ指出可申候ニ付、何成共無御遠慮、御分ニ御試合可被成候、望所之幸イ、明日御出歟、何日ニ御出被成候哉、日取御極メ御帰可被成と申候所、頭を震、赤面ニ而御暇申と申出立ニ付、何日ニ御出と申内罷帰候、右之懸合之内、軍太門人共詰居聞置候而、長吉帰候後、先生ハ手爪ハ御存事無と、前段より御晰之所、唯今御懸合之訳承り甚恐入候歟、如何ニ御座候哉と問、軍太答而、実ハ死活稽古致候得共、棒とやわらハ稽古不致と申候所、大勢之者共申候ハ、誠ニ壹理万通、皆劍術之御得と感心致候、其後長吉不參候、

昼夜稽古為致、又天童え罷越稽古為致候内、山形ニ少々用事有之、関久藏父供ニ罷出候砌、天童より山形之間ニ清池村有、右之村半分罷通候ニ、山形ノ方よりちぢれ髪之赤疱面之大山伏ニ行違え、¹²³二三間通過而、右山伏ひつかえし而、名乗も不致、酒進上致度と申候、軍太答ニハ御念之段辱候得共、酒好不申候、御控可被下と申候所、少々成共進上致度と被申候ニ付、然バ任御念ニ頂戴可致と申候所、右山伏無言ニ而先ニ立、山形之方え十間計參、茶屋え寄り、毒味致、可指上と大茶碗ニ而吞而、軍太方え被遣候ニ付、御念辱と申、戴請而少し

¹²³ 清池村にて正福寺の山伏仙山と出会う。仙山、劍術の自慢をする。

給、御念相背ニハ無御座候得共、先刻申通、酒ハ甚不調法ニ御座候間、乍失礼召連候ものニ為給度存候、此段御免と申候所、多少ニハ不寄被召上被下候ニ付随分宜と被申候ニ付、右大盃久蔵父え遣候所、戴三盃吞而、軍太方え遣候ニ付請取、又少々給候而山伏方え遣候所、同人より肴被遣候ニ付戴而、軍太申ニハ貴僧ハ何方之人也、拙者ハ羽州置賜郡小郡山村武田軍太と申者ニ御座候、為何之、御酒御振舞被下候哉と問、山伏答而、拙僧ハ当所正福寺当住仙山と申山伏ニ而、大峯葉也、八幡宮え御朱印附居候、右別當ニ御座候、拙僧ハ劍術大好ニ而一心流七八年稽古致、其後仙台え罷越、林崎無相流八九年稽古致候、拙僧が平ラ清眼ニ構候上ハ、何流ニ而も何程之上手ニ而も決而負不申候と言、軍太心中ニハ扱々自慢、此山伏ハと存候得共、誉而夫ハ御寄得ニ長年之御稽古之上、御修行被成候而、何流何程之上手ニも御負不被成程之御修練之段感心致候、拙者も諸流ニ負申間鋪とハ存候得共、¹²⁴試合不致候而ハ相分り不申、右ニ付御試合可シ被成、御自慢計ニ而ハ不面白、及御聞も可有御座候と、天童五日町え道場相建候、御望ニ御座候ハ、明朝之五ツ時、天童五日町え被成御出、御試合之上、拙者負候ハ、金百疋ニ酒壺升、外ニ天童并奈良沢之門人共不殘、拙者迄御門人相成度候、御負被成間鋪候得共、万一御負被成候ハ、略して酒壺升ニ烏賊一折ニ而、門弟ニ可致候、唯嘶ニハ雲を踏、天え登と申物、慥ニ登り不申候而ハ、不面白と申候、仙山法印申ニハ、成程御尤ニ御座候、夫ハ面白き賭、然バ明日五ツ時、天童五日町え罷出候ニ付、御相違被成間鋪と被申候ニ付、少も相違不致御待可致候ニ付、処々御望ニ候ハ、御出と睨と約束致、馳走之礼厚申述、立分、山形え參、用向相調、天童え罷歸り門人共ニ右之訊、細々嘶為聞候処、劍術之賭と申、唯今迄不承候、夫ハ面白と皆々申、稽古相初候、翌日、法印參を皆々待折候所、蝶ずりの合羽ヲ着シ、無相違御出ニ付、昨日礼申述候上ニ法印様昨日御約速之通、拙者負候ハ、金百疋ニ酒壺升、門人共不殘拙者迄、御門人可致候、貴僧万一御負ニ相成候ハ、

124 軍太、天童五日町の道場にて試合を勧める。拙者負ければ拙者と天童・奈良沢の門人すべてが貴公の門人となる。拙者が勝てば貴公を拙者の門弟とする。

酒壺升ニ鳥賊壺折ニ而門入可被成と申所、然バ御試合と出立候、軍太申候ハ、法印様誠ニ慮外乍、外之所ハ打不申候、預上打候ニ付、御油断被成間鋪と断、試合ニ軍太上段ニ構、道士ハ平清眼、中段ニ構ひ出ル、道士が足踏付ル、頭ヲ心気奪、寄而打候処、道士頭上え当り候、被打候跡ニ而留候軍太右之足より引候、同術ニ而六度道士が頭上打候、七本目ニ上段より道士が頭上え簞刀半分打出ス内ニ、留候ニ付、右之胴を打候処、道士甚立腹致、申候ハ頭上計被打候筈之所如何被思、胴を被打哉、軍太答而、御約束之通、六度無相違打候、末イ壺本ハ頭上え参内ニ被留候ニ付、以虚実而胴を打候段、今皆約束違候而も勝候ハ、勝也、被打候人ハ負と申物、御約束之通、六度頭上打候、然ハ御負、論ニ不及、酒壺本ニ鳥賊一折御持参、門入可被成と申候処、道士赤面ニ而、無言手を握控居候所、大勢之門人共答兼而無遠慮高笑致候、門人佐藤官兵衛申ニハ、¹²⁵法印様道場之礼ニ御座候間、拙宅え御出被成麻上下御持参、御門人可被成と被申、無抛道士ハ佐藤氏え罷越而、上下借用、門入之例ニ摩利支尊天之像を本掛、洗米御酒ニツ菓子ニ花ニツ蠟燭式丁立テ候、然処道士借用之肩衣を懸ケ下を着シ候ニ、後腰之丸ニ橋之門を前ニ致、座シ候所、大笑被致、夫より着シ直シ、互ニ一刀ヲ帶シ双方上下ニ而門人之例相濟、其後麻上下を取り袴ニ而稽古致候所、道士申候ハ、袴と申ハ初而着候歟、扱々不自在成ル物と被申候、佐藤官兵衛申候ハ、袴え足壺本入候所え式本被入候哉と、氣を付られ見候所ニ壺本入候所え式本入置而、又大笑被致候、道士甚のぼセ候と相見得候、

其後天童領仲野目村并天童在羽入村え道場相建、¹²⁶昼夜稽古為致、小郡山え休足ニ罷帰候、其後門人佐藤雄吾為名代と、村山郡え指下シ、右道場相廻り候、天童田町え道場壺ヶ所相建、¹²⁷無滞相勤罷帰候、其後雄吾召具シ罷出、処々道場相勤、天童え罷越候所、佐藤官兵衛、

¹²⁵ 仙山法印、軍太に負ける。門人の佐藤官兵衛が法印に道場の礼として門人になるよう話す。

¹²⁶ 天童領の仲野目村と羽入村に道場を建て、門人佐藤雄吾を名代として村山郡に指し下す。

¹²⁷ 天童田町に道場を建てる。

佐藤惣十郎侍格二付、槍長刀稽古致度相頼候二付、軍太宅え態々人指越候而、金面、小手、竹具足取寄セ候、鎧術之稽古相始候所、外二望人出、大勢二相成候、

128 天童藩の佐藤官兵衛と佐藤惣十郎、侍格につき鎧長刀の稽古を望む。

暫師範致候而、休足ニ帰宅致候内、天童五日町え、江戸岡田十松門人共八人連ニ而罷越而、¹²⁹是悲共試合致度段、強而申候二付、門人共申候ニハ軍太儀、六七日前ニ休足ニ小郡山え罷帰候と申而も、不承知、仲々留守と言ハセぬ、是悲試合不致而ハ不相成と、仲々合点不致候二、佐藤官兵衛罷出、実ニ先生留守ニ而無シ是悲、併佐程迄御懇望ニ候ハ、小郡山え飛脚立可シ申、軍太当地え着次第、此方より吹聴可申と答候得バ、八人共二口を揃、然バ一日も早く飛脚御立可被下と申置、仏向寺え参詣致罷帰候由、其翌日軍太方え早飛脚参候、右之容子細々書記被遣候ハ、此度之試合ハ誠ニ以て晴ケ間鋪候二付、御門人方ニ而モ頗衆を一両輩御召連、御出張之程、御待罷在候、川西よりハ百人余より、¹³⁰数十年稽古積シ中ニ而も手上之者共を撰出、梅地喜間太同道ニ而、三四十人押寄候由ニ御座候、其御心得ニ而早々御出張被下度と申来候故、門人寫津官藏、佐藤雄吾、安藤武重、佐藤繁藏、以上四人召具し、¹³¹文化七年午七月廿三日ニ出立、¹³²翌廿四日ニ天童五日町稲荷屋え着す、然所廿五日ニ梅地喜間太、真先ニ立三四十人同道、銘々供を連、薙刀をさらさの袋え忝本忝本ニ入為持罷越候由、皆々追々吹聴致候、岡田十松門人岡村之喜右衛門、梅地喜間太より使として武田軍太宿え参り、拙者ハ岡村之喜右衛門と申者ニ御座候、今日江戸御名代御着二付、御口上御伝申候、今日無御滞、三日町米屋宅迄御着ニ付御届申候、右之段軍太様え宜と申置罷帰候、軍太門人共并懇意之衆、明日ハ御試合ニ而嘸々御心配と見廻ニ参居、口々申候ハ、江戸御名代御着御届申とハ何も不知馬鹿者と、皆々悪口致候と、武田軍太方よりも右之挨拶として、門人今田弥次兵衛指遣候而、先刻之答為致候、尊承候に梅地喜間太宿ニ而、皆々自慢ニ而天えも登ル勢ニ御

129 天童五日町の道場に江戸岡田十松門人八人來たりて試合を申し込む。

130 川西の門人百人余より上手を選び、梅地喜間太堂々にて三、四〇人押し寄せの由。

131 軍太、門人四人を呼び集める。

132 文化七年、軍太、天童五日町の稲荷屋に着す。梅津喜間太ら三日町米屋に着す。

座候由、追々申来候、懸合之上、弥明廿六日之試合と相極候而、武田軍太^ウ上座ニ着シ、次ニ佐藤官衛、其次寫津官藏、佐藤雄吾、安藤武重、佐藤繁藏、其外ハ天童之門人五六拾人並居、眼をいがらし控罷在候、時ニ軍太道場ハ五日町裏町の仲町と申所也¹³³、梅地喜間太大勢召具シ罷出候而、軍太門人之下座ニ着シ、相方互ニ礼儀相濟、其後相談之上、取極ニハ角力勝負と相定、¹³⁴下手より試合申候、夫より幕之内と取組、東西ニ不限、小結か関脇ニ負候ハ、大関と関脇之試合致候積り取極メ、関脇ニ大関負候ハ、夫切ニ而、角力勝負ハ相仕廻と規度相定、夫共又、大関ニ関脇負候ハ、大関と大関之勝負と相極メ、相方之関え一礼を述、又互ニ一礼相調、試合ニ相成候、武田軍太弟子共ハ漸十日二十日之稽古之者共¹³⁵、皆勝ニ相成候、岡田十松弟子共ハ、十五六年稽古致、修練之者共之由、夫より幕之内試合ニ相成、佐藤繁藏^{二十歳位}と稲村久松^{三十四歳}試合致候ニ、繁藏ニ久松、何之無苦も打負候、安藤武重^{二十六歳}と逸見文五郎^{三十六歳}試合致候¹³⁶、相方共ニ剛力ニ而、上ニ成、下ニ成而、暫之組合候所、勝負不付、無抛行事預り、夫より又試合致候所、文五郎が頭上え虚ニ而実ニ参と為見候、文五郎留候と其間ニ面を突候所ニ口ニ入、前齒四枚落、血沢山ニ出候と、武重引候と宜所、のぼセ候と相見工敵之右え壺足出候ニ付、後太刀歟、武重え参候而、見苦鋪相見得候而引取候、夫より小結佐藤雄吾^{二十七歳}と稲村七十郎^{三十四歳}試合ニ¹³⁷、七十郎ハ中段ニ構ひ、雄吾ハ片手ニ而釵刀を持、握目を耳之上え上ケ、はを敵え向ケ釵刀先豎ニして出ル、七十郎中段ニ構居候得共、何分共、をそろ鋪相成候哉、我も片手ニ而上段ニ構候と、右之手被打参り候と申候、軍太申候ハ、何サ夫位ニ而引ニ不及と申所、中段ニ構候と雄吾直ニ七十郎が頭上え打と踏込を見候所、留候か不留内ニ、胴を打引候、夫より又試合ニ則、元之術ニ而、元之通ニ七十郎ハ右手を被打候得は、此度ハ如何思ひ候哉、不引ニ居候而、又中段ニ構候内、雄吾七十郎の頭上え打ツと為見候所、実と思ひ留んと致内、けさ懸ケニ打候而引候所、式足七十郎出、二ツニなれと打候所、雄吾からりと引而

133 軍太の道場は五日町裏町の仲町にあり。

134 試合は相撲勝負とする。下手より始め、幕の内の取組みは、小結が関脇に負ければ大関と関脇の試合とし、大関が関脇に負ければそれきり。関脇が大関に負ければ大関と大関の勝負とする。

135 下手の試合は軍太の弟子が皆勝つ。幕の内の試合は佐藤繁藏が稲村久松に勝つ。

136 安藤武重と逸見文五郎が試合する。

137 小結佐藤雄吾と稲村七十郎が試合する。

申候ハ片手ニ而薙刀持候手を被打、夫より大けさニ被打候而、何歟残テを以来ル哉と被申、閉口ニ而引候、其後関脇之島津官藏二十八歳と関脇渡部仙藏四十四歳立合ニ相成候ニ、官藏ハ上段ニ構寸之密ひ、無念流之仙藏ハ中段ニ構ひ出ルと、頂上え実ニ打と官藏見セ候処、仙藏実と思ひ留んと致間ニ、仙藏が右之胴を両手ニ而打引候処、跡より仙藏太刀ハ参り地を打申候、又、試合ニ互ニ元之通ニ構ひ出ルと、官藏がむねえ柄も通れト仙藏が突候を右え開、仙藏か首を打候、然所仙藏が突候太刀、官藏が袖え障り候ニ付梅地喜間太赤面ニ相成候而、初太刀ハ仙藏負候が式度目之試合ハ五分くくと申而、何を申候而も聞入不申候、仙藏負切ニ相成候と我身を思ひ候と相身得候ニ付、任其意ニ、立合ニ相成候ニ、官藏上段ニ構、仙藏中段ニ構ひ、出合頭ニ官藏か腹を突と両手ニ而留候と、仙藏四足引候と官藏ハ留候薙刀を少も不放、鷹ノ小鳥と参り頭上ニツ三ツ打候、仙藏ハ打負候而青く成、引取候ニ付、約束之通、大関梅地喜間太ハ関脇之嶋津官藏と試合可致所、小結雄吾と関脇之官藏術ニ恐入候哉、喜間太試合甚延引致候ニ付、官藏と雄吾、喜間太が前え着シ、雄吾申候ハ、先刻取極メ候砌、掟と御約速とハ御相違被成、試合御遠引之趣、如何之御心得ニ御座候哉、毛頭相分不申候、私か官藏両人之内、御試合被成、御勝被成候ハ、元御約速之通、武田軍太と御試合可被成候、梅地喜間太申候ニハ、御門人衆と試合致候而ハ、岡田十松ニ対シ訳立不申と言、雄吾申候ハ、左様思召ニ候ハ、如何被成而先刻御約速被成候、慥ニ御門人衆被成御勝候と申ハ有之間鋪候、御負被成候上ハ、御師匠え御申訳ハ不立、又御門人衆并世間え御外聞ハ御定り、左様成御心底ニ而、他流之道場え大勢御門人衆御召具シ、試合強而御望被成候而、掟と御約速被成、慥ニ御門人衆、御勝可被成と思召候所、御負被成ニ付、負候而ハ御師匠え申訳不立哉、左様ならハ、なぜ御約速被成候哉、毛頭相分不申候、是非く私共両人之内と御試合御勝被成而、夫より武田軍太と御試合可被成候、岡田十松先生之御名代、夫ニ而相勤り可申哉、物之不分ら人と申物ニ

138 島津官藏と渡部仙藏の関脇どうしの試合。

139 仙藏負けるにつき、約束通り、大関梅地喜間多は関脇島津と試合すべきところ、試合に応じず。

140 佐藤雄吾、梅津に、取り決めの通り私か官藏と試合して勝つて武田軍太と試合すべしと言。

141 梅津、(軍太の) 門人衆と試合をしたのでは岡田十松に言い訳ができない。佐藤雄吾、ならば、なぜ先刻の約束をしたか。門人に負けたら師匠に言い訳が立たず、世間への外聞にもかわるからか。

142 ぜひ私ども二人と試合をして勝ち、それより武田軍太と試合をなされよ。それでこそ岡田十松先生の名代を務められる。

御座候、私共存念二元より御不了問、御師範之御心底とハ毛頭不存候外ニ、色々被付込、一言も無御座赤面ニ相成候と、尚更ニ雄吾付込候所、青く相成、大ニ辟易致、失面目ヲ川西え引取申候、見物人皆々申候ハ佐藤雄吾其甚口利之達者、劍術之上手成と誉候、島津官蔵歎試合之術、色々誠ニ感心致、誉候、天童之者共、其場ニ而、直々狂歌詠ジ候ハ、

恥かへたとて 行バよけれども

齒までかへては 唯無念流

木免にも似た 山野への はけ天窓

今わせられる 音かほんく

扱もくあつひは面の川西に

是日梅つは 口をつぐんで

たつけてハ かへすやぢくじやなけれ共

てんとう 人をころさぬてよし

此外見物之者、在々所々の人々表町ニ控居、色々悪口を梅地喜間太、聞ぬやうニ而、口を閉、馬ニ而引取候、外ニ色々之事共有之候得共、余り事繁けれバ略ス、之ヲ見物人凡七千人余と申候、誠ニ以古今珍鋪試合ニ御座候、一体武田軍太、先年秋山要助と試合致、打負候後、残念数年之内、心ニ心を含ミ工夫を懲シ、致修行、虚実を自得故也、

同月廿九日ニハ高島侯之江戸表え御発駕ニ付、是非ト共御暇乞ニ罷出不申候而ハ不相成故ニ、廿七日ニ四人召具シ、小郡山え罷帰候、廿九日ニハ早朝より出勤、御暇乞無滞相濟候而、暫休足致罷在候内最上より早速御出張被下度と、迎ニ参候内、高畑藩中より最上山形之藩中え、養子ニ参候人は高山甚五兵衛と申而、重役相勤候人也、此人より泉岡村武田孫右衛

143 雄吾につけ込まれた梅津は辟易して面目を失い、川西へ引き取った。

144 見物人は佐藤雄吾の口達者と劍術の上手を誉め、島津官蔵の試合上手を誉めた。

145 天童の者たちが詠んだ狂歌

146 試合の見物人は約七千人余。

147 高島藩中より山形藩中へ養子に入った高山甚五兵衛、武田軍太を招く。

門え被申越候ハ、劍術之嚙承度候ニ付、武田軍太天童え罷下り候砌、鳥渡拙宅え相尋呉候様
ニと申參候と、武田孫右衛門より武田軍太方え申參候、天童え罷越、序之儀相尋候而も宜と
存候故、武田孫右衛門方え右之通申遣候、其後ニ天童え罷越、序ニ山形藩中高山氏え昼時分
着、頼入と申候所、御同人家来罷出候ニ付、右之段演說致候所、少々御控可被下と申置、
引込候と、直々高山甚五兵衛被出、是ハく能こそ御尋被呉、先ツく座鋪え被通候と被申
候ニ付、任案内に座鋪え罷通、一札相濟候後、高山氏被申候ハ、誠ニ久々ニ而、懸御目ニ
候、先以鳥海先生無御障段、是又一段、何より先ニ承度儀ハ、貴丈劍術御修練之由、專尊有
之候ニ付承度と被申候、不問^{トウレ}共、嚙度、好^{スキ}之道故ニ相嚙候而ハ、先年秋山要助私宅え相尋
候ニ付、試合致、軍太打負候訳より其前後修行人相尋試合望候ニ付、其度々試合致候訳、米
藩え参り強而被望、長谷川軍太と試合致候訳、天童一日町自^{シヨウ}性院道士、大勢門人召具シ罷
出試合望ニ付、同人門人ハ簞刀、拙者ハ手中ニ而試合致候訳、天童愛宕山より不意ニ大勢よ
り之使參候ニ付、罷出候所、先方之相頼ニハ、私共ハ打共、突共、転共致候得共、其元ニ而
ハ不打不突に試合致呉候様、被頼候ニ付、右頼之通ニ致試合候訳、其後梅地喜間太と申者
ハ、江戸小川町岡田十松門人此度川西え名代ニ下り候、門人三四十人召具シ、試合致候訳、
外ニ色々取交嚙候所、昼時より夜之九ツ過迄相咄候得共、高山御父子 あぐびも不被成被聞
候、休候ニ絹布之夜具被出、旁以而被入念候、翌日朝飯後ニ被申候ハ、¹⁴⁸当藩ニも諸流有之候
而、試合相望候諸士有之候歟、試合被致候とハ如何と被申候、軍太答ニハ、幸之儀ニ御座
候、先方ニ而御望ニ御座候ハ、何國ニ而も存命中、諸流と試合致存念ニ御座候、併此方よ
りハ相望不申候、御望ニ候ハ、唯試合ニ而も又ハ天童愛宕山ニ而被望候仕内ニ而も、何成
共御望次第、御相手可致候ニ付、為御慰之、為試合御請可被成候と申候処、¹⁴⁹然バと被申、
方々え御家来被遣候ニ付、定而御大勢御出可被成と面白存居候、其内又劍術之咄致居候ニ最

¹⁴⁸高山氏、山形藩にも諸流あり、試合を望む諸士がいれば試合はいかがかと申す。

¹⁴⁹高山氏、試合の希望者を募るが、一人も来ず。

早昼飯二相成、給居候所え、被遣候御家来衆被帰被申候ハ、今日ハ御用有之、又ハ不快、又ハ外出出、老人も御出無御座候、無抛馳走御礼を厚申述、立出候砌、高山氏被申候ハ、高山甚五兵衛親類之者罷通と門番え被断、天童被通候と被申候二付、右之通相断罷通、

天童え參稽古為致候内、天童北之方くの本より罷越¹⁵⁰、私共も道場相建劍術稽古致度候間、乍御苦勞御師範被下度と兩人願ニ參候二付、吉日撰被出候所、宿ハ鎗水多仲と申医師之土蔵、道場二致候、右土蔵は、四間、長サ十間計ニ而ならのぢつか立、右蔵之二階を道場二致候所、東之方金さま横式尺余、豎五尺程のし金嚴重ニ張、^{カチ}金安は二重ニ張り、右二階半分、座鋪半分道場二致候、右座鋪之方、両脇皆押込ニ而、じやう前付置候、右さまより東見候と乍居拜△若松之觀音、能景拜見致候、大勢集り師弟之約速相調、稽古相初、稽古為致罷在候、

然所、同町より西より南ニ当ル寒河江村之池田尚玄と申者、¹⁵¹道場え罷出而、幼年より劍術を好而、仙台藩中犬塚佐仲先生致詔請、真極流長年稽古致候二付、御稽古拜見致度と申入候二付、未熟成芸懸御目ニ候、恥入候得共、御覽可被下と申候所、右稽古見物之上、乍御苦勞、御試合被下度と被申候得共外之嘸ニ取まぎらし、相返シ候、又翌日罷出候而、試合達々相頼候得共、又外之咄ニ取移し相返シ候所、又翌日罷出、今日ハ是非く、試合相頼候と手ヲ握り指控合点不致容子ニ相見得候、軍太申ニハ扱々武芸ニ御深切千万感心致し候、左程迄ニ強而御好望ニ御座候ハ、唯今試合可致候、実ハ貴公を恐れニ日遠引致候訳ニハ無御座候、貴公ハ医師、打勝候所、面白ク無御座敷、貴公何程御上手成共、拙者ハ薙刀ニ決而不及、鑽乃替りニ手中ニ而試合可致、万一手巾ニ而負候ハ、薙刀ニ而可試合、先ハ手中ニ而參候二付、貴公ハ薙刀ニ而被參よと申候所、何歟氣ニ障候容子ニ而、五尺六七寸池田尚玄、然ハと而上

¹⁵⁰天童久野本村より道場を建てたので劍術師範の願いあり。医師鎗水多仲の土蔵を道場とす。

¹⁵¹寒河江村の医師、池田尚玄（真極流）、道場に来るも、軍太、医師に勝つても面白くないと試合に応じず。

¹⁵²軍太、池田は薙刀、自分は手中で試合をし、負ければ薙刀で試合をすと言ふ。

段構出ル、武田軍太三尺式寸之手中之両はし握り前帯え付、眼をいからし震渡而出候処、尚玄申候ニハ、毛頭透間無御座と薙刀を下ケ相止候、軍太申ニハ、透間無所を打敷打と申物と申候所、尚玄申ニハ打出申候ニ付、勝れバ勝而御覽と中段に構候ニ付、手巾ヲ薙刀え懸候所、引返、軍太か頭え參候を手巾撓はちぎ、両手ニ而付而押候所、忝間半程飛され道場之柱らへ当り、はね返り参るを、薙刀え手巾ヲ付、左之手ニ而柄ヲ握さけて右之手を振上り、房主いがニと申候所、よし〜と申ニ付引候、其後尚玄上段ニ構出、足踏付ル、頭え両手ニ而付、左之手ニ而柄を握、右之手ヲ握り振上、此方勝と申候、よし〜と申ニ付引候、然所尚玄申すニハ、犬塚先生より極意之伝被赦候ニ付、致而、可懸御目ニ候と申、薙刀を持、道場之真中ニ寢候、¹⁵³軍太申ニハ、寢候を打而と申事歟、面白シ、座鋪え西瓜¹⁵⁴転シたることし、外之所打申間鋪、西瓜計打候ニ付、油断被成間鋪と軍太上段ニ構出候と、右之足打候ニ付、足を引と打と、一拍子ニ致候所、西瓜之割る程打而、軍太申ニハ夫ニ而も犬塚之極意歟と申候、尚玄申すニハ、今忝本打れば打而御覽と又寢居候、軍太申ニハ、御望ニ候ハ、幾本成共可參と、上段ニ構出候て足を打候ニ付引半分打出と、留候ニ付、以虚横より西瓜之割れたる程打候所、尚玄起而誠ニ感心、恐入候と言、軍太申ニハ、懸り拍子ニ、不思議外御用捨可被下、拙者ハ是迄寢術と申ハ致不申候得共、致候ニ付、無御遠慮御打可被下と申、薙刀片手ニ而持、手足を能々縋而寢居所候而、房主被打ハ打而御覽と申候所、尚玄上段ニ構ひ出ル、足踏付るか踏不付、境一拍子ニ寄而打候所、右之ひぎへ当り候と引候、尚玄薙刀上段ニ構ひぬけ〜と致居候、尚玄又上段ニ構出候ニ付き、右之足打たんと薙刀半分打候所、足を引打候ニ付、片手ニ而請流シ、右えぎれ乍、左之胴を打、左之手を下ケつぎ跡え引候而、眼をいからし控居候所、池田尚玄ハ薙刀を放、座ニ着、甚以感心恐入申候と言、軍太答而、誠ニ未熟成ル芸ニ候得共、任御望御相手致不思議外申述候段、御用捨可被申と申候所、然は御暇乞

¹⁵³ 池田、真極流柔術の寢技で試合をする。
¹⁵⁴ 西瓜が日本に伝わったのは戦国時代末から江戸時代の初め、全国に広がったのは江戸時代の後期とされている。この記事により、出羽国でも栽培されていたことがわかる。

と申出立候、右試合中、門人共詰メ見物致、無言ニ而罷在候、尚玄婦候後ニ、大勢打寄而斷合ニ、右之大房主ハ扱々氣之強き者、先生と試合打可勝と思ひ三日詰候カ、見違候、勝候ハ、何程か自慢可致、仲々先生之爪程も無御座候と色々咄合、夫より稽古相初候、然所翌々日、軍太術を誉、詩三首作り持參被致候、其翌日右之礼ニ池田尚玄宿え罷出厚礼申述候上、色々之嘸ニ相成、其上ニ祖父作之いろは歌、高声ニうたひ候所、尚玄承候而、先々御控可被下と申、筆、墨、紙持參ノ上、夫ハ誠ニ難有、御歌皆為教之感心致候と申、四十八之歌はやし共ニ一々書記候、

其後道場尚更相増候、¹⁵⁶暫稽古為致、休足ニ天童五日町稻荷屋え罷越候と、同所田町之御用達、船山浅治、袴羽織え大小指而罷出、家主之甲^{カブト}今吉を以申入候ハ、先生ニ得御意度と被申候と申候ニ付、此方え無御遠慮被通候と申遣候所、御免可被下と、入来一礼相濟、夫より被申候ハ、尾花沢村柴崎弥左衛門より被頼罷出候ハ、¹⁵⁷同人悴左右治郎并弟之利助ニ柴崎弥左衛門弟分家ニ相成候同苗之安右衛門并同苗幸右衛門、其外ハ町内之者、在家之出家迄、劍術稽古致度候ニ付、乍御苦勞御出張被下、御師範被下度と被申候、軍太答候ニハ、此頃持病之腰痛ニ而、此方え休足ニ參候歟、併御念頃ニ御頼ニ御座候ニ付罷出申候、然処、船山浅治被申候ハ、可相成ハ押而も明日御出張被下度と被申候ニ付、□明日と約速致候所、慶而罷歸候、翌日船山氏迎ニ被參候ニ付同道致、¹⁵⁸尾華沢え罷越候所、柴崎弥左衛門南隣家利左衛門宅え指置候、道場ハ柴崎弥左衛門宅より東川同人分明家之由、着之翌日、右之道場え罷出候所、まんと幕打廻、刀掛迄有之候、昨日船山氏被申候通之者共、師弟礼儀約速致、稽古相初候、右稽古為致候所、見物人大勢老若男女相集候ニ付、無何と、張合有之候容ニ而宜御座候、稽古之度々大入ニ而賑々鋪候、其後御役所御役前之御手代衆門人稽古ニ被出候、¹⁵⁹朝之稽

¹⁵⁵試合に負けた池田、軍太を讃えた詩三首を持參。

¹⁵⁶その後、軍太の道場は、さらに増えた。

¹⁵⁷尾花沢村柴崎弥左衛門より、町内の者共、劍術稽古致したく、出稽古を願う。

¹⁵⁸天童田町の御用達船山浅治と同道して尾花沢に行く。道場は柴崎家の空き家。

¹⁵⁹尾花沢代官所の手代衆も門人稽古に来る。

古相仕廻、利左衛門宅え參、休足致居候所、同人妻罷出申候ハ、私伯父別家ニ罷在候歟、七十四歳ニ相成候得共、丈夫ナル人ニ而腰まがらず齒も不落、都而咄大好ニ御座候、御稽古之間ハ、嘸御退屈ニ可有御座候ニ付、右老人を御嘸之御相手ニ指上候而ハ如何、不苦候ハ、私之勝手ニ控居候歟、可指上哉と申候、軍太申候ハ、成程如仰之稽古之合ニハ退屈候間、無御遠慮被遣可申と答候所、利左衛門妻引取と直ニ入来、時候挨拶相濟候と間も不致候ニ、仏法嘸色々長々鋪申出、其上八宗之訳、誠ニ細クニ何宗旨ハ六百何十年ニ相成、何宗ハ何百年と、誠ニ委書ヲ出説候通、拙者宗旨ハ自宗ニ御座候得共、面白からず、曹洞宗ハ何宗より面白御座候、当町之内ニ壱ヶ寺曹洞宗有之候歟、拙老度々罷出問答致候ニ、其度毎ニ拙老ニ和尚ハ負、閉口ニ御座候、渡世人ハ兎格鼻先口計ニ而、能々大悟之位ニハ不至、拙老ハ千七百余之問答を空而覚候、御問御覽可被成候、直ニハ答可申候と申問答ニ而、八十計語候、心中ニ而ハ出家も不及、珍鋪老人と思ひ聞置候、又、老人申候ニハ先生之御地より当地迄ハ貳拾里余、若右之途中ニ而、万一之事有之候ハ、如何思召遠行被成候哉、承度と申候得共、我か業ニ而ハ無之いらざる事と思、増而白髪之老人と存候而、答ニハ劍術之心懸計ニ而、何も存と申居候所、彼之老人申候ハ問答と申ハ、何程金言之句申候而も、間有而答候而ハ、住地煩惱也、外ニ色々自慢致候得共、老人之儀ニ付、唯々答候所、老人申候ニハ咽歟かわぎ候ニ付、湯壺ツ給候内、御免と申勝手え參候、右勝手えハ壁壺重ニ候、其勝手ニハ町内之者并隣村之大石田村之者大勢集、酒吞候場へ彼之老人參而高声ニ申候ハ、高畑より參候劍術遣ハまたく青二歳、拙老歟仏法之咄、問答ノ儀、相尋候而も僕を馬引ことく、はへくと計申居候が、何も不知、劍術之極意ハ座ゼんと聞しニ、誠之二歳にて取ニ不足と嘸訊相聞コイ候、老人茶台え茶碗上、湯指出候ニ付、是ハく御老人ニ恐入御手ニ而被下度と申候所、いや御取と被申候ニ付、戴請而、立腹まぎれ無遠慮、大高声ニ而軍太申候ハ、近年最上ニ不限、一

160 休息所の老人、長々と話す。軍太、閉口す。

161 軍太、立腹して老人へ説教す。

統博突致候者共、横領致候由、承候得バ先月御当地と銀山之合ニ而、輕井沢村之名主、銀山入湯ニ女房と縁者之娘召連、三人同道ニ而罷越候由、然所、途中ニ而、越後生之三次と同道之者ト式人參、右名主を刀之拳ニ而打、金錢をうばい取、其上ニ式人之女共目之前ニ而自油致候由、然所先刻は八宗之訊、誠ニ委御嘶、其上仏法之御自慢問答千七百余之古句、空ニ而能被寛候よし、又、先刻御尋ニ其元地より当地迄ハ式拾里余有之、其途中ニ而万一之儀有之候ハ、如何成ル心持と被申候得共、白髮之老人え答候ハ恐入、控罷在候歟、併無言成るも失敬故ニ申述候、如仰途中ニ而万一之儀有之候ハ、綿之しとね鋪、安座致相果候、御指図ニハ不及、劍術者ハ日夜戦場え出シ如く、きやう有而安す無シハ生者必滅之世之中、汝ハ不知や、亡目も習候得バ軍書語物也、汝も能習候故ニ悟開トハ思候哉、皆糟粕ニ而ハ不面白ニ付、拙者新しく問候ニ付、汝新鋪ク答といが成歟、是老人何連之所より来ル仏法自慢ハいがんと大高声ニ而問候所、老人無言ニ御座候、又軍太申候ハ、越後生れ之三次が途中ニ而抜打ニ致時、間有ハ、輕井沢村名主被打問鋪、間無故ニ被打可シ申、汝を先刻ニ可打所、白髮故用捨致也、大煩惱ニ而悟開トハ如何、八宗之訊又千余之古勺ハ皆槽、汝大悟知ル所ニ安らず、三千諸佛堂、武田軍太歟心、城ニ住す也、七十余之童へきやつか大悟シテ来レと高声ニ申候処、彼老人赤面え青筋張らせ、無言ニ而勝手え參候所、宿利左衛門妻申ニハ、世間え劍術之師範被致候人ハ何もかも御合点之筈え、自慢氣ニ而、被問無キニ佛法之咄長々鋪被成候、勝手え參而、仏法も問、答も何も不知、青式歳也と、悪口被致候歟、先生之御耳ニ入、御立腹と見得候、を前などの可叶哉と被申、無言ニ而引取候容子ニ相見得候、道場より迎參罷出稽古為致候、翌日宿利左衛門俵を供ニ致羽織袴、刀大小ニ而、道場え參ル途中ニ而、昨日問答致候老人ニ逢候所、両手土ニつき而昨日ハ慮外之段、真平御免と頭ヲ下ケ申候ニ付、武田軍太土え指ひを付、昨日は慮外、御用捨可シ被下、夫ニ而ハ何分共恐入候ニ付、御手被

162 宿の妻、老人の無礼を詫びる。

上候と申候所、尚更頭を下申候、立分、稽古場え罷出候、大勢不相替見物人參候、軍太不思申候ハ、拙者二三十日稽古被成候と他諸流二四五年之稽古二向候、誠二自慢之容二而不宜候、右證語御座候、及御聞可有御座と天童え梅地喜間太大将二而、三四十人、十五六年稽古致修練之者共召具シ、強而試合望候二付、十日廿日稽古為致候者勝候と申候所、門人共申候二ハ成程右之噂承、御師範相願候、其翌日道場え出稽古為致罷在候所、三人二而參、御稽古拜見致度と申入候、此人ハ谷地之名主九郎右衛門、¹⁶³外二人ハ名忘候、稽古相仕廻、宿え參、休足致罷在候所に、乱心之ことく二相成、戸あけ放シニ致參候者ハ柴崎左右治郎也、御吹聴ニと申候、軍太申候二ハ扱々さわが鋪、何之御吹聴ニ御座候哉ト申候所、左右次郎申候ハ、唯今御覽之谷地之三人之者と試合致候所、丸勝ニ致候、弟理助も勝候、唯十壹日之稽古ニ而、十年程無念流ヲ稽古致候者共ニ打勝候、御得故と戸も不立罷歸候、暫稽古為致候内、十一月下旬ニ相成小郡山え帰宅致候、其翌春最上所々道場を相廻稽古致、¹⁶⁴夫より尾花沢え罷出候所、念通寺之脇有隣寺え指置候、御宗旨故魚鳥為給候道場ハ元之所ニ御座候、然所、道場迄遠と申、則有隣寺之拜殿ニ而た々ミの上ニ而稽古致候、同町ノ西薬師堂え門人共不殘相揃、弁当酒肴持參給候上、唄をうたい、其上柴崎氏、以管弦之道具、不殘持參致管弦ニ合歌をとない候容子ハ、京都え成と參候心持、日暮迄閑、罷歸候、暫稽古為致候内、銀山之湯え、柴崎左右次郎、弟理助、鈴木和左衛門、其外大勢入湯ニ罷越候ニ、武田軍太、柴崎兄弟、乗掛馬ニ而罷越候、二回入湯之内、左右次郎、理助、軍太ハ鈍子之しとね敷候、種々之馳走有之候、皆相応ニ而罷歸候、其後暫稽古為致、小郡山え帰宅致候、

然所最上羽入村寒河江倉之丞と申者、¹⁶⁵武田軍太宅え參り相願候ハ、御出張度々とハ乍申、日数少々ニ而稽古何分共果敢取不申候ニ付、相願候ハ、私手ニ相叶候儀は何成共致候ニ付、御

¹⁶³ 谷地の名主九郎右衛門ほか二人、稽古見物に来て、門人と試合する。

¹⁶⁴ 軍太、最上所々の道場を廻つて稽古をつける。尾花沢の道場は有隣寺に転居する。

¹⁶⁵ 最上羽入村の寒河江倉之丞、軍太の内弟子となるを願う。

内弟子ニ被成下、御師範被下度と達て相願候ニ付、同人宿元え申遣候所、同人之伯父軍太宅え参り、兩人ニ而相願候ニ付、内弟ニ致、昼夜稽古為致候、

然所文化十三年子四月四日ニ、仙台白石之家中、¹⁶⁶直真影流遺齋直右衛門相尋候ニ付、御望ニ御座候ハ、試合可致哉と申候所ニ、誠ニ以御高名承候而、伺公致候歟、実ハ越後え道具指置参候ニ付、何卒御嘶承度と申候、然所悴国太、長々病中ニ而引込居候所、¹⁶⁷寢間より長髪ニ而罷出、拙者儀ハ軍太悴国太と申者ニ御座候、病中御目障ハ御免可被下候、乍影承候ニ劍術之御修行人歟、嘶計被聞候而御修行ニ可相成哉、又御修行人歟、劍術家え相尋、面小手竹具足、越後え被置候とハ不訊、此方ニも随分、右之道具有之候ニ付、御試合可被成候、乍病中相手可致と申候所、修行人閉口ニ御座候、又国太申ニハ途中ニ而万一之儀被為在候砌ハ、面小手竹具足、越後え置候ニ付、右之地え参候内可シ待と、被仰候哉、修行人無言ニ付、武田軍太申候ニハ、其元相尋被参候ニあらず、其元病中ニ不^{（い）}入^{（ら）}え、我張候ニ不及、御修行人試合御望ニ候ハ、可試合、^{（ま）}免^{（か）}格病中之障ニ相成候ニ付、可シ引込と申付候所引込候、色々劍術之嘶致候所、随分劍術者適れ侍と相見得候、嘶承罷帰候、

同歳八月廿七日ニ、二本松侯藩士木葉一刀流鈴木七郎相尋参候、¹⁶⁸幸稽古日ニ大勢罷候所、門より入来り、少も脇見不致罷出礼儀相濟、座鋪え通ルニも脇見不致着し、稽古見物致候而申候ハ、江戸表えも度々罷出候而、諸流拝見致候ニ実ニ心ニ相叶候流儀ハ一家も無御座候、御流儀拝見致候処、誠ニ御自在御修練之程ハ感心仕候、私幼年より昼夜心を込而稽古修行致候歟、乍憚拝見驚入候、何卒御門人ニ被成下御師範被下度候ト言、武田軍太申候ハ、未熟成芸道御誉被下候ハ恥入候、併試合不致候而ハ、相分不申候ニ付御望ニ御座候ハ、御試合相成

¹⁶⁶文化一三年（一八一六）、仙台白石家中の齋直右衛門（直真影流）、来る。

¹⁶⁷軍太の悴国太、闘病中。修行人に試合を申し込む。

¹⁶⁸同年八月、二本松藩士鈴木七郎（木葉一刀流）、来りて入門を志願する。

候上二兎も格も可致候、鈴木七郎申候ニハ御尤ニ候得共、仲々試合仕候ハ不及、恐入候、願わくハ御師範被下度と申候、其内門人共替るく内稽古致候得共、少見候而夫より不見、幾重ニも相願候と申候、武田軍太申ニハ、謹而望候ハ、乍未熟御相手可致候得共、右御稽古ニハ、高畑市中ニ宿御取被成御通イ被成候哉、又飯米料被出候而御稽古被成候哉、又相応成被成御働御思召ニ御座候哉、承度と申候所、御腹藏無ク被仰下候趣、御尤ニ御座候と泪をうがめ、暫無言ニ而、夫より申候ハ、誠短金^(マカ)、高畑市中より通^{カヨイ}も不出、飯料指出候も不相成、働事は不成、仕官之身、不悪御推量可被申、無抛仕合御暇申上罷歸申候、

其年丑三月三日ニ江戸八町堀之鏡新八郎相尋候ニ付、¹⁶⁹面談致候所、一刀流、江戸ニ致住居候、中西伊太郎門人之由、右新八郎申候ニハ御宿被下候上ニ、乍御苦勞御試合被下度と申候ニ付、添書御持参被成候哉と申候所、持参不致と申候、武田軍太申候ハ、先年より仕来ニ而添書御持参無御座御修行人ニハ御宿致兼候ニ付、高畑市中ニ御止宿之上、其亭主より添書御持参御止宿被成、後々と任御望ニ試合可致と申候、御尤成儀、然バ明日添書持参致候ニ付、御試合被下度と申候、随分何流儀ニ而も御相手可致と申候処、然は明日と申罷越候、約速之儀定而可シ参ト存而、¹⁷⁰門人共え吹聴致候所、右風聞ニ而藩中在々所々より大勢見物人罷出、今哉と持居候得共、如何思候哉、約速相違致、不参候而、高畑大町庄八宅ニ止宿致候而、聡と師弟之約速も不致、三四人集り稽古致候而、自慢たらくの噂有之候、右ニ付高畑藩土御物頭格ニ而御奉行齋藤金右衛門、御奉行之山本源左衛門、御代官井田清太夫外ニ輕キ役之衆、四五人、御徒士格ニ而名主惣代之割元我妻長兵衛、外二町在之名主六人、外二町内之衆、宗門人別読合致控居候、然所齋藤金右衛門、武田軍太え向被申候ハ、¹⁷¹江戸中西伊太郎門人鏡新八郎と申一刀流劍術遣之上手、為修行之日本え相廻、此度大町庄八宅ニ止宿致、門人

¹⁶⁹ 文化一四年（一八一七）、江戸の境新八郎（一刀流）、来りて試合を望む。

¹⁷⁰ 試合見物人は集まるも、境は現れず。

¹⁷¹ 高畑藩奉行齋藤金右衛門、軍太に境新八郎との試合を勧めめるも、軍太、断る。

三四人集り稽古致候趣相聞候二付、市中え罷出試合可致と被申候、武田軍太答候ハ、右之修行人先日私宅え相尋候上、御宿被下候上、試合致呉候様申二付、随分宜御座候歟、仕来二付、添書持参致候哉と相尋候所、持参不致と申二付、市中二御止宿之上、其亭主より添書御持参被成候候ハ、御宿も試合可致と申候所、御尤、然ハ明日添書持参候テ可相願と睨と約速致罷帰、其後何之左右不致、市中二罷在三四人集、稽古為致居候段、縦令約速違候而も修行中二御座候ハ、市中え罷出試合相頼可申候得共、唯今二而ハ諸流二負不申候二付、此方より罷出試合致候存念、縦令被仰付候而も罷出不申候と申候処ニ、斎藤金右衛門被申候ハ、其元位之劍術遣ハ世間ニ何程も有之筈ニ諸流ニ不負とハ難心得と被申候、軍太申ニハ何程名人参候而も、縦令バ天狗成共、目ニ見得候ハ、決而負不申と言、斎藤金右衛門被申候ハ馬鹿馬鹿鋪、其元位之劍術え天狗歟可参哉と被申候、いや天狗之容成者ニ而も形ちさへ見得候ハ、決而負不申候、私赤子より御覽被成候故ニ左様ニ思召御尤千万、口ニ而ハいか様成事申物ニ御座候二付、御うたがへ晴申間鋪二付、以御威光ヲ右之修行人私宅え被遣、御自分様も御枉駕之上、為試合御覽被成候ハ、軍太口程参候哉、不参哉、其序ニ而相分可申候と申候所、成程尤至極、然バ増渕武兵衛、新野惣左衛門、兩人ニ而小郡山え参候究ニ世話可致と被仰付候而、夫より軍太え被向、誠ニ以英勇持合之盃遣と被申候、軍太申候ハ御念難有候得共、御領内水岡村御医師、武田良祐誠ニ以深切ニ、決而酒不用様、達々異見被致候二付、左程迄御異見被下候二付、存命中吞申間鋪と三年以来より給不申候二付、御免可被下と申候所、尤之訳、盃計もと被申候二付、戴候而、酒浪々と請控居候所、御深切ニ御代官井田清太夫被申候ハ、自分歟名代可相勤と御手伝被下候、右相濟候而、帰宅致候上学館え参、祖父ニ右之訳細々嘸¹⁷²、為聞候所、兼而甚剛氣之生来誠ニ悦を含、其元ハ左程ニも不思罷在候歟、今日之答大出来也、適能でがしたくと誉候而、扱々気味よし、定而鏡新八郎可参二付、見物可

172 祖父（鳥海山人）に今日の答えは上出来と褒められる。

致と被申候、其後増淵武兵衛、新野惣左衛門、修行人宿庄八宅え度々参候而、小郡山え参候様、達々世話致候得共、修行人参兼候、右二付井田清太夫方より武田軍太え御用有之候二付、唯今可ク罷出と御指紙来候二付、何御用と存候而罷在候所、軍太より修行人え参候様二直文通致候趣、被申候二付、軍太考候二、御用と存参候二修行人え直文通可致とハ不詰候、御役人衆か軍太宅え修行人か参可申か、参申間鋪敷、御構被成候二ハ及間鋪二、劍術ノ例訳も無御座存事哉、実二劍術ニ執心二候ハ、約速致不参ハ失礼、人二世話被致候二ハ不及、旁以べらぼうとハ存候得共、併臆申候と被思候而ハ不成と任其意二、井田氏宅二而相認罷在候内、増淵ニ新野、御同人宅え参候、右書状認終而井田氏え指置罷帰候、其後参可申と待居候得共、不参候、其内三日計、町在々二三里遠き所よりも見物人大勢参候二付、江戸下りハ不参候、日々地芝居致、晴天三四日為見而待候得共、修行人参兼、何国え歎罷越候由、大兵成良人物二御座候、

其前年秋中より惣足輕衆え劍術之師範被仰付候而、御米被下候所、其後御用有之候二御殿え可罷出と御指紙参候二付、罷出候所、於 御殿ニ御米三俵加増被成下候様被仰聞、難有頂戴、右之御礼ニ御役宅廻勤致帰宅之上、祖父え申聞候所、慶候、

其後文政元歳寅十一月四日二、江戸下谷赤石郡次兵衛門人之上州岡山渋川村之郷土、板倉小三郎試合相望候而尋来候二付、添書御持哉と問候所、持参不致由二付高畑市中え御止宿、其亭主より添書御持参被成候ハ、任御望ニ試合可致と申候所、然バ市中より添書持参可致候二付、御試合可被下と高畑え罷越候、門人共え吹聴致候所、風聞ニ而藩中町所々在々より見物人参、今やと待居候処、板倉小三郎罷越、礼儀相済、夫より試合ニ軍太相断候ハ、幕ノ内

173前年（文化一三年）秋、高島藩惣足輕中への劍術師範を仰せつけられ、米三俵加増。祖父喜ぶ。

174文政元年（二八一八）、江戸の赤石郡次兵衛（直心影流）の門人、板倉小三郎来る。

角力ハ御存事之通、壹番勝負ニ御座候、尚更劍術ハ壹度打負候と、夫切ニ候得共、御互ニ為修行之ニ御座候ニ付、二度勝候ハ、夫切ニ而可引、壹度勝、壹度負候ハ、三度之試合可シ一致、亡父之代より仕来ニ候、御望ニ御座候ハ、門人大勢居候ニ付、銘々御試合可被成候、夫より板倉小三郎申候ハ、拙者流儀直真影流ニ而、面小手竹具足着シ、稽古ニ而も試合ニも致候ニ付、右之道具御免可被下と申候、武田軍太申候ハ、当流之儀ハ面小手竹具足等ハ不相用候、貴公之道場え參候ハ、御道具相用可申候、日本一統道場之例ハ相極り居候、素面、素はたニ而御試合可被成と申候所、小三郎申ニハ、万一怪我等有之候而ハ日本修行不出候ニ付、左様ニ候ハ、御試合相願兼と言、武田軍多申候ニハ、内宅之薙刀被打候而も不痛様ニ致置候ニ付、御延引ニ不及と申而も試合兼候容子ニ相見得候ニ付、左様ならバ道場之例相背キ御赦シ申而、何成共御勝手次第被用而試合可シ致、此方ニ而ハ俗衣壹枚袴襪タスキ計ニ而出候、併薙刀ハ木太刀同前を御用被成候ニ付、此方ニ而も丸竹え皮懸ケ口相用申候ニ付、左様ニ思召、御試合可被成と申候所、右道ミチ相用、互ニ礼相調トクソイ、先陣ニ寒河江倉之丞出、¹⁷⁶試合候所、相方立のぼせ、合打ニ致候、二度目ニ小三郎打候を請流シ、左之手ニ而、柄手柄ニ握、右之手薙刀ニ而打候ニ付、勝負有と声懸候内、頭をぼふしの上より丸竹ニ而三ツ四ツ打候、三度目ニ小三郎頭ヲ打と為見候所、留候ニ付、小三郎歎胸を打、引き候、都合三度試合、壹度合打、式度倉之丞勝候、其後軍太門人羽州置賜郡御領所、入生田村栗田惣兵衛智同苗龜文治、^{軍太門人}小三郎と試合致、式度勝候、其次二軍太門人高畑御足輕須具磯右衛門罷出試合致、式度磯右衛門勝候、小三郎ハ三人ニ打負、面小手竹具足取候容子ニ相見得候所、門人佐藤雄吾申候ハ、昨日被仰候ニハ、門人大勢集為試合被下度と御頼被成候而、三人計ニ而御仕廻被成候ハ、昨日之御口上とハ御相違ニ御座候、同門之輩大勢控居候ニ付、御休足後御試合可被成と申候所、板倉小三郎申ニハ、御流儀ハ進退左右、誠ニ御自在感心、実ニ恐入候、仲々及所ニ

175 板倉、直真影流は面・小手・竹具足を着す。軍太は防具は用いず。

176 先陣として寒河江倉之丞が試合をし、一度相打ち、二度倉之丞の勝ち。その後、入生田村の栗田龜文治が板倉と試合をし、二度勝つ。高畑藩足輕須具磯右衛門も二度勝つ。

無御座候ニ付、御免と申而相止候、私少々学文仕候ニ付、鳥海先生え伺公仕度候ニ付、御願可被下と申ニ付、右之訳祖父え申通候上学館え参、屏風能読候ニ付、祖父作之詩集被為見候所高く無滞読候上、四十七士之詩作相願候而写取候由、文武を心懸修行と相見得候、二三日止宿致候而、劍術少々習候、其内、寒河江倉之丞、板倉小三郎え試合致候様、達て進メ候得共、皮ぼふし之上より丸竹ニ而三ツ四ツ被打候ニ恐入候哉、不試合候而、会津え参候と申罷歸候、

其翌歲卯六月十日¹⁷、伊達保原村夢想流遠藤弥五七、高畑え止宿致添書持参、試合相望候ニ付、随分試合可致候歟と申候所、遠藤弥五七申候ハ、私流儀ニをいてハ稽古ニ而も試合ニ而も、木太刀ニ而致候と言、武田軍太申ニハ夫ハ面白キ御流儀、随分御望ニ御座候ハ、木太刀ニ而も、刀之刃引ニ而も、刀ニ而も、望所之幸可致試合候得共、貴公御身之上、唯我被成而も御忝命御失イ被成候而も、私共規度請合、貴殿之御苦勞御厄介御身分ニ相障ギハ不致、私共引き請候と申、印形附一札被指出可シ申、此方よりも御望次第二一札可指出候、貴公之請合人ハ誰ニ御座候や、承度候と申候所、遠藤弥五七赤面ニ而申候ハ、申違之段は御免可被下、則御流儀之觔刀ニ而御試合可被下と申候、右懸合之内、高藩之諸土方并大勢之見物人ひつそと成而聞居候、然ハ觔刀ニ而御試合可ク被成と申候所、双方礼儀相濟、二度之勝負と相極メ候而為試合候ニ、須貝磯右衛門三度試合、二度勝候、勝負付候ニ付、不為試合共宜候得共、為修行之試合致度門人共申ニ付、又為試合候ニ高藩御足輕大将試合候ニ、二度共ニ双方之頭え忝度ニ当り、佐藤庄次郎地獄より日帰之亭ニ治、真青ニ相成候、弥五七ハ常体ニ相見得候、夫より寒河江倉之丞罷出、試合候ニ忝度打勝、二度目ニハ弥五七を忝間半余押飛シ、修行人見物人之中え仰ニ返り候、二度共ニ倉之丞勝申候、其後神保栄藏罷出、立合候所、迎

¹⁷翌文政二年（一八一八）、奥州伊達郡保原村の遠藤弥五七（夢想流）、来たりして試合する。

モ不叶と弥五七存候哉、無法屋八ニ打出候を、栄蔵ひたく誠ニ能留、二度共ニ打勝候而申候ハ、貴公位之劍術者ハ觔刀之柄ニ而不負、柄ニ而可シ試合と申候ニ付、武田軍太申聞候ハ勝負相濟候ニ失礼申間鋪、早速可引と声を懸候所、弥五七え向い、不思失礼御用捨と申、双方礼儀を申述引候、其後弥五七相願候ハ、¹⁷⁸明日も乍憚御門人衆御集メ為試合被下度と申ニ付、右之段門人共え吹聴致候、然所翌日も、門人共打寄而為試合候所ニ、昨日より修行人下手ニ相成、門人共ニ被慰候、弥五七下手ニ相成と申訣決而無御座候得共、門人共心落着候故也、弥五七二日止宿致候上ニ相願候ハ、御門人ニ被成下御師範被下度と申候、武田軍太答ニハ、御頼ニ御座候ハ、乍未熟御相手可致候得共、劍術之例不相達ニ付、貴公之師より拙者方え御頼之書状被遣候ハ、随分御相手可致、左様無御座候而ハ、例相達不申候ニ付、決而師範不出と相断候所、御尤ニ御座候、然バ書状持參可相願と帰国致候、万ニ忝ツ參候哉と存候処、其後不參候、

其前後とも二最上え度々罷越、師範致候、無拋御用歟、又ハ病氣之節ハ倉之丞ヲ為名代と指下シ候折、教遣候ハ、¹⁷⁹縦令バ造り木致候ニも、小木ヲいたはり自然ニ木不痛容ニくるわセ請流シを付、真を不留ニそたて候と、やかて若キ木ニ相成可申候、初より中程真留候と、そたぢ難く、悪く手当テ致すと枯可申候、又、長命草五六寸之苗植、いたわりて能く手当致、度々こえかけ切懸致、^{アシキ}悪目ハ取、虫を取、其後畑地、長命草ニ応ジ真を留候と、真葉程大葉ニ相成可申候、右ニ順ジ教候も同容ニ御座候、初ハいたわり候得共、我か上手を見セ度、真之留候頃も不存、唯真留候人世間ニ多分ニ相見得申候、我子も門人も同前ニ可有御座候、草木ともニ初より真留候と、上品ニハ不出候、併為打置而計不相成、打度毎ニ左肩を入、虚実又敵之氣を奪ひ候術、忝尺之物、忝丈打と見セ而五寸残候術、専らニ可教、右之術ヲ為

¹⁷⁸遠藤弥五七、軍太に入門を請う。

¹⁷⁹最上に出て、たびたび師範する。病気等のときは寒河江倉之丞を名代として遣わす。倉之丞に弟子の育て方を教える。

致、我ハ虚無シ壹本ニ打、門人ハ発明ニ致、我ハ愚鈍ニ相成可申候、真留候而宜時分ニハそろくと、真留極位之段ニ相成候ハ、初ハ七八分ニ可相成候、夫より末ニ相成候ハ十度歟十度、同人を打而、自分ニ発明為致可申候、貴丈夫程ニ尔今不出共、やかて師範之砌迄之心懸を唯今教遣候、其後同居村之羽入村之親類より、与風江戸表え致出府、帰宅不致故ニ、寒河江倉之丞ニ相尋連帰呉候様ニ御座候、余人ニ而ハ不相成、是非共と被頼候而出府之心ニ相成候、実ハ先年より為修行之出府致度合御座候故幸と存、当秋出府、右相尋候人ニ致面談候上ニ、八代洲河岸御屋鋪え罷出、右之訊ニ而、此度出府致候、承り候得は、秋山要助ハ今之岡田十松え後見致候段噂承候、何卒為後学之、罷出試合致度旨相嘶候所、其秋山ハ二三年出府不致由、併岡田氏宅えハ為修行之參可然段、被申候ニ付、二三人連ニ而參候所、岡田氏外出ニ付、明後日參候様被申候ニ付、其日は罷帰、翌々日、身来流印可取ノ長谷川四郎左衛門先達、其次川村有右衛門、熊井戸応助、平塚為右衛門、寒河江倉之丞、都合五人罷越候所、道場之容子は、玄關式間四方ニ、三方板張也、岡田十松上座ニ控え左右御旗本方と相見得、八九人、其外都合百十五六人、外ニ道場世話人壹人威儀蕩々とシテ、天魔鬼神成共、魔を可入様無御座体ニ而罷在候、然所先之岡田十松式番弟子、江田政次、金面小手ニ而道場之真中ニ控候、寒河江倉之丞ハ初より道場を迫められ何分不任心底ニ候得共、勝負勝致候由、双方礼儀致、引取候由、然所岡田十松申二ハ、齋藤弥九郎罷出、試合可致ト申候所、金面小手ニ而道場之真中ニ控候、寒河江倉之丞も、金面小手当テ双方礼儀を述立出、試合ニ、倉之丞が弥九郎方え打込候而も、かすり薄シと申而、承知不致候而、打候太刀え半分出留、倉之丞が面え、両手ニ而付而首え乱打重ね打ニ致候、又六七尺隔ツ内ニ打出と三四尺出留、薙刀放さず付入候而、重ね打ニ致候、又六尺余隔、薙刀の先をひらくくと動シ、我が右の方え薙刀の先を向ケ動事ハ毛程も不滞、其勢イ如シ雷ノ、いつも道場迫められ、一足成共

180 寒河江倉之丞、親類より江戸にて人探しを頼まれる。

181 倉之丞、出府して高島藩の八代洲河岸の江戸屋敷に行く。

182 江戸藩邸の者と一緒に五人で岡田道場に行く。

183 岡田十松、齋藤弥九郎に倉之丞との試合を命ず。

後ひ引事相成兼候由、併倉之丞も千変万下化、陽炎カゲロウ稻妻水之月諸川流して、双方見不分様に
試合候而、勝負勝致候由、右勝負中頃ニ弥九郎ガ倉之丞頭え打ッ觔刀を請流、左之手ニ而、
敵之手柄搦ミに握り、右之手之觔刀ニ而突くと申、用捨之間見合觔刀を捨而倉之丞が後え廻
り、腰え組付而倉之丞を目より高く指上候内ニ、弥九郎が頭をニ夕打三打打候而も一向合点
不致、倉之丞を投付、直ニ乗り捨候觔刀をひろえ、觔刀之真中握り、倉之丞か金面突候由、
倉之丞申述候ハ、先ニ此方之頭え打來を請流シ、左之手ニ而柄を握り可突所、痛入用捨致候
内、無利被致候得共、先ニ此方ニ而頭を打候ニ付、此方勝ニ御座候と申述候所、道場之世話
人罷出申候ハ、突てと申而も不突ハ通り中間鋪、又打候而も少々ニ而切れ中間鋪と無利ニこ
じ付候所、長谷川四郎左衛門罷出、試合ハ先ツ夫切ニ被致候様申候処、試合相止候、倉之丞
相願候¹⁸⁴、此上外式三人之御衆中え御試合被下度と申候所、四郎左衛門が倉之丞を岡田宅玄關
え招キ、其元先之岡田氏老番式番之弟子と試合候、充分ニ参候得共、先方ニ而致無利候ニ
付、怪我無御座候内、相止可申と被申候ニ付、試合相止候、然所道場之世話人罷出候而、外
御四人様方ハ試合如何御座候哉、御互ニ為御修行之、無御遠慮御試合可被成と申候由、然所
荒武者ニ臆れ候哉、長谷川四郎左衛門初、皆々口を揃、兵法ハ不存と答候由、常々自慢ニ而
罷在候而も其場ニ押懸り候と臆シ、試合兼候輩世間ニ沢山有之申候、跡ニ而此術何之術、上
手下手人之事のミ申候者ハ、一生闇ニ而我流儀、此上無シと思イ、敵之流儀は無利なと申、
口先ニ而上手分ニ成候者、多分相見得候、其後銘々厚礼申述帰藩致候由、寒河江倉之丞ハ旅
籠え帰考候処、誠ニ不任心底ニ、甚残念¹⁸⁵、其夜ハ八ツ頃迄寢入兼候由、翌日未明ニ起候而御
飯給、又岡田十松宅え罷越、頼入と申候所、弥九郎罷出、是ハ能今日も御尋被下候、昨日ハ
不慮外之段、御用捨可被下候、先少々御控可被下と申引込、夫より罷出、座鋪え案内致候
ニ付被通而、昨日之礼儀申述、其上相願候ハ、御稽古拜見之上、可相成ハ今日も乍御苦勞御

¹⁸⁴ 倉之丞、さらに試合を望む
が長谷川四郎左衛門に止めら
れる。

¹⁸⁵ 倉之丞、試合を残念に思い、
寝入れず。翌日、岡田道場に
行き、門人衆と試合する。

試合被下度と申候所、門人衆申候ハ御互之修行ニ御座候ニ付、随分宜と大勢と試合致候由、休足致、乍恐先生え御願申度と演説致候所、門人衆申候ハ随分宜御願可被成と申候ニ付、先生え向イ相願候所、岡田十松申候ハ、御望ニ候ハ、御相手可致と出立、試合致候ニ勝たり負たり、合打ニ相成候事も有之候得共、師範致居候故ニ弥九郎ト違、無利ハ不致候、十松が年三十前後と相見得候、¹⁸⁶其日ハ十壱人と試合致、銘々名前相記候由、其日ハ八代洲河岸御屋鋪え相廻り、右之訳相噺、旅籠え帰候而、翌日は兵家式軒相尋、試合相望候得共、先方ニ而延引致候ニ付、無抛旅籠え帰候由、其外之諸兵家を相尋修行致度候得共、¹⁸⁷人之迎ニ被頼、夫之已出府致、相尋候人々面談致、長逗留不相成、尋出候人壱目も早く帰国為致候歟本意ト存、且ハ人之金錢ニ而修行ハ不相成、残念ニ存候由、右倉之丞下り不申内、八代洲河岸御屋鋪川村有右衛門方より高畑藩中、北村鹿右衛門方え書状被遣候ニ付、披見之上、武田軍太方え被遣候ニ付、不残致披見候ニ、江田正次ニ齋藤弥九郎と寒河江倉之丞試合致、十分之勝ニ御座候得共、兩人共ニ五歩之試合ニ相成由、細々書記被遣候得共、しなひ取て之任内ハ無御座候故ニ、試合之術之程ハ相分不申候、翌日ハ倉之丞壱人ニ而參、十壱人と試合致、銘々名前国々迄巨細ニ相記、罷歸候由、併勝負之儀ハ無心元と被申越候、扱又、倉之丞ハ式人連ニ而道中相下、最上在所之羽入村え着致シ、右相尋候人を送着ケ、自分ハ宿元え參、四五日休足致、門人共え相廻り、六七十日稽古為致候而、文化四年巳十二月廿三日ニ武田軍太宅え着致候、¹⁸⁸同人折悪、高畑藩中え出勤、其日ハ高畑祥雲寺え相廻候、然所十里余之道を參、又深雪を分、迎ニ罷出途中ニ而行逢、是ハ〳〵寒河江歟、先々無難ニ而帰国目出度シ江戸表より今日着哉と申候所、いや六七十日前二直ニ最上え參、相尋候人を送着、¹⁸⁹夫より稽古為致、今日漸学館え參着、御迎ニ罷出候、是ハ御深切千万、何より先ニ承度ハ、江戸ニ而試合口之咄程度、いや〳〵跡之閑ニ宿元え着之上可シ承、先ツは最上道場之容子ハ如何と問候所、此度も

¹⁸⁶ 岡田十松は三〇歳前後。

¹⁸⁷ 倉之丞、ほかの道場も訪ねる。

¹⁸⁸ 文化四年とあるが文政四年（一八一二）のこと。寒河江倉之丞、軍太宅に来て、江戸の話をする。

老ケ処道場相増様子ハ如様々と相噺候内、宿元え着、然ハ江戸ニ而試合口之咄可承と申候所、細々相咄候ニ付、承知之上、武田軍太申候ハ、先年相尋試合致候秋山要助術と、岡田十松教授最上之門人共術ハ同容ニ御座候、唯今承ル術ハ、戸賀崎¹⁸⁹富崎熊太郎工夫と相見得、極位か誠ニ宓事、寄妙前書ニ記候通也、其夜勝手ニ沢山ニ火をたかセ、倉之丞ニ問候は、富崎氏出シ候術を、貴丈ハ如何致候而、五度歟五度勝候哉、倉之丞か答而、敵之頭え打と為見、留めんと致候内、足を打而左歟右え開候外無御座候と言、軍太申ニハ、其術宜候得共、拍子能ハ老度ハ參可申哉、五歩ニ成も不知、五度歟五度請合勝候ハ相成間鋪候、斎藤弥九郎、先之岡田氏ニ数年隨身、其上ニ御府内中相廻り、諸道場ニ而試合致候所、殲入候と申尊有之、剛氣之荒武者、同術ニ而ハ參申間鋪候、貴丈ハ当秋中出府致、直ニ最上え下り、六七十日門人共え、師範致候由、其内ニハ定而能工夫有之筈と相尋候所、倉之丞答ニハ、如仰最上え直ニ相下り、門人共ニ稽古為致候内ニ、残念故ニ工夫致候得共、前段申上候通、道場を被廻、右ニ苦しミ、不任心底ニ外ニ工夫一切出兼候と言、軍太又問候ニ、貴丈弥九郎と試合之内、突々と申砌、如何致候哉、倉之丞答而、弥九郎我か頭え打來を請流シ、左之手ニ而柄手栖ニニ握、真直ニ向え、突々と申内ニ、前段申上候通ニ御座候、軍太申ニハ其術宜候得共、術不足故ニ前段之通ニ相成候、敵我が頭え打來候ハ、右之足を右え進ミ、開きさまニ、我が頭を請流シ、手之左ニ而、敵之手柄栖ニニ握り、ひとさし指ヒを豎ニ立て横より可突、右之四術ニ有ニ節フ一バ、心之儘ニ不參也、右四術ヲ一拍子ニ可致と教授所、倉之丞申候ハ、御尤至極感心仕候、併弥九郎術ニ五度歟五度勝候ニハ、如何之術ニ而勝可申哉と問、軍太答而如此ニ可致と、即時ニ工夫致而教授ハ、敵テ敵刀をひらめがし、此方之頭え両手ニ而打候を、両手ニ而留候と、薙刀え薙刀を付放さず、我が面え、両手ニ而薙刀を豎ニ付候ハ、両手ニ而留、右之足計右え進ミ、開きさまニ左之手ニ而敵之両手を小手遣居候ニ付、かい込握り、右之手

189 富崎は戸賀崎の誤り。軍太、寒河江から聞いた戸賀崎の剣術を分析し、倉之丞に指導する。

之薙刀先より下え振流ス内ニ、右之手之薙刀を揚ケ而、柄頭ニ而敵之頭を可突、夫より可打、右之四術一拍子ニ可致、右之四術二節あれバ、必々心之儘ニ不參也、万事同事也、左右之肩え參候も、右之術ニ而諸を返ス内ニもよし、又留候而進ミ開、我が薙刀先を下え振流、左之手ニ而、敵之手柄栖ミに握り可打、余か頭近クハ、柄頭ニ而突而、夫より可打、左右之胴え打候ハ、右同術ニ而 宜候、又我中段ニ構候を左之手を打候ハ、前段之通ニ留流シ敵之左え開キ、前段之術ニ致可打、右之手を打候ハ、留候間ニ我か左之足を敵之右え開内ニ両手ニ而留、薙刀先を下え振流ス間ニ、左之手ニ而手柄栖ミに握り下ケ、右之手之薙刀上而可打、又敵薙刀先をひらくくと動シ少も見合候ハ、我レ両手ニ而敵之頭を打と、敵留打^ウたんと致シ押候ニ付、打薙刀ニ心を置、薙刀え薙刀を付而不放ニ押置而、敵不負と押候砌、撓ミ敵之右え我が左之足計進ミ開キ、両手ニ而敵之右之ニ之腕中程え付押飛シ、つゝけ打ニ打候ニ、外之術ハ不入候、後手ニ相成候ニ付、心配多く候、先手ニ向壹尺之物を壹丈打と為見五寸之残シ、敵之心気釣出シ、前書之術相用候ハ、富崎氏ニ而も弥九郎ハ扱置万九郎ニ而もカツハ幸ニ可有御座候、必々疑べからず、何程成共、道場迫められても、又ハ背を板張え付居候而も、右之術相用候と不苦、一ヲ聞キ万を可シ知、又広道場^{ヒロキ}ニ候ハ、敵之心気を奪イ、虚を實ニ立て用ル術專ニ用べし、併少々たり共節あれバ合打也、万事節無容ニ可シ致、又敵より打候ニ少シ遠候ハ、引、薙刀下り候ハ、半分下り内ニ可シ打、又打内ニ頭を留めんと致、薙刀半分不^ル上^ラ内ニ胴を打と一拍子ニ後ひ廻り、影より薙刀逆ニして、しころ之下より頭ヲ可シ突、又引切ニ候ハ、打内ニ足^ツテ、打引れバ可引、踏込過候ハ、敵之後ひ廻り可シ打、又此方より敵之右之手、実ニ打と為見候と、実ニ打と思ひ留候ニツキ、薙刀半分不寄内ニ左手歟首を打、我か右え開べし、又迎も不叶と思歟、又ハのぼせてか、打内ニ突か打か致候ハ、此方ヨリ半分打出内ニ諸を返シ可打、諸を返し難キ場も候ハ、留

テも薙刀打テ、突而も打而も拍子ニ任かすべし、十方え打来ニ応スべし、又敵上段ニ構い足踏付而境え両手ニ而付候と、敵押候ハ、我が左え開、左之手ニ而敵之両手ヲ押ひ、柄頭ニ而、敵之頭突、夫より可打、又敵そり形ぢニ相成候ハ、両手ニ而押飛シ可打、

(貼紙)

時ニ高島藩中え、越後之国村上侯十二天流之印可請候工藤浪右衛門、同藩え御足輕ニ相
□候、武田軍太、為師範ニて出勤仕候所、工藤氏試合相望候ニ付、武田軍太申候ハ、二
刀流ハ初而二候、私門人兩人ト為試合、右之兩人打負候ハ、私罷出候而試合仕、打負
候ハ、貴公可被成御師範候、大勢之衆、軍太顔ヲ見候、各様御門人ニ可為被成候、軍
太歎御門人ニ可相成候、然者、御試合可被成、先ツ須貝氏(磯右衛門)可試合と申候所、双方支度仕
試合六度合打、五分ニ相成候と、武田軍太、川上直左衛門歎顔を見而一刀指而、各え礼
儀致シ出立候、直右衛門早キ男ニ而、軍太方え參候ニ付相咄候は、須貝氏術ニ而ハ不勝、
今工夫致し候、此術候てと申旨、三尺三四寸之柴木取寄セ由教候は、薙刀片手ニ而持チ、
薙刀ヲ豎は敵え向ケ我歎耳之上より四五寸上ケ可シ構、敵より先ニ出居、場を迫め、虚
ニ実ニ打と為見而半分打、不打ニ可シ待、敵ハ実と思ひ短刀ニ而当テ刀ニ而打候ニ付、
諸を返シ、敵之透間サシ打、又十文字ニ当テ打候而も同術ニ而宜候、打候ハ、右之足
より可シ引、外術は本書ニ記候通教候、軍太先ひ參り老礼致居候と、直左衛門參候と申
候者、川上氏可出と申候所、出立、双方礼儀相調ひ試合仕候所、続ケ而六度責手勝候、
工藤浪右衛門申候ハ、川上直左衛門様ニ打負候ニ付、御門人ニ被成下度段相頼候ニ付、
武田軍太歎門人ニ仕候、初而二天流を見而銘先キ不見分ケ之至ニ候、打負候ハ、藩中之
師範相成り間鋪候、併芸道ニ甚以執心ニ付、打負門人と相成、人々ニ頼られ候而も不苦

190 高島藩足輕となつた十二天流の工藤浪右衛門と軍太門人二人が試合。軍太門人勝ち、工藤は軍太の門人となる。

と存候而、口ニ出次第を申候所、不思儀能參候、前書ニ記候構ひニ而、片手ニ而虚ヲ実ニ用ひ、敵之打来え応シ、薙刀殺シ眼を突ク仕術第一宜御座候、本書記、跡ニ而思ひ出シ候而書張置申候、

又二天流と試合候ニハ、¹⁹¹片手ニ而、薙刀を握り目を耳之上より五寸上ケ、薙刀豎ニ致、はを敵え向、頷をかしめ、左之肩を進メ、先ニ敵之頭上を虚ニ而実ニ打と踏込為見候と、敵ハ実ニ打と思ひ、左之短刀ニ而留、間髪を不入と刀ニ而、我が左之肩歟、胴歟、足歟、打候ニ付、片手ニ而請流、敵之左之胴を打、先ニ立置、右之足より可シ引、左之手ハ留切之死手也、又元之通ニ構え、先ニ頭上両手ニ而強く打出と見セ候と両手ニ而十文字ニ留めんと、半分出ス内ニ左之胴を打、左え廻り影より可突、又我身不厭ニ脇差シ、刀を両手ニ持、乱心之ことクニ振廻參候ハ、¹⁹²離居り、前段之通ニ構ひ、元より左

¹⁹²控居候得共、是迄座元と行事不仕衆、二人共ニ無言ニ而居候ニ付、大勢之見物人こらひ兼高声に申候ハ、武者修行人甚以無利不法申者、表え引出シ打而之踏登、色々悪口被致、二人共ニ無言、青く成候由、甚せわら鋪候由、二人共ニ打負、直々湯原え帰候由、時ニ勝負附失念跡ニ而記施張置候、則佐藤忠兵衛宅ニ而倉之丞、修行人え申候ハ、此方之流儀ハ、素面素一手素体ニ付、道場之例ニ付、則素面素手素体ニ而此方之薙刀ニ而試合可被成と申候所、修行人申候ニハ御尤ニ御座候得共、右之通ニ而ハ願兼候と申候由、金面は取候ニ付、小手竹具足薙刀迄、御赦被下候ハ、試合御願上候と申候ニ付、右願之通ニ致、此方ハ素面素手素体ニ而試合ニ、武田倉之丞両手ニ而薙刀を持上段ニ構え、仙台之藩士、¹⁹³両手ニ薙刀ヲ持而我敵左え薙刀ヲ寄セ、切先地より壹式寸上ケ、両膝ヲ折、足と足之合式尺四五寸放シ、我身ヲ出

¹⁹¹二天流との試合。

¹⁹²ここから文章つながらず。錯簡の可能性あり。但し一八一頁の仙台青柳生心眼流二人との試合と関連あり。

¹⁹³仙台藩士と軍太門人との試合の様子。

シ、双方出合頭ニ倉之丞(くらじ)被レ打候由、甚のぼせ候と相見得候、其後ハ数度倉之丞勝候由、其後佐藤忠兵衛悴同苗之繁蔵弟荒井英蔵罷出、片手ニ而薙刀切先豎構出候、仙台藩士、倉之丞と試合之形チニ而出ル、双方之出合ニ寄セ打チニ修行之頭上ヲ兩度打、其後度々英蔵勝候由、夫より高島藩士若武者長井喜間多、両手ニ而、薙刀中段ニ構出ル、仙台館之若武者は薙刀両手ニ而、上段ニ構、数度試合候所、長井喜間多皆勝候由、夫より修行人二人え向ひ、倉之丞申候ハ御寄得御深切ニ御尋被下候歟、拙者共之師、武田軍太道場相建テ、日本え相廻ル武者修行人引請而、試合仕閑罷在候、先生之拙宅までハ是より四五丁有之候間、御互之為御修行之、御尋可被成候と、再三申候所、門人共ニ打負参兼而、直々湯原迄歸候由、右修行人之名字名前忘候由、被為勝候而、可致師範と思ひ参候所、打負以之外ニ候、

¹⁹⁴之肩を進メ少領ヲしめ打來ル、右之テノ薙刀ヲ、我歎薙刀ニ而殺スト、敵ノ薙刀ハ落ルいなやひとさし指ヲ豎ニ致、刃ヲ左え向、面ヲ突、右之足より可シ引、両刀共ニ一拍子ニ打バ、元之通ニ構ひ、前足計乍引、敵之右之手之薙刀をはね返シニ打と、薙刀ハ落ル内ニひとさし指を豎ニ立テ、刃を左りえ向、前足計出シ、面を突、乍引薙刀ヲ上、元之通可シ構、八方え打來ニ可シ応、前書ニ記術、薙刀ヲ殺、面を突、踏込過候ハ、領ヲしめ少シ、縋候内に、薙刀之柄頭を天窓之上ニして大指をひとさし指ニてしめ、三本ハ豎ニ致候と、天窓より肩胛迄隠れいなや敵之右え右之足より踏込而、敵之影より両手ニ而打、敵之後足え我か左之足之大指より懸而引と、両手ニ而押すと一拍子ニ致と我か目之前ニ外と打と一拍子ニ可シ致、一度試合致、二度試合兼候容ニ可致、併若後手ニ相成候ハ、太刀殺第一也、又鎧と試合ニハ左之肩を先ニして肩之上え面を向、領をぬ、左之手ヲ先して右之手ハ跡ニ致、足を不留ニ、先々と致、内ニ寄而突歟虚ニ而実而突か、打付而突かと心氣をめくらし試合致

¹⁹⁴文章つながらず。以下は一六八頁の「元より左」の続きか。

内、鑓先ケハシひらくく、虚ニ而実ニ突く、バ虚は半留ニ致、実ニ突、来をはね返シ、踏込一拍子ニ参内、敵も名人、左え開、右之膝を下イ着、其間ニ鑓を後えすぎ、左之膝を立突候ハ、後之右之足を左之足之方え踏出間ニ、木太刀ニ而鑓をはね返シ、しころ之下より突上べし、又敵ハ気を見而術を廻シ突候を、ひたく、留参内、心気夕はみ候と、敵引場所無之と、鑓之石ずぎを上げ揚ケ、頭上歟肩ばん尺通シニ突候ハ、前足引而空地を為突、踏込可シ突、又実突ニ候ハ、身を開キ、鑓之青首握り、コモチノ乱右はぢ之棹サオ二乗が如クに参可打、又敵之心氣を奪、不為発、突共打共皆実ニ為致候而鑓殺之術專感要、又長刀と試合候ニハ、則鑓と試合之形ぢニ而、劍術と鑓と試合候心半々ニ而可試合、長刀を鑓之心ニ而留而ハ、押手開突候ニ付不留ヲ故ニ、諸を返踏込可打、押手不開候ハ、唯留候而宜候、左右共ニ同容也、虚を含、実ニ突バ半留、実ニ突を諸を返可打、又試合出デ頭ニ握を寄、打ニ可シ致、先ニ踏こミ打出と、長刀ニ而留めんと忝尺分ル内、五寸寄内ニ可シ打、又長刀ニ而頭上打候ハ、ぎれ乍諸を返、踏こミ可打、足を打バ引可打、打内ニ留候ハ、半分打出と脇へぎれ可打、敵踏こミ、上左右ニ不限打候ハ、此方ニ而も踏こミ長刀を殺、飛入可シ突、又陳鎌と試合候ニハ刀大小両手ニ持、片手ニ而、敵之頭上打と、敵ハ左之手より鎖付ふん銅打と、ひらくく、とからまる、其手之簞刀先を下ケ、右之手之簞刀ニ而、頭上ニツニなれて見セ候と陳鎌ニ而留んと半分上ケる内、面を突可引、農工商一刀相用候者ハ、片手ニ脇指を持、片手ニ鞘之鑓を握り前段之術ニ而試合候と、慥ニ勝候、又ふん胴不用鑓カと鎌計ニ而試合候ハ、虚実マを持而安めて餅也、又大勢と試合候ニハ可シ逃、逃候と追來者を虚実を以打、又追來を、足を不留ニ何十人成共打候と引逃候ハ、此方より追打ニ可致、又追候ハ、逃可打、若又逃候所無御座候ハ、こたてを取可試合候、忝人と忝人ニ而試合候ニハ、先ニ出敵之居場をセば縦令ニ我ハ鷹と成、敵を小鳥と氣を可シ奪、敵後手ニ成候と、鑓、長刀、劍術、鎌ニ至

195 農工商の一刀持ちとのたたかい方。

迄、全勝得事無シ疑、又我が体之内え、敵実ニ打候ハ、薙刀を殺シ付而押飛シ、仰ニ返可打、併先年拙宅え修行人参り貴丈倉丞事試合之砌¹⁹⁶、敵打を留付押候所、壹間半余飛シ候所、修行人よし／＼と申候ニ付、勝ニ相成候得共、我と敵と之合合テ隔居候、業者ヤニ候ハ、勝も負とも不知、先年秋山要助尋来、武田軍太と試合致候砌、秋山要助両手ニ而留而、手を延ばシ押候ニ付、軍太とつて返シ、三四間走り要助方え向候所、見物人之内高畑藩中吉田庄左衛門、勝負有ると被申候ニ付、引候が貴丈も秋山も留而付ル手を延シ、押候ニ付、前段之通ニ参候、自分若年打流シ之流儀ニ付、増而ハ壹本ニ打故也、併唯今ハ昼夜工夫前書之通之術ニ、貴丈も要助も唯拍子ニ懸り、我体ニ含無シ、二手ニ而唯押し候ニ付、敵ヲ飛シ切ニ而不至仕内也、留而付押容ハ如斯ニ可致、我が頭か左右ニ不限、実ニ打候ハ、元より左之肩を出置而、敵打候ハ、少シ進出、我が太刀之しのぎニ而二三寸はね返ニ打と、敵之太刀ハ死也、敵之薙刀打内ニ留乍、手をちゝめ体ニ而参、敵之体えつきわて手を延シ、押も敵之足之安ぐとへ、我か左之足之大指よりかけて引き押も、右四五術、一拍子ニ無キ節様ニ致候得バ、敵ハ我前え足を上ニ致、肩を下ニ致候ニ付、打共突共自在ニ候、其場ニ応シ、右之術ハ今ニ出間鋪ニ付、前段之通ニ致、能々合居り敵打薙刀を留、付而押飛シ、一拍子ニ参敵え乗、手柄栖みニ左之手ニ而握りさけ、右之手ニ而可シ突、扱又先年秋山要助と試合致候時、大勢之中ニ而打負、其上甚悪口被致候砌ハ、若年未熟故、変化か鬼神之容ニ被思、実ニ失十方を候歟、今考候ニ、秋山要助術ハ実而計遣ひ、乱打重ね打を専ニ致候、外之術ハ打来クを引而留、又打を引而留、段々打を気を見而留、我又乱打ニ参候而、夫より頭上え重打ニ而、同道致候門人、佐藤嘉右衛門ニ同苗源藏ニ打勝候、幾度試合致候而も、秋山要助術ハ同容ニ候、打候而拙者ニハ不叶と申、其度々引候、熊谷倉之丞咄ニ江戸ニ而も皆左様之稽古之由、夫より乱打ハ此術ニ而可勝、付而押術ハ此術ニ而可勝、重打カサネハ此術ニ寄勝と教候得バ宜と存候ニ、右之てたて

196「貴丈」の横に「倉之丞」の注記があることから、この前は寒河江倉之丞への剣法伝授の文章。

不知哉、軍太と試合ニも嘉右衛門ニ源蔵と試合候砌も、薙刀取出て犬之いがむ様ニこきうを懸ク、いがミ候ハ芸術中程之心底ニ候、付而押術致候歟、前書ニ記通ニ而、至不申付容ニ候、猪獅獲武者不敵而、我張者ニ而、並々より勝レ者之劍術者ニ候、併極位之術ニハますノ遙遠ニ御座候、右之氣質故、我流計善キと思ひ、我上手成ると思候故、一生ハ扱置而、二生而も至極之位ニハ被至申間鋪候、秋山氏嚙承り候ニ、十七八歳前ニ外道并博奕致候者共ニ被頼後見致、多之人をあやめ、又ハ殺し其上悪事計致候故ニ、敵多く相成、難住、髪を取而、伊豆ノ国え帰り、庵主と成、相果候由、其後武田軍太工夫之術ハ虚ヲ実ニ用ル術、打内ニ足而打術、心気奪術、寄而打術、水上ニ胡葦子之術、敵隠れ之術、変化之術、当柙術、太刀殺之術、氣殺之術等きうを走り、我心空ニ致、其内ニ妙術之場、都合十二三ヶ條、不足併是迎も先年秋山要助ニ若年之未熟故打負、其上ニ悪口之内劍術ニ不成、何成物と被申候、右ニ付甚残念弱虫愚鈍ニ候而も一念迎候ハ、と存、日夜心魂込候而諸流と試合致、敵之善を取、我力悪を捨、其上ニ寝而も起而も能々工夫致候ハ、秋山要助ガ御影也、則武神共可申哉、貴丈も此上諸流と琢磨致、善ガ有バ取、能々工夫修行有度候、常々師範致候通、其場ニ応ジ其時ニ応ジ、其流儀ニ依而試合致、勝候ハ上手と申物ニ而候、道場迫められ、不任心底ニとハ、芸術之不至と申物と申候、時居村之三郎左衛門居合申候ハ右之術、細々承候ニ、相撲ニしば返シと申手歟有之候歟、私劍術稽古ハ不致候得共、幼年より御稽古拝見致候歟、寒河江氏え先刻より御教示之術之内、斎藤弥九郎と試合之砌之術は能々似合、誠ニ以乍不存、面白感心致候と申候、夫より江戸ニ而試合候流儀え其術々え、手段を付相互ニ敵と成、試合所、誠ニ能ク勝而候共、神慮之術成ル哉と乍我、実ニ感心致候、

扱又其已然ニ羽州安久津村佐藤雄吾発起致、同村八幡宮下え額ニ致文書仕、師弟之姓名を

197 秋山要助の嚙。

198 「水上ニ胡葦子（瓢箪か）之術」とは、水の上の瓢箪を押すと、ひよいと向きを変えらるような術のこと。

199 日夜心魂を込めて諸流と試合をしてきたのは、よき工夫のためであり。秋山要助のおかげだ。

200 軍太門人が安久津八幡宮に剣額を奉納。

記、木太刀奉納仕候、其後米沢侯御領内小出村横沢源内悴同苗理七発起致、同宮え額二仕致、文書師弟之姓名ヲ記シ、小太刀奉納仕候、

其前後最上え相下り、処々道場廻勤、師範致候内、色之事共有之候得共、余り事繁ければ、不記候得共、其内昼夜心二不怠、工夫修行致候得共、術行バ術遠く、当辰孟春之頃、²⁰¹四十七歳ニ而、自分と発明致、旧習之心地流を捨、改而武元流と号、^{カクチ}容も術も印可迄都而相改候、此武元之二字ニハ、誠ニ難有詛有之候、誠ニ心神ヲ込候、^{クハゴ}華嚴經ニ曰、三界唯一心故歟、何流ニ而も聞と直ニ其術々え手段を付、此術ニ而慥ニ勝と申ハ寄妙也、自慢ニハ無御座候得共、唯茶呑嚙ニ煙管^{キセル}を持而、何流ニ而も其流儀次第、其流ハケ様ニ致、慥ニ勝術ヲ付、仕内致候者ハ、故有之間舗と存候、試合致候而ハ勿論出テ間舗と□存候、

扱又寒河江倉之丞初テ江戸え出府後、右之術々教授之上、岡田十松宅ニ而先年試合致、何分共、不任心底ニ、甚残念故ニ又々為修行之出府致度むね、相願候ニ付、誠ニ其道に寄得千万、随分可致出府と申候所、倉之丞相願候ニハ何卒御名字拝領仕度と達而願候、²⁰²長年万事能相勤剣術甚出情致、心底宜故、願之通、武田之名字相赦候、武田倉之丞と相改致、歡喜而出府、所々之道場相尋、遂試合ヲ剣術家面附、左之通ニ御座候、

一²⁰³ 流行心眼流 下谷御徒士町

井場八郎治

一 直真影流

下谷車坂

井上伝兵衛

²⁰¹ 文政三年（一八二二）、心地流を捨て、武元流と号す。

²⁰² 寒河江倉之丞、再度の江戸出府にあたり、武田の名字を所望。武田倉之丞と改名する。

²⁰³ 武田（寒河江）倉之丞が試合をした江戸の剣術道場の名簿。

一 大圓一心流

牛込

串淵弥次尊

内弟子東海林孫八

津田貞治

一 直真影流

江戸見坂

長沼庄兵衛

一 無双神刀流

近習堀御徒士町

鈴木伊次郎

内弟子遠藤貞之進

一 直真影流

溜池之辺

長沼四郎左衛門

一 大極一心流

西ノ久保

小川周治

一 安心光流

本町四丁目

近葉要人

一 二天流

下谷御徒士町

藤川権八郎

一 鏡心明知流

南八町堀

桃井春藏

一 寄心流

同町

米田新八郎

一 神刀無念流

小川町

岡田十松

内弟子

齋藤弥九郎

江田政治

一 三和無敵流

柳橋

佐々木豊八

一 天心上極流

柳橋

山口伊藤太

一 一刀唯心流

水屋

奥山京太郎

一 直真影流

下谷

山口仙蔵

一 小野一刀流

同町

山本勘兵衛

一 鏡一心流

榎木町

小野寺伝蔵

一 夢想壺流

富永町表

佐川直八

一 神刀極動流

網ノ坂

荻原権之助

内弟子青木金治

- 一 雲光流
下谷
高崙菊治
- 一 鹿島球磨流
西ノ久保
藤井隼人
- 一 大圓心極流
本町新通
山田相馬
- 一 一圓心流
六番町
遠藤政八
- 一 卜伝一心流
谷町
森重忠七
内弟子荒島主馬
- 一 木葉一刀流
同所
齋藤清五郎
- 一 法藏院流
本町通
山中鬼内
- 一 寄進学流
谷町
馬島太玄
- 一 無双唯心流
青山
小池吉之右衛門

右江戸表ニ而何れも高名之兵術家を弍拾九軒相尋候、²⁰⁴遂試合ヲ致、修行候上、種々之嚙承候

²⁰⁴ 武田倉之丞、江戸の道場のことを軍太に話す。

処、中二而も無念流之元祖、今之岡田十松よりハ三代前、富崎熊太ハ丈五尺壹寸之由、²⁰⁵

205 戸賀崎熊太郎のこと。

心極流稽古致、印可請候而より諸流と試合致候上、旧習之真極流を捨、工夫之上、無念流と号候由、右富崎熊太郎出生ハ下野之國二而、富崎村之百姓江戸表え致出府、小川町二道場相建、四五年致住居候処、其後大ニ被行名人と名を海内ニ弘メ、右高弟之岡田十松え印可致シ、道場も相讓、老年ニ相成在所え引込候処、御領主從名字帶刀ヲ御免被成下候由、尚又、

富崎熊太郎と申候由、同人門人岡田^{丈五尺三寸之由}十松ハ師匠富塚氏之半芸も無御座由、²⁰⁶

206 岡田十松のこと。

キ老人有や無シや二候、十松詩之まね茶之湯等致候而、人物宜故ニ師匠より被行候而、諸侯方え致御出入候所、五十余歳ニ而死去致候由、同人悴共家ヲ相統致、則岡田十松と名乗被行候由、武田倉之丞帰國之上、諸流之術相噺候内、ト伝流之森重忠七、突術大ニ致候由、直真影之井上伝兵衛上手と承候得共、²⁰⁷二流共ニ縦令烈鋪共、先ニ向、虚実変化太刀殺氣殺相用候ハ、何程之事も有之間鋪候、其外諸流共ニ同容也、併外之流儀ニ而ハト伝流、二天流、青柳生流、富崎熊太郎工夫之太刀、右四流儀、術之咄仕内を致候ハ、此術ニ而慥ニ全勝を得ルと答候ハ扨置、武田軍太扇子を持而仕打致候ハ、閉口可致と存候、武田倉之丞ニ諸流之儀承、中二而も上手之四流儀之術を致、此方ハ武元流ニ而相互ニ替ル、試合致候ニ、武元流ハ^キ寄妙ニ勝候、²⁰⁸自慢之容ニ而不宜候得共、先ハ善、^{ヨキ}分而石火之^{無念流之極意}き面白ク候得共、石え重敷^{アタラス}不当ハ火ハ出申間鋪候、前書ニ記、虚ヲ実ニ立て用ル術ヲ先んと致シ、扨壹式ケ條ヲ以而試合候訳也、併縦令勝れ候時も、仲々剛流之儀、外之流儀ニ而及所ニ有之間鋪と存候、能ハ壹本術ニハ是非、打勝候容ニ術ヲ付、一入感心致候、道場渡世ニ相建候程ハ適有之候、仲二而も^{（けわし）}尠ハ富崎熊太郎工夫之術也、併武田倉之丞歟問候と、直ニ答而教候、前段ニ書記候通也、大勢門人之内、前段流儀を改不申内、心地流之印可赦候面々、嶋津官藏、佐藤雄吾、佐藤繁藏、神保栄藏右四人え申間候ハ、富崎工夫之術と相見得、斎藤弥九郎術之訳、細々相咄

207 卜伝流、直真影、二天流、青柳生流のこと。

208 軍太、諸流との試合を想定して話す。

候上ニ、右之術ニ如何致勝候やと、為修行之間候所ニ、右四人とも二少も答出不申候、其後三四十日工夫致候得共、一切答出不申候、外之三流えハ其者之芸ニ応じ答候、富崎熊太郎工夫之術ハ、甚^{（けい）}心^{（けい）}六ヶ鋪故、尤も二候、外数年稽古之面々、中程稽古之者共え四流儀之術ニ勝ち候術、教候得共、出来候族も有之、出来不申者多く御座候、諸流之者共、古語を覚、奇妙之空之極意之至極之位之と、口ニ而ハ色々申候得共、箆刀取而何歟何れ相用、此仕内ハ此心歟と、申訳も不存候而、上手振り任せ、口ニて我が闇ハ不知、各も右同容哉と存候、是迄師範致候術々、専ニ相用諸流ニ慥ニ勝候術ハ、縦令バ道場え出候ニ、敵歟心百含出候ハ、我が心千含可^{（し）}出、併敵ニ勝度、打氣ニ成と必々合打、又ハ勝たり負たり不分物也、右故ニ身不屈心不撓^{（た）}、腹^{（はら）}を張り、口を^{（くち）}、齒をそつと合、頷を少シ^{（め）}、鼻先よりこきうをしづがに、遠ク敵より万倍含増、眼を能々^{（ご）}、則摩利支天尊之^{（ご）}とくニ成り、敵之心氣を奪ひ出候と、自然と敵ハ後ニ成物也、誠ニ我が心をヨクヨク空ニ致、自柄術ハ其内ニ有り、我カ声と打箆刀と一拍子ニ參内ニ留而、突歟、打か留切歟、留而付ル歟、開ひ而打歟、諸^{（も）}を返し打歟、引而打歟、引切歟、又間も不見出ルと打歟、打箆刀を打歟、不叶と思ふて歟、のぼせて歟、打とひとつに突歟、箆刀ヲ曲テひしいて突クか、打歟、虚ニ而実ニ打歟、突歟と万事敵之心氣を見抜き、虚実変化寄せ打之術、左右え水上ニ胡葦子^{（ひやうたん）}を加ひ候術、太刀殺之術、氣殺之術ニ而試合候ハ、百戦百勝無疑、全勝を得也、併右之術致候ニハもらすことを能々可^{（し）}慎、於不^{（し）}慎ハ、決して右之術不出候、相心得可有之候、近術、中術、遠術不得バ不成、右術々自然ニ右之位ニ相成、不動智不得ハ、其流々ニ応シ其場ニ応ジ、其時ニ応ジ、勝手ハ不成物也、空中之如^{（し）}花之水中之如シ、自之漸^{（よ）}ニハ、難得術也、武田軍太、如此ニ存候、又流儀ニ依而、他流と不試合、他流ニ稽古も不^{（三）}見^{（一）}為^{（セ）}二族多く有之候、師より印可を請、独り無此上流と心得、師範致候人多く有之候、並々之兵家ハ我カ旁計尊シと思輩、世間ニ多

分相見得候、於当流ニハ左様成心持ハ堅く無用と存候、且武田倉之丞帰国之上、為申聞候ハ、岡田十松宅えも相尋、又斎藤弥九郎、江田政治、其外大勢と試合致候所、去年中ハ何と無、立ちのぼせ、道場之東西も不相分程ニ御座候処、此度共心も落着、其上ニ第一御師範被下候術相用候所、心之儘ニ参候、扱諸道場え参候而も相応ニ被行、偏ニ難有、乍礼謝相嘶申候、一躰此倉之丞、最初致稽古候ニ、並々之人より鈍キ方ニ而、芸術修行抄取不申候得共、武芸ニ甚執心深く、神仏を祈、七日八日位、断食之事、是迄三度、或ハ神社え参籠仕、又ハ寒中ニ相成候と、未明ニ三十日不怠日参、心願を込、無怠稽古修行致候、数寄は物之上手成と申諺之ことく、其後六七年之内に武芸達者ニ相成候、併我が下手成者と試合稽古致候而も、同段之者と試合稽古致候而ハ勿論、こきうを遠く、忝太刀殺氣殺之術一切不出候、不意之場ニ而、左右え水上ニ胡葦子(ひよつたん)之術も不出候術ニハ難得術也、

偕又 武田軍太、村山郡え罷出、天童并ニ在々所々、尾花沢迄相下り、六七年師範致候而、門人三百人有之候所、高島藩中諸士一統え師範被仰付、其上加督国太死去、外出延引ニ相成候、武田倉之丞え前段武元流之印可赦候ニ付、則最上之門人共え添書指遣候所、諸道場不残昼夜稽古相初、無怠慢十三カ所師南致候、日増ニ道場相増候段、少ハ安心致候、武田倉之丞発起致候而、最上若松觀音堂え、²¹⁴ 竪五尺、横ニ壹間半之額ニ致、文書仕、三三百人程ニ而、師弟之姓名を記、木太刀奉納仕候、偕又、武田倉之丞随分出情致、会津并伊達、江戸え兩度出府致候ニ付、末々ハ江戸え登、若師範致候弥と歡喜致候所、如何成ル心底ニ相成候哉、高畑藩中御徒士格、熊谷次左衛門方え智養子ニ罷越候、²¹⁵ 何卒以テ流儀弘度存候得共、不任心底ニハ甚残念ニ罷在候、

209 武田倉之丞のこと。最初は鈍かったが、修行に励み、武芸達者になった。

210 村山郡の軍太の門人は三〇〇人余。

211 高島藩の師範を仰せつけらる。

212 軍太悴の国太、死去。

213 村山郡の軍太の道場は一三カ所。

214 最上の若松觀音堂へ額を小太刀を奉納。

215 武田倉之丞、高島藩家中熊谷次左衛門の智養となる。

扱又高畑藩士大勢稽古被成候内、鳥海山人門人御用人、学者、学文之井氏名玉海、長井蔀悴之長井喜間多²¹⁶、十二歳より劍術門入致、昼夜不怠稽古致候、時ニ米沢藩士数年稽古積候人五人相揃候而、武田軍太宅えハ参兼、安久津村枝郷八幡金藏院え罷越候而、武田軍太門人共え拔々ニ使遣、試合相望候ニ付、罷出候由、米沢藩士穴沢吉右衛門屋代英治、右両人ハ須藤七右衛門門人ニ而、門弟五六拾人宛え師範致候由、外参人ハ、普学流遣之由、武田軍太門人六人、右八幡宮別当金藏院え罷出、礼儀相濟候而、夫より立合ニ長井喜間多十八歳、屋代英治三拾七八歳、双方一礼を致、試合二十三度、屋代英治打負候由、長居喜間多不引ニ、御望ニ候ハ、何方様ニ而も御試合可被成と申候処、大男穴沢吉右衛門四十壹歳と相見得、立合ニ、双方一礼を述、試合候所、義経と弁慶試合之容ニ而、小がきと見而打共ひらりくとはすし、壹度試合候内、二本三本穴沢吉右衛門被打候而も合点不致候所、長井喜間多申候ハ、切而モ切而モ不切哉、寄来ル人哉と申、平氣ニ而虚実を以十度余長井喜間多打勝候由、打負穴沢吉右衛門ハ、大行ニ而引候由、長井氏不引ニ、御望ニ候ハ、外御三人御試合可被成と被申候所、普学流ハ他流と試合不致、師弟之約速之砌、他流と試合致間鋪と血判致候ニ付、延引と被申候由、其後荒井英藏と穴沢吉右衛門五歩ニ計相成不分よし、夫より貝谷新助と屋代英治試合候所、数度之内、合而五歩く之由、夫より川上直左衛門と穴沢吉右衛門試合候所、右同段都合ニ五分く之由、夫より羽州置賜郡二井宿村嶋津六兵衛^{若名魁介}三男同苗廣介罷出、御望之御方試合可被成と罷出候所、屋代英治罷出、双方一礼を述、試合致候所、十度計試合致候内、十四五本屋代英治打負引取候由、島津魁介不引ニ申候ハ遠路是迄、御深切ニ御出ニ付、皆様御試合可被成と申候所、残四人ともニ延引之由、魁介術ニ恐入と相見得、壹人も出不申由、別当金藏院出生ハ、米藩三手衆之子、二十歳計ニ而出家ト相成、少ハ劍術ノまね致候よし、右五人共ニ口を閉候ニ付、念頃ニ一礼申述引取、武田軍太宅え参候人数、長井喜間

216 長井喜間多のこと。

217 米沢藩士五人、軍太門人と試合する。

多、寫津魁介、須貝磯右衛門、川上直左衛門、荒井英藏、貝谷新助門人六人相揃罷越而、八幡寺二而懸合之訊、試合之容子細々噺為聞候、試合砌、見物人六七十人有之候由、

其後安久津村佐藤忠兵衛宅え仙台より青柳生心眼流、数年稽古致、印可請、師範人之由、忒人相尋來、²¹⁸武田軍太門人共え使有之候二付、罷出候者ハ、長井喜間多、武田倉之丞、佐藤忠兵衛次男荒井英藏、右三人替るく、罷出試合致候所、仙台修行人忒人共二打負残念二候哉山中者共と存而無利不法悪口申候由、其儘ニ試合仕候三人之兄弟子、佐藤雄吾、同苗繁藏、其後米沢藩中え長井喜間多、荒井英藏、諸兵家え相尋、試合相願候得共、²¹⁹先方ニ而延引無拋罷歸候由、夫より同在々剣術下手ニ而も印可請候者共え相尋、試合相望候得共、是又先方ニ而、甚以恐入候容子ニ而、延引故ニ無拋罷歸候よし、

文政十年丑十月上旬ニ武元流印可、御奉行役長井喜間多^{物頭格}二赦候、²²⁰其翌年高畑御藩中不残最上天童え御引移ニ相成候、其後剣術之師範長井喜間多ニ被 仰付候由、文政十三歲寅三月、²²¹熊谷え參候テ武田之名字相止候而、熊谷倉之丞発起致、羽州亀岡村五台山文殊尊堂え、額ニ致、文書仕、百拾五六人師弟之姓名を記、木太刀奉納仕候、都合額数四枚、三ヶ所え奉納ニ相成候、

其前より最上高揃村より宮城雄太と申者、²²²武田軍太宅え罷越候二付、高揃村え文通致候所、同人実父罷越、呉々願候二付、内弟子ニ致、昼夜稽古為致罷在候、然所安久津村佐藤善吉悻医道稽古ニ登候二付、是非く、江戸表え出府致度達々相願候二付、随分出府宜候得共、今二三年修行稽古之上、可參と申候、然所七八年稽古仕候、此度佐藤俊之助出府被致候二付、

218 仙台の青柳生心眼流の師範二人、軍太門人と試合して負ける。

219 軍太門人、米沢藩の諸兵家に試合に行くも、断られる。同領在々の道場を尋ねるも断られる。

220 文政一〇年（一八二七）、長井喜間多に免許を赦す。のち天童藩の剣術師範になる。

221 文政一三年（一八三〇）、亀岡文殊尊へ木太刀奉納。

222 最上高揃村の宮城雄太、内弟子になる。

宜道行、是非登度相願候二付、暇請遣申候、翌々辰二月廿八日ニ武田軍太宅え罷越候而、相
嘶候ハ、²²³去々歳無利ニ御暇相願出府致、仲ニ而上手成ル兵家相尋能々試候得共、少も感心致
術無御座、何れ得候劍術は、忝人成共相見得不申候、実ハ愚父大病ニ而江戸え飛脚參候ニ
付、同道ニ而先日帰国致看病致、罷在候ニ付、唯今迄伺公延引恐入候、扱又此頃居村え白川
より二三歳以来一刀流森本與市と申者が師範致罷在候、²²⁴先日私江戸より相下候所、森本氏門
人共是非共試合致度段、尚更森本氏試合相望候ニ付、白川ニ而も黒川ニ而もと存候而、先方
之道場え罷出、礼儀相濟候而、双方金面小手竹道具足相用、一礼述、試合致候処、宮城雄太
ニ森本與市ハ十二三度打負候由、其後中程三度森本ニ宮城ハ被突候由、夫より十三四度森本
ハ宮城ニ打負候由、森本門人共ハ宮城雄太歎術を見而恐入候哉、最初ハ甚進ミ候歟、試合延
引致候、見物人百人余有之候由、其後森本與市と宮城雄太、此方之道場え引寄、為試合致見
物度、皆々相談之上、天童藩中熊谷倉之丞方え、右之訊申遣候所、上州樋口重郎兵衛門人荒
井助作、²²⁵此人ハ從幼劍術を好、長年樋口氏ニ隨身致、夫より日本修行ニ相廻、日本半分余
諸兵家相尋致、試合勝負付、并国々細々相記、右牒面持參候由、大好ニ而何人ニ而も諸流え
相望候而試合致候由、前段右之嘶、噂承候、荒井助作天童え參居候而、訊有之御足輕ニ相添
候而熊谷倉之丞同道ニ而高揃村え罷越候而待居候所、山野辺之役人之由、森本與市ハ、²²⁶先日
ニこり不申、門人大勢召具シ、罷出礼儀相濟、懸合ニ熊谷倉之丞申候ハ、先日御望ニ付、同
郷宮城雄太、其御元之道場え罷出、任御望ニ御道具不残相用致候よし、道場礼ハ御互之儀、
今日は御尋被成候ニ付、素面ニ而此方之彫刀ニ而御試合可被成段申候所、森本氏初門人共甚
無利申候得共、懸合ニ負、口を閉罷在候所ニ、熊谷倉之丞申候ハ、左程礼儀御失被成候而能
ハも御師範被成候、併道場之例相背、御赦シ可申候ニ付、御道具何成共御用試合可被成と申
候所、閉口ニ而師弟共ニ一礼申述、罷歸候由、右森本與市ハ在々所々師範を致候由、此人ハ

²²³宮城雄太、江戸修行に出て、戻る。

²²⁴一刀流の森本與市が高揃村で師範。宮城雄太、試合する。

²²⁵樋口重郎兵衛は馬庭念流の宗家。荒井助作は天童の足輕。

²²⁶森本與市は山野辺（白河藩領）の役人。再び宮城雄太と試合に臨むも、試合せずに帰る。

白川御役所之役人之由、然所荒井助作、宮城雄太え申候ハ、乍御苦勞御試合被下度と相願候由、²²⁷宮城雄太答ニハ、御互為修行之、然バと申一札申述而試合致候所、雄太ニ助作ハ式拾五六度打負候由、夫より村内之衆歟、倉之丞と助作ニ酒肴振舞候由、右両人厚例申述而、天童藩中え罷歸候由、其前ニ高畑枝郷北目青龍寺道士三男、高羽監物房、武田軍太宅え劍術稽古ニ参リ、²²⁸細々相噺候ニ付聞置候、宮城雄太も最初懸合より之訳相咄候ニ付、武田軍太問候ハ、面小手竹具足ニ而、突術を第一と致、一刀流森本興市と試合致、貴丈十二三度勝、中頃三度被突、其後ハ十三度共ニ勝候ハ、誠ニ以大出来、随分宜候歟、併中頃三度被突候ハ如何之術ニ而被突候哉と問、宮城雄太答而、森本氏中段ニ構出、私ハ上段ニ構、心を込而、不打ニ打を待、道場之角迄、押詰候所、虚無シ、忝本突ニ三度共ニ被突候、私何分共、心ニ落入不申と言、軍太又申候ハ、敵之心を我心ニ而奪、不打ニ道場之角迄押込候ハ、印可取も不及、甚宜仕内、併押詰候而、心気たみ候ニ付、三度共ニ被突候筈、押詰候而八十歟十一迄可勝訳、扱々残念也、此後若右之仕内有之候ハ、押詰ルいなや、虚を突ニ致、打と為見べし、十人歟百人迄我が氣、実ニ成居り、負度ク無キハ人上ニ而、慥ニ打候を打乍、留ニ而も由、請を返シ乍ニ而もぎれ、左之手ニ而、敵之手柄搦ミニ握下ケ可突、貴丈心懸ケ悪候訳ハ初而他流と改試合致候ニ、常々相噺而居候通、三度ニ可限、二度勝候ハ、夫切、勝負不付候ハ、今忝度ニ而可相分、夫ニ同シ人と十二三度勝、馬鹿く鋪、長々試合候ニ付、其内ニハ心氣滞候、此後ハ規度可心懸候、同門と稽古ニハ長く試合可シ致、旁申聞候所、雄太無言ニ而罷在、御尤至極感心仕候、以後ハ御教示之通、相守可申候、夫より申候ハ、又江戸表え二三日中ニ出府致度候、急々ニハ不相成共、何卒工夫廻シ、縦令粉骨ニ相成候而も、名ハ末代、道場相建度、²²⁹実ニ心願ニ御座候、元ト尊館え伺公之砌より、日夜朝暮、心底ニ不絶候、江戸諸道場廻り拜見致候所、恐入候劍術者無御座、縦令賤身ニ候共、一念ニ候

²²⁷ 荒井助作、宮城雄太に試合を申し込んで、負ける。

²²⁸ 高畑枝郷北目青龍寺の高羽監物房、稽古に来る。宮城と森本の試合を復習する。

²²⁹ 宮城雄太、道場を建てるのが心眼。軍太に免許を請う。

間、師範不出と申訳も有之間鋪候、併印可無御座候而ハ指南も相成兼、右ニ付御願候ハ年数も無御座未熟之私、恐入候得共、何卒願わくハ此度印可頂戴仕度、偏ニ奉願候、縦令印可頂戴仕候而も、御流儀之御名をれ、外聞ニ相成候事ハ毛頭不仕と泪をうがめ、赤面ニ相成、頭ヲ下ケ申候、武田軍太申候ハ、門人五百人歟、²³⁰少々抜有之とハ乍申、出府致、師範之心指之者無御座、前段佐藤雄吾、²³¹江戸え参り指南之心懸ニ而出情致候得共、志願不屈、右之心底ハ失ひ候、其後熊谷倉之丞、会津并伊達え参候而諸流と試合、其後江戸え両度出府致、扱々能出情ニ付、末々ハ出府致、道場可相建哉と頼(たのもて)毎鋪歎居候所、貴丈之被知候通、若キ故、ぐれ僧ニ相成候、併天童藩中御徒士目付以下え師範被仰付候ハ宜候得共、²³²流儀之弘まるニハあらず、右ニ付無力罷在候歟、寄得ニ貴丈右之志、感心致候、併芸術ハまたく至極之位ニハ遙遠ニ候得共、此上諸流と磨ニ琢一致シ其上大勢門人え師範致、其上ニ上達之門人有之候は自然ニ発明致物也、先手ニ向ひ術をめぐらし候ハ、敵ヲ手ニ入候事は可シ有、常々執心故ニ随分印可シ赦と、天保三年辰二月廿八日ニ武元流之印可を指赦候所、同三月初日ニ致歎喜、礼謝致而江戸表え出府致候、²³³

扱又諸門人え常々為申聞候ハ、何流ニ而も印可請、諸流と試合琢磨之上、能々心魂を込而工夫之上、自分と発明不致候而ハ、不相成候、無左時ハ井之底之蛙大海を不知と申物ニ相成候、諸流共ニ末々ニ相成候と他流と試合も不致候而、唯一郷之身ニ師範致候得バ謂る人之愁は人之師たるニ落入申候ニ付、決而左様無御座様ニ他流と修行有度物ニ御座候、縦令世間ニ而下手と申者有之候共、何と嘶られ候共、少も不苦、其道ニ取てハ瞽万人、目明者人有や無シヤと存候間不苦候、御仕官ハ今日之行也、其外ハ家之案山子と申物也、衛身之具のため也、又右之術を考候と不試合共、今試合心ニ而生涯無此上大果と存候、我が家業之外ニ心ニ

230 軍太の門人は五百人余。

231 門人佐藤雄吾、江戸修行するも志願、屈かず。

232 熊谷倉之丞も道場建てず。天童藩中御徒士目付以下の師範を仰付けらる。

233 天保三年三年（一八三二）、宮城雄太に免許を赦す。雄太、江戸に出立する。

少々日間有バ、昼夜ニ不限、諸流ニ勝術を工夫第一と存候、然ル時ハ外ニ余念有之間鋪候、唯此上ハ武元流を可相成ハ後世千載ニ遺シ申度、枯木と等シからん事を恐れ右之子細を自負ニハ似れ共、書置候、読書ハ別而愚鈍、文盲に候得共、人を相頼為書候と付タリ有之候哉と、直筆ニ而書遺シ置候半ぬ

天保三壬辰二月廿八日

行歳五十九也

武田軍太 印

武元（花押）

武田軍太宅え相尋来候劍術修行人之姓名前段ニ記候得共、俄ニ修行人之名見候ニ早速不得見候ニ付、一処ニ為寄記置²³⁵

会津藩士

一、寛政四年巳八月廿日来ル

夢想流

鈴木胡左衛門

土井大炊頭様藩士

一、寛政七年卯四月十六日来

真極流

関戸正七

伊豆国在

一、寛政九年巳四月十八日来

無念流

秋山要助

江戸本郷二町目

一、寛政十年午五月廿日来

雲光流

山脇源次郎

最上大蔵村

一、文政五年辰十一月十八日来

無念流

稲村久松

最上山野辺村

234 武元流を後世に残したく、子細を直筆にて書き置く。

235 武田道場来訪の修行人の名簿

一、文政五年辰十一月十八日来 無念流

渡部仙蔵

最上山野辺村

一、文政五年辰十一月十八日来 無念流

稻村七十郎

上州□郡山崎村

一、寛政十年秋山九年ミノ四月也要助参候翌年之 青柳生流

吉田弥源治

未六月五日来ル

仙台白石家中

一、文化十三年子四月四日来 直真影流

斎直右衛門

二本松藩士

一、文化十三年子八月廿七日来 本葉一刀流

鈴木七郎

江戸八町堀

一、文化十四年丑三月三日二来ル 一刀流

鏡新八郎

上州関山渋川村郷士

一、文政元年寅十一月四日来ル 直真影流

板倉胡三郎

伊達保原村

一、文政二年卯十月十日二来ル 先真夢相流

遠藤弥五七

米沢藩士

一、不録故年合不記 心地流

福崎龍蔵

米沢藩士

一、不録故年号不記 夢学流

佐藤英蔵

米沢藩士

一、不録故年号不記

卜伝流

早川角弥

米沢藩士

一、不録故年号不記

夢学流

安達安右衛門

米沢藩士

一、不録故年号不記

心地流

鈴木双四郎

此外米沢藩中より大勢御尋試合御望ニ付、門人共と試合為致候所、御負被成候、実ハ同郡之儀不珍候故、年号月日不記、御家名も不記、其内名乗不申衆大勢有之候、門人ニ打負、武田軍太えハ米沢藩士耆人成共御望不被成候、御名前睨ト承候而細々印置候と宜処、失念ニ御座候、

236 このほか米沢藩士が試合に来るも門人に負けている。珍しくないのが年号・家名も記さず。名乗らぬ者も大勢あり。
237 米沢藩士に軍太との試合を望む者は一人もおらず。

偕又前段流儀不改前ニ心地流之印可指赦候人数前段記候得共、一処には又記置候、島津官蔵
238 心地流印可の者は、島津官蔵、島津雄吾、佐藤繁蔵、神保栄蔵、増淵武兵衛の五人。
239 武元流印可の者は、熊谷倉之丞、長井喜間多、宮城雄太の三人。長井喜間多と熊谷倉之丞は天童藩の師範となる。
240 印可二卷と本書は子々孫々まで紛失なきよう致すべし。

二付増淵武兵衛²³⁹五人えハ、心地流之印可を赦ひ、熊谷倉之丞、御用人格長井喜間多、宮城雄太、右三人えハ武元流之印可赦候、御徒士目付以上え劍術之師範、長井喜間多ニ被 仰付候、其後於御殿ニ書々之構訳被 仰付候由、御徒士格熊谷倉之丞えハ御徒士以下え劍術之師範被 仰付候由、宮城雄太ハ為師範之、江戸え出府致候、生涯中武田軍太心魂を込メ、昼夜致工夫、前書之仕術書遺候、自分ニ発明仕候而、印可式卷、自分ニ拵候、右之印可と此書ハ、子々孫々ニ至迄粉失無之様可致候、偕又、武田軍太相果候ハ、木綿華染ニ而頭巾拵領迄掛可申候、沐浴不可致候、くわくえ其儘入、釘²⁴⁰ニ可致候、棺之下を入、右之くわくを入、蓋を釘ニ而²⁴⁰、棺えわらび手不可付、天界并龍辰、華駕籠、野蠟燭、饒鉢、大鞍、不可

用共出棺之砌、御經文先例之通ニ可シ致、跡あとき念不可致、偕又一七日之法事より、五十歳忌之営えい込ハ、御經文念仏ニ決而不及、右之訳は世界ニ在シ時、甚念おぼ懼愚鈍ニ而、何も不存不学文盲ニ而、御經文、念懼、少も不訳相果候ハ、尚更相訳申間鋪ニ付、決而無用ニ御座候、御經文よりハ相訳候此書を拜、寺え相願候而、經文之替りニ不殘可シ読ス、承候而面白ク、極樂じやう土之方中え罷越、一周忌之法事之節、十方奥途より乍一宿止罷出、武元流之実録ヲ承り、極樂え帰可申候、若又御懼衆歟、劍術達而御好望ニ候ハ、範のりニ師一可致候、何歟其内御取込之儀有之候ハ、退屈ニも可有之ニ付、地獄え罷越候而、閻魔王并鬼共え、武元仕術ヲ教、以歟いか成者参候而も、不負容ニ師範可致候、法事毎ニ悦而、乍御馳走致参上、実録可承候、法名和尚え相願候而も、若氣ニ入不申候而ハ氣之毒故ニ、自分ニ法名拵候ニ付、右之訳不悪様ニ拜寺え可相断候、拜寺、若法名不宜と申而も忝字成共仕替申間鋪、右相断置候ニ付背申間鋪候

空妙院 刀海武元居士

対天え奉恐入候ニ付、火葬ニハ決而不可致候

五十九歳

天保三歳壬辰二月吉日 武田軍太

武元(花押)

天保七歳申八月九日ニ相尋来候

仙台角田藩士

三十五六歳
宍戸熊五郎

丈五尺六七寸

右宍戸熊五郎²⁴¹、高村監物を以テ致試合度願入候ニ付、右之噂承り、高島御役所之御代官佐藤

241 仙台角田藩士宍戸熊五郎(神道無念流)、軍太門人と試合して負ける。

定藏御手代安倍直次、御足輕衆其外町在所々より大勢入込、其内え米沢藩士二三人、銘々供召連見物之中え交入り居候、寺院方大勢参り、今哉と待居候所、高島堂前嘉六父子同道二而罷出、一札相濟候後、右修行人相噺候二ハ、拙者儀ハ無念流之印可請、夫より為修行之、仙台兵家不殘相尋試合修行仕候、其後江戸え出府仕、名有諸兵家アル、不殘相尋候而試合之修行仕、其後上方え罷越、名有諸兵家相尋試合修行仕候所、上手と申人無之候、併其内二名人と申ハ、水戸之木村定次郎242と申者ハ無念流二而丈六尺程有之、忒三十人力有之候由二而、米五斗入二俵下駄同前二足え結付、五斗俵忒俵両手二而握り、拍子木ニ致而歩行致候、此仁と試合致候而も負不申候、諸国修行中ニハ色々咄有之候、拙者勝チ候と、国ニ寄而其先々之道場え大勢参候而拜見、夫より又、試合致候国も御座候、誠ニ以其道ニ深切感心成訊ニ御座候、外ニ色々相噺候二付、武田軍太申候ハ、扱々夫ハ御寄得ニ御深切ニ、誠以広く被成御修行候と申候所、拙者長崎迄為修行之罷越候歟、是と申人ハ無御座候、外ニ色々相噺候二付、又武田軍太申候ハ、夫ハ誠能御修行之程感心、拙者儀ハ修行ニハ江戸表え不出、尚更上方えも修行ニハ不参、名人成ル劍術遣イ迎モ不見、御覽之通、山中ニ而家数拾軒、百石之村、何も不存、誠之野猿同前ニ而、甚恥入候、然ル所穴戸熊五郎申候ハ、山中ニ而も上手歟有バ有物と申候、軍太申候ハ、諸国修行迎も不致候而、獅々猿を友ニ致候而、如何致候而、上手ニ可相成容ハ少も無之候、併今日ハ仕合セ成訊有之候、折能寺院方御覽之通、試合為御見物之、御大勢御出席ニ付、負候者ハ、右之和尚え相願、引導請候而ハ如何ニ御座候哉と問候所、無言ニ御座候ニ付、武田軍太申候ハ太刀殺氣殺之術、御存知ニ御座候哉と問候所ニ、穴戸熊五郎答而、留而留打歟、太刀殺氣殺とハ申候、武田軍太申候ハ、左様之術ハ太刀殺氣殺とハ不申、併噺は追而御覽之通、先刻より門人共試合甚急キ候得共、試合之見物人不足ニ付、見合候歟、見渡所、入相応ニ相見得候ニ付、座本之拙者も損も有之間鋪ニ付、道場え御案内と道

242 水戸の木村定次郎（神道無念流）のこと。

243 「座元之拙者」も損はないとあるので、試合の観覧料をとっていたのかもしれない。

場え出立、高座二着候、御代官、御手代、御足輕名主惣代之割元新藤孝三郎、寺院方え向今日柄之儀、高座御免と申、見渡候所ニ、修行人玄関之戸口ニ控候二付、御修行人此方えと申候所、二ノ間之下座え着候二付、試合ハ、簾刀ニ被成候哉、又丸竹ニ被成候哉と二通ヲ指出シ候所、宍戸熊五郎申候ニハ、簾刀之方宜と申候、然ル所武田軍太孫、孫兵衛高声ニ申候ハ、簾刀ニ而ハ当り弱ク候二付、丸竹ニ而相頼候と度々申候得共、修行人無言ニ候内、高村監物と、御領所一本柳村金子孫左衛門悴之慶作、先陣争、暫致候二付、武田軍太考候ニ、慶作は一両年之稽古ニ候而無心元、修行人咄之通ニ候と甚上手と相見得候二付、監物ニ可為試合存候而、高村氏可罷出と申付、然ハ御望之通、御試合可被成と申候所、双方支度致、兼而教置候二付、上座ニ高村監物控居候、宍戸熊五郎ハ下座ニ控、双方一礼相調、監物は両手ニ而上段ニ構、熊五郎ハ中段ニ構、監物、熊五郎方え進出候所、熊五郎ハ、忝足位外不出候而、先ニ監物歎左之手打候と、監物留而、熊五郎歎頭を打候と留而打候二付、諸ヲ返シ手取ニ可致と監物計り候得共、五尺七寸程之男、そり身ニ成而打候二付、四度不任存慮、押イ兼候而、漸五度目ニ打来ル簾刀ヲ請流シ、左之手ニ而熊五郎歎両手ヲ握り下ケ、右之手之簾刀ニ而可突所、痛入用捨仕候而、突くと行司ニ申候所、熊五郎左之而ニ而太刀の切先を握り候と、行司に立置候門人、新野官太今は右衛門と軍太孫孫兵衛、高声ニ申候ハ、可突所を用捨致置候ニ、太刀之先押イ候ハ、御手可シ切、のぼセ候哉と申と、直ニ監物引拔、熊五郎歎三度打、双方引候、監物は元之通ニ構ひ、熊五郎も元之中段ニ構、双方進出、監物ニ勢イ盛ニ進出候所、熊五郎又忝足踏出とテ、監物歎左之手を打と監物留候而、熊五郎歎左之首イ虚ニ而、実ニ参と為見候所、熊五郎実と思ひ、半分留候内、熊五郎歎右之胴を両手ニ而、袴元ニ而能ハ打候、然ル所、間有而監物歎右之肩を打候と、監物留而熊五郎之頭を打候二付、双方可シ引と申候所、双方共ニ一礼致而監物引候、宍戸熊五郎ハ不引ニ居候ニ付可引と申候所、不引道場ニ着居

244 高村監物に試合を命じる。
宍戸を打ち負かす。

候、幾度申候も不引二付、武田軍太申候ハ、先刻より門人共申候ニ、如何思召、不被成御引哉と申候所、熊五郎答而、誰歟御試合可被成と申候二付、軍太申候ニハ、負候人え誰歟相願可申候、早速可引と申候所、引取元之座え着候、然ル所、武田軍太又申候ハ、御修行人、先刻勝手ニ而御斬ニ仙台何レも高名之諸兵家御尋被成、御試合、其後江戸表え御出府、高名成兵家不殘試合被成、御修行候而、不被成御負、其後上方え御越、名家不殘御尋之上、被成試合、御名人ノ大力木村定次郎ニも被成御勝候由、其後長崎え御越、諸兵家御尋被成、御試合候而も不被成御負と御斬ニ候、然バ日本老之御上手と思召而、先刻は御自慢ニ可御座有候、然は仙府ニも江戸ニも上方ニも上手名人と申而も、能々下手劍術遣計居候と相見得候、諸国御修行中、皆以御勝被成、御自慢之劍術遣歟、近年稽古之高村監物ニ被成御負候歟、仙台并江戸并上方ニ而ハ譽可申歟、山中ニ住居致候野猿共ハ不承知ニ御座候、拙者考候ニ修行と申ハ何流之名人ニハ何之術ヲ以テ可勝哉と、万流之術え勝候術ヲ付候を寝而も起而も、片時心ニ不絶、心魂ヲ込而工夫ヲ仕と、其術天念至極ニ出ルこそ修行とハ可申候、名門ニ日本ハ扱置、唐迄罷越候而も、右之志シ無之候而ハ、誠之子供之川原走り、何ニ相成可申候と申候所、閉口ニ而大眼ニ而、老所計見居候、²⁴⁵武田軍太惣見物ノ衆え向申候ハ、御修行人ニ門人共老兩人打負候後、拙者出試合致、懸御目候得ハ御慰ニも少は可相成歟、門人打勝候二付、拙者不出、老錢ニ而買候線香華火を御覽ニ入候ヨヲニ而不面白、明日は早朝より相初候ニ付、以御鼻肩皆様、御入来可被下候、今日ハ先以是切左様と申、勝手え軍太ハ引候、熊五郎召連候嘉六ハ暇不申引候、昼飯為給可申と修行人達々指留候得共、嘉六悴甚以取急候而高島え罷帰候、其後武田軍太高島枝郷北目徳門上人え被呼罷出ル砌、嘉六宅ニ止宿之宍戸氏居可申候ニ付、先日太刀殺氣殺之訊半途ニ相止候ニ付、嘉六前を乍通、不相尋も失敬、又慰ニも宜と存、立寄候所、宍戸氏居合候ニ付、一礼申述候後、先日相尋候、太刀殺氣殺之術御相違

²⁴⁵軍太、門人に負けた宍戸に、日本一の上手とは何かを説く。

二御座候、併態^{ひんざ}と大勢居合候二付、右之通被成御嘶候哉と、問候所、宍戸熊五郎答二ハ御貴宅二而申上候通二御座候と申候、武田軍太申候ハ五日十日稽古致候而も、敵より踏込參候ハ、不留ハ相成申間鋪候二、留而參候歟、太刀殺氣殺とハ無^キ御存事と申物二御座候、太刀殺氣殺とてハ如此と底意ハ好道故二、不思扇子を持而、荒増^{アラ}相嘶、為聞候、宍戸熊五郎ハ大眼を光らして無言、手を握り聞居候、嘉六家内之者并同所之大町伝兵衛聞居候、夫より武田軍太申候ハ、十日廿日素人ニ教候而、十六七歳、神刀無念流稽古仕候者共ニ為勝候術御存知二御座候哉ト問候所、宍戸熊五郎不存と申候二付、相嘶候ハ、及御聞可有御座と、先年村山郡於天童二、岡田十松門人梅地喜間多、為名代、同所川西え罷越、門人共より上手を撰出、三十八九人召具シ、拙者道場え押寄、道場開カセンと相揃參候而、²⁴⁷試合十日廿日稽古仕候者共ニ打負候而、無言ニ而引取候、其前ニ愛宕山より諸流之印可取り集^{アツミ}、俄ニ使遣候二付、罷出候所、大勢見物人有之候、然ル所ニ拙者ニハ不打、不突、不転ニ可^ク試合ト被頼候、私共ハ打共、突共、押ひ共仕候二付、是非と被頼候二付、右之通約速仕候、大勢皆手取りニ致候、日本修行迫も不致、誠之山中ニ住居仕候え共、諸流ニ被望候砌ハ、御望次第御相手致候、貴丈ハ日本御修行被成候而、其術ハ不出とハ、被成御修行候程ハ無之と申物ニ御座候、いや不思長座恐入候と申、暇申而、北目徳門上人えマイリ振舞戴、罷帰候、

其後²⁴⁸四五日過而、安久津村忠兵衛方え、法事え參候所、同人悴魁太相嘶ニハ、一両日前ニ、湯原御足輕榮吉と申仁、当村え參、髮結所ニ而嘶候ニハ、先日仙台之御侍之宍戸熊五郎様、湯原え被成御止宿候而御嘶ニ、是より小郡山え參り武田軍太ニ打勝候而、夫より最上天童え罷出、同人門人共ヲ打、一藩之師範可致心底ニ而、此度実意ハ致発足候と被申候歟、小郡山え御出之上、勝負之儀ハ如何ニ候哉と聞候由、然候所、若者共試合見物仕候二付、有之儘ニ

246 軍太、宍戸に太刀殺氣殺の術を説く。

247 宍戸に梅地喜間多（神道無念流）などとの試合のことを話す。

248 宍戸熊五郎のその後のこと。

嘶申為聞候所、扱々夫ハト申候由、宍戸熊五郎ハ嘉六宅ニ五六日逗留クイリユウ、帰国致候由、噂有之候、

偕又、前書之仕打ニ、太刀殺氣殺之術、間々書記候得共、子供之川原走りニ詠候而、深術ハ百人ニ老人氣付候而も、万芸共ニ我より下之芸ハ能見得候か、至極上芸ハ見而不得見、心に入難シ用え、不用通ル上達ノ上ニハ用□也、生涯中苦、印可請候而も、我流儀、此上無キと思ひ、他流え試合不致候と井之底之如ク蛙之、大海不知、我歟流儀ニ計イ、堅ク見而、聞而不訳候人、多分相見得候、又井より飛出トビ、大海え參而も、子供之河原走り之人、多分有之也、又諸国諸藩士ハ、²⁴⁹他流と試合致、打負候と、对御主人え、無シ申訳、実ニ外聞悪ク、師範株毛薄、渡世ニ不相成、目之前ノ欲心ニ被心引、諸流と試合ハ相成兼候と相見得申候、右之心持ニは、千歳過候而も、諸流ニ勝候工夫之上、発明相成申間鋪候、唯空カラ氣高キヲ相止、心広く能々修行致、自分と致発明、万流ニ勝術ヲ得候ハ、对御主人ニ、忠心ニ可有之候、又ハ御主人も御肩広ク可有御座候と存候得共、諸藩士、町家、在家共ニ日本修行ニ出、致帰国、上手と被思度、又為渡世之ニ致度人多、相見得申候、先歳亡父之代より日本え相廻候修行人、追々大勢相尋候ニ付、其度毎ニ致試合候歟、皆以前書ニ記候通ニ相見得候、当秋尋来ル仙台藩士宍戸熊五郎連モ、同容ニ相見得候、色と大酒と欲心ニ放レ一心込、何流ニハ何術を以テ可勝ト寝イネ而モ心不撓ズハズ、身を不屈、工夫致候ハ、天念至然ニ自分と可致発明哉、²⁵⁰價法ニ而曹洞宗、諸国え雲水ニ出、名僧相尋、隨身仕、色々習、又は、其後、名僧相尋、法問、座禪、問答、旁日夜之修行致候而も、劍術修行と同様ニ而、人々之生ニもより、万端ニ理魂之容ニ見得候而も、目之付処悪く候と、長歳日本國中、十度相廻り候而も大悟は相成申間鋪候、古シ名僧え參り問候処、答口上ニ八尺棒ニ而被打候由、其後五拾八度參り問候所、答口

249 諸国諸藩士は、諸流と試合をしない者多し。

250 諸国修行に出るのは、藩士(侍)、町在の庶民。武田道場にも大勢訪ね来たる。

上二五十九度被打、其後參問、六拾棒被打候而漸発明仕候由、然は万芸共ニ漸ニハ不出哉、

偕又万一、子孫ニ武芸好望之者誕生候ハ、為ニ後学之、書記置候、武田軍太武元ハ生来甚愚鈍ニ而、不学文盲ニ候得共、武芸至而好望、前段書記候通、亡父武田源之進江戸え出府ニ付、軍太未熟ニ候得共、式十二歳ニ而、心地流之印可請候所²⁵¹、不思儀ニ門入之者有之、乍未熟教候、十九歳より日本え相廻候修行人相尋、試合望候ニ付、其度毎ニ試合、先之善キヲ取我歟悪キを捨、琢磨無余念、昼夜工夫致し、片時成共、無忘心神ヲ込^{カマシ}、修行仕、以^レ類^ヲ友ヲ集ル、縦諸方ヨリ試合ニ参、又其内ニ日本修行人、歳々之容ニ相尋、試合相望候ニ付、門人共ニ為試合候内、敵之善キヲ取、門人共ニ教候と、敵之術皆我歟術と相成り、其上流儀流儀に勝術付候而、教候所、至然、弟子歟師と成ル容ニ而、夫より村山郡え出、師範仕、三界唯一心カ四十七歳ニ而、漸発明仕、自分ニ印可式卷拵、右二卷之内ニ、七ヶ條形有之、右形二曰、

武元刀法之七條

○初道之術者如柳枝之

初道の術は柳枝の如く

随流又如木葉之落風

流れに随い又木葉の風に落つるが如し

是則不爭之劍刃上也

是則ち不爭の劍刃上也

○勢進之術者如猛虎之

勢進の術は猛虎の

走千里野是則勢進之

千里の野を走がる如し是則ち勢進の

劍刃上也

劍刃上也

○隱敵之術者如龍之隱

敵に隠するの術は龍の雲に

雲是則有無之劍刃上

隠れるが如し是則ち有無の劍刃上

251 軍太父源之進江戸出府につ
き、軍太二二歳にて免許を受
ける。一九歳より日本修行人
と試合し、琢磨に余念なし。

也

也

○水威之術者至柔而至

水の威の術は柔に至りて堅に至る也

堅也從有入無從無入

入有るに従い入無きに従うなし

有如激浪之蹴天是則

激浪の天を蹴る如く有り是則ち

柔威之劍刃上也

柔威の劍刃上也

○陽風之術者如風之吹

陽風の術は風の天地間に吹くが如し

天地間是則風威之劍

是れ則ち風威の劍

刃上也

刃上也

○一念金剛之術者身不

一念金剛の術は身屈せず

屈心不撓如金在水火

心不撓金の水火中に在るが如くにて

中而金氣之全是則金

金氣の全て是則ち金

剛之劍刃上也

剛の劍刃上也

○空妙之術者如日之度

空妙の術は日の度

天月之在水中是則虛

天月の水中に在るが如し是則ち虚

空之劍刃上也

空の劍刃上也

一、初動之仕術ハ、弟子、左之手え力を入、觔刀ヲ握り、右之手ハそつと握り、切先と柄頭
と平ラニ致刃ハ左え向、胸と柄頭之合ハ壹尺程放シ、可構候、師觔刀両手ニ而持、上段ニ

252 初動の仕術

構、双方右之足より三足出と、師両手ニ而弟子之右之手ヲ打と、弟子諸を乍返シ、右之足踏
込、柳枝之流ニ如ク随カ、師之頭を打、左之足より式足引キ、元之通ニ構、双方三足出、右
之足より出、又師上段より弟子之左之手ヲ両手ニ而打と、弟子左え諸ヲ返シ乍、左之足計り

踏出、柳枝之流ニ如ク随カ、師之頭を打而、左之足計引、双方元之通ニ構、双方三足出、右之足より、又師上段より弟子之頭ヲ打と弟子柄頭上ニ致し、切先ヲ右ニ致、諸ヲ返シ乍、師之右え我カ右之足より踏込、師之影より左之手ヲ添而、師之頭ヲ可打、夫より双方引而、又双方元之通ニ構、双方三足出、師、弟子之左之手ヲ打と、木之葉之風ニ落歟ごとく左之手ヲ放と、右之手ニ而一拍子ニ右之足計り出テ師之頭を打つ、弟子左之足より引、元之通ニ構、双方三足出、師上段より弟子之右之手を打と、弟子右之手ヲ放而、木葉之風ニ落歟如く、一拍子ニ左之足計り出、左之手ニ而師之頭ヲ打つ、左之足計引、双方元之通ニ可構、双方三足出、イツモ右之足より、師、上段より弟子之頭ヲ打と、弟子の足、師之左え開キ、師と同向キニ向キ乍ら、師之首を打、其太刀浮イ流シ、其内ニ左之足計引と左之手を添而、師之頭ヲ打而、双方可引、又双方元之通ニ構、双方三足出と、弟子片手ニ而、師之胸を突と、師、上段ニ構、左之手ニ而突来、薙刀之平をはらつて、右之手ニ而弟子之頭ヲ打と、柄頭を頭之上ニ致、切先下ケ、片手ニ而、諸を返シ乍、右之足を師之右イ踏込候而、左之手ヲ添而、師之頭ヲ打、双方共ニ引終也、

一、勢進之仕術²⁵³ハ、如猛虎之、薙刀両手ニ而握、上段ニ構、師ハ中段ニ構、双方三足出と弟子先ニ踏出シ、師之左之首ヲハネカエシニ打、右之首ヲハネカエシニ打、頭を打、太刀ヲ不放、左之足ヲ師之右イ踏込み而、師之右之腕之中程イ、両手ニ而付、押シ飛シ、式ツ三ツ打、双方可引、又双方元之通ニ構、双方三足イツモ右之足より出、出ルと弟子片手ニ而、右之足出シ、師之頭ヲはね返シ打と、師両手ニ而打来、薙刀ヲすぐイ上ケ、弟子之頭を打と、弟子片手ニ而ぎれ乍ら請流シ、左之手ニ而師之両手ヲ握下ケ、右之手ニ而師之頭ヲ打、双方可引、又双方元之通ニ構三足出ルと、師より弟子の右之手ヲ打と、弟子両手ニ而上段ニ持

乍、右之手を引、左之肩を進メからりと引、師之頭ヲ打、壹足引、夫より勢を仕術ニ応シ術を教申候、

254 隱敵之仕術

一、隱敵之仕術ハ、師両手ニ而上段ニ構ひ、弟子両手ニ而簷刀ヲ持、簷刀先キ、地より壹尺壹寸上ケ、足之大指より額ヲ三四寸程出、柄と胸之合壹尺式三寸先え出、簷刀之切先、右之足之大指ヒより壹寸程、右イ出シ、双方三足出ルと、師上段より弟子之頭ヲ打つと、弟子左之足ヲ右之足之あぐとえ左の足二三寸寄セ、打來^{ツル}簷刀を鏢^{アケ}ニ而はね返シ上、一拍子ニ師之頭ヲ打と、右之足よりひよつと踏込乍ら、左之膝ヲ地ニ付、左足指ヲまくり、右之足ハ立膝ニ致、太刀先キ我歟右イ向ケ、頭を圍^{カケ}、師之前え隠る也、夫より双方引、又双方共二元之通二構、三足出ルと、弟子右之足より踏込、師之左之首ヲ、両手ニ而、虚ニ而実ニ打と為見候と、師半分留候内、師之右之首ヲ打、我が左之足ヲ師之右え踏込、左之足音と首打、音一拍子ニ打つと左之膝ヲ下えつぎ、左之足ノ指ヒまくり、地ニ付、右之足ハ師之右之足イ上ケ頭ヲ圍也、切先ヲ左え向、又師弟共二元之通二構、双方三足出と、弟子先ニ右之足より踏出と、壹拍子ニ師之頭ヲ虚ニ而実ニ打と為見候と、師半分簷刀不上内ニ左之胴ヲ打而、師之影イ廻り、師之頭ヲ打而隠ル也、双方引而又、師上段ニ構、弟子元之通構、双方三足出と、師弟子之左之手ヲ打つと、打來ル簷刀ヲはね返シ而師之頭を打、夫より隱敵之仕術ニ応シ教候

255 水威之仕術

一、水威之仕術ハ、弟子左ハ空手ヲカヲ入而握り、左之股之左イ置、左之方肩ヲ進メ、右之手ニ而簷刀ヲそつと握り、簷刀先キヲ左イ向ケ、地より先キを三寸程上ケ、左之足之大指より壹寸程左イ出シ構ひ、師ハ中段ニ構、双方右之足より三足出ルと、師両手ニ而、弟子之頭ヲ打と、弟子右イぎれ、片手ニ而請流シ、左之手ニ而手柄栖ニ握下ケ、右之手ニ而師之頭ヲ打、双方引、又師上段ニ構、双方三足出、弟子元之通持、弟子之右之首ヲ打と、弟子右之手ニ而柄頭ヲ頭之上ニ致、簷刀先右イ向乍ら、諸を返し、左之足踏出、左之手ニ而、師之両手

を握、下ケル間ニ右之手ニ而師之頭を打而、双方可引、又師弟共二元之通ニ構、右之足より三足出と、弟子之左之首打と、弟子片手ニ而請流ス間ニ師之左、右の足ヲ踏込乍、師之両手ヲ握り下ケ、一拍子ニ師之頭を打、双方可引、又師中段ニ構、弟子元之通ニ構、双方三足出と弟子踏込而激浪之蹴ルニ天ヲ一と、片手ニ而振上、虚ニ而実と為見候と、師留んと觔刀半分上る間ニ、師之左之胸を打而、右之足より可引、双法可引、又師上段ニ構、弟子元之通ニ右之足より三足構出と、師弟子之頭を両手ニ而打と、足不引ニ左之肩ヲ出シ、頭より胸膈ヲ探引ニ致はずし、師之頭ヲ打、双方可引夫より水威之師術、我ハ無シ虚ニ可教候、

256 陽風之仕術

一、陽風之仕術ハ、師両手ニ而中段ニ構ひ出シ、上段ニ觔刀ヲ両手ニ而持、双方三足出ると、弟子先ニ踏込而、師之右之首イ虚ニ而実ニ打而為見候と、師は実と思ひ、右ヲ留候と、左之師之首ヲ打引、夫より陽風之仕術ニ応而、術ヲ教、門人七八歩ニ致、師ハ式三步ニ相成師範可致候、

257 一念金剛之仕術

一、一念金剛之仕術ハ、師弟共ニ觔刀ヲ両手ニ握り双方中段ニ構ひ、右の足より三足出ると、師先ニ弟子之左右之首、重打ニハネガイシニ打つと、弟子石火之(如脱之)きと留而、師之頭ヲ打、夫より師弟共ニ虚実変化胡葦シ之術、太刀殺氣殺相用ひ、尚更弟子ハ身不屈、心不撓、水火中ニ在而、全氣之全スル歟如クニ戦候而、五歩ノニ可試合候、五歩ニ相成可シ教、

258 空妙之仕術

一、空妙之仕術ハ、弟子左之手え參、術ヲ握り左之股之左イ置、右之手イ觔刀ヲ持ツニ、小指ヒ參指ヒたかく、迄ハ力ヲ入、ひとさし指ヒ大指ヒハ只丸ク致、觔刀真直クニ豎而刃ヲ師イ向、柄頭ヲ右之耳より四五寸上ケ、耳より後え、三四寸放シ領ヲ足之大指より三寸程出シ、體天空ニ立ツたる如ニし而、心氣ハ空妙決浮雲ヲ絶地紀キ、師ハ一段下り、一念金剛構ニ而双方右之足より三足出、師弟双方敵と相成、試合候而、弟子ニ初終共ニ初太刀ハ吉本モ不為打、跡ニ而諷斬、為聞可シ為打、初太刀ハ、不為打、自分と発明為致可申候、日本万流

共ニ、式代目迄ハ少々落シ候而同道候而も、形残り候得共、其末々ニ相成候と、形モ術モ皮計残り、肉と骨ハ失イ候ニ付、右之形細々書記置申候、初道より空妙迄足之太指ヒ爪より額ヲ式三寸出候事ト失ヒ申間鋪候、又一念金剛之太刀構ハ、薨刀ヲ両手ニ而握、小指ヒ參り指ヒたかく、指ヒ甚力ヲ入握候而、大指ひと指シ指ヒハ、唯丸致、右之手ハ上ニ致、小指參指たかく、指ハ少シ力ヲ入候とハ申物、さつと握り大指一指シ指ヒハ、只丸く致、袴ハ鼻と口との合ニ致、両手之握目ト額之間々壹尺程シ、薨刀之先キ、真直よりハ壹尺五寸程切先キ上テ、足之太指、爪より額式寸程出、敵え出ル時、足音不出サ、するくくと出かりニ立ツたる容子ハ、両足共ニあくより大指ヒ之爪先キ式寸程開キ、左右之足之合六七寸隔テ置キ、能々心を込^{コメ}、空ニ而天下ニ^{ヒトリ}壹人腹ヲ張り、眼を瞋シ、齒ヲそつと合、口を^メ、鼻よりこぎやうをし^ずかに遠く、額少シ^シメ、敵より百倍含増、突打氣ヲ除キ、敵之心氣を奪ひ、虚実変化水上ニ胡葦子を加ひ候術ハ、不思共其場ニ而、出ル^{イッ}空心ニ而、壹厘壹毛不滞、敵之足不^ル踏付而、内虚ニ而、実と剛ク打出と為見候と、敵ハ実ニ打来ルと留而突バ、半分打出ス太刀ニ而進出、敵之太刀ヲ式三寸はね返シ打と、敵之太刀ハ死スと一拍子ニ參ルと不^{ツサレ}打先キニ敵之心氣ハ消ル也、則氣殺也、敵又留而打バ同術ニ而心氣ヲ可シ消、又留而付候ハ、敵之付ニ両手之太刀を両手ニ而留乍、我歟薨刀ヲ片手ニ成り、我歟右イ敵之左ひ、我歟右之足を踏込^ン而、右之手之薨刀ヲ下イ振り流ス間ニ、太刀を左之手ニ而握下ケ、右之手之太刀振上^而、面を柄頭ニ而突、心氣ヲ可シ消、又諸を返シ打候ハ、此方ニ而も片手ニ而ぎれ乍、諸を返シ、左之手ニ而柄柄ニ握下ケ、右之手之柄頭ニ而耳之下々強ク突キ、心氣を可シ消、又片手ニ而打流シニ打候ハ、式三寸はね返シニ太刀を打と、一拍子ニ飛込^レ而付ル間ニ、我力鬢先ニ而、敵之面を剛ク打と左之足之太指より、敵之足之あぐとへ懸ケ引も、両手ニ而押も、一拍子ニ致スと目之前え足を上ニ致、肩を下ニ為致候而、心氣を可シ消、又引ハ同術ニ而可シ

消、虚ニ為見候、太刀をヒシキ打ハ、打ツ太刀不当内ニ負而返シ、却而敵之太刀をハネカイ
シニ打而付入、柄頭ニ面を突、心可ク消也、又打内ニ両手ニ而棒引候ハ、打内ニ心足^シ而
打内ニ、押ひしぎ突バ、敵之髭刀をはね返しニ打、眼を可シ突、袴元イ付ルト、右之手を右
イ開ク間ニ、左之手ニ而敵之両手柄拵ラミニ下ケル間ニ、左之足ヲ踏出、右之手之柄頭ニ而
耳之下夕を突、心氣を可シ消、又猪獅之武者、闇ニ而踏込打候ハ、ひよつとぎれ乍発ル頭
ヲはね返シニ太刀を打、押飛シ、のつけニ返シ氣を可シ消、又素人同前ニ左之手ヲ先ニ致、
我歟左イ構ひ、無法屋八ニ打候ハ、発頭をはね返シ、太刀ヲ打と付入、鬢先キニ面を打
而、心氣可シ消、又二天流両手ニ刀大小ヲ持、試合之氣殺ハ、此書之中程ニ委く書記置候ニ
付、見候而、術ヲ付可消也、又のぼせ候歟、迎モ不叶と打と突ク、打と打歟致候ハ、虚ニ
而声と太刀と半分參候内、突而も打而も、敵之太刀式三寸はね返シニ、ギレナガラ打、飛
入、耳下柄頭ニ而式ツ三ツ突心氣可シ消、我万一後手ニ相成、乱振ニ參候ハ、壹本ハ両手
ニ而留、式本目ハ打ニ応シ、後太刀右イ參候ハ、柄頭を頭之上イ上ケ、切先ハ右イ向ケ、
諸を返ス間ニ、右之足敵之右イ踏込ミ乍ら、左之手を上ニ致、敵^テ之背を剛ク突而、心氣ヲ
可ク消也、又乱打之発頭ヲぎれ乍、太刀をはね返シ、付入、耳下突、氣ヲ可シ消、又勝氣計
強クし而、闇ニ重打ニ參り候ハ、打付ク、壹本目之太刀、片手ニ而ぎれ乍、諸を返ス間ニ、
敵之影え廻り、左之足之五指ヒニ而敵之足え懸ケ、両手ニ而押と足を引と、一拍子ニ致と目
之前イはかせ而、氣ヲ可シ消、又武元流之上手と試合致候ニハ、虚之発ル頭イ付と、左之足
を敵之右い踏込と、其間ニ左之手ニ而、敵之手柄拵ニ握下ケル間ニ、右之手之髭刀イ後イ振
り流シ、柄頭ニ而敵之右之耳之下夕強突而、心氣可シ消、何程虚実変化万術致候而も、心氣
ヲ奪イ空妙ニ相成、打突氣を除キ、先々と參候と、敵ハ至然ニ失、術を突打ニ相成候を、発
ル頭イ付、又ハ太刀ヲはね返シ、何ホト立腹致候程、面白ク心氣消ス事無シ疑、右之仕術を

太刀殺氣殺とハ申也、又金面歟竹面小手竹具足、臍^{スネアテ}当互ニ着而も同様也、百度試合、百心気ヲ消事、不可疑候、又、鎧兜小手緋^{スネアテ}当着用、戦候砌ハ兜鎧ハ不可打候、多ハ太刀殺致而、眼を突候仕術第一と可シ致、寄^{ヨセ}打歟、以虚実ヲ小手を可打、又左之胴歟、足打候ハ、左イ諸返ス間ニ、右之足ヲ敵之左イ踏込而、足を切浮イ廻り、しころ之下タより突上べし、右イ打候ハ、右イ諸を返乍、左之足を切浮イ廻り、しころ之下より突上べし、又右之手ニ而請流ス間ニ、ぎれ乍左之手ニ而、敵之両手かへ込而握り、柄頭ニ而、眼を突、夫より切先ニ而眼を可シ突、ひとさし指豎ニ致、突事可忘からず候、又前書ニ記ス仕術ニ而、敵之足上ニ致、太刀ヲ持替、陰袋を忒^{ヒトシラ}ツ三ツ突候も一入面白ク候、以上

259 我歟心を空ニ致す。

一、我歟心を空ニ致、^{オノツカラ}自妙ハ其月ニ有と、前書きニ記置候得共、当世之劍術者ハ、相訊申間鋪、古語を覚ひ、唯推^(のみ)之已、空之妙之と可申候と存候、睨と相訊ル者ハ、兵法遣ニハ有之間鋪ニ付、委ク書記置候、空と申ハ天地之間イ空之内ニ万物有、劍術試合致ニ我歟心を能々空ニ致可^シ出^イテ、空之内ニ虚実変化太刀殺氣殺有リ、敵之上下左右を打共、突去不^ル思ハを空心トハ申也、^{オノツカラ}自妙は其内ニ有りとハ、日天尊也、日本国、外国合、忒^{ヒトシラ}百三十余国有、右国々を御照らし、万物ヲ生熟シ候ハ、極妙之最上、外ニ妙と申スハ有之間鋪候、東海より空天え遊^ス御登^リ折^ニにみ^ら取^ニ参^ルと、我又み^ら二相成^ル縦也、右之御威勢、^{シゲシゴウコウタイ}至^シ嚴剛廣大、何ニ縦可申容ハ毛頭無御座候、ひよつと空天えくる[〜]御登^り、空天中をくる[〜]御廻^り、東え御登^りくる[〜]御廻^り、西え御引、^ヒ壹厘壹毛無キ御滞、筆紙難シ言語ニ、伸くる[〜]御廻^り、御登^りくる[〜]御廻^り、遊^ス御引^キは、六ツより六ツ迄、西海中え遊^シ御入^ニ、東海より、遊^ス御光出^ツハ、天念至然仲々人間之不有^四知^ル所^ニ、併人々被存候ニハ、無^ク何と西イ遊ス御渡りと可^ク存候、武田軍太以術ヲ奉拝見と前書ニ記ス通也、月天尊ハしずかにして雨露を御恵^ミ遊^シ陰陽御揃^四、然バ忒^{ヒトシラ}百三十拾余国三

界之大一、無^キ此上極難有ハ日天尊ニ限候と奉^ル存、毛頭不可疑、右之御容体ヲ、武田軍太
武元歟神術え奉写上、極意空妙ニ而、試合之砌ハ、不有人間ニ也、心気は如ク^ニ天日之^ニ、腹中
ハ如満月之、然は天下ニ無^シ敵、再拜、右之神術ニ而、我歟心を致空ニ、自妙^{オラスカラ}ハ其内ニ有と
前書ニ記候所、右之神術とハ不存、古語ヲ聞習、書記候と、人々可存候ニ付、武元六十四歳
ニ而風と心付書記置候、偕又日本國中ニ万流有^ル之、其内ニ名人成と申尊之人、間々有之候
得共、薙刀持而、試合之仕打書遺候人ハ古今共ニ不承候、自慢之様ニ而不宜候得共、武田軍
太武元ハ薙刀ヲ持而試合之仕術細ニ書遺申候、武元流ハ勿論也、万流之此書ハ仕術之手本、
空妙無キ、此上最上之仕打之極印可成、諸流を致稽古、印可ヲ請候而も、闇夜之人多く、此
書之術を見而、不心ニ入、聞而不訊妙術也と受而不思候、万一夜明ケ候人ハ両手を打而、可
シ^シ致感心、則此書ハ武田軍太武元ニ付、不可貸候、万々一、武芸ニ甚以深切成ル者有之、相
願候ハ、空妙院刀海武元居士於宅ニ、為写可申也

武田軍太

天保八歳酉二月朔日

六十四歳

武元 花押

天保十三歳寅三月十一日ニ羽州置賜郡赤湯村森之湯、斎藤次郎右衛門²⁶⁰え相尋来候者ハ、仙台
之藩士木場一刀流会沢喜久之助²⁶¹、門人斎藤政治、召具シ相嘶候ハ、印可請候而、江戸ニ高名
成諸兵家、不残相尋候而、試合致而夫より上方え参、名有剣術家相尋、試合修行致、夫より
長崎迄出、修行致、諸方相廻り津軽、南部、秋田、庄内より尾華沢、天童、山形ニ逗留、暫
クハ致シ、漸御当地え罷出候、御当地致修行、夫より会津え出、越後え参含ニ而罷越候、日
本不残修行致度存念ニ御座候、高畠在小郡山村之武田軍太殿御高名承り候ニ付²⁶²、罷出試合相

260 赤湯の斎藤次郎右衛門は、現在の南陽市赤湯温泉の「森の湯」の先祖。当時、赤湯村の名主。

261 天保一三年（一八四二）、仙台藩士会沢喜久之助（木場一刀流）の試合のこと。

262 軍太の高名を聞き、試合を申し込む。

願度候二付、乍御面倒、添書被下度と申候由、齋藤次右衛門右之訳承り、夫ハ誠ニ御寄得
二、日本え御修行ニ被成、御廻り感心仕候、御国元御発足後、幾年計ニ相成候哉と問候所、
当歳え四ヶ歳相廻り候と言、齋藤次右衛門申候ニハ、先刻添書御望御尤ニ候歟、実ハ武田軍
太門人ニ御座候二付、御同道可致と申候所、不案内ニ御座候歟、夫ハ辱と申候由、次郎右衛
門申候ニハ明日小郡山え御出被成候哉と申候所、修行人申ニハ、態明日相尋度候二付、御同
道被下度と申候由、翌十二日ニ未明ニ極、内々ニ而、武田軍太え次郎右衛門罷出、右修行
人、諸国修行之訳、不残相咄候二付、夫ハく珍鋪候、七歳目連修行人參候、忝人參候哉と
相尋候、次郎右衛門申候ニハ、式拾三歳ニ相成ル門人忝人召具シ、四尺六寸之ひご彫刀ニ、
面小手竹具足ニ通り持參致候、突術第一と致候由、誠ニ上手と相見得候二付、御油断被成間
鋪、修行人、並之丈ニ而、四拾歳位と相見得候、為御吹聴之參上仕候、修行人愈今日御宅え
伺公可仕と申而、朝飯給へ帰宅致候二付、慥ニ可參と座鋪片附待居候所、其日之七ツ頃迄ニ
不參ニ付、内弟子之五尺七寸五分之大沼權太、極内々ニ而丹泉²⁶³え指遣候ハ如何之訳ニ而、今
日修行人延引致候哉、又ハ何日ニ慥ニ參候哉、右之訳次右衛門ニ可シ承ル、訳ハ門人共他流
と試合之術見度と先年より願居候二付、為吹聴之、其元内々指遣候、決而小郡山より參候と
申間鋪と申付遣候所、先え參り容子承り候所、修行人申候ハ、誠ニ名湯ニ付、今一宿入湯
致、愈明日小郡山え可參と申候ヲ、内々ニ而承、大沼權太、翌十三日之朝帰宅、右之訳細々
相咄候二付、夫より諸門人え吹聴致候所、皆々早速罷出候而、待居候所不參候^{マヤ}、能は其日
之内ニ弘まり、高島市中所々在々より見物人千人程集り待居候所、其日之九ツ半頃ニ、齋藤
次右衛門同道先達ニテ、修行人ト門人ニ面小手竹具足ニ四尺六寸之彫刀を為持參候而、一礼
相濟候而、武田軍太申候ハ、誠ニ御寄得ニ日本御修行ニ御廻り被成候由、感心致候、当年と
四ヶ年之間御修行被成候由、門人齋藤次右衛門ニ細々承り候歟、未熟成拙者え御尋被下候

263 「丹泉」は赤湯の雅号。

ハ、誠ニ芸道ニ取候而ハ冥加至極、本望之至ニ候、拙者儀ハ江戸何国えも修行ニハ不出、井之底之蛙、大海ヲ不知、居村百石家数拾軒、御覽之通山中ニ而、獅々猪ヲ友ニ致、何も不存、実ニ野猿同前ニ而、甚恥入申候、併為後学之、節角御尋御望ニ付、御相手可致候、野猿同前下手成者も御教、御笑草ニ宜御座候ニ付、然は道場え御通りと申候所、会沢喜久之助申候ハ、腹痛ニ而、今日ハ試合致兼候と申候、武田軍太申候ニハ、俄ニ御腹痛とハ相訳り不申候、印可御請、夫より日本四ヶ年長崎迄御修行被成候御人歟、其時ニ望而腹痛とハ不詰^{ツマ}、御覽之通り大勢見物人有之候ニ、不試合、不為見ニ返シ可申哉、縦御互如何躰ニ相成候共、無拋候御腹痛とハ不訳、其位之劍術者歟、何ニ可相成哉、屎ニも不成、弱糟と申候所、腹立、然ハ御試合と申候、武田軍太高笑ニ而、左こそ有度、右之通慮外申候、決而御氣ニ被懸間鋪、然ハ道場え御案内と出立候所、修行之式人道場え出、武田軍太え向イ御頼御望候、拙者流儀ハ稽古ニも試合致スニも、面小手竹具足相用候ニ付、右之道具箆刀迄御赦シ被下度候と言、武田軍太申候ニハ、日本一統道場之例ハ相定り候、面小手竹具足相用候流儀ニ参候ハ、可シ用、又素面素手ニ而致し候道場え参候ハ、右之通ニ而先方之箆刀ニ而可致ハ道場之例也、右之例不知哉と申候所、右容被仰下御尤千万、恐入候、未熟ニ而右之通ニ而ハ御願兼候外ハ無之ト、逃足ニ相見得候ニ付、節角御望御尋被下候間、然ハ右之通道具箆刀迄赦シ候ニ付、御存分ニ御支度可被成と申候所、難有ト右之支度ニ而罷出候、武田軍太門人高羽監物ハ三尺四寸之青丸竹え鏝懸、上段ニ構ひ、上座より出ル、²⁶⁴会沢喜久之助、四尺六寸之ひば箆刀、中段ニ持而出ル、修行人相踏付候場ニ、虚ニ而敵之頭実ニ打と為見、壹尺余、声と壹拍子ニ打出と、壹拍子ニ監物ヲ突と敵之箆刀をニ足出打而、敵之頭ヲ打引候、二度目ニ互ニ元之通ニ構ひ、監物虚ニ而、実ニ頭ヲ打つと為見候所、合打ニ可致と、壹拍子ニ監物歟右之胴、四尺六寸之箆刀も折ヨ、胴もニツニなれと打候所、監物不思議ニ打出、太刀ヲ引返シ而

²⁶⁴ 武田軍太門人高羽監物と会沢の試合。高羽が勝つ。

手ニ而諸ヲ返シ、ニ夕足出、喜久之助歟右之肩、左之肩、頭と三度打、引候、又三度目ニ双方元之通ニ構、監物又虚ニ而実と為見、壹尺余先ンニ打出と、又合打ニなれと四尺六寸鑊も通レと監物がむねを突と、打出鑊刀ニ而突来ル鑊刀をはね返シニ二足出、打候而喜久之助歟左之肩、右之肩と頭を打候而、直ニ付押候内、思ひ候ハ、喜久之助願ニ、子供大勢見物致控居候ニ付、少々押候而、引候、右ニ付、武田軍太、喜久之助前え出立申候ハ、勝負付候、修行人負候ニ付死人同前、併双方為修行之ニ候、不試合門人共御相手ニ可相成は五人拾人ハ控居候ニ付、修行人夫切ニ而不止ニ可試合と申候所、監物不引ニ控居候而申候ハ、御互之為、御修行之先ンニ拙者歟空手ニ而試合候ニ付、打共突共、右之御支度ニ而御持參之鑊刀ニ而、御試合可被成と、其後ニ御修行人片手ニ而御試合被成可然と高声ニ而申候所、会沢喜久之助申候ハ、何分共未熟ニ而、右之術出兼候と言、夫ならバ、御修行人空手之御修行不相成候ハ、拙者計リヲ可打と申候所、出不申候ニ付、武田軍太出立、修行人之前イ出、双方為御修行之、御試合可被成と再三申候得共、空手え出兼候ニ付、武田軍太申候ニハ、印可請而、夫より四年五年諸国御修行被成候而、空手と試合相成兼候とハ、修行人ニハあらずと申内、修行人申候ハ、素面、素はた故ニ、先様をいだわり、十分に不致と申候と、修行人之影ニ武田軍太孫之孫兵衛、表え綿入を着シ、内ニ浴衣壹枚袴たすぎ掛、二陣ニ可出心懸ニ而、為行司之、修行人之後ニ控居候而、高声ニ申候ハ、素面素はた故ニ存分ニ不致とハ、偽甚負おしミと申物、左様ならバなぜ式度鑊も通れと突候哉、当り候ハ、氣絶可致ニ、修行人ニ不似合心底也、自分歟後ニ居とハ不知哉、右之為ニ孫兵衛控居候、素人たまし申間鋪と後より被申、一言も不出候、武田軍太申候ニハ、左様成心底ニ而致修行、尿ニも可相成哉、日本拾度相廻り候而も、誠ニ子供之河原走り也、何流ニハ如何致可勝と、其流儀くえ工夫ヲ付、寝而も起而も工夫致候と、天念至然ニ工夫出、諸流ニ可勝ニ勝負計りかがわり、負候而も、又外之

265 軍太は空手での試合を申し出るも、会沢は辞退する。

266 軍太、会沢に劍術の心得を説く。

道場出、何ニ流ニ勝候と偽候而咄候心底ニ而ハ、一生ハ扱置、生替り而も、発明は相成申間
鋪候、拙者式拾貳歳ニ而、父より心地流之印可請、其後伊豆之國より秋山要助尋來候而試合
相望候ニ付、任望ニ試合候所、最初ニ四五間被飛又試合候所、三四間被飛候而、実二十方ヲ
失候、夫より寝而も起而も心ニ不絶修行人引請、善キヲ取、悪キ捨、工夫致、漸四拾七歳ニ
而、我歎家ニ居而発明致シ、武元流出候而、尚更日本修行人引請候而、樂居候、門人実道
尚、此席ニ控居候歟、貴公之心持ニ而雲水致候ニ付、悟開キ不申候、日本拾度雲水致候而
も、三界唯一心之場無之候ニ付、悟開不被成候、寺内ニ居而米搗ヲ見而、悟開致候者も有
之、鶴鳴ヲ聞而、悟開致候人モ有り、又夫二分レ甚逢度、寝而も起而も忘レ兼、有ル禅僧え
参り、何卒夫ニ逢度御座候歟、如何致可逢哉と申候所、和尚教候ハ百日百夜無余念、座禅致
候と、慥ニ被逢候と申候所、実可逢と座禅致候所、則悟開致候由、此人者信州之ヲサンノコ
ト、三女也、劍術も同様也、貴公之突術ニ而ハ熊之獅々も不突レ、居村ハ甚困窮ニ而、家並
ニ殺生致候歟、右之者共相咄候ニ、何程早突候而も菅本ニ突候と、手ニ而払イ落シ候由、畜
生ニ而も右之通り、増而人間は被突レ申間鋪候、突術ハ如斯と扇子ニ而突術ヲ致為見申候、
又武田軍太申候ハ、四ヶ年修行被成候ニ而、定而御答可出筈ニ付、相尋申候歟、直真影流
ハ、敵之打ヲ待、打出と一拍子ニ打勝候歟、右之仕術ハ何之術ニ而勝候哉、又神刀無念流、
富崎熊太郎出候流儀、火打之術ハケ様之何之術ニ而可勝哉、又二天流ハ右手ニ刀、左リニ脇
差を持候、右之仕術ケ様ニと煙管ヲ取而、致シ為見候而、右之三流ニハ如何之御工夫ニ而可
勝哉、右三流ニ勝候術承り度と、定而右之三流とも試合被成候筈と申候所、修行人答ニハ、
何分共未熟ニ而御答出兼候と言、外ニ色々流儀之術相咄候得共、無言ニ御座候、修行者申候
ニハ、御道場セまく何分共、不任心底ニと言、武田軍太申候ハ、先歳門人熊谷倉之丞ハ、伊
達、会津、江戸え両度修行ニ出府、中ニ而高名之兵術家式拾九軒ヲ相尋、試合修行致候歟、

道場は荒増五尺間^{ウヰ}間^マ二而^ニ式間^{シク}四方也、小河町岡田十松道場ハ、右之式間^{シク}四方^{シク}二而^ニ三方板張、右板張之角^{カド}ひ熊谷倉之丞^{シウ}ヲ出シ、我々共ハ板不張所より出、道場之まん中^{ナカ}ニ居候由、試合勝負付候と、其度々まん中より出、忝^カ足も不進セ、道場をセばめられ、門人熊谷倉之丞不任心底由、江田政治、齋藤弥九郎、岡田十松右三人と式^{シク}ケ年共ニ試合致候由、夫ニ貴公ハ拙者道場セまいとハ、然バ江戸表之出府、高名成諸兵術家相尋候而試合致候とハ、皆偽と存候、拙者道場ハ六尺三寸之^{シク}間^マ二而^ニ式間^{シク}半、南北ニ縁有り、西ニとご有、東ハ同間^マ二候、夫ニ而セまいとハ相誤り不申候、江戸ニ而ハ如何被成候而試合被成候哉、承度候と申候所、一言不出候、武田軍太ハ外之事ハ甚愚鈍ニ候歟、劍術之儀ハ、万流掌ニ有之候、三十余年前ニ、村山郡於最上天童ニ而、十日廿日教候而、拾五六歳神刀無念流稽古致候者共ニ、大勢ニ為勝候、見物人七千人余有之候誤相咄候而、夕飯為給^ケ候前ニ酒出候處、修行人手震え漸盃持候由、相咄候、翌日肩痛候と申ニ付、見候所、左之肩丸竹ニ而被打、黒く紫ニ相成候、頭之左ニ^{シク}寸^{シク}五六分色付高く成候、丸竹^{サカサ}筋^{スジ}ニ相成候、修行人問候ニ付、武田軍太申候ハ、諸流共ニ我歎心ヲ空ニ致、自ラ妙其内ニ有誤相咄候所、修行人発句ニ

武元^{フゲン}先生を尋て

武の元^{モト}の 道聞て

行はるの旅

明す極意を

磋^みげ^が鑿^め梅

武元

夫より相互ニ咄合、式宿致候内、少々術を教候所、睨ト不覚候、米藩より会津并越後え罷越と申、三月十五日ニ出立申候

267 武田道場は二間・二間半の広さ。

羽州置賜郡高畠枝郷北目青龍寺道士之後妻は米藩之²⁶⁸三手より致縁定候由、右後妻之子、幼少より甚劍術ヲ好望ニ而、右青龍寺道士、劍術稽古為致度旨度々被願候ニ付、門人ニ可致と申候所、青龍寺後妻歟十六歳之監物ヲ同道ニ而罷出、相願候ニ付、門人ニ致候、甚出情十三ヶ年極意之段迄致稽古候ニ付、天保十三年寅四月十八日ニ、天童藩中御徒士様渡辺新次郎え養子ニ參候ニ付、飾ニ武元流之中印可卷卷ニ印可式卷、一度ニ赦シ遣申候、今ニ太刀殺シ氣殺之術ハ不動居一度も不出候得共、此末門人大勢ニ教候と、至然と発明可致候哉、是迄印可遣候門人共ニ、壹人成共右之術ハ不出候、漸ニハ不出術也、

偕又、此度生国加州曹洞宗実道和尚ハ、米沢城下之南李山ニ住居仕、四五年已前ニ門人劍術稽古仕罷在候所、心願ニ而李山より壹里程北笹野觀音堂別当は、右城之ニノ丸ニ住居之法音寺法印え実道和尚相願、右觀音堂え、額え文書仕候而、則百壹人之師弟之姓名を記、木太刀奉納仕候、右額え記候門人之住居は、仙台藩士、同白石之藩士、加州并羽州御領所、二井宿村、同安久津村、高安村、大笹生村、深沼村、一本柳村、三條目村、入生田村、米沢藩士九人、同御領内糠野目村、大塚村、小松村、赤湯村、最上、天童之藩士、上ノ山ニ高畠村、泉岡村、塩森村、柏木目村、右ノ通也、笹野え奉納之額え文作仕候人ハ、天童藩士御用人長井喜間多、其後御家老職被勤候、十二歳より門人入劍術稽古、武元流之印可赦候人也、

文曰

武元下走自弱冠、而常学刀術五十年于今日也、学习之久、頗有所得、屢試它刀術家有所未足、則更憤更激、且暮思之思之、思之不已立則恐坐則恐立、一夜夢有靈告、肆自號武元流、其為技也虚而往実、而反弱克彊、柔克剛、剛柔兼備、虚実自在獲之乎、手而応乎心、以

²⁶⁸天保十三年（一八四二）、高羽監物、天童藩士渡辺新次郎へ養子につき祝儀として免許を赦す。

²⁶⁹米沢の笹野觀音堂に門弟が木太刀を奉納。

是教之于同志已洎乎数百有余矣、今茲諸門人同謀、而署師弟之姓名、懸之篠野靈閣、伏尚更有施無畏、大悲擁護

于時 天保癸卯秋七月 武田軍田源武元

敬白

※天保一四年（一八四三）

前書二記候通、安久津村之門人、島津雄吾^{右之名字ハ佐藤也}最初ニ發起仕、同所八幡宮え横額え文書仕、師弟之姓名ヲ記、木太刀奉納仕候、²⁷⁰其文作ハ祖父鳥海山人也、筆銘人は、祖父門人、御用人長井部、玉海井氏也、長井喜間多実父也、其後ニ又發起仕候面々、前書二記候得共、早速相知れ候容ニ一所ニ記置候、上杉侯之領内小出村之門人横沢理七²⁷¹發起、右同宮え額え文書仕、師弟之姓名を記、木太刀奉納仕候、其額え文作ハ鳥海山人也、筆銘仕候者ハ祖父門人安久津村之佐藤善吉、雲門左施也、其後最上天童之藩中、門人御徒士目付格、熊谷倉之丞²⁷²發起仕、最上若松觀音堂之額え文書仕、師弟ニ而三百人程ニ而姓名を記而、木太刀奉納仕候、右額え文作ハ鳥海山人也、筆銘仕候者ハ、最上東根村之者ニ而武田軍太門人也、其後熊谷倉之丞²⁷³發起仕候而羽州龜岡村五台山文殊尊堂え額え文書仕、師弟ニ而百拾六人之姓名を記而、木太刀奉納仕候、右之額え文作ハ鳥海山人、筆銘人ハ雲門左施也、笹野え奉納之額は前書ニ記候通也、右額え筆銘人は、雲門左施孫、武田軍太門人佐藤於兔吉久道也、門人共奉納之額数五枚、門人五百人余也、²⁷⁴武田軍太七十歳ニ相成候得共、今日迄齒耄枚不落、腰不曲ハ天然至然、大勢え教候而も不草^{（不ハびれず）}、外ハ弱生木ニ不思議、神仏之御得と誠ニ難有奉存候、再拜々天保一四年卯七月廿五日笹野え奉納之日也

270 島津雄吾發起にて安久津八幡宮に小太刀奉納。

271 横沢理七発起の額も同社に奉納。

272 熊谷倉之丞発起にて最上若松觀音に小太刀奉納。師弟三〇〇人余。

273 熊谷倉之丞発起にて龜岡文殊堂に小太刀奉納。師弟一一六人。

274 門人の奉納額五枚、門人五百人余なり。

275 天保一四年（一八四三）、笹野觀音堂へ奉納の日。

此書ハ万流之秘奥ニ候 以上

時²⁷⁶二江戸本城之男谷精一郎と申人ハ丈六尺程有之、劍術之門人式百人余、御旗本ニ而三千石、直真影流ニ而ハ随一上手之由、又江戸壹共申由、併虚ヲ実ニ而用ル術、氣ヲ奪候而變化之術付テ、撓ヲサイル術打内ニ足術^{タス}、水上ニ胡葦子之術、太刀殺之術、氣殺之術、尚更空妙之術無御座候、門人渡辺歙藏²⁷⁷、元之名高羽監物^{タカハ}と申人也、劍術為修行之去夏中出府、壹ヶ年程住居仕男谷氏え度々參候ニ付、細々承候所、右之通也、男谷清一郎門人、稲葉兵部少輔内、山田忠三郎印可請、武者修行ニ出、仙台より南部、津輕、秋田、庄内在々迄修行仕、最上天童五日町竹屋え止宿、同所藩中え宿之以亭主ヲ相願、於御道場ニ而、互ニ金面小手竹具足相用ひ候而、先陣ニ北村五八郎進出試合仕候所、打負候由、夫より若侍衆銘々試合候所、負込候由、突術ヲ大一仕而上手成と誉候由、御物頭格ニ而、御奉行原三郎左衛門養子ハ白川より參候人之由、原右橋一刀流ヲ白川ニ而稽古仕、印可請、天童藩中ニ少々門人有之上手と噂有之候、右試合ニ山田忠三郎は八分、原右橋者数十度之内、式分ニ相成、負候由、偕又去年夏中、山形藩中え山田忠三郎ニハ芸道之弟、嶋田虎之助為修行之²⁷⁹、山形藩中え罷越候砌内、藩中え出試合仕、原右橋打負、残念ニ候哉、又白川え罷越、壹ヶ年程稽古仕候而、又忠三郎ニ打負候由、長井喜間多、熊谷倉之丞ハ不試合由、渡部歙藏も、養父死去仕忌中ニ付引込居候而、不試合由、同人より細々申來候、山田忠三郎四五日逗留中 天童侯より宿料被成下候由、天童出立、山形藩中え出、相願候而、諸土方と試合候所、甚以上手成と被指留、三十日余逗留山形出立置賜郡、赤湯え參、入湯仕居候由、同郡高畠村大町富藏と申者ハ、物好ニ而江戸え登り、八丁堀之手先と相成、用向有之、赤湯え出候所、山田忠三郎と同宿ニ相成、色々咄合之内、修行人申候ハ、小郡山武田軍太殿御高名、所々ニ而承り候ニ付、相尋可申候、御宅よりハ何程隔居候と問候由、富藏答而、十丁計隔居候と申候、夫より相咄候ハ先

276 江戸の男谷精一郎（直真影流）のこと。門人二百人余。旗本三千石。直真影流随一の上手。

277 門人渡辺歙藏（旧名高羽監物）、出府して男谷道場に行く。

278 男谷一門の山田忠三郎、武者修行にて諸国回遊。天童に至る。天童藩士を破る。

279 嶋田虎之助（直真影流）、山形藩士と試合。

280 山田忠三郎、赤湯に入湯。武田軍太との試合を勧められるも米沢に行く。

年より小郡山え諸流相尋、試合仕二、修行人ハ真綿入之皮ぼうし、金面小手竹具足相用ひ候、小郡山之門人共ハ、冬中二而も浴衣沓杖たすぎ袴計二而、三尺四寸之丸竹え、鏢懸持出候、修行人ハ四尺六寸之ひぼ薙刀ニ而試合仕、其度ことニ修行人打負候試合之砌、見物人有之候而も、不構故ニ、千人余入込候而、甚賑々鋪候間、御尋可被成と申、修行人より先帰り候由、山田忠三郎小郡山え参兼而、赤湯出立、米城え参候由、赤湯ニも門人有之、細々相知レ候、

天保一四年癸卯九月廿六日

偕又去夏、山田忠三郎ニハ、芸道之弟嶋田虎之助と申物ハ、九州ニ而、兄弟共ニ国元を出立、江戸え参候由、式人共ニ国元ニ而ニケ流儀ヲ稽古仕候由、弟虎之助ハ三人力余有之、幕之内之二段目之角力と取合候所、勝候ニ付、角力ニ可相成と存候所、元稽古仕候剣術ヲ捨候ハ残念故ニ、甚上手と噂有之ニ付、男谷清一郎え相願候而、試合仕打負、門人と相成稽古仕、印可請、少々門人有之候得共、渡世ニも不相成故ニ、為修行之、武者修行ニ出候由、世間之素人咄ニ、会津藩中え参り、諸流と試合候内、七日ニ唯壹貳度打負候計り外ハ、不自由、越後之国え参候而も勝、庄内藩中え参候而も勝候由、最上、山形藩中ニ而も勝、上手成と被差留候而、三十日程逗留仕候由、嶋田虎之助、山形ニ数日逗留ニ付、置賜郡えも定而可相尋と閑而居候所、不参候、諸国ニ而、剛力剛勢ニ心気ヲ被奪、皆以未熟故ニ、嶋田虎之助術之程不知、何之術ニ而可勝、手段之術ヲ不知ニ、唯突打気ニ相成ル内ニ、陰気ニ計り相成候故ニ打負候、虎之助ハ山形出立、上ノ山え出、湯原通ニ而江戸え参候由、藩中在々上手成ル剣術家相除キ候ハ、為名聞之、次ニハ金取之為と相見得候、芸道不至候得共、丈五尺六七寸、體甚ふとり大力剛勢ニ而、薙刀ハ五尺七寸之ひぼ薙刀、両手ニ而中段ニ手を延シ真直ニ持、薙

281 天保一三年（一八四二）、嶋田虎之助のこと。

282 嶋田、山形に来る。軍太、待てども置賜には来ず。

刀ヲ上下えふり居候由、並々之劍術遣ひ、又ハ少々勝れ候而も大関之大力歟、五尺七寸之箆刀ヲ差出而、いがみて小僧と心ヲ込て出候と、氣負仕、唯陰氣ニ成り不負と打氣ニ計り相成、箆刀長く、そばにも不寄レ、無抛虎之助歟手を打と、手を片手ニ而放シ而金面歟、肩之内歟、竹具足突候由、跡十四五日痛候由、又後手ニ相成候と進ミ出頭歟、左右を打つと留候と、剛力故ニ箆刀ちゝみて被打候由、七八日も跡痛候由、長箆刀ヲ踏込突打候ニ付、不引レ又突、是悲共不当ハ相成申間鋪候、又流儀ニとり、諸ヲ返シ候而も、箆刀ちゝみて被打突候由、右之仕内ニ而ハ勝テ申間鋪候、何程上手ニ而術有之候而も、敵ニ氣負仕、唯打突キ不負氣ニ成と、其術決而一術も不^ル用達^一物也、師弟共ニ剛力剛勢故ニ勝候ニ付、上手成と思ひ、極意ハ何と申訳も不知、唯剛勢ニいぎ合歟大切なと、覚居可申候、右ニ付而、虚を突ニ而用ル術、水上ニ胡葦子之術、太刀殺之術、付テ打内ニ撓ム術、変化之術、氣殺之術無御座、尚更空妙之術ハ夢^{ユメ}にも見申間鋪候、偕又長^{セイ}高大力と試合仕候ニハ、²⁸³空心ニ而、心不撓、身不屈、腹を張り、口を^ズ、齒をそつと合セ、左之肩を出、頷を少シ^ズ、鼻よりこぎやうを^ズかに遠く、敵より万倍含増シ、眼を瞋シ、敵之心氣ヲ奪、見抜突キ打ツ氣ヲ除キ、虚実変化付テ撓ヲサイル術、太刀殺之術、水上ニ胡葦子之術、人ニ打ツ内ニ足ス術、氣殺之術、空妙ハ不思共、試合中ニ出ル也、五尺七寸之箆刀を中段ニ真直ニ手を延、上下イヤリ、構ひ候ハ、左之手之小指葉指え力ヲ入握り、大指ひと差指ハ唯丸ク、右之手モ同容ニ握り、敵より先ニ出、敵之居場を迫メ、我力左え箆刀先きを曲て、敵之箆刀え付候と、慥ニ廻シて突バ箆刀を殺と、左之足を敵之右ひ一拍子ニ踏込内ニ、右之足寄せ、左之手ニ而敵之両手ヲ、皮小手掛居候故ニ、唯ハおさひ不被握候ニ付、かへ込て握り下ケる内ニ、右之足を寄せ、右之手之ひと差シ指ヒを豎ニ立て、金面ヲ突上候と、面飛^{トビ}候ニ付、眼を突クヤいなや、敵之右え參、敵之ニ之腕之中え、両手ノ握目ノ合ヲ付、押と左之足之大指ヒより、敵之足イ懸、引

283 嶋田虎之助に勝つ方法。

と押ヲ一拍子ニ仕候と、何程之者ニ而も仰ケニ返リ、肩ヲ下ニ、足ヲ上ニ致候ニ付、薙刀逆ニ而陰袋ニツ三ツ可突所、殺而ハ痛入候ニ付、(こむら)腓之裏を可シ打、肉去り、痛不起兼候、又薙刀付候内ニ踏込而、頭歟左右を打ひしくへくと打候ハ、ぎれ乍左右之足ヲ一拍子ニ出シ乍、片手ニ而請流シ、左之手ニ而敵之両手をかひ込、握り下ケ、金面ニツ三ツ突上ケべし、金面飛と、眼を突、一拍子ニ押飛ばシ、足を上ニ致スニ付、腓之裏ヲ打候と、いが成ル者ニ而も暫不起候ハ、面白シ、前書ニ記候通、嶋田虎之介中段ニ構ひ候と、風聞ニ候得共、若又上段ニ構ひ、以て我中段ニ構ひ、いずも敵より先ニ出る内、敵之心氣ヲ奪ひ、両手ニ而、敵之両手之ひじ之下え、左之肩ヲ出シ、両ひじヲ張り付候と、無利ニ打候に付、敵之右えぎれ乍、左之手を上ケて敵之両手を握りさげる間ニ、右之手之薙刀先キヲ下より後ウシロひふり流し、頭ヲ打而、敵之両手ヲ握り、左之手を放シ、敵之ニ之腕之中え両手ニ而付ル、内ニ左之足之大指より、敵之足ノあぐと之表え懸引きと、両手ニ而押と、一拍子ニ仕候と、肩ヲ下ニ致、足ヲ上ニ而仰ニ返り候と腓之裏を可シ打、万一少シ後手ニ成、付候内ニ突候ハ、前書術ニ而、可シ致、頭カ左カ右を打候ハ、ぎれ乍ら、前書之術ニ而突可シ打、又前書ニ記置候、両手ニ而付候と若引候ハ、左之足ヲ敵之足え懸ケ、引と押を一拍子ニ致と、肩ヲ下ニ、足ヲ上ニ致候ニ付、陰袋之上ニツ三ツ可シ突、人之眼ハ、天ニかけたり、世間の風聞ニ無シ違、尚更渡部歟蔵より申来候、然共師弟共ニ極意ニハまたく遙遠ニ御座候、せい高ニ而大力ニ付、上手と思ひ、極意之術え工夫不仕候故ニ、生涯中ニハ行着ツキ兼可申候、百人力有之候而も力教可申容ハ有之間鋪候、刀術と申ハ柔能克剛ジュウノウキクワウニこそ術を得たりと申物也、

其年翌月閏九月廿二日ニ武者修行人相尋来候、²⁸⁴武田軍太、常ニ平袖之綿入着居候え袴を着シ脇差ヲ帶シ而出、武田軍太と申者初と申候所、私儀ハ水戸藩中ニ御座候一刀流ニ而、江戸宮

²⁸⁴天保一四年(一八四三)、江戸の佐藤登(一刀流)、試合に来る。

之内龍三郎門人之佐藤登と申者ニ御座候、為修行之、日本え相廻り申度含ニ而罷出候、諸国ニ而御高名承り罷出候、何卒御宿被下、其上御試合被下度候、是はく山中ニ而野猿同容成ニ、高名成とハ恥入候、七十歳之二度之童ニ而甚以未熟千万、併遠路御寄得ニ御尋被下候ハ芸道之冥加、本望之至ニ付、随分御相手可仕候得共、賤父之代より仕来ニ付、添書御持參無御座候而ハ、御宿も試合も仕兼候、修行人申ニハ、私師より添書持參仕候と申、いや御師より之添書ニ而ハ不相成、高畠え御越被成御止宿、其亭主より添書御持參被成候ハ、御宿も試合も可仕候、御尤ニ御座候、然は明日參上可仕と約速仕候上ニ、武田軍太相尋候ハ、御国元幾年前ニ御出立被成候哉、当正月出立仙台より伊達、会津、越後、夫より津輕より段々登り、在々迄不残相尋修行仕、最上天童え參、止宿仕、以宿ヲ藩中え相願、一刀流之原右橋殿、武元流之渡部歙藏殿と試合²⁸⁶、天童出立、山形え出、藩中え相願候而諸土方より試合仕候所、御差留ニ而、三十日逗留ニ而修行仕候、秋田之藩中ニ而、劍道遣ひ之咄ニ先年置賜郡高畠在、小郡山武田軍太殿え相尋二三日止宿、試合仕候所、虚実誠ニ自在成流儀、甚感心仕候間、必可相尋と被教參候所、御在宅ニ而仕合ニ御座候、相互ニ咄合候内、見候所ニ金面小手竹具足、薙刀ハ四尺六七寸袋入ニ而、刀ハ長柄ニ而四尺余也、脇差ハ壹尺八九寸、外ニ指替之刀ハ三尺三四寸、外ニ風呂敷包ハ二ツ有之候、赤湯之南大橋問屋より徒士夫壹人雇、為背負參候、修行人年三十六七歳と見得、人相宜適侍と相見得候、然バ明日參上と出立候、無相違可參と諸門人え書状相調差遣候、去春中武者修行式人參、試合之砌、千人余見物人来候ニ付、又々可參と座鋪片付、送戸、引戸、障子はずして軍太衣服改、羽織袴ニ脇差を帶シ控居候、軍太孫之孫兵衛、先陣仕、後陣ニ門人入生田村之栗田惣兵衛試合仕、右式人共ニ打負候ハ、七十歳之武田軍太可試合と相定待居候所、門人之高畠之石川隆太、武田官之丞より翌廿三日五ツ時、昨日之返書来候ニ付、致披見候所、武者修行人、昨日御宅え相尋候而、試

285 軍太七〇歳にして他流試合

286 佐藤登、天童にて一刀流の原右橋、武元流の渡部歙藏と試合。山形藩士とも試合。
287 秋田藩で軍太の名声を聞き訪ね来る（来訪者名簿には秋田藩士の名前はない。実録に記されていない来訪者がほかにもいたと想定できる）。

288 軍太と門人、佐藤を待つも、怖れをなして現れず。

合御願仕、愈明日参上可仕と御約速申上候而、横町丁子屋市三郎へ参り腰懸昼飯給候而相咄候ハ、小郡山之先生え相尋、容子伺候ニ、百姓家と相見得候共、並々之人相ニ無之、武士ニ候ハ、大録ヲ取て大勢之司致人相ニ而、何れ共芸道之極意之程か難計り、及所ニ無御座容子と申候由、然所市三郎申ニハ私ハ何も不存候得共、先年より小郡山え武者修行人無幾人と相尋、試合候而門人共ニ打負候由、小郡山之流儀ハ、何も不用、寒中ニ而も浴衣杓杖え、たすぎかけ、袴計りニ出候、修行人ハ真綿入之皮ぼうしヲかむり、金面小手竹具足ヲ着用仕、薙刀ハ四尺六七寸ヲ持出候、小郡山之門人共ハ三尺四寸之丸竹え鐙懸、試合仕候と相咄候由、修行人承而、何分共恐入ル、小郡山之先生え宜頼入と申出立、同町之間屋源三郎え参、徒士夫壹人雇ひ米城（米沢城）え参と申、出立候ニ付、被成御待間鋪と申来候、扱々拍子拔ニ御座候、諸門人え右之訳又々申遣候、武士ニ不似合修行人ニ御座候、修行と申ハ万流ニ出合、我より上手成人ニハ幾重ニも相願候而隨身仕、右術ヲ問尋、我カ一助ト致シ、又々名人ニ出合候ハ、妙術稽古仕、右之術為ニ得候一、国元出立可申候ニ、我より上手と思ひ候而約速仕、不参修行人歟、何ニ相成可申哉、右之心底ニ而ハ、日本不残廻り、唐迄参而も生涯中ニハ、発明ハ相成中間鋪候、男谷清一郎門人、山田忠三郎ニ嶋田虎之助も同容ニ相見得候、武者修行人衆、米城え罷越而劍術家え相尋候而も、古より今ニ至迄、武者修行人入候而、面小手竹具足チヤクサセ為着候而も、素面ニ而も、大勢見物人入候而ハ尚更、不試合、見物人不入とも、不試合由、拾五万石之藩中ニも、百姓町人ニも壹人成共無御座候由、其流儀ニ而計り試合、同藩之他流共不試合候而、一統くニ自慢仕居候由、夫ニ而ハ諸流ニ勝チ可申発明は相成中間鋪候、衛身之為タメニ具之一ニも相成中間鋪候、武田軍太門人之外ハ当地御領三万石之劍術遣も、拾五万石之劍術遣と同前ニ候、以上

天保一四年癸卯閏九月廿三日ニ記ス²⁹¹

289 米沢藩では武者修行人と試合をする者は、藩中、百姓、町人にも一人もおらず（「百姓、町人」とあるように米沢藩でも庶民の剣士が存在していた）。

290 織田領（天童・高島）でも武田門人のほかは、米沢藩と同様に他流試合をしない。

291 ここまでは天保一四年の筆になる。

此度駿と承候ニ、江戸本城男谷精一郎大力ニ而、丈六尺程有之三千石御旗本ニ而、刀術直真影流ニ而、高名ニ而江戸より先年より噂有之、追々門人之者式百人程有候得共、今出席稽古之者大勢ニハ無御座候由、時ニ九州豊前国下毛郡中津十二万石、奥平大膳太夫御家来嶋田虎之助兄弟共ニ劍術好望ニ而、稽古仕、兄虎之助丈五尺七寸大肉付ニ而、三人半力有之候而、国元ニ而二ヶ流之印可請、兄弟ともニ江戸表え致出府、弟ハ外之御大名え奉公ニ有付候由、虎之助ハ劍術師範、後世ニも仕度志願之内、男谷氏甚高名ニ承候而、以人ヲ相願候而、試合打負、門人と相成、一心不乱稽古仕、印可請而、其後同門之者と式人連ニ而諸国え武者修行相廻り、会津え出、以宿ヲ願、藩中出試合仕、勝候而、夫より越後之国え出、在々并藩中え願入、試合勝候而、其後ニ出羽国、庄内え出、以宿ヲ願、藩中え出、試合仕勝候而、夫より同村山郡最上、山形へ出、以宿ヲ願候而、藩中え出試合仕、四十人程ニ勝候而甚上手成と被請留、三十日程逗留中ニ、同郡天童之藩中渡辺歙藏、山形藩中之以親類ヲ願入、嶋田氏と試合打負、門人と相成、嶋田氏と同道ニ而、江戸表え登り壹ヶ年稽古仕候由、国元ニ而数年稽古仕候故ニ、印可請、置賜郡小郡山村武田軍田宅え、元門人故尋候而、色々咄之上、男谷氏、嶋田氏仕術、以テ扇ヲ出立、嚴氣ニ成而細々仕候と、武田軍太其序ニ而、直々慥ニ勝術ヲ付候、時ニ当五月中天童候、江戸え御発駕ニ付、渡辺歙藏え在歸之御供被 仰付、致出府、同六月五日ニ湯原より高島村枝郷北目実家え着、翌六日ニ武田軍太宅え相尋、時候之挨拶終而、武田軍太申候ハ御帰国待居候歟、御深切ニ御尋被下、三年目迎、懸御目ニ致大悦候、去々年は被入御念、江戸表より御紙面ニ細々被仰下候内ニ、江戸諸兵家不殘御尋御修行、其上大坂迄御修行ニ被登候趣被仰下候ニ付、右之御教、天童之藩中長井喜間多太夫え相教、御報為登候、申遣候ニハ、扱々善キ御心持致感心候、御序ニ日本国中之諸兵家不殘御

292 男谷精一郎（直真影流）のこと。

293 嶋田虎之助、男谷に入門する。

294 軍太門人渡辺歙藏（天童藩士）、嶋田虎之助に入門して江戸に行く。

295 渡辺歙藏、軍太を訪ねて男谷と嶋田の劍術を話す。

尋、御修行被成、御帰国之上、私と試合被成候而、拾度ニ壹度御勝可被成と、申遣候筈、御覽可被下候、其後去年も江戸表より最上天童之藩中へ御着之砌も被入御念御紙面ニ細々被仰下候ニ付、右御報ニ尊靈え為御焼香へ御越之趣、被仰下候ニ付、御出ヲ閑ニ存居候、一日成共、早く御越、私と試合可被成と待居候、試合被成候ハ、拾度ニ壹度御勝可被成と申遣候筈、是又御覽可被下候、江戸ニ而、嶋田氏借宅^カニ御止宿不被成、別宿ニ御住居被成候由、御心配察申候、嶋田氏ニ御隨身之節、私え無御相談御登り被成候歟、尊承候ニ、嶋田氏え御隨身ニ而御同人と御同道ニ而、江戸表え御登り、壹ヶ年稽古被成、印可請御帰国致、御同慶候、定而諸道場え御尋試合可被成候、如仰之、大坂迄御越御修行被成候ハ、何程歟、御上達と存候、突共打共御勝手次第、試合可被成と申候得共、御免可被下と申而、試合兼候²⁹⁶、武田軍太申候ハ尊承候ニ、三年前山形之藩中へ御越、嶋田氏と試合御負、誠ニ名人と被思候ハ、御尤ニ御座候、山形ニ而試合之術ハ如何ニ候哉、薙刀取而之術ハ不承候、右之仕術ヲ被成爲御見可被下と申候所、則勝手ニ而扇ヲ以出立、試合之術致候ニ、嶋田氏両手ニ而五尺之薙刀中段ニ構ひ、握目より先キ二三寸下ケ、私之左に先キヲ向、真直ニ立、薙刀上に下エ振り出候ニ付、私も薙刀両手ニ持、上段ニ構ひ、相方出合頭ニ私之薙刀、中え下ケ候所、尚更進出、声を出候ニ付、又上段ニ構イ候所、右膝下に着キ、左之膝立、左之方手ニ而私歟右之脇下ヲ壹本突ニ被突候と言、武田軍太申ニハ、左之片手ニ而、壹本突ニ被突候ハ、丈長剛力、敵氣ニ恐、ひよつと妖者ニ出合候容ニ而、心気歟消候ニ付、被突候筈、右之心底ニ而ハ決而不勝候、先年教候数術、壹術も不用達百術稽古仕、覚ひ候時も、心爰ニ不有バ、壹術も不用達候、不動智、少も無之故也、嶋田氏ハ術不足、然共剛力ニ而敵を如ク子供之二見候故ニ、氣を見候ハ一段也、併敵ニ氣を被見候ハ、唯今申通、心爰ニ不有故ニ、氣を被見、打負候ハ残念、右之術ニ打負候劍術遣ひ歟、何ニ成ル、嶋田氏と数度試合可有之候得共、一を聞

296 渡辺歟藏、軍太との試合を辞退する。渡辺、嶋田の仕術を軍太に見せる。

テ万を知レと古語ニ有り、跡之試合之術ハ聞ニ不及と申而、夫より渡部と同道ニ而座鋪え
參、見渡候所、隣村安久津村之若者共二三十人相見得候、右之者共申合セニハ昨日監物房
歟、長薙刀式本持、二人連ニ而、高嶋之方え參候、尊承候ニ山形ニ而虎之助ニ打負致隨身
江戸登り壺ヶ年稽古、其上、諸流と試合致、修行可參候ニ付、今日は於小郡山ニ、試合可有
之と、見物ニ參候、武田軍田座ニ着候と申候ハ、先刻勝手ニ而、試合可致と申候而も、御免
と被申候歟、何向御上達之程不知、兎も角も試合可被成と三度申候得共、無言候、夫より武
田軍太申候ハ、江戸壺之御名人男谷先生、次ニ御名人之嶋田先生之任術御立被成、右御兩人
之術ヲ被成候而、為御見可被下と申候所、扇を持、道場被出、右兩人之術細々ニ致候ニ、男
谷氏、嶋田氏之形チも術も同容ニ而、真直ニ立、右之肩を出シ、左之肩壺尺余引、薙刀両手
ニ持而薙刀先キ式三寸下ケ、先キを上ニ下に振り立居候而、頭歟左歟右に打と薙刀曲ケ、押
ひしぎ、片手ニ而無術壺本突ニ突候由、先方ニ而見合候と、氣を見而片手ニ而壺本突ニ突候
由、左右之手に、左右より我身を不払打候と、薙刀先キニ而払い、仲々不為打候、我ニ恐れ
候と見ると天窓に打と、大力故ニ薙刀たわむと直ニ參、組付而なけ候と相咄申候、外諸道場
に相尋、諸流と試合之咄ハ不致候、然は諸流を恐れ尋不申哉、其道ニ不深切也、渡辺歟藏道
場ニ而、男谷氏、嶋田氏任術細々仕候内え、賤孫孫兵衛扇を持、道場え出、右之術ニは如此
仕候ハ、如何ニ被成候哉、其術えハ如容、々々ニ致候時ハ如何、右之術ニ応シ、色々ニ致
候所、其度々段々跡え引、いつも道場之角イ引、夫ニ而ハ致方無之と申而、答不出候、孫兵
衛申候ハ、昨日承候ニ長薙刀式本持、安久津村ヲ御通之由、内宅之三尺四寸之薙刀ニ而ハ前
年と違候而、難ク被成、可有御座ニ付、定而御実家え長薙刀可シ被指置、拙者より手習子、
右薙刀取ニ指遣候ニ付、一筆可被遣候と申而も無言ニ候、又孫兵衛申候ハ、扇ニ而ハ相分り
不申候、一筆御認被成候歟、御緬倒ニ思召ニ候ハ、有合之薙刀ニ而試合可被成と数度も候

297 安久津村の若者らが軍太と渡辺の試合を見に集まる。

298 渡辺、試合はせずに、男谷と嶋田の型を見せる。

299 軍太孫の孫兵衛、渡辺に試合を申し込むも無言。

得共、無言ニ而、扇ニ而試ミ相止、二之間え着スト、安久津村佐藤善吉悴、武田軍太門人之於亀吉申候ハ、師ニ御負被成候而ハ不苦、御勝被成候と、江戸え御登り御稽古御修行之程有之、御本望、先生も御満悦之筈、不及御互滞ニ、先生より御深切二度々被仰候ニ、如何之思召ニ候や、毛頭相分り不申と拾度余申候得共、壹所計り見居候而、無言ニ候ニ付、武田軍太申候ニハ、唯今男谷氏、嶋田氏仕術被成候歟、壹術も手本ニ可致術無之候、江戸壹と先年より承候歟、噂とハ相違と申候而も、無言ニ候、先刻勝手ニ而被咄候試合之術、嶋田氏慥ニ突留ハと、左之片手ニ而無術壹本突ニ突候ハ、上段ニ構ひ候薙刀ニ而、突来ル薙刀ヲはね返シニ打、壹拍子ニ左之足、敵之右え踏込ミ、敵之天窓を打、両手ニ而押返シ、薙刀持替、両手ニ而可突、敵ハ三人半力有之、足之下二人を見而、少も不引、壹寸弍寸ツ、進ミ、声を出、盛ン成容子被咄候歟、縦鬼人成共、如何成達人ニ而も、空妙ニ而、上_ミ決_三シ浮_一ツ雲_二ヲ、下_モ絶_三シ地_一紀_二、而試合候ハ、五人拾人力有之、五尺六寸之薙刀ニ而、試合候共、此方ハ三尺四寸之薙刀ニ而、全勝ヲ得ル事、掌ニ有之候、敵は猪獅之武者也、男谷氏、嶋田氏形チとハ武田軍太形チは裏と表ニ候、左之肩を出シ、右之肩を引、右之足之大指ヒ之爪より領を弍三寸出、右之足先ニ而、足と足之合に、左右に五六寸放、右之足より左之足ハ五六寸引、右之足ハ、あくとより大指ヒ、右に三寸開キ、右之足ハあくとより大指ヒ左に弍寸開キ、膝不折、直_スニ而領少シメ、両手ニ持ツ薙刀握容ハ、一ト握余合イを置握り、左之手之小指ヒ、葉指ヒに力を入握り、外指ヒ唯丸く致、右之手ハ同小指葉指、少々力を入、外指ヒ唯丸く致、口を_メ齒をそつと合セ、鼻より_{呼吸}こぎやうをしずがニ遠く、足音不致容、敵より先ニ出、敵之居場を迫メ、諸流と試合之術、交え記ス、敵之足踏附ル境え、先ニ我不動智ニ居而、誠ニ如乱心之、為見突ニ、突氣而無シ、打ニ打氣而無_ク術ニ無_ク論シ、心氣ハ如_ク二天日_ニ之一_ニ成り、腹中ハ満月之如くニし而、中段ニ薙刀持チ、手元より袴と口ひ同寸方ニ而、切

300 軍太、嶋田に勝つ術を教授する。

先キ壹尺式三寸上、左に薙刀先キ少々曲、敵之薙刀え心計り付、そろくくくくと足ヲ不
留參候と、敵ハ兼而得手之術、薙刀曲ケ押ひしぎ、右之片手ニ而、無ク術壹本ニ突候ニ付、
両手ニ持ツ薙刀、右之片手ニ成、進ミ開ぎれ、薙刀を後イ流シ、空を為突、一拍子ニ左之
足、敵之右に踏込ム間ニ、右之足寄せ、左之手ニ而、敵之薙刀を手柄栖ミニ握下ケ、右之手
之ひと指シ指ヒを豎ニ而、金面突飛シ、眼を突キ、一拍子ニ敵之右に進ミ、両手之握目之合
に、敵之二之腕之中え付、我歟左之足之大指より敵之足之黒こぶし之上、曲めに懸たもち、
引と押と一拍子ニ致シ懸ル、左之足ヲ踏込と、敵ハ肩を下ニ足を上ニ而、我か左に仰ニ返ル
と薙刀持替、竹具足之下可シ突、又付候内、直ニ左を突候ハ、薙刀はね返シニ打進ミ、開
ぎれ、敵之左之肩下、竹具足之間可シ突、敵之左に薙刀先キ廻シ、面歟、肩歟、胸歟、腹歟
突候ハ、我歟右に薙刀ヲ一拍子ニはね返シニ打、前段之術ニ而可シ突、又付候内、薙刀押
ひしぎ、頭歟、左歟、右打候ハ、打来ニ応シ開キ進ミぎれ、右之片手ニ而請流シ、一拍子
ニ左之片手ニ而敵之手柄栖ミニ握下ケ、金面突飛シ、眼を可シ突、又付候内振上而打候ハ、
前段之術ニ而宜候、右之胴歟足を打候ハ、薙刀はね返シニ打ツ内ニ、左之足を敵に踏込
而、左之手を上ニ而金面突飛シ、眼を可シ突、又曰前段ニ申通、我歟薙刀先キ左に少々曲ケ、
足を不_ケ留ニ、そろくくくくと敵之薙刀え心計り付、敵之近くに參候而も_ケし_{ハシ}がに、
氣を見而、不突、不_ケ待_{ハシ}居候ハ、口ヲあぎ声を懸候と氣歟拔候ニ付、口ヲ_メ、齒をそつと合
セ、腹を張り眼_懸、鼻よりたふと声と打、薙刀と一拍子ニ虚を_メニシテ、片手ニ而敵之左之
首打と為見候と、兼而待つル所に打候ニ付、薙刀を押ひしぎ、右之手ニ而突候ニ付、敵之薙
刀之不_ル当_ラ内ニ、敵之右之首を打、敵之後イ廻り、左之足之大指ヒを敵之足え懸ケ、たも
ち、両手之握目之間ニ而、敵之背を押と左之足踏込ムと一拍子ニ致シ而、我が右之膝下に着
キ、左之膝立候と、先ニ敵者二三尺出而、両手を下に着キ候ニ付、右之手之ひと指シ指ヒを

豎二而、竹具足之下より可シ突上ケ、此方ハ素面、素手、素躰故ニ五分ニ致、唯我可為致と打ツニ不構突候ハ、為^レ其ノ虚ニ為見置候ニ付、進ミ開キぎれ乍、觔刀を殺シ而金面突飛シ、眼を可シ突、左之胴を振上ケ打バ、我歟左之足を右之足之あく^ト之方^ヒ、あく^トより四五寸引、足と足之合^{アイ}壹尺壹寸放シ打来^{クル}觔刀をはね返シ、両手ニ而、打と一拍子ニ左之足を右之足より壹尺五六寸出シ、近くハ両手ニ而可シ突、遠くハ片手ニ而可シ突、決而五分ニハ不為致候、先刻被咄候ニ、左右之手に左右より数打仕候と、左右に払ひ、仲々不^レ為^レ打も其術ニ勝ツハ武元流之常也、敵ハ左之手ヲ出置候ニ付、左を打と虚ニ而実ニ為見候と觔刀払ひ候ニ付、半合払内ニ右之手を打と一拍子ニ敵之後に廻り、両手ニ而しころ之下より可シ突上ケ、工夫ニ不及候、敵ハ五尺之觔刀、仙台竹を五六分ニ割り八九本合セ而仲を皮ニ而所々ヲ結ひ、柄に皮を懸ケ觔刀先に壹寸余、皮懸^{ササラ}鑊は猪之首皮壹枚、鑊木太刀同容之由、武元流³⁰¹ハ稽古之砌ハ、握所ハ丸竹ニ而、鑊より先キハ觔^クニ而縊^リ、皮鑊付、三尺四寸え内毛之皮袋ヲ懸、被打而も不痛容ニ拵置候、併他流と試合之節ハ鑊付木太刀歟、元竹ニ而鑊付三尺四寸之丸竹也、敵に金面小手竹具足赦シ候、此方ハ素面、素手、素体故ニ少も不苦候、若怪我有之砌ハ武者修行人持参之添書之方え為送遣分之事也、何程丈長剛力ニ而も以術ヲ試合候ハ、面白ク勝チ可申候、何程之達人と試合候而も其場ニ応じ全勝を得ル人こそ名人^エ得候人と可申候、

時ニ嶋田氏と御同道ニ而、湯原に被参候節、嶋田氏ハ武者修行ニ出、式里三里之所、不廻者如何之訳ニ候哉、私宅に被尋、試合候ハ、御互之修行ニ可^キ相成ニ、如何之思召ニ候哉と申候所、渡辺歟藏申ニハ御宅え嶋田氏相廻候容ニ達々進メ候所、米沢ハ人悪キ故ニ不廻と申候、湯原通り山之内之人之悪キハ職入と申候と言、武田軍太申ニハ、御存知之通、先年よ

301 武元流の觔刀のつくり。

302 軍太、嶋田がなぜ軍太の道場を訪ねなかったかを渡辺に問う。

り武者修行人殺候事ハ無御座候、夫ハ嶋田氏当地え参度無之故ニ、唯申訳と相見得候、甚剛
氣と承候ニ弱心ニ候、万流共ニ商売人之心底ニ而ハ、芸は夫切と存候、其上之上達は相成申
間鋪候、渡辺歙藏聞も不致候得共、嶋田氏ニ歙藏打負候歎、残念故ニ為教之、其序ニ而直ニ
勝術を付候得共、渡辺氏我歎心ニ武之術、初而承候所、不心ニ入容子ニ而申候ハ、今日中ニ
上ノ山迄、是非共不参候而ハ不成訳有之候、先年江戸表え天童之藩中より致出府、此度私と
同道ニ而下リ、私之実家ニ待兼居可申候間、御暇申と言、武田軍田申ニハ御尤ニ候得共、右
人御用ニハ有之間鋪、無利ニ被指留候と被仰遣候而緩々御止宿、江戸表之劍術咄承度と申候
所ニ、甚以取急キ候容子ニ付、吸物酒肴指出、其上昼飯ヲ為給候所、直々被帰候、渡辺歙藏
劍術ニ執心之容ニ而不執心故ニ極意之術、黒白コウ少も不分候、嶋田氏諸国え武者修行ニ相廻り
可申候得共、為承候ハ、前段申通、会津、越後、庄内、山形ニ而試合仕、勝候由、打負候多
人数ハ剛力嚴氣五尺之薙刀ニ恐、陰氣ニ成り、わざ不出、心底ニ不任、打負候ハ、不見不知
人々ニ而も聞而残念ニ候、嶋田氏術ハ前段記通之術之已（のみ）ニ而、氣ヲ奪イ虚之術、変化之術、
水上ニ胡葦子之術、突歎打内ニ足術ツク附テ撓ミヲサイル術、太刀殺之術、氣殺之術、空妙之術
ハ、少も不知、然レ共剛力ニ而四ヶ所ニ而勝候ハ一段也、嶋田氏ハ武田軍太尊を所々ニ而
承、其上渡部歙藏、山形ニ而弟子ニ相成候故、委細々承而、打負候而ハ外聞悪と思ひ武田軍
太宅えハ不尋と相見得候、武者修行人之心底ニハ無御座候、形チと術を承候ニ、またくく
至極之信、極意ニハとみニ遠く、剛力歎さまたけ、生涯中ニハ行着キ兼可申候、渡辺氏咄
ニ所々ニ而金貫候由、歩行之助ニハ宜候、芸者色と大酒と欲心ニ離れ三界唯一心ニ無御座候
而ハ、不動智至極之位ニハ被至申間鋪候、

下野野国（戸賀崎村）富崎村之百姓熊太郎ハ丈五尺壹寸有之、幼年より劍術甚好望ニ而、心極流稽古

303 負けることを怖れて嶋田は
来ずと、軍太の考え。

304 戸賀崎熊太郎（神道無念流）
のこと。

仕、印可請而其後武者修行ニ出、上手高名成兵家え計相尋、諸流と試合仕候内、上州念流樋口重郎兵衛宅え相尋、試合仕候ニ、³⁰⁵先方へ打込候而もなホ薄不参候と申候由、先方より打、簞刀少々参り候而も美事ニ参候と申、引候由、大勢と試合仕候而、致一宿帰候由、跡ニ而門人共打寄而右之武者修行人ハ誠ニ氣之弱ひ男、劍術遣ニハ不成と咄合候所、樋口氏申ニハ、いやく、右修行人志シ適、^(あつぱれ)末々者一家建候人也、各も右之心底ニ而修行有度候と申候由、樋口氏不案ニ互、^(あんにたがむ)工夫之上、無念一流と名付、壹流生レ、其後江戸小河町え出、道場相建、誕生之富崎村名ヲ則名字ト致、^(百貫持)富崎熊太郎と名乗、三四年住居仕候所、式百六拾四位之御屋敷之刀術好望之者、³⁰⁶并町在より稽古ニ出、甚賑々鋪師範仕候而、名を海内ニ著シ、及老衰ニ、門人岡田十松ニ印可と道場ヲ譲り、目出度帰国仕候所、從御領主、為御誉と名字帯刀ヲ御免被下候由、³⁰⁷当年より四拾壹式年前ニ遠行仕候由、右之無念流えも慥ニ勝術ニ付、前書ニ委記置候、右富崎氏之心底は、劍術ニ誠実ニ^(セイ)執心也、嶋田虎之助は、大力故ニ下手成者ニ勝候ニ付、不至而上手と思ひ候故ニ、生涯中ニ發明は相成申間鋪候、三年前に男谷氏、島田氏之術、風聞ニ而承り、直々勝術を付前書ニ記置候、併風聞故ニ、睨と不仕候、此度は嶋田氏ニ渡辺氏壹ケ年稽古中、男谷氏ハ嶋田氏之師故ニ度々出席而、致披見門人衆と試合仕候而男谷氏形チも嶋田氏ハ勿論、術ヲ覚ひ候而委く相咄候ニ付、能々承候故ニ、此書ハ少も^(シ)仕術相違無御座候、鑓、^(ナギナタ)長刀、長力、^(タサリ)鑓にふん銅付キ之陣鎌、并刀術諸流之術に銘々勝術を付而、式百七十六枚え委く書キ、³⁰⁸前書ニ記置き候術ニ而諸流万流と試合仕、慥ニ勝ツ術、無シ疑、又丈長ク剛力之直真影流之男谷氏、嶋田氏と試合慥ニ勝ツ術之極印可也、不可疑候、刀術ニハ武田軍太、幼歳より誠ニ能く心魂ヲ込而修行仕得共、生来甚以愚鈍ニ而、不学文盲ニ候、子々孫々之為後学之、拙筆ニ而遺候、以上

行年七十壹歳

305 戸賀崎、上州の樋口重郎（念流）の道場で試合。

306 「式百六拾四位之御屋敷」とは二六四大名の江戸藩邸のこと。「町在より稽古ニ出」とは町人・百姓の劍術稽古のこと。にぎわったとある。

307 戸賀崎熊太郎、郷里の領主より名字帯刀御免。

308 諸流に勝つ術を本書に詳しく書きおく。

天保十五年辰六月七日³⁰⁹

武田軍太

武元花押

(貼紙³¹⁰)

富崎氏石火之機之術、工夫発明仕、一流出候由、江戸一と噂有之候ニ付、伊豆ノ国、秋山要助隨身、数年稽古仕候而印可請、其後師範仕度、為修行之、諸国え相廻り候内、武田軍太宅え相尋、試合重候ニ付、軍太式十三歳ニ而、試合仕候所、軍太打負候後、甚悪口被致、前書記候通、誠ニ遺威、証ニ徹シ候而、昼夜工夫之上、諸流と試合仕、修行之上、漸四七歳ニ而諸流ニ勝術を得、一流出候、被致悪口候、併無念流之石火之機之術ニ髓ニ勝つ術を得而、門人共え委教候、其後度々無念流印可請候面々相尋候而、試合望ニ付、門人共と為試合候所、其度ニ門人共勝申候、石火之機之術、随分宜候得共、石え不^レ当テハ火ハ不出、富崎氏、存命中試合見分仕候人々ニ委承り置候ニ、薙刀両手ニ握り中段ニ構ひ、切先動シ出、敵之打ヲ待候由、右人と試合候ニハ、此方ニ而も両手ニ而薙刀ヲ握り、気色替り而、虚ヲ実ニ、敵之右之手ヲ打とミセ候ト、石火之機と我歟頭ヲ打候ニ付、開キきれ、領ヲメ、左之足、敵之右え踏出ス、間ニ、右之足寄せ、右之片手ニ而我歟頭之右ひ鏢を上ケ、切先下ケ、水上ニ胡葦子と返シ、左之手ニ而敵之両手握り下ケ可シ打、千ニ壱ツ虚之術有之候ハ、虚之発スル所え付而押ひ可シ打、此方より打と一拍子ニ五分ニ可仕と、突歟打候ハ、打出ス途中ニ而薙刀ヲ殺シ可シ突、諸ニ返し打候ハ、此方ニ而も諸ヲ返ス間ニ開キきれ押ひ可シ打、当テ打候而も同術ニテ宜候、打ツ薙刀押シひしき突而も打而も、嶋田氏と試合之術ニ而可シ打、打太刀ヲ打候ハ、不当^レラ内返シ、打遠くハ可引、近くハ敵之影に廻り可シ打、引候ハ、一拍子ニ足踏出シ、

310 軍太、戸賀崎熊太郎は名人と讃える。軍太、戸賀崎の石火の術に勝つ術を得て一流を成す。無念流の印可者と試合して負けず。

付而押ひ、如何成ル術仕候而も勝候歟、端端無キ術と申候、富崎氏術承候ニ、敵之心氣ヲ奪ひ虚之術、变化之術、水上ニ胡葦子之術、打内ニ足ノ術付而撓ミ押イル術、太刀殺シ之術、氣殺之術、空妙之術は不知候得共、誠実セイジツ劍術ニ執心故ニ、石火之機、工夫發明仕候ハ、一入感心也、諸流之面々、一本術ニ而試合仕候而は、仲々不勝ハ、富崎氏ハ希代之名人也、諸流之及所ニ無御座候

高島藩士長井部³¹¹、武田軍太四十三歳

時詩ヲ被送候、右詩ニ曰

劍道研精三十秋本源添得一名流

拔山之力応難敵激浪蹴天水至柔

右武元子学心地刀法数十年有所發明日武元其術出柔能制剛言賦贈

玉海井民

同藩士志田元秀、武田軍太四十四歳之時、詩ヲ被送候、右詩ニ曰

技縁变化本無端説劍篇成伝世看

宇々含霜鳥迹凜千秋更使人心寒

源国器

二井宿村島津六郎兵衛、武田軍太、五十八歳ニ相成候時、発句二首被送候

稲つまや山と川とをまたくま

³¹¹長井部は軍太門人長井喜間多の父。

露も玉とみつれば月の宿りかな

八十二翁

郭公屋文杜

刀術二題而、外二九首被贈候得共此言二不記

(貼り紙³¹²)

万流共ニ印可請、右印可見而、諸流ト試合工夫ニ不用ニ達候、右ニ付、武元流之術、細々ニ式百枚余え記置候、從幼稽古仕候而、印可請候心地流ハ、一人ノ皆以いろは也、先年米藩え參、須藤氏え任望ニ試合仕候所、四代目ニ相成、形衰、肉と骨失ひ候と相見得候、諸流共ニ末々ニ成と右之通と存候、諸流と試合修行仕、昼夜工夫之上発明有度候

312 諸流と試合修行をし、昼夜工夫の上、発明あるべし。米沢藩の須藤氏(心地流)は、四代目にして形衰える見えたり。

史料編2

武田軍太 「武術修行人之御姓名并口上書」

武術修行人之御姓名并口上書

寛政七卯年

武田軍太

再改

武田源之進、米沢植杉様御家来之田代進右衛門殿ニ五ヶ歳心地流を稽古、夫より米沢御領所川井村之堤柳助殿ニ同流を十三歳稽古、田代進右衛門殿より貰ひニ相成、右御同人より心地流之印可受候、源之進悴武田軍太、実父より子供之砌より歳来稽古仕、心地之印可ヲ式拾貳歳ニ而請、諸流と試合仕候而昼夜工夫仕、文政三年辰正月改而武元流と仕候

武田軍太

同辰歳四拾七歳¹ 武元

口上覚²

一、武術修行之由にて御尋之御方々、先々より添書有之候得は御試合随分可仕候、添書無之御方ハ高畑市中ニ宿御取り、其亭主より添書御持参被成候得は、御試合可仕候、其上容子ニより宿御望ニ御座候ハ、一二夜モ御宿可仕候

○御試合仕候節、最初は門人共之内出申候、門人打負候ハ、拙者御試合可仕候

○拙者共、面、小手、竹具足、臈当テ等用ひ不申候

右ニ付道場之礼ニ御座候ニ付、左之客之御心得にて御試合可被成候、少も無遠慮、御存分ニ御試合可被成候、相互ニ我カ流儀計リ吉シト存候而ハ井之内ノ蛙、大海ヲ不知ニ而少も修行

¹「辰歳四拾七歳」は文政三年辰年（二八二〇）にあたる。

² 武田道場の武術試合の定

ニ不相成候、能キヲ可ニシ取ル、
右之通、古より致来候

一、縦御止宿被成候而も、拙者共忝人ニ而暮しおり候間、麁末かちに御座候、右之御心得ニ
而御止宿可被成候

一、御かけ合之上、万一御怪我被成候とも、後難洪御申被成間鋪候、拙者とも怪我いたし候
而も少も遺恨無之候

一、御止宿之節、御紛失物等御座候而も存不申候

御尋之御方々³

会津御藩中

一、寛政六年寅六月廿日

○劍極流

野村金太夫殿 行歳廿九歳

大坂より参候と申、細々ニハ不申

一、寛政六年寅九月十五日

○無刀流

黒田近左衛門殿 行歳三拾八才

土井大炊頭様御内

一、寛政七卯年四月十五日

○真極流

関戸正七殿 行年四拾壹

江戸本郷二條目

一、寛政十年午ノ五月廿日

○雲光流

山脇源次郎殿 行年三十九

武州熊貝郷

一、寛政九乙巳^丁四月十八日

○無念流

秋山要助殿 同三十一

上州田子郡岩崎村

一、寛政十一 巳未六月五日

○柳生流

吉田弥源次殿 同貳拾八

³ 武田道場来訪者名

米藩御家中花沢片町

一、文化元甲子年八月十三日 ○心地流鈴木惣五郎殿 御歳四拾壹

一、 同 須藤兵八郎殿御門人

○同流 佐藤栄藏殿

○卜伝流 早川角弥殿

米藩 ○無学流 安達安右衛門殿

○心地流 鈴木倉右衛門殿

外二仲人金子平左衛門殿御出被下候

文化三年寅六月廿五日ニ御尋候者

○木葉一刀流ニ真影流両流

一、文化十三年子四月四日昼より尋申候 仙台白石家中 斉直右衛門殿 行歳三拾貳歳

二本松御家中

一、文化十三年子八月廿七日ニ尋申候 ○影山流 鈴木七郎殿 行歳廿八歳

下屋敷祢り惠小路仲西伊太郎殿門人 江戸八町橋

一、文化十四年丑三月三日相尋申候 ○一刀流 鏡新八郎殿 行歳三十五之由

江戸下谷 赤石郡司兵衛殿門人 上総国山辺郡渋川郷士

一、文政元年寅十一月四日来ル ○真影類之流 板倉小三郎殿

翌五日試合也 行歳廿四歳 実ハ三十歳位

信夫郡福島家中

一、文政四年巳七月五日尋 ○真影流 高橋惣之丞殿 行歳三拾五歳

伊達保原

一、是ハ文政二年卯十月廿日

○先^(深_レ淺_レ夢_レ想_レ力)深△相流

遠藤弥五郎殿

行歳三拾三才

弥五七トも言

心地流及び武元流の兵法書・印可書

- ①寛政六年十一月 「心地流兵法伝授記」(武田源之進宛 田代進右衛門)
- ②寛政七年二月 「鳥海武子心地剣術論」(金蘭布地表装一巻)
- ③文化八年八月 (心地武元流の託宣書 武田軍太久経)
- ④文化九年三月 (武田国太宛印可状 武田軍太久経)
- ⑤文政三年二月 「武元刀術之秘奥」(武田軍太武元) (金蘭布地表装巻物)
- ⑥文政三年二月 「武元刀術之伝書」(武田軍太武元) (金蘭布地表装巻物)
- ⑦天保六年二月 「心地武元刀術之伝書」(今田弥平治宛 武田軍太) (金蘭布地表装巻物)

①寛政六年十一月「心地流兵法伝授記」(武田源之進宛 田代進右衛門)

心地流兵法伝授記

予先師久利、少有志于劍術、日夕研励不怠七十余年、蓋初既惘然、且遊諸兵家学之試之、無一合心、及壯年、從祖父翁、遊于江都、見深川長慶阿闍梨、聽心劍不二、密吉聊以有得於是乎、弃旧習為初習者、自作九勢、号心地流、漸覺擊法、進以教授于同志、又向五拾歲、偶聞登魯齊講太極図説、無極而大極、太極動而生陽動極靜、靜而生陰靜極而復動、一動一靜、互為其根、分陰分陽、両儀立焉、陽變陰合、而生水火木金土五氣、順布四時行焉、五行一陰也、陰陽一太極也、太極本無極也、而後於劍術也、決然自得動靜變化無不当矣、予繼箕裘足下遊于余門、学之不懈、既授擊法九勢、其習益熟以究其精、故不遺微意伝授之、至于其極功則在千足下、自得其如擊法九勢、為初習仮設之不一拘執、然又可識、九勢者、太極而本無極矣、凡予心地劍術者、抛太極図説、而研究精練、則是得予心地也、侘日有就足下学之者、先以九勢習之、及其精熟、以此件々可付授之

須藤平八郎

久利

同 七右衛門

久紀

寛政六甲寅年十一月

②寛政七年二月 「鳥海武子心地劍術論」（金蘭布地表装一卷）

鳥海武子心地劍術論

予少壯ニメ而好ムニ擊劍ヲ一試ムルニレ之ヲ家家立ニ其ノ方ヲ一人人殊ニスニ其道ヲ一其所為大率ム教レ強ヲ而不レ教ヘレ弱ヲ教レ進ヲ而不レ教退ヲレ教テレ術ヲ而不レ教レ心ヲ多シ下如ニ開雞ノ一者上矣可ニ信用ス一者ハ惟有二心地之一方ニ一日閱ニ心地印可書トイウ者一有ニ未タレ儘所ニ故ニ予記シテレ之ヲ補イニ其闕ヲ一以テ示スニ孫子輩ニ如左

○不得経ニ曰菩薩ノ心等如レ地ノ字蓋シ本ク此ニ又史記ノ太史公自序ニ曰維レ昔シ黄帝法ヲ天ニ則ル地ニ易ノ文言ニ曰坤至柔ニメ而動クヤ也剛至静ニシ而徳アル方体運ニ曰人者天地之心也文中子ニ曰圓ナル者動方ナル者静其天地之心乎云云合シテ諸書ヲ二而可シ會スニ心地之意ヲ一矣夫心者如クレ地ノ可レ静ナルコトハ則能ク勝レ人ニ形者如シレ天ノ可レ動ク不レハ動カ不レ得レ勝ツコトヲ人ニ心静カニ形動ク是ヲ謂ニ法リレ天則レ地則レ天地則無シニ往クトメ不利矣此易ニ所謂乾元亨坤元亨者也縦イモ二百万ノ師ニ一則ニ天地ニ一而戰ハハハ不可レ懼ル

○老子云不ニ自ラ伐ヲ一故ニ有レ功夫レ惟不レ争ハ天下莫シニ能ク與レ之レ争フコトニ又曰天下之至柔馳ニ騁ス天下之至堅一無有入ニ無間ニ云云老子之旨多ク諧フニ心地之術ニ欲セハ学ハントニ心地一則可ニ

*「鳥海武子」の「武子」とは武術を論じる者（子）の意であることから、鳥海山人（孫兵衛）の書と推定される。
*本史料の返り点は原史料の表記。

熟讀スニ老子經ヲ一矣

○呂氏劍技ニ云持シテ短ヲ入レ長ニ倏忽從横即是心地之刀法也能得ルコトハ倏忽從横シ一則可レ勝ツ又史記ニ有ニ刺客伝ニ考ルニ多用ニ匕首一註ニ匕首尺八寸ト持シレ短ヲ入ルノ長ニ之技也夫レ被レ堅ヲ者ハ不可レ擊ツ擊ツコトレ之則刀折挟ミ續ヲ重ナル輕ヲ者ハ不可レ擊ツ擊テ之ヲ不レ及ハ肌膚ニ一無シ如クハ刺スニ之心地之方作ニ九条ヲニ而教レ人ニ不レ專ニ刺術ヲレ以後学ニ心地一者以テテ刺ヲ可レ為ス第一義ト一

○劍ニ有リニ忠孝之劍ニ為レ君ノ戰ヤ忠為ニ父兄ノ一戰ヤ也孝為ニ私姦ノ一戰コトハ則敗ル天惡メハンレ之也

○縦イ善クスモニ劍技ヲ一無キコトハニ智仁勇之三徳一則匹夫之劍ニシ不レ可レ為ス大事ヲ一

○莊子説劍ニ示スニ以テ虚ヲ開レ之ヲ以シレ利ヲ後レ之ニ以テ發シ先キヲシテレ之ニ以テ至ル挙テレ之ヲ無ク上ニ案シテレ之無ク下ニ運ラメレ之無シ旁上決シニ浮雲ヲ一下モ絶ニ地紀ヲ一云云故ニ此劍一ヒ用レハ如シニ雷霆之震フカ一也十歩ニ一人千里不レ留メレ行ラ天下無レ敵矣

寛政七乙卯歲春二月望

③文化八年八月（心地武元流の託宣書 武田軍太久經）

奉獻

応神宮下

所授受之刀術、名曰心地、專在心術、而刀術自在其中、昭代二百年于斯矣、勿論不動干戈、況吾儕小人也、依刀術而得心術、則雖小人非無益矣、伏願神靈加冥助焉、共誓而不動非義之兵、為不祥之器、若有渝之者、則神靈罰之、無所逃罪矣

文化二年丑十二月朔日 再拜謹告

余從年十有四五、好刀術二十年于斯矣、常崇信 神摩利支天、画其図而懸之於堂上、客歲庚午八月十日、教術於諸門人、倦而仮寝、夢如凶者曰、我者汝之所信之神也、汝之刀術、元名曰心地者、不動地之謂而雖刀術所本、不可限刀術之文字也、故今以武元之二字與汝、后来加二字於心地、而可称心地武元矣、為汝負負而可得勝矣、勿疑疑則不得其勝也、夢覺而語之席上之諸門人、諸門人請記其事懸之、応仁祠下、神之所與不可秘矣、門人之所請不亦可辭矣、書其事而授之耳

文化八年辛未歲秋八月 武田軍太久経門人

惣計

④文化九年三月 (武田国太宛印可状 武田軍太久経)

奪敵之太刀者、如鷹之向小鳥、是則奪氣之劍刃上也

まろくとも一角あれや人心あまりまろきハころひやすきそ

身心放下、太刀者如追鹿獵師、更不視山之高下、是則不退之劍刃上也

身構ひを疾と心にえるならハうへ見ぬ驚と思ふべきなり

早足之太刀者、手足自在、玉如走盤上、是則不住之劍刃上也

手のつかひ足の業作を覚なば向ふ敵を手のうち知る

星風之太刀者、其疾如風、又似流星度乾坤、是則速疾之劍刃上也
八方に心を置しそのうへに須弥山までも気をばと、けよ

雷石之太刀者、如電光染雲石火遮眼、是則空裡之劍刃上也
稲妻やまかりて元の出ところ又石の火のことくなりけり

無着之太刀者、不顧妻子、不惜身命、是則離億病武士之劍刃上也
無着心天地どる雲水のさわりもせねば障られもせず

極意妙劍

兵法之肝要者、敵構有之太刀、則我以無之太刀、顔カ□面擊之
兵法之大事者、敵構無之太刀、則我以有之太刀、顔カ□面擊之
兵法之極意者、敵構有無之太刀、我必以非有非無之空刀、顔カ□面擊之

已上

件之兵法者、可為唯受一人之印可矣

九字輪法根源

八幡大菩薩

且道万法師、一此一帰、何処哉

摩利支尊天

元ヨリモ巧シ桶ノ底脱ケテ水溜ラね八月モ宿ラシ

日輪尊天宮

須藤平八郎

久利

須藤七右衛門

久紀

田代進右衛門

資盈

武田源之進

福重

武田久経刀術中興之一卷

右印可之書ハ須藤久利ヨリ伝来之書也、書ハ伝来ストイヘト、時移リ、人代リテ、其術甚衰微セリ、予久経十年以前印可書ヲ伝ヘシヨリ、他ノ印可ノ人人ト敵当シテ、術ヲ試ムルニ、吾心地ノ術ハ柔弱ニ流レタリ、本ヨリノ教ヘ、柔ヨク剛ヲ制シ、弱ヨク強ヲ制ストアレト、剛ヨリ出サルノ柔、強ヨリ出サルノ弱ハ、蠅ノ燈心ヲ玩弄スルカ如シ、又剛強ノミヲ専ニスレハ鬪鶏ノ如シ、予十年以来、此一事ヲ工風、鍛鍊シテ心ニ会シ、術ニ施シテ、始メテ用ヲ為ス事ヲ得タリ、然レトモ心ニ会シ術ニ得ル事ハ実虚千態万変ナレハ、書ニ著スヘキヨウナシ、予カ吾子ニ授受スル所ニテ知ヘシ、重テ吾子、門弟子ニ教ルノ日モ会心施術ノ一大事ヲ以テ教ヘシ、又百千人ニ敵当シテ負サル日ハ会心施術、自己ヨリ得タルノ真ノ印可ト云ヘシ
文化九_壬申歳春三月

武田軍太

久経花押

武田國太_エ

⑤文政三年二月 「武元刀術之秘奥」(武田軍太武元)(金蘭布地表装卷物)

武元刀術之秘奥

少有志于擊劍、演習之久、如有得、是以試乎諸兵家、不能全勝焉、於是乎憤激之心日生、朝

晚思之、思之不止、遂至識得乎旧習之流弊、偏柔少剛也、從是研礪累年、剛柔相備、旧弊頓
尽焉、加旃假寐有神告、因以新呼武元流、教授於同志人、蓋武元流者、從太極生、故太極之
義為此本、旨但以為秘奧、夫太極動而生陽動局靜、靜而生陰、靜極而復動、一動一靜、互為
其根、分陰分陽、兩儀立焉、於余力術亦同乎、太極一動一靜、變化無極、故太極本無極、而
刀術之變化剛柔、本無極也、是以其實剛柔相順陰陽之義也、太極之道也、男女之分也、他日
足下等有教授者、先以七勢使為演習焉、及其精煉也、以此心術、可授之如擊法七勢本為演
習、假說之不一拘執矣、職太極本無極之由焉耳

大威神摩利支天

文政三庚辰二月

武田軍太

武元（花押）

⑥文政三年二月 「武元刀術之伝書」（武田軍太武元）（金蘭布地表裝卷物）

武元刀術之伝書

吾武元之刀術者、從年十四五好刀術二十年于斯矣、常崇信大威神摩利支天、画其凶而懸之於
堂上、文化六年己巳八月十日、教術於諸門人、倦而假寢夢如凶者曰、我者汝之所信之神也、
今以武元二字与汝、后来可称武元矣、為汝鼯負而可勝矣、勿疑、疑則不得勝也、夢覺而如神

告焉、夫吾術者除心之病、使身体比一毛之輕、而一無所愛惜焉、故變化自在、至於敵之搖動、軀骨載斷隔境得窺之、是乃武元之刀法、八摩日之劍刃上也

武元刀法之七條

初道之術者、如柳枝之隨流、又如木葉之落風、是則不爭之劍刃上也、

勢進之術者、如猛虎之走千里之野、是則勢進之劍刃上也、

隱敵之術者、如龍之隱雲、是則有無之劍刃上也、

水威之術者、至柔而至堅也、從有入無從無入有如激浪之蹴天、是則柔威之劍刃上也、

陽風之術者、如風之吹天地間、是則風威之劍刃上也、

一念金剛之術者、身不屈心不撓、如金在水火中、而金氣之全、是則金剛之劍刃上也、

空妙之術者、如日之度天、月之在水中是則虛空之劍刃上也、

極位刀法

刀術之要者、以謀擊敵也、其術虛而若實、擊左則若實、擊右者擊右則若實、擊左者前後上下皆莫不然、譬之軍旅從表如攻而攻裏然、謀不若實則敵不信、故虛而若實者、軍旅之要也、刀術亦為最、若臨帶甲之日、則宜專刺術焉、若與長器鬪、則手足共前左、而宜置面於左肩上焉、右術日服膺、則莫心敵不勝、矣神授之秘奧也、勿疑、疑則壞、宜伝其信仰者焉 已上

大威神摩利支天

文政三庚辰二月

武田軍太

武元（花押）

⑦天保六年二月 「心地武元刀術之伝書」(今田弥平治宛 武田軍太) (金蘭布地表装卷物)

心地武元刀術之伝書

夫新當流之兵法者、寛清先師之仁伝也、是以眼腰手足之鍊磨為兵法、態之上手爾、又天真極之兵法者、寛清夢想之神伝也、此是以心地無窮之工夫、為兵法、道真極先師而伝也、某中累年雖遊心地之兵法、既工夫之太刀、或滯心病、或抱体惜、未知仕合之時勝負、□面予伝聞、武州江都、有穩徳之高僧、天和二年夏、至江都伝高僧心地之法、然後愚心明了、忽無心病又離体惜、従夫以來、辨上下九條、考輪法變化遺徳、心地之兵法、依之敵之働遙、日隔境我爰居視敵骨之斬、是則天真極之兵法、八摩日之劍刃上也

心地武元刀術條之目録

中道之太刀者、如鞠者足、如琴者瓜、是則離偏之劍刃上也

まろかれや只まろかれや 人心角のあるには物の かゝるなし

奪敵之太刀者、如鷹之向小鳥、是則奪氣之劍刃上也

まろくとも一角あれや 人心あまり丸きわころひやすきぞ

身心放下太刀者、如追鹿獵師更不視山之高下、是則不退之劍刃上也

身構ひを疾と心に得るならば うへ見ぬ驚と思ふべきなり

早足之太刀者、手足自在、玉如走盤上、是則不住之劍刃上也
手之のつかひ足の業作を覚なは 向ふ敵を手のうちに知る

星風之太刀者、其疾如風、又似流星度乾坤、是則速疾之劍刃上也
はずに心を置きし貴公に 須弥山まで気をばとゞけよ

雷石之太刀者、如電光染雲石火遮眼、是則空裡之劍刃上也
稲妻やまかりて元の出所は 又石の火のこどくなりけり

無着之太刀者、不顧妻子、不惜身命、是則離億病武士之劍刃上也
無着心天地廣る雲水の さわりもせねは 障られもせず

右者足下之刀術已成矣、箇條之目録、致免許者也、此上極意之印可者、稽古弥長進、而知必
勝之日可與之矣

天保六乙未年春二月

武田軍太

久経花押

今田弥平治殿

*「天保六年」の年号部分は貼紙で修正されている。武田軍太が久経を名乗っていたのは武元流を創始する前の心地武元流の時期であることから、本文書の原年代は文化八年から文政二年までと推定される。今田弥平治については不明。

史料編4

武田盈春（孫平治）「略日記」

(表紙)

略日記

天明三卯十二月 武田盈春

(次表紙)

天明三卯十二月吉辰
年々之曆え添書

天明二年之曆より貯置控

天明三癸卯年々曆え別書

一、先年之大凶作宝曆五亥年、夫より当年迄廿九年二成、此年大違作故、御年貢一切不納ニ付、嚴重之御吟味被仰付候所、何分上納相成兼、三千五百石夫食ニ奉願候処、郡御奉行浦井新五右衛門様、江戸表え御登り被下置、御願被下候処、願之通相叶、右石代金三千五拾両、廿三ヶ年賦ニ被成下候、其節郡中よりも拾八ヶ村名主、組頭、百姓代、寅正月上旬ニ相登り、九月より十月中旬迄ニ致帰村候、右三千五拾両、御年貢未進へ指繼、上納仕、漸相統罷在候処ニ、又今年も氣候不順ニ而、田方大凶作ニ付、²為後年、荒々相記、当年春永故、田植遅く、五月十四五日頃より十八九廿日頃迄ニ植仕廻申候、然ル所田植後少々之間、天氣好候所、菅草取之時分より雨降続、土用中も涼敷、其後弥増冷氣故、稲丈短、七月中ニも出穂

¹二九年前の宝曆五年も大凶作。郡中一八か村（米沢藩預領）、江戸で嘆願。年貢は石代納で二三か年賦。

²今年も大凶作につき、後年のため粗々記す。

遅成り、刈順ニ至候而も青立不熟故、見合居候処、余り時節後れに相成候ニ付、九月廿四日より刈初候所、降続長引候故、雪ニ二三度逢候間、無抛はせ懸等ニ致、十一月十日ニ漸相仕廻申候、世間ニ而無理仕廻ニ致候処ハ積置候、稲ほとりをへ候故、積ほごし、旁以心遣成事ニ候、尤摺立見候処、米疋悪成故、摺碎、搗候得は、四斗五升入三斗式三升より七八升位ニ相減申候、稲数は四千式三百刈候得共、石取不宜、平均五拾束余ニて壺俵有之積、就中山郷之村々ハ皆無同前之悪作故、市場えも売米一切不相出、買食之もの何分及渴命躰故、九月中仲間相談之上、佐藤利左衛門、金子角右衛門、長谷川平内、富樫六右衛門、佐藤善吉、新藤甚兵衛、武田孫右衛門、武田孫左衛門并ニ手前、其外余計有之衆より市毎ニ壺駄式駄宛売米相出す、其節之直段式貫文位ニ相払之所、新米市場へ相出候間、右払米相止め候、夫より段々高直ニ相成、式貫四五百文、三貫文余ニ相成候、且近国共ニ大凶作ニ付、非人乞食之もの多分有之所³、呉候者稀ニて、道路にさまよひ、不便成ル事ニ候、然ル間、旱魃ニ而悪作ハ飢饉ニも不相成、雨過ニ而、土用中も涼敷年は及飢渴候哉と存候、此末々、ケ様成順氣ニも相当候ハ、米穀無油断相困候儀、肝要之事ニ候、且当年変成ル事共相記

一、当正月四日之朝、日輪ニ出現被成候由、⁴拝覧之者普く有之候、此義豊凶如何と存候処ニ近国共ニ凶作也

一、当七月中信州浅間山大焼震動⁵、雷電火、石砂降、信州上州民家、夥敷砂石之下ニ埋ミ、或は火焰ニ焦れ、水ニ溺れ、死失之もの幾千万と言事不知、因而田畑荒所損亡広大之由、大變成事ニ候、其頃当地へも砂ふり草木之葉一円白く成ル

一、秋之彼岸、九月へ一日越通ハ壹年之飢饉と、二日越通ば二年之飢饉と、西山中之老人申伝候由、当年之彼岸八月廿五日より九月朔日迄也、依而一年之飢饉可成と、責而之事ニ存候

一、米穀津留一統被仰付候所⁶、むくり米多分有之由

³ 近国も大凶作につき多くの非人・乞食が当地に流れてきた。

⁴ 一月四日朝に日輪（太陽）が二つ出現。多くの者が見た。

⁵ 浅間山噴火の火山灰が当地にも降った。

⁶ 米の津留。津留とは領外への米穀の移出を禁止すること。「むくり」は「もぐり」の意か。

一、酒造之儀、堅御停止被仰付候⁷。

⁷ 酒造停止。

一、當時相場、米三貫文位、麦貳貫百文、大豆貳貫文漆実九斗五六升位、両替四貫八百文、但文字金也、右之事末世之物證、又往古はケ様成飢饉ニ逢候儀咄伝ニも不承候処ニ、問も無之、両度逢事候事、世上之心底、不慮、直其職分於も疎ニ我か儘ニ奢候故、天罰可成、因而家業を第一ニ相勤候義、可為肝要候

天明三年外臘月吉辰。

武田盈春

⁸ 「吉辰」ニ吉日のこと。

往古天正十八ヨリ蒲生飛驒守様御知行所。

⁹ 小郡山村の歴代領主。

慶長五ヨリ上杉景勝公様御知行所

元禄二巳年より御料所ニ相成ル

御代官様方へ御交代

元禄二巳年より元禄七戌年迄六ヶ年

柘植伝兵衛様御代官所

元禄八亥年より正徳二辰年迄十八ヶ年

窪田長五郎様御代官所

正徳三巳年より享保六丑年迄九ヶ年

岡田庄太夫様御代官所

享保七寅年より同十七子年迄拾壹ヶ年

森山勘四郎様御代官所

享保十八丑年迄ヶ年

永井孫次郎様御代官所

享保十九寅年より元文元辰年迄三ヶ年

関忠太夫様御代官所

元文二巳年より同四年未年迄三ヶ年

吉田久左衛門様御代官所

元文五申年より寛保二戌年迄三ヶ年

佐山半次郎様御代官所

寛保三亥年より明和三戌年迄廿四ヶ年

上杉大炊守様御預所

明和四亥年より

織田左近将監様御知行所

当年迄十七ヶ年

丹羽若狭守様御檢地 元禄四未年也、

御竿御奉行丹羽勘左衛門様

御料所初年より当年迄九十五年二成

諸普請之次第¹⁰

一、当家普請 享保七寅年¹¹

文化十三子年迄八十五年也（この行は後筆）

一、広間上段、二ノ間普請

宝曆二申年、是ハ上段八畳、二ノ間七畳半ニ而狭く候付立替也

一、土蔵普請 享保十九寅年

¹⁰ 武田家の普請の記事

¹¹ 武田家の家普請は享保七年（一七二二年）。

一、西蔵普請 元文二巳年

一、南蔵普請 宝曆十二年

一、門普請 安永八亥年

文化十三年迄三十八年也（この行は後筆）

一、長屋普請 安永十丑年

一、地藏堂 享保十五戌年建立

一、高札場普請 明和五子七月¹²

但此雜用式貫八百文余懸ル

天明四辰年¹³

一、去秋中より米穀高直ニ而、貧窮之者及飢渴躰故、評判之上、二月廿日より粥施行、安久津金蔵院、亀岡西来院ニ而施行す、金蔵院えは毎日式百人余来ル、西来院えは百五六拾人程来ル、三月廿三日迄金蔵院、夫より同廿四日より中里地藏堂ニ而施行す、西来院にてハ三月十日頃迄、夫より佐沢宝泉寺ニ而十日計煮ル、夫より大聖寺にて三月廿日より同廿六日迄賄行有之、夫より又西来院へ立かへす、両所共ニ五月五日迄賄行す

五月六日

一、米五貫文 錢壹貫貳百五拾文

米相場ニ不相構、六貫文迄買人有之

四月中旬

一、麦、大豆 三貫五百文宛相払

五月十六日

¹² 小郡山村の高札馬の普請。

¹³ 一七八四年

¹⁴ 米穀高値につき粥を施行する。

一、米五貫五百文

一、錢壹貫貳百六拾文

一、早春より村々ニ而疱瘡流行、病死之もの多分有之¹⁵

從 公儀、御触書、左之通

五月十日松平周防守様被成御渡候御書付之写

大御目附御触左之通

一、時疫ニは大粒なる黒大豆お能いりて壺合、かんそふ壺匁、水ニ而せんじ出し、時々吞てよし

右医渥^{マヌ}ニ出

一、時疫ニは茗荷之根と葉をつきくたき、汁お取、多く吞てよし

右時後備急方ニ出

一、時疫ニハ牛房おつきくたき、汁おしほり、茶碗半分宛二度吞て、其上桑之葉お一握程火ニ而能あふり、黄色に成りたる時、茶碗ニ水四盃入、二盃ニ煎し、一度吞て汗をかきてよし、若葉の葉なくハ枝ニてもよし、

右孫真人食忌ニ出

一、時疫ニてねつ殊之外つよく、氣違之ことくさわきて、くるしむにハ、芭蕉の根おつきくたき、汁おしほりて飲てよし、

右時後備急方ニ出

一、一切之食物之毒ニ当りくるしむにハ、煎たる塩おなめ、又ハぬるぎ湯にかきたて飲てよし、但草木之葉食て毒に当りたるには後によし

右農政全書出

15 この年、疱瘡（天然痘）流行。

一、一切之食物之毒ニ当りて、むねくるしく腹張痛にハ、苦参を水にて能煎し飲て、食を吐出して、

右同断

一、一切之食物ニ当りくるしむに、大麦の粉おこふはしく煎て、さゆにて度々飲てよし

右本草細目出

一、一切之食物に当られて、口鼻より血出て、もたへくるしむにハ、ねぎおきさみて、壺合水にて能煎し、ひやしおきて幾度も飲へし、血止まりて用てよし

右衛生易簡出

一、一切食物毒に当り煩に、大粒なる黑豆お水にて煎、幾度も用てよし、魚ニ当りたるにもよし

一、一切之食物之毒ニ当り煩に、赤小豆の黒やきお粉にして、蛤かいに一ツほとつゝ水にて用へし、獸の毒ニ中りたるのもよし

右千金方出

一菌を喰あてられたるに、忍冬¹⁶の茎葉共ニ生にてかみ、汁お吞てよし

右夷堅志ニ出

右之薬方、凶年之節、辺土之者雑食の毒ニ当り、又凶年之後、必疫病流行之事有之、其為簡便方お撰むへき旨、依被仰付、諸書内より致吟味出也、

享保十八年^(癸)辛丑年十二月

望月三英

丹羽正伯

¹⁷右は享保十八年^(癸)辛丑年、飢饉之後、時疫致流行候所、町奉行所へ板行被仰付、御料所村々え

¹⁶ 忍冬はスイカズラのこと。

¹⁷ 天明四年、疫病への対処法に関する享保一八年の幕府触書を領主より再触すべしとの幕府の指示あり。望月三英と丹羽正伯は幕府の医師。

被下置候写、右ハ当時諸国村々疫病流行いたし、又ハ軽きもの雑食の毒に当り相煩、致難義候趣相聞候処、前書享保十八年、村々え被下置候御薬方書付之写、年久敷事故、村々にて致違失候義も可有之ニ付、此度為御救、右之写村々え領主地頭より相触候様可被致候

六月下旬

一、米六貫文、錢壹貫貳百六拾文

一、六月十四日頃より照統、濁水ニ相成候付、七月朔日より井戸掘、三日之昼迄ニ能水へほり付る

18 天明四年、濁水により干魃。

一、旱魃故、畑方旱枯、田方白われ、併出穂宜相見へ申候

一、米之儀六貫文余迄は致候所、七月十一日頃より四貫文ニ相下り、錢ハ壹貫三百四十文位、越後米、米沢米、酒田米等入込候故、急ニ引下り申候

一、七月十三日、村方え米五升宛、盆米ニ呉申候、旧臘廿八日ニも年取米ニ五升宛遣ス

七月廿一日

一、米三貫文 錢壹貫三百五十文

八月朔日

一、米貳貫五百文 古米貳貫三百文

八月十一日

一、米貳貫貳百文 古米貳貫文

一、稲刈八月十一日より九月六日ニ刈候也、仕廻稲數三千九百七拾壹束、去年より二反歩過ニ作り、如斯、当作之義、立毛宜也、上作と唱有之候所、見分より石取無之、中以下之作と評判有之候、併米怔宜、^(白)うすに懸候而も減不申候

19 この年の作柄は中以下。

一、從 織田左近將監様、三口之御扶持被成下候、²⁰是偏ニ先祖之御徳故と難有感心仕候、
当九月十一日

²⁰ 藩主より扶持頂戴。

一、九月十九日初雪降

一、旧冬、双方相談之上、庄左衛門、安左衛門より長兵衛屋敷、地替ニ^ニ取添、裏通屋敷広
く相成ル

貳貫五百文 十月廿日頃米直段

貳貫七百文 同廿八日

一、貳貫八百文 十一月廿一日

一、貳貫七百文 十二月十一日

一、当地ニ而米六貫文余迄致候義、当郡開闢以来有之候間敷候、前代未聞之事ニ候、買食之
もの及難渋候事、無余儀事ニ候

天明五巳年²¹

²¹ 一七八五年

正月十一日

一、米直段 貳貫八百文

二月朔日

一、米直段 三貫百文

同日

一、錢壹貫五百八拾文

同廿八日

一、米三貫文

一、三月十九日夜、雪五六寸程ふる、悉寒し

一、二月廿一日より小野如水御坊御越、築山普請、三月廿八日之頃迄ニ出来

一、当春、世間一統、かて扨底にて殊外不自由なる事にて、平生、糧之心懸油断有之間敷候

一、五月中旬頃より長照、清水一切不出、田方白われ相成り、其上虫刺ニ而、大凶作、²²右ニ

付、六ヶ村共ニ御検見奉願候処、当村御昼休御賄指上候、御取箇之義、取米拾七石三斗壹升四合五夕、畑方ハ定免拾八石八升三合、合三十五石六斗九升三合四夕五才

一、極月晦日夜五ツ時分、大地震²³

一、大豆荏油 四貫貳三百文位、先年より覚無之高直成ル事ニ候

天明六丙午年²⁴

一、正月元日、日蝕皆既²⁵、午刻

一、当春、春長故か前年よりも寒し、四月下旬至候而もさむく、夫故苗之そたち不宜候

一、会津柳津虚空蔵開帳²⁶、御城下極楽寺ニ而、四月八日より十五日迄有之、夫より赤湯通ニ而最上へ御通行也、七十八年前ニ当郡へ開帳ニ御越被成候由、悉貴賤群衆す

一、五月中旬之頃、甘露、所々え降、世之中吉事と申事ニ候

一、田植五月十七日植初と、十八日より廿二日迄ニ水田之分植仕廻、堅田水不足故植兼、廿

七日ニ植、又東之堅田ハ六月八日ニ植仕廻

一、世間一統苗不足也、手前にてハ間ニ合申候

一、麦作長照にて不出来かと存候所、思之外出なおり、大概之石取ニ相成、拾壹俵ほと有之

一、御上ニ而江戸幸橋御目附御番被仰付候由ニ而、高百石ニ付金壹両貳分宛上納仕候様被仰付候²⁷

²² 大凶作につき検見願ひ。

²³ 一二月晦日、大地震。

²⁴ 西曆一七八六年

²⁵ 皆既日食。

²⁶ 会津柳津虚空蔵開帳。赤湯を通つて最上へ通行。七十八年前に当郡でも開帳あり。

²⁷ 藩主織田家が幕府から江戸幸橋の目付番を命じられる。領民に上納を命じる。

一、当年ハ丙午之年、殊二元日丙午ニ候付、早魃ニ可有之存候所、思之外兩年ニ而、六月未より七月中八月ニ至候而も雨天故、二百十日之頃も出穂無之候付、又当年も凶作ニ候哉と、文殊八幡様ニ而天氣祭等有之²⁸

28 文殊八幡にて天氣占い。

29 第一〇代將軍家治、薨去につき鳴物禁止の触。

一、將軍様九月八日薨御被為遊候段、御触有之、普請、とふつき、鳴物禁断被仰付候²⁹
一、不順故青立ニ相成候付而、高畑領五ヶ村ハ拔檢地相願、相応之御引方有之候、当村も御檢見相願候所、小郷ニ而、多分之雜用相懸候ハ、少分之引方有之候而も無益事ニ候付而相止、可然段御内意有之、御檢見請不申、御定免之通上納仕候³⁰

30 凶作につき高畑領五ヶ村檢見願い。当村は定免とする。

一、稲刈九月晦日より相初め、十月十三日ニ刈仕廻、稲数四千五百余刈申候、十月晦日惣仕廻

31 村方百姓への手当宜しきにより藩から褒賞下賜。

一、村方百姓共え之手当宜致候由ニ而、從御上、為御誉、御城米貳倍被下置候³¹
一、打続凶作故、村方困窮ニ付、十二月廿八日ニ米五升宛、村中へ呉申候

諸相場

正月十一日

一、米三貫五拾文

同日

一、錢壹貫六百八拾文

二月四日

一、米貳貫九百五十文

四月中旬

一、米貳貫五百文

他領へ向口無之、段々下ケ

同日

一、錢壹貫七百三十文

一、大豆荳油等三貫文位迄下ケ、

右二付、旧冬買置致候者、多分之損失有之候

六月廿一日

一、米貳貫六百文

同日

一、錢壹貫七百三十文位

同廿六日

一、米貳貫八百文

同日

一、錢壹貫七百文

七月六日

一、米三貫文

同日

一、錢壹貫六百八拾文

一、麦壹貫文より貳百文、壹貫七百文迄

一、荳油三貫六七百文位

八月十一日

一、米貳貫八百文

同日

一、錢壹貫六百五十文

同十五日

一、米三貫文

同廿一日

一、米三貫貳百文

同日

一、錢三貫六百三十文

九月朔日

一、米三貫四百文

同日

一、新米三貫三百文

十月廿八日

一、米貳貫九百文

十一月十四日

一、米三貫文

一、漆実壹分ニ八斗貳升

一、荳油三貫五六百文より四貫文

一、大豆壹貫六百文より七八百文迄

十二月廿四日

一、米貳貫九百文

同

一、錢壹貫六百文

右之通ニ而年内居り申候

天明七末年³²

32 一七八七年

一、旧冬薄雪ニ候付、春ニ至候は早速消可申存候処ニ、正月八日より十一日之頃迄大雪風ニ而、不通路なる事ニ候、夫故思之外雪つか多申候

一、三月十四日、関東八州大風ニ而、家を吹返し、大木お吹倒し候由、すさまじき事ニ候

一、四月中旬之頃、世上一統に、大根おろしの目、おのつから立候由、風聞有之候間、手前之おろし見候処、相違なく目立ひかり申候、是は弘法大師之御作と唱申候

一、五月六日頃より雨降、七月上旬迄降続候故、当年も凶作ニも有之候哉と、従御公儀様天氣快晴之御祈祷被仰付、伊勢、比叡山、久能山、東叡山杯ニ而御祈祷有之候所、七月十二日より晴天ニ相成、土用過ニも暑氣甚敷故、近年ニ無之、諸国共ニ豊年之由、風聞有之候³³

33 諸国豊年のよし。

一、江戸表米払底ニ而、金壹両ニ付式斗位迄も致候由、高直なる事ニて、因而織田様、江戸御屋敷御飯米無之、当地より御米箱入ニして四駄、為御登被遊候、壹駄式斗入四箱宛、上杉様ニ而も、陸附にて御米多分為御登被遊候由、前代未聞之事ニ候、右ニ付、江戸表ニに限、関八州共ニ大飢饉、死失之もの夥敷有之候由、痛入候事ニ候³⁴

34 江戸で米払底。高島藩、米沢藩、江戸藩邸へ米を登す。

御恵ニ付、江戸町数人別御改左之通³⁵

35 江戸の町数、家数、人別数。

一、町数式千七百七拾式町

一、家数式拾万八千五百軒

一、人数百廿八万五千三百人

内

五拾八万七千八百余人 男

六拾九万七千五百余人 女

三千八百四拾余人 座頭

壹万四千五百余人 吉原人別

八千貳百人 男

内 六千三百人 女

貳千五百人 遊女

外

五万三千四百三拾人 出家

七千貳百三拾余人 山伏

三千五百八拾余人 神主

一、御救金貳万兩

一、同米六万俵

右之通被成下候由

正月十一日

一、米三貫文 錢壹貫六百文

同廿一日

一、米三貫貳百文 錢壹貫五百八拾文

五月中旬

一、米三貫四百文 餅三貫六百文

八月朔日

一、米貳貫百文

是八世上一統豊年之由、風聞有之候付、段々引下申候

九月

一、米貳貫文 錢壹貫五百廿文

一、稲刈八月十七日より九月八日二刈仕廻、同月十七日二干仕廻申候

一、稲都合四千四百廿五束刈申候

但手作田地、古検ニメ四町壹反歩余

一、粃七斗入ニして貳百俵程

天明八申年³⁶

御宿

天明八年申、御順見様方 我妻長兵衛³⁷

貳千石御使番

一、藤沢要人様 御用人 長井義左衛門

池田兵太夫

給人 赤波本五郎 御目附 青木軍助

亀井多仲 御勝手元メ 嘉藤熊藏

長木又次郎 松本五郎八

36 一七八八年

37 幕府巡檢使。

中小性 山村藤右衛門 友近左四郎

矢野□藏 坂野留之助

徒五人 足輕中間共二廿五人 合四拾三人

式千五百石御書院番 御宿今助

一、川口久助様 御用人 川部八郎

小林庄兵衛

目附 山内三郎右衛門

御勝手元 犬山森三郎

松本丈右衛門

犬塚左市

中小姓

戸田平藏

栗原軍藏

葦原七三郎

徒目附 遠藤七郎兵衛

徒 六人

足輕中間共二廿六人都合 四拾四人

五百石西丸御小姓組 御宿庄左衛門

一、三枝十兵衛様 御用人 乙竹喜右衛門

戸田勘左衛門

給人 渡部彦右衛門 目附 小泉茂七
濱田徳五郎 乙竹友三郎

中小性
戸田茂八郎 乙竹友八郎
大田平左衛門 菊川嘉右衛門
谷村喜平 木村金次郎

足輕中間共二拾九人 都合三拾式人

申五月十四日御休、湯原御泊

一、御料御順見様八月廿七日 赤湯より一本柳通

龜岡御泊

一、先年御巡見様御通行、延享三寅四月、当郡御通行、其後宝曆十一巳五月御下向、両度共二高畑御泊り、御本陣我妻長兵衛、小田部十郎兵衛、石川庄左衛門、即覚候而、此度と三度も也

38 これまでの幕府巡検使は延享三年（一七四六）、宝暦一年（一七六一）にもあり。

一、旧冬薄雪二而、早春二雪消候得共、余寒甚、殊二折々風烈、就中三月七日八日迄大風にて、葺地等所々にて吹散す

39 京都火災。内裏炎上。町家九分通り炎上のよし。

一、京都出火、³⁹正月晦日之晩より朔日二日之朝まで焼候由、内裏炎上、御公家様方不残、町家九分通之焼失之由、驚入候事二候、人王以来、此度と三度、禁裏炎上致候由、申伝候
一、三月廿四日、種蒔、田植、五月七日より十日二植仕廻、水沢山二而、心安き田植也
一、散田米、五月六日頃より、壹貫七百文位二払、両替壹貫五百七拾文

所々え之道法⁴⁰

40 各地への距離。

一、米沢御城下え四里

- 一、江戸え 八拾五里
- 一、福島へ 十六里
- 一、会津若松え 十九里
- 一、上ノ山え 七里
- 一、山形え 十里
- 一、仙台え 廿八里

(付札)

- 一、高畑より大石田河岸迄十九里
- 一、大石田より酒田迄川路廿二里
- 一、酒田より江戸迄大坂廻シ海上七百三拾五里

- 越後村上え 廿八里
- 新かたへ 四十一里
- 湯野原へ 三り半
- 上郡河岸へ 十四り半
- 上郡河岸より 川舟路
- 荒浜湊迄 十七り余
- 荒浜より江戸迄 百五十六里
- 東海廻し
- 荒浜より銚子迄 七十八り半

銚子より江戸川舟路 四十里 陸三十六り

稻刈九月八日より同廿一日ニ刈仕廻、稲数四千六百八拾四束、外ニ青立十四五束、天氣二日
と能事無之、長々片付不申、十月十一日ニ惣仕廻

十月中旬

一、米壹貫四百文 錢壹貫五百十文

十一月

一、御城米四拾九俵半位 十兩二

一、大豆壹貫五百文

一、荏油貳貫百文位

一、漆実四斗八九升より五斗三升まで

天明九酉年⁴¹

正月十一日

一、米壹貫三百三拾文

同日

一、錢壹貫五百拾文

二月中旬

一、米壹貫三百八拾文

同日

一、錢壹貫五百文

41 一七八九年

一、年号改元二月三日より寛政ト被 仰出候

一、四月十日之晚五ツ時分より雷雨、明方迄不得止事、大雷電すさまじき事ニ候、所々え落候事数しれす

一、四月三日、種蒔

一、田植、五月十九日より廿二日迄水田之分仕廻、西堅田六月十六日植、東堅田廿日ニ植

一、四月十日晩、大雨後、長照、大旱魃ニ而、所々ニ雨乞有之候処、度毎ニ少々宛ハ方便之雨降候得共、水出不申候所、六月十四日より十日ほと降続候故、大水出、麦作悪作之上、崩申候

五月十一日

一、米壹貫五百文 錢壹貫五百廿文

六月十一日

一、米壹貫六百文 錢壹貫四百六十文

七月朔日

一、米壹貫四百五拾文 錢壹貫四百拾文

七月廿六日

一、米壹貫五百三拾文 両替同断

一、柳津虚空藏大開帳ニ付、おまさ、をとく、おきん、春次、供之もの時沢小四兵衛、五人連ニ而七月廿九日出立、坂下庄吉所ニとめられ、深切成、種々馳走ニ相成候由、戻リニ高湯へ廻り、八日ニ帰宅

一、稻都合四千七百余刈

中以下之作と見る、遅植ハ青立ニて不宜

一、十月十一日御殿え被召出、格式被仰付候、孫右衛門、孫平次、御徒格、甚兵衛、孫左衛門、利左衛門、小役人格被仰付候、因茲為御礼、十一月十五日両御家老様、其外十三ヶ所様へ魚鳥指上候

42 孫平治、藩より小役人格に任じられる。

九月中旬

一、米壹貫三百文 錢壹貫四百文

十一月

一米壹貫貳百文 同壹貫四百廿文

但くりくるミハ壹貫百文

十二月八日

一、米壹貫百 五拾文

寛政二戌年⁴³

43 一七九〇年

一、田植、四月廿九日より三日迄、水田分植候所、干田ハ水不足ニ而植付不相成候所、六日より七日之晚迄、能雨降、八日ニうへ、東堅田、十八日ニ植る

四月

一、米壹貫四百文

五月朔日

一、米壹貫百五拾文

五月廿四日

一、米壹貫百文 錢壹貫四百十文

米、何方へも一切向不申故、段々下ニ相成候

一、五月十七十八日、大雨にて、十九日大洪水、世上田畑共ニ大損シ也、三十四年以前宝曆七丑年の洪水同前と評判有之候、場所ニより永荒之地も有之由

44 三四年ぶりの大洪水。田畑大損。

一、松岩院ニ江湖有之、段々施主被仰付、孫右衛門、味噌百貫目、孫左衛門、蠟燭式百挺、水油壹貫目、孫平次、表替四拾壹代ニメ拾貫五百文余、利左衛門右同断、振舞手前にてハ白米式俵、錢式貫文指出す、首座得印長老

一、八月廿五日之晩、川原町之次郎作兄弟、二軒焼失

一、田方、近年無之上作と相見へ、稲数も宜出来申候

一、稲数都合四千九百廿七束、八月廿三日より刈初、九月十一日ニ刈仕廻、打続不天氣ゆへ撈取不申、九月廿五日ニ惣仕廻

一十月四日晚、初雪降

五月廿六日

一、米壹貫百文 錢壹貫四百十文

六月上旬

一、米壹貫文

同下旬

一、米九百五十文

七月十八日

一、米八百五十文

同日

一、麦四百五十文位

十月十一日

一、米七百五拾文

十一月廿一日

一、米七百文、但くりくるミハ六百七十文

但極月迄、右之通にて居り申候

右之通、米下直二而、世上一統不景氣ニ相成候

一、十月廿二日昼時分、地震有之候所、⁴⁵多分ニハゆり不申候得共、響之音凄、冷ききこへル、同所ニ最上辺杯にてハ、何十年ニも無之大地震にて、垣根はつれ、家齟齬、或ハ壁われ落候由、風聞有之候

一、十二月中、狼十疋式十疋計宛、昼夜ニ不限、所々あるき候由、稀なる事ニ候

一、手前粃、七斗入式百俵余

寛政三亥年⁴⁶

一、種蒔、三月廿五日

一、田植、五月朔日二日、両日ニ水田之分植仕廻

一、こふしの花、家の西二本へ三つほと咲、其外所々共に不足ニ咲候由、悪作ニも候哉と無
心元事ニ候

一、土蔵北へ式間四尺挽、三月廿八日とび、下永井小出より五人ル、村方并一類衆より手伝有之、廿四五人、都合三十人ほとにて、昼入前ニ首尾好引付る

一、六月廿五日ニ降候後、七月廿四日迄照続候故、渴水ニ相成候得共、田方ハ相痛不申候、畑方旱枯ニ相成候所、七月廿四日晚、大雨降、畑方も立なおり可申哉と存候、しかし大豆、

⁴⁵最上で大地震。

⁴⁶一七九一年

煙草、蕪、大根、荏油等は不宜様ニ相見ヘ申候

一、土用中、近年ニ無之大暑ニテ、所々ニ病人多く有之候

一、清水ケ原堤、浚普請⁴⁷、五十三年以前ニ有之候所ニ、又当年も御普請有之、当村より加人足百人相当り、指出申候、郡中三十五ケ村ヘ式万人之割合、御扶持米、壹人ニ付七合五夕宛被下置候、尤式人前三人前宛働候故、村中六拾人程ニテ相仕廻申候、手前よりも十四五人、村方ヘ手伝、組頭三郎左衛門も式三人手伝

一、稲刈、九月六日より刈初、同廿二日ニ刈極め

一、稲、都合四千八百九十二束刈

但取初ニ搗立候所、壹升七合五夕有之

一、初雪十一月十三日晚ニふる

一、五月廿九日朝五ツ時大地震

五月朔日

一、米七百三拾文 錢壹貫四百文

六月十四日

一、米七百六拾文 錢壹貫三百四十文

同廿六日

一、米八百文

九月十一日

一、米八百五十文

同十八日

一、米九百文

⁴⁷ 五三年ぶりに清水ケ原堤の浚普請あり。

同廿一日

一、新米壹貫百文

同日

一、古米壹貫貳百文

十一月朔日

一、同壹貫四百文

同日

一、新米壹貫三百文

同十六日

一、同壹貫三百五拾文

同日

一、錢壹貫三百五拾文

一、木実五斗壹升より五六升迄

一、荳油貳貫三百文位

一、大豆壹貫五六百文

十一月廿四日

一、米壹貫四百文

寛政四子年⁴⁸

一、元日より打続、日々ニ大雪降、通路不自由成事ニ候、寒中一切雨降不申候間、早魃ニも可有之哉と存候

48 一七九二年

一、三月三日晩より四日迄、大風雪降悉く寒し

一、三月七日、種蒔

同朔日

一、米耆貫四百八拾文

同日

一、錢耆貫二百四拾文

一、三月三日之晩より四日まで大風雪降

一、水盤板敷替三月中旬

一、鳥海山参詣三月八日発足、同行青龍寺主計、幸藏、孫平次、供式人、メ六人、同月廿七日

日ニ帰宅

一、田植、四月廿一日より廿三日ニ、水田之分植仕廻、干田は水不足ニて植兼処、五月朔日より雨降、西堅田九日ニ植、東堅田十三日ニうゑる

一、米耆貫五百三拾文 四月廿六日

一、錢耆貫三百三拾文

一、新宿出火、⁴⁹四月六日四ツ時より九ツ時迄大火ニて、町中不残焼失、寺と裏屋二三軒計り

残ル、折節大風はしらきつよく(灰)はいも無之吹とぼし、暫時焼失、驚入候事ニ候

五月十八日

一、米耆貫六百貳拾文

同日

一、錢耆貫三百拾文

六月廿一日

⁴⁹ 新宿大火。

一、米三貫五百三拾文

同日

一、錢壹貫三百文

一、五月廿八日ニ能雨降候、以後少々宛は降候得共、用立候ほと降不申故、大旱魃ニ而、田方白われニ成、畑方も旱枯ニ相成候付、所々ニ而雨乞致候所、⁵⁰印計にて用水ニは不相成候故、七月九日、郡中三拾五ヶ村、於八幡、雨乞致候処、託宣之通九日ニ印有之、十日ニ雷雨洪水被成下、田畑も湿難有事ニ候

一、七月十三日之晩、大雨降候以後、長々照続、殊に暑氣甚く候付、畑方相痛候処、八月十六日晩より十七日迄、大雨降候付、畑方少々ハ立なおり申候

一、稲刈、八月十八日より刈初め、九月朔日蒔仕廻

一、稲、都合四千八百五拾束

一、九月十二日ニ惣仕廻

一、十月十二日晩、初雪降、翌十三日之晩、大風吹

八月十一日

一、米壹貫四百四拾文

同日

一、錢壹貫三百貳拾文

十一月

一、米壹貫貳百五拾文

同日

一、錢壹貫三百廿文

⁵⁰この年、大旱魃につき郡中三五か村にて雨乞い。雷雨あり。

十二月十一日

一、米壹貫三百文

同日

一、錢壹貫三百三拾文

一、大豆壹貫八百文位

一、漆実五斗四五升七升迄

一、荳油壹貫八百文より貳貫文

一、寒中之氣候、小寒之内壹度雨降、大寒ニ相成、六度程降来、丑年は雨年ニも可有之哉

一、十二月中旬之頃より、市場へ売米一切不出、飯米ニ行当り、在々え参り相求候由

寛政五丑年⁵¹

一、元日之曙、薄曇懸り、終日静穩也

一、正月七日午下刻大地震⁵²、近年ニ無之事ニ候、一日之内ニ二十四五度、其夜六七度ゆる、正月中毎日四五度ツ、夫より六月頃迄月毎ニ四五度宛ゆる、右之地震にて土蔵之さやなと落候所、所々ニ有之由、殊更伊達辺仙台杯ニては、当郡よりも大ゆりにて、家蔵つふれ候所有之由、先年享保十六亥年九月七日晚、大地震有之候、当年まで六十二年ニ成ル、其節之地震

ニ而渡瀬之材木岩くすれ落、白石之御城石垣崩、角櫓倒、大変成殊ニ候

一、松前え唐船相見得候付⁵³、若軍舟ニも有之候哉と、御上様ニても被思召、旧冬より当春迄、御大勢松前へ御越被成候、随而国々之諸大名様方よりも段々御下り被成候、如何様之義ニ有之候哉と諸人申事ニ候、右ニ付、武具買入、三月上旬より参り候事、一日之内ニ三組、四組計り参り、挨拶もなり兼候ほとこのさわきにて、鹿相成ル鎧ニても五両三両いたし候由、

51 一七九三年

52 大地震。仙台は当地よりも大揺れのよし。享保一六年（一七三二）から六三年ぶり。その節、材木岩と白石城石垣崩れる。

53 ロシアの遣日使節ラクスマンが根室に来航。松前で幕府が応接。戦争に備えてこの地にも武具買入が現れる。

珍敷事二候

一、田植、五月三日、四日、両日に植、干田ハ八日ニウゑる

一、土用中、すゝ敷候故、田方不宜相見へ候、此末順氣能候ハ、五歩以上之立毛ニも可相成哉

正月十一日

一、米壹貫三百五拾文

同日

一、錢壹貫三百三拾文

同廿一日

一、米壹貫四百文

二月八日

一、米壹貫五百文

同日

一、錢壹貫參百五拾文

同十八日

一、米壹貫六百文

五月廿六日

一、米壹貫七百文

七月朔日

一、米壹貫八百文

同十八日

一、米壹貫九百文

七月十八日

一、錢壹貫三百五拾文

一、米段々相上り候付、盆前より津留ニ相成候⁵⁴

一、七月九日八ッ過より暮方迄、赤蟻に羽ねの付候様成ル虫、夥敷出、目の及はぬ所までこくふを飛候事、すさまじき事に候、翌日より一切不見

一、土用松茸、沢山出候由、是ハ凶作之年出候段、申伝候

七月十八日

一、米壹貫九百文 錢壹貫三百五十文

一、米段々高直ニ相成候ニ付、盆前より津留ニ相成候

一、稲刈、九月十日より苧初、同十九日ニ刈あげ、十月二日ニ惣仕廻

一、稲、都合四千五百四拾四束、当年兩年故、青立多く、六歩通之悪作と相見へ申候

九月十一日

一、新米、壹貫八百文

十月十八日

一、同、壹貫七百文

同日

一、錢、壹貫三百七拾文

一、初雪、十月七日之晩降、同廿四日之晩降、悉く寒し

一、津留、十一月四日ニ明く⁵⁵

一、当年悪作ニ付、御領内五ヶ村ハ御検見相願候所⁵⁶、多分御引方被下候、当村も悪作ニ候得

⁵⁴ 米価上りにつき津留あり。

⁵⁵ 津留解除。
⁵⁶ 凶作につき領内五か村、検見。当村は願わず。

共、小郷故、雜用まけ致候哉と相願不申候所、為御手当、御城米三俵被成下候

一、寒中寒気ゆるく、折々雨降、来年も雨年にも有之候哉と相見へ申候

十一月廿四日

一、米壹貫八百文 錢壹貫三百九十文

一、大豆壹貫六百文位

一、荏油貳貫文より貳貫貳百文迄

一、漆実壹分二六斗九升 金原

一、同六斗四升 安久津鳥居町

寛政六寅年⁵⁷

正月十一日

一、米壹貫八百五拾文 旧冬より五十文上り

一、錢壹貫四百文

一、春二至り余寒甚敷、不順之事二候

一、二月七日就吉辰、友藏、春次、善藏、甚兵衛、幸藏、孫左衛門、主計、供貳人、 \times 九

人、御參宮、同日、孫兵衛、江戸え発足

一、二月廿二日之晚、相森村清兵衛焼失、類焼無之

一、種蒔、三月廿九日

一、八幡三重之塔⁵⁸、去丑年より之建立之所、勸化不調故、二階目迄立、管葺二而年を越、願

主金藏院、閑居高堂法印、大工伊達取鳥村山口宇源次、施主頭佐藤善吉、新藤甚兵衛、我妻

長兵衛、武田孫右衛門、同孫左衛門、同孫兵衛、 \times 六人、とひ頭当村大藏

57 一七九四年

⁵⁸ 安久津八幡神社の三重塔、二階まで建立。

一、田植、五月十六日より廿日まで

一、四月廿五日、甚兵衛帰宅す、日数七十九日懸ル

一、同廿六日、孫左衛門帰宅、八十日

一、五月廿四日、孫兵衛、友藏帰宅、日数百六日

一、六月七日ニ降候後、照統、大旱魃相成、⁵⁹清水一切不出、田方ニ番草ニ而干、大旱割れ、畑方旱枯ニ相成、蕪、大根蒔候事も不叶候所、七月廿日ニ降候付、廿二日より大こん蒔

59 大干魃。

六月廿六日

一、米壹貫九百文 錢壹貫四百七十文

七月廿四日

一、米壹貫八百五拾文

八月朔日

一、米壹貫七百五拾文

同十一日

一、米壹貫六百五拾文

同廿四日

一、米壹貫五百五拾文

九月十一日

一、米壹貫四百五拾文 錢壹貫五百文

一、稲刈、九月七日より初、廿三日ニ刈仕廻

一、稲、都合五千五百三束、去年より館堀端ニ反、大西式反歩、立作ニ、 \times 四反歩、不足作り候得共、近年ニ無之稲数、多分出来申候、西堅田稲ニ而御城米相濟候所、壹升六合取ニ有

之候

十月十一日

一、米壹貫三百五拾文

十二月八日

一、米壹貫貳百五拾文 錢五百廿文

閏十一月十八日

一、米壹貫三百文 錢壹貫五百六十文

同廿六日

一、米壹貫三百五十文

十二月四日

一、米壹貫四百文 錢壹貫五百十文

一、漆実金壹分二 七斗 金原

一、荏油壹俵二付 貳貫三百文

一、大豆壹俵二付 壹貫七百文

一、種荏壹升二付 六拾貳文

十二月十四日

一、米壹貫四百八拾文

寛政七卯年⁶⁰

一、旧冬薄雪ニ而候得共、春寒甚敷故、雪間ひ、彼岸過迄ニ消はろふ

一、將軍様三月四日五日、関東於小金原、獅子御狩遊候由、御供勢八万余騎、勢子之者拾万

60 一七九五年

61 一代將軍家齊の鹿狩り。

人、四拾八間宛之御小屋八拾六軒、新井戸八ヶ所、是八人馬為用水と申事ニ候

正月十一日

一、米壹貫五百三拾文、旧冬より五十文上ル

同日

一、錢壹貫五百廿文

一、種蒔、三月十二日

三月十四日

一、米壹貫六百元

同日

一、錢壹貫五百四十文

同日

一、餅米貳貫文

四月十一日

一、米壹貫七百元

同日

一、錢壹貫五百五拾文

一、四月中旬之頃よりはやり風にて二三日も難義いたし、或ハ五六日も不食す

一、田植、五月朔日より三日まで、水田之分仕廻、干田之水不足にて植兼る、然所ニ廿五日

廿六日大雨降、廿二日ニ大西田より植、廿六日ニ西堅田植、廿七日に東堅田植仕廻也

一、稲数、都合四千六拾三束刈

五月廿六日

一、壹貫八百文 錢壹貫五百六十文

七月廿一日

一、米壹貫九百文

八月廿一日

一、米貳貫文 錢壹貫五百七十文

九月十六日

一、米貳貫百文

九月廿一日

一、新米貳貫百文

同日

一、古米貳貫貳百文

十月廿一日

一、新米貳貫貳百文 錢壹貫五百五拾文

十二月四日

一、同貳貫三百文 十二月十六日、錢壹貫五百三十文

一、大豆 壹貫五百貳拾文

一、荳油 貳貫四百文位

一、漆夷 八斗四五升より九斗迄

一、雪も少こす降候、風薄く、寒気ゆるく候故か、十二月上旬より場所ニより土筆出、雁来

ル、雁ハ春彼岸過ニ前年来ル、土筆ハ三月頃ならては出不申所、前代未聞之事ニ候

一、凶作故、市場へ米一切不出、在々え参り相求、山郷之者、及難渋候

一、近年ニ無之大凶作ニ付而、御領内五ヶ村ハ御検見相願、相応之御引方被下候、当村も悪作ニ候得共、小郷故御検見不相願所、為御手当、御城米三倍被成下候

62 大凶作につき領内五ヶ村は検見。当村は検見を願わず。手当として城米を下付される。

一、雪も不降、寒気ゆるく候故か、十二月中旬頃より場所ニより土筆出雁来ル、雁ハ彼岸過ニ毎年来ル、つくしは三月頃ならて出不申処に珍敷事ニ候

一、中和田小藤太、十二月八日晚焼失

寛政八辰年⁶³

63 一七九六年

一、元日薄雲懸り、終日長閑なり

一、三日ニ松岩院へ椀飯ニ行、同院へ年始ニ草履ニ而参る、稀なる事ニ候

一、正月十一日、米貳貫三百五拾文 錢壹貫五百五拾文

一、正月十日より十三日迄、近年に無之大寒気

一、同月廿四日之晩、大風、屋根を吹ちらす

一、米貳貫四百五拾文 三月十一日

一、種蒔 三月廿三日

一、四月十四日晚、月二つ出ル

一、田植五月六日より十一日ニ仕廻

一、搭九輪、六月十五日ニ揚る

一、六月中旬ニ降候俛、七月八月迄照続候付、畑方大ニ痛申候、水も出不申、八月二日井水相用る、七月七日晩より、夫より十日ニ降、畑方少々立なおり之風、相見候

一、稲刈、九月六日より同廿八日ニ刈明候

一、上こく壹穂之粃数、三百六拾壹粒、糝のそき

- 一、目黒稲壹穂、式百六拾壹粒、外二糶六つ
- 一、稲數、都合五千五百束

一、餅取初致候所、式升宛有之、西堅田稲にて御城米相納候処、三十束壹俵ニ当ル
十月六日

一、米壹貫七百元 錢壹貫五百五十文
十二月十八日

- 一、米壹貫八百文

寛政九巳年⁶⁴

正月十一日

- 一、米壹貫八百五拾文 旧冬より五拾文上ケ

同日

- 一、錢壹貫五百五拾文

一、薄雪ニ而時節よりはやく消候得共、春長故か春寒嚴敷、折々之雨天なり

- 一、種蒔、四月二日

一、畦塗、三月廿六日より

一、しろかき、四月十八日より

三月廿八日

- 一、米壹貫九百五拾文

四月廿六日

- 一、米貳貫五拾文

64 一七九七年

同日

一、錢壹貫五百六十文

一、田植、五月十六日より廿日迄

一、五月中旬之頃より市場へ米一切不出⁶⁵、小手米も無之、買食之もの迷惑致候、夫故、相場より百文貳百文高ニ買人有之由

一、五月中、折々之雨ニ候得とも、大雨無之、其上六月ニ至照統候故、渴水ニ相成、前々ニ雨乞有之候所⁶⁶、六月廿日晚より廿一日まで降、田畑潤申候

一、高札場屋根替、五月下旬、此入料貳貫三百三拾文

先年之普請、明和五子之、七月此入料貳貫八百文、当年迄三十年ニ相成ル

一、米貳貫貳百文六月十八日

一、六月廿四日之晚、雨降

一、七月朔日之晚より二日迄、大雨

一、閏七月有之間、前之七月は十四日より十六日迄、三日益ニ仕候様、従 公儀被 仰付、郡中一統に三日益也

一、八幡三重之塔造作共ニ大概出来⁶⁷、供養七月十五日より十九日迄五日有之、村々より念仏踊參、貴賤群集、賑々敷事ニ候、就中十七日ニハ広き境内なれとも、居所も無之程の參詣、古より有之間敷と申事也

右之賄方

一、米五拾俵 夏酒

一、餅米廿四俵 赤飯

一、粳米貳拾俵 飯米

⁶⁵ 市場へ米出ず、「買食之もの」(米の購入者)が買えず。

⁶⁶ 渴水につき雨乞い。降雨あり。

⁶⁷ 安久津八幡神社の三重塔竣工。

一、味噌三斗 小豆貳俵

一、醬油 壺俵

一、煮び、酒肴薄縁筵等品々

右都合、代び四百四貫文也

(付札)

右之取量、新藤甚郎致世話候、其外取扱無尽等企、金壺両遣、六拾人、一番鬮取付候者より四拾両、致寄附候、夫故 造営無滞、此度之供養ニ相成候

一、米貳貫参百五拾文 七月廿一日

一、七月廿四日八ツ過より、蟻に羽根の付候ことくのむし、夥敷暮方迄とふ。丑年七月九日

二出候よりハ不足ニ見へ候

一、米貳貫三百五拾文 七月廿一日

一、錢壺貫五百七拾文 同日

一、米貳貫百五拾文 閏七月廿一日

一、八月十二日之晚五ツ時、嶋津五右衛門宅、不残焼失、火元隣七蔵小屋より出ル、蔵共は不落、責而之事ニ候

一、稲、都合五千貳百六拾四束

去年より百八拾貳束不足

八月十八日より刈初九月廿一日ニ惣仕廻

一、初雪、九月廿四日

一、八月廿五日之頃より相続雨天、殊ニ九月五日之晩大雨、洪水、稲流し候もの数多有之候

十二月中

一、大豆壹俵ニ付壹貫七百文

一、漆実五斗九升 安久津鳥井村当所

一同 六斗五升 金原

一、荏油貳貫貳百文

一、米貳貫文

一、錢壹貫五百五拾文

寛政十年⁶⁸

一、春ニ至候而も日々雪降、余寒甚敷、春短ニハ不相応、雪囲申事ニ候

一、米貳貫五拾文 正月十一日

錢壹貫五百六拾文 二月朔日

一、錢壹貫五百七拾文 同六日

一、米貳貫百五拾文 三月廿六日

一、種蒔、三月十四日

一、三月十一日ニ降候後、一切降不申、大旱魃ニて麦作違ひ候風、相見へ候処、四月七日八日大雨降、出来直り可申候哉

一、米貳貫百五十文 四月十八日

68 一七九八年

一、米貳貫貳百五拾文 四月廿四日

一、米貳貫百五拾文 五月十一日

一、武田良祐、五月廿六日ニ帰宅

一、五月廿八日七ツ頃より五ツ時分迄、大雷電、近年ニ無之、凄冷事ニ候、所々へ落候事、佐藤仁右衛門、武田孫右衛門屋敷川喜右衛門様ノ辺、高畑西ノ方、田ノ中、駄子町え落候由、不悟事ニ候

一、五月廿八日、大雷電、大雨より打続、六月十五日迄毎日雨、十六日より晴天相成ル、毎年の土用中よりハ風有之

一、米貳貫五拾文 六月十六日

一、米壹貫九百五拾文 同廿八日

一、餅米貳貫貳百文 八日

一、錢壹貫五百五拾文

一、米貳貫五拾文 八月四日

一、京都大仏殿七月朔日、雷火ニ而焼失致候由、日本一之大伽藍、驚人候事也

一、米貳貫百五拾文 八月十一日

一、西堅田之稲ニ而御城米上納致候処、平均壹升四合八夕宛ニ当ル

一、稲、都合五千貳百四拾七束、稲刈八月晦日より九月十六日刈明

一、稲、十月四日ニ惣仕舞

一、初雪、九月十八日之少シ降

一、二度目の雪、十月十八日十九日両日ニ貳尺余降、寒氣時節不相応甚敷事也

一、水盤下通敷替、十月中、子年敷替已来七年ニ成ル

一、十月廿九日之晩、西の方の星、夥敷飛、少々宛はとひ候事も有之、恐ケ様成事、覚無之事也、吉凶如何

一、米貳貫文 十月十四日

一、米壹貫九百文 十一月六日

一、米壹貫八百文 十一月廿一日

一、錢壹貫 五百五十文

一、冬至前二赤雪四度降

一、米壹貫七百元 十二月十一日

寛政十一未年⁶⁹

一、米壹貫七百三十文 正月十一日

一、錢壹貫五百七十文 同日

一、錢壹貫五百九十文 二月四日

一、旧冬薄雪二候得共余寒甚敷、彼岸中二も消兼申事也

一、種かし候而七度雪降候へハ、豊年と申伝候、当春は十四五度も降可申候

一、居風呂新規結立、四人懸ル、簾結、下駄子町八右衛門悴

一、二月廿二日之朝五ツ時分より、嶋田小路御長屋壱軒焼失

一、種蒔、三月廿七日

一、三月上旬之頃より、從江戸、松前え大勢御下り被成候由、何事出来致候哉と存候処、此度以御書付致仰付候

御書院番頭 松平信濃守

69 一七九九年

御勘定奉行 石川左近将監

御目附 羽田庄左衛門

御使番 大河内善兵衛

此度、異国境御取締之儀被 仰付、東蝦夷之内、嶋々迄、当分御用地ニ罷成候⁷⁰、其方共、右御用被 仰付、是迄松前若狭守え被 仰付候間、被得其意、猶土地之容子、逐一申談候上、見分有之、蝦夷人教育之儀ヲ始、風俗立替候儀、并交易之趣法迄任存慮、一体開国之趣意含、服従致候義、第一ニ可心得候、右御用之儀は、深御趣意ニ而被 仰出候儀ニ有之候、異国境之儀ニ候得は銘々粉骨ヲ尽シ、此度之御趣意不違様、進退指引、尤不得止事義は不及伺取計可申候、御入用向之儀は不少之義モ可有之候間、追而可被相伺候事

月日

一、田植、五月十二日より十六日迄、田植中、小雨降、風も無之、心安配事也

一、五月廿四日、日輪甚赤く見る、御影迄赤く、終ニ覚無之事也

一、米壹貫六百五十文 六月六日

一、錢壹貫六百文

一、田植後より照続、早魃⁷¹、田畑共ニ相痛候付、六月廿四日、六ヶ村雨乞、松岩院へ来ル丹波之雲水之恵春師、雨乞上手之由にて東嶽師、雨乞致候所、翌七日洪水有之、大手柄と申事ニ候

一、地藏堂造作、六月廿二日より七月十日昼迄、十六日半にて出来、前段杣取二日、⁷¹十八日、半日料錢三貫文

先年建立享保十五年閏年也、当年迄七十年ニ成ル、大工深沼村弥七、地藏堂へ御寄附

⁷⁰ 蝦夷地を幕府の直轄地とする。

⁷¹ 干魃につき雨乞い。翌日降雨。

一、南鐮一片 吉田多膳様

一、南鐮一片 安久津おと屋

一、米壹貫五百五十文 八月十六日

一、米壹貫四百五十文 八月廿一日

一、九月七日大風、近年ニ無之大風、稲吹返し、稲刈撈取不申候、所々ニ而大木等小折、根返り等有之、すさまじき事也

一、堅田稲ニ而御城米数九十五束扱、摺立候所、三俵三斗有之、壹升七合七夕宛也、廿六束、壹俵ニ当ル

一、餅稻壹升七合宛也

一、金山一件相記す、⁷²武田源之進は午秋より、金原栄松と言所、堀候得ハ、銅山ニて、九月廿四日より吹候所、銅四百貫目程出ル、吹師仙台柴田郡伊砂村岩助、悴藤助兩人相控、首尾好吹出す、鞆ニツ、当村藤右衛門細工也、右之銅、川原町源次郎、宮内之商人兩人ニ、弘代金五両貳分ニ朱、壹貫目ニ付、壹貫七拾壹文貳分

一、稲刈、九月七日より廿八日ニ刈明、善吉、喜右衛門より手伝おえる、兩度之大風ニ而稲吹返し、撈取不申、終ニ無之、長々敷事也

一、稲、都合四千七百五十束、去年より四百九十三束不足

一、荳油、壹俵ニ付、貳貫七百四十拾文ニ、壹升六拾文九分ニ当ル

一、漆実、金壹分ニ四斗三升

十一月朔日

一、米壹貫四百文

十一月廿一日

⁷²武田源之進、金原栄松に銅山を発見し、銅を吹き出す。

一、米壹貫三百文

同日

一、餅米貳貫文

一、初雪十一月十九日晚

一、十一月二日三日深霧ニ而十間も遠ハ不見、不思議事故記し置

十二月

一、大豆壹貫八百文

同日

一、餅米壹貫八百文

一、木実立直段、四斗三升ニ候得とも、所望被致、孫四郎方へ四斗貳升ニ払

一、雪ちらくとは降候得とも、四五寸とも降不申、寒氣もゆるく、心安き寒中也

寛政十二庚申年⁷³

73 一八〇〇年

旧臘、雪不降候付、春ニ成り候ハ、多分ふり候哉と存候処、春ニ至候而も降不申候所、正月廿一日之晩、壹尺余ふる、併寒氣緩く、心安き事也

一、米壹貫三百三拾文 正月十四日

一、錢壹貫五百八拾文 正月十四日

一、火事、一本柳八郎右衛門、其隣と二軒焼失、二月四日之晩四ツ過より之出火、家半分焼候迄不知寢て居候故、十四五之娘、召仕権弥言は、両人焼死、八郎右衛門隠居も火あやまち、つふり杯やき、苦痛致候由、驚入候事也、然ル間、火之用心、平日無油断、心懸可申候一、二月九日之晩より十月十一日まで大雪吹、雪二尺余降

一、米壹貫五百文 三月十一日

一、米壹貫六百文 同廿四日

一、種油、壹升二付六拾九文宛二払

一、四月十六日之晩、駄子町伝兵衛、采助焼失、伊兵衛土蔵落、多分之損之由、痛入候事也

一、土摺臼拵、伊達飯坂之者来り、閏四月十五日十六日両日ニ出来、日料錢竹代ともニ壹貫

貳百文

一、田植、閏四月十六日植初、西堅田植、十八日より廿二日ニ仕廻、日数六日懸ル

一、火事、安久津、十河原五郎右衛門、六月八日昼過焼失

六月八日

一、米壹貫七百五拾文

同日

一、錢壹貫五百八拾文

一、六月初より照統、湯水ニ相成、暑氣甚敷故、畑方旱枯に相成候付、やしろ郷村々、於八幡、雨乞、六月十七日ニ有之処、詫宣之通廿一日之晩洪水被成下、田畑共こうるおひ、難有

年ニ候

一、寛政四九と出候蟻ニはねの付候様成虫、六月廿一日之晩方とふ

一、種油、貳貫九百拾六文ニ払 壹升ニ付五十四文宛也

一、稲刈、八月廿一日より九月十三日迄

一、稲、都合四千三百四拾束、去年より四百三拾壹束不足

一、西堅田稲ニ而御城米相納候処、百束ニて三俵壹斗有之、壹升五合取ニ相当ル

一、初雪、九月廿八日ニ降

74 渴水につき屋代郷村々、雨乞い。降雨あり。

九月八日

一、新米壹貫八百文

九月廿四日

一、同壹貫九百五拾文

十月朔日

一、同壹貫八百五拾文

十月廿四日

一、同壹貫九百文

十一月朔日

一、同壹貫八百文

同日

一、荳油、壹俵貳貫百文 壹升四十六文

一、大豆、貳貫五百文 大悪作候、高直也

一、漆実、壹分二四斗六升

享和元年酉年⁷⁵

一、米壹貫八百五拾文 正月十一日

一、米壹貫九百文 同 十八日

一、錢壹貫五百九拾文 同日

一、米貳貫文 二月廿一日

一、旧冬廿一日ニ寒明候付、春ニ相成候ハ、早く暖氣ニも相帰り可申と存候処、以之外余

75
一八〇一年

寒甚敷、三月上旬迄さむき事二候

此度御場所替被仰付候由⁷⁶

出羽村山郡

一、羽入村同新田 一、荒谷村

一、灰塚村 一、大清水村

一、窪野目村 一、北青柳村

一、南青柳村 一、中野目村

一、千手堂村 一、寺津村 新田

是迄御代官 大岡久之丞様

一、北目村 一、成安村

一、高揃村 一、土橋村

是迄御代官 三河太忠様

一、葉良沢村 一、小関村

一、郡山村

是迄御代官 鈴木喜左衛門様

外二八拾石

×十七ヶ村、外新田二ヶ所

先年より之御知行三ヶ村

一、天童村 一、芳加村

⁷⁶ 高島藩織田家、出羽国村山郡に知行替え。

一、門伝村

×三ヶ村×廿ヶ村

込高三千貳百九拾八石、外二八拾石

合三千貳百九拾八石御加増

御参宮二月十九日出立、富次、郡次、孫四郎、政蔵、勇助、八之助、×六人、百十五日にて
下向、二月十九日発足、六月十五日帰宅

一、米貳貫百文 三月十一日

一、種蒔 三月十七日

一、錢壹貫六百文 三月廿一日

一、餅米貳貫五百五拾文

一、錢壹貫五百八拾文 四月朔日

一、米貳貫文 同十一日

一、米貳貫百文 五月四日

一、田植、五月三日四日六日七日、日数四日二さつはりと植仕廻、水沢山、終二無之心安き
田うへ也

一、米貳貫百五拾文 五月十六日

一、米貳貫五拾文 六月廿六日

一、米壹貫八百文 七月八日

一、餅米貳貫百文 同日

一、錢壹貫五百五拾文 同日

一、米壹貫九百文 同廿四日

一、最上大騒動、六月下旬四十八ヶ村、天童へ押寄セ町家十軒程へ当ル、中就、明石八兵衛大破之由、依之御料私領御役人中御出、鎮め被成、此段江戸へ御窺被成候処、早速為相登候様被仰付、藤丸駕籠ニて三十人余相登り候由、前代未聞之事ニ候

77 享和元年、最上大騒動。天童で発生した大規模な打ち壊し。

一、稲数、合五千四百束

一、米壹貫七百元 九月廿一日

一、米壹貫六百元 十月朔日

一、米壹貫五百文 同廿一日

一、米壹貫四百五拾文 同廿八日

一、荏油壹貫九百文

一、大豆壹貫五百文 錢壹貫五百七十文

一、米壹貫三百八拾文 十二月朔日

同 十八日

一、米壹貫四百五十文 錢壹貫五百廿文

一、大坂天王寺、十二月四日丑刻、雷火ニ而塔之五重目より焼初、元三天師計り残り、諸堂不残致焼失候由、驚人候事也

78 大坂の天王寺火災。

享和二戌年⁷⁹

79 一八〇二年

一、旧冬、寒気緩く雷もふらす候所、春ニ至、余寒甚く、二月中旬頃迄、春寒厳敷事也
一、米壹貫五百文 錢壹貫五百五拾文

一、種蒔、三月廿五日

当春、京都、江戸、風邪大はやり、不残相煩候付、從御公儀様御手当として、忝人二三百文計ツ、被成下候由、仍而三十万両計も御蔵金出候段、風聞有之候

⁸⁰ 京都と江戸で風邪流行。幕府、住民に支援金配給。

一、四月八日之晩、柏木、亀岡より火事有之候、忝軒宛にて類焼無之、責而之事二候

一、四月廿六日、北和田勘七、行屋小屋焼失

一、当地も風大流行、重きは四五日、軽きは二三日宛、ミなく煩

一、田植、五月九日より十三日迄二仕廻、東堅田ハ水無之、うへられず

一、四月より六月迄照統候村、所々ニ而、雨乞有之候得共、印計ニ而能雨不降、⁸¹大旱魃にて流水無之、六月十日ころより井水計用る、繩田四反歩余有之

⁸¹ 干魃につき雨乞い。降雨少なし。

一、米壹貫六百元 六月十四日

一、米壹貫七百元 六月廿一日

一、米壹貫八百元 七月朔日

一、安久津出火、又右衛門火元にて八軒焼失、六月廿六日

一、米壹貫七百元 七月十八日

一、米壹貫六百元 八月十八日

一、六月廿五日頃より大雨、国々洪水、就中大坂表、家之上へ水二丈五尺余上り候由、凄冷事也、田畑人も何ほとか流れ可申候、仙台、石之巻辺も軒端まで水付、舟之通路、山へあかり、四五日逗留、水引てから戻り候由

⁸² 国々大洪水。大坂浸水。仙台、石巻も家屋浸水。

去年より千六百三十五束不足

一、繩田四反歩余

此御年貢米三俵壹斗五升、永弍百廿五文御用捨

一、惣田方へ米三俵

×六俵壹斗五升御引方

一、米壹貫七百分 十月十一日

一、米壹貫六百分 十二月

一、大豆貳貫百分

一、漆実六斗貳升 手前にてハ六斗壹升ニ払

一、錢壹貫五百五十文

一、寒気ゆるく、雪も降す、雨もふらす

享和三亥年⁸³

一、春ニ相成候而も寒気ゆるく、雪も不降、十五日之田植、土へ植る、早魃ニも有之候や、十七十八日両日ニ、雪七八寸ほとふる

一、米壹貫六百五拾文 正月十一日も

壬正月廿一日

一、米壹貫七百分

一、田植、四月廿三日より廿八日まで日数六日植、東堅田水無之、うゑられず候処、五月廿七日廿八日両日大雨降、東堅田廿九日こゝろゑる

一、五月下旬より六月、瘡疹流行候処、軽キハ稀にて、大概重く難渋致候⁸⁴、右之薬用ニ芭蕉お風呂ニ立、入候得ハかろく過し候由にて、手前ニ而もばしやう湯へいらせ申候

一、米壹貫六百分 六月廿六日

兩替壹貫五百貳拾文

83 一八〇三年

84 瘡疹流行。芭蕉湯に入る。

一、米壹貫五百文 七月十一日

両替壹貫五百拾文

一、龜岡出火 七月十日之晩 十軒計焼失致候由

一、米壹貫三百文 十一月

一、錢壹貫五百四十文

一、漆実、壹貫目二六斗六升

一、十月十七日同苗、御殿え御招⁸⁵、庸之助様へ御目見得、其上御吸物、御酒、御目録金百疋被成下、御学文師範御頼被遊、月二六日宛御殿へ罷出、論語、唐詩撰之講釈頼入段、被仰聞由、寔以冥加至極成御事二候

享和四甲子年⁸⁶

一、当年より中段ニ移り候由

一、旧冬より薄雪ニ候得とも余寒長く、二月中旬迄春寒厳敷年ニ候

一、米壹貫四百文 正月

一、米壹貫五百文 二月

一、錢壹貫五百五拾文

一、高畠出火⁸⁷、三月廿四日晚、左太郎火許にて、家数五拾三軒焼失致候、先年出火より六拾四年ニ成ルト言ふ

一、此度之出火ニ付、為御恵、御殿様より青銅六百貫被成下候由、難有御事也⁸⁸

一、年号改元、文化と号す、三月七日より

一、田植、五月九日より十三日まで、西堅田、同十六日ニ植る

⁸⁵ 武田孫兵衛（鳥海山人）、藩主若殿の学文師範になる。

⁸⁶ 一八〇四年

⁸⁷ 高畠大火。五三軒焼失。

⁸⁸ 高畠大火につき藩主より下賜金。

一、五月廿八日、同苗、御殿へ被召出、庸之助様え御学文之御師範仕候、為御褒美、御中小姓之格ニ被仰付候⁸⁹、冥加成御事ニ候

一、六月六日昼過、東隅火元にて妙国寺焼失、六十六年以前ニもやけ候所、又やける

一、六月朔日、江戸、大嵐、大雨、砂ふり、歩行も難成、其上米沢様之上屋敷火の見櫓、龍まき揚、公方様之御殿へ落し候由、凄冷事ニ候

一、六月上旬、酒田辺、大地震⁹⁰、本間家、五尺程しつミ、いろは蔵共ハ崩れ、其外つなミニ而家多分流し候由、前代未聞之事ニ候、人も何千人死候哉、数しれすと存候事也

一、六月廿七日、庸之助様学館へ御光臨被遊⁹¹、為御土産、御赤飯被成下、難有候事ニ候

一、九月上旬、従 殿様講釈之為御、褒美金三百疋被成下、従 庸之助様、御紋附御上下拝領仕⁹²。冥加成御事也

一、殿様九月十五日御発駕

一、蠅、六月中不出、土用過七月相成、少々出ル、如何之事と存候処、別而相替る事も無之候

一、初雪、十月十四日ニ降

文化十酉歳凶年⁹³

一、今年十一月ニ閏月有之ニ付て、初田植五月十四日也、然ル処、仕事ニおくれ、同月廿三日より田植廿六日ニ種竟ル、植付後、冷しく、又六月八日時分より雨ふりつゞき、七月中也晴天すくなく、尤冷氣也、七月廿九之夜ニ大雷ス、是より陽氣発シ、少々之暑氣ニ成ル、右之氣候故、今年田作至て不出来ニ付、三十一年前之凶年ニ似たるもの也、尤むら作にて、小郡などハ卯年よりハ格別ニよき方也、上和田辺ハ卯年同然也といふ、畑作ハ宜しき

⁸⁹ 武田孫兵衛（鳥海山人）、織田若殿の学問師範。御中小姓となる。

⁹⁰ 文化元年（一八〇四年）象潟地震および津波

⁹¹ 藩主若殿、小郡山の鳥海山人の学館にお成り。

⁹² 孫兵衛、織田若殿の学問師範の褒美をとして褒美金と紋付きを下賜される。

⁹³ 一八一三年

方也、米直段、春の頃ハ壹貫三百七十文也、凶作ニ而段々引上セ、十月の頃ハ古米貳貫三百五十文、新米貳貫文也

十月廿八日

一、大豆壹貫五百文位

同日

一、そは壹貫貳百文位

同日

一、錢壹貫六百八十文

田方稻数、四千拾七束也、

青立ちのけて、此田方、三町七反五セ步也

但し働キばりにて古竿也

一、十月中より津留メニ成ル⁹⁴

一、六村之内外五村ハ御検見を願上願通ニ被仰付候、⁹⁵当村ハ小村故被検見願不申所、以格別之御慈悲、田方之内壹步通り御引方被成下候

文化十一戌

文化十二亥

右貳年ハ無別事年也

文化十三子年⁹⁶

今年八月ニ閏月ある故ニ、初田植えハ五月廿三日也

⁹⁴ 凶作につき津留。

⁹⁵ 凶作につき領内五か村検見。当村は願わず。田方年貢減免あり。

⁹⁶ 一八一六年

一、四月廿七日ニ雪ふる、六十五年前ニも苗の上ニ雪ふりしや

一、米直段ハ四月初より壹貫八百五拾文

兩替壹分ニ壹貫七百四十文

一、六月中、米貳貫百文、七月朔日ニ貳貫貳百五十文ニ成

一、土用中冷氣也、土用、松茸出ル、但七月八日頃より暑氣ニ成、此節ハ土用之末六日也、田作七八分通り也、畑ハたはこ、荏油大不作也、木実ならず

一、米直段、十月之頃ハ壹貫六百文、十二月四日より壹貫八百文

一、入寒後、度々雨ふる、今日ハ十五日入寒後、廿五日ニなる、是迄大寒氣なし

文政三庚辰年⁹⁷

一、四月中より雷鳴始り、五六七八勿論、八月上旬迄、一ヶ月ニ六七日ハ雷起ル、尤大鳴ニて度々所々へ落候也

一、田作ハ何十年ニも不覺上作ト申也、畑物も皆以上作之豊年也

一、米、夏頃ハ壹貫三百文位、八月ニ至り壹貫貳百五十文、錢壹貫五百九十文、是ハ八月中旬旬よりノ相場也、十二月壹貫貳百文也

一、十二月三日入寒、此日雨ふる、同月十三日迄ハ寒氣なし、十三日後も寒氣薄、廿八日より寒氣ニて、巳ノ元日ニ日寒氣也、寒中□テシメリ雪也、雪一度ヲロス、寒中はトカリ山見ル

年号

一、明曆三年

一、万治三年

97 一八二〇年

98 田方は数十年なき豊作。畑物も上作の豊年。

- 一、寛文十式年 一、延宝八年
- 一、天和三年 一、貞享四年
- 一、元禄十六年 一、宝永七年
- 一、正徳五年 一、享保廿年
- 一、元文五年 一、寛保三年
- 一、延享四年 一、寛延三年
- 一、宝曆十三年 一、明和八年
- 一、安永九年 一、天明八年

明暦元より天明五迄、百廿九年ニ成ル

- 一、寛政十二年
- 一、享和三年
- 一、文化十五年寅ニテ文政と改元
- 一、文政元ハ寅年也

高畑村より松原村迄道法

- 一 高畑より泉岡へ九丁
- 一 泉岡より塩森へ八丁
- 一 塩森より亀岡へ廿七丁
- 一 亀岡より下和田へ五丁
- 一 下和田より馬頭へ拾六丁
- 一 馬頭より佐沢へ拾丁

一 佐沢より長手へ九丁

一 長手より竹井へ廿二丁

一 竹井より川井へ拾丁

一 川井より米沢へ壱里

一 米沢より関町へ二里半

一 関川より綱木へ一里半

一 綱木より松原へ三里余

是より会津松平肥後守様御領分

たるいの妙薬

くりをおろし付へし

やけとの妙薬

酒の粕黒焼にし、飯をやき、当分ニ_メて油にてとき付へし

まめの妙薬

多く入、骨黒やきにして、そくいにて付へし

桐油のねほりを取事

蕪らを摺付へし、能干たる時、しふを付へし

まむしにくわれたるニハ串柿お摺て付へし

地蜂の妙薬

土用中のはいの頭、そくいのりニ而けいくわん石を調_メ相立て付へし

灸おせざる日之事

未戌辰寅午巳酉也

申亥子丑卯ハ温瘟のしん

まめ□□□きよく付

ふかすまめ壺升へミそ壺貫匁、能まめふけ候時、上へあけてふかす、つき候節、塩三合五
夕、麴六合入つき合可申、但おのり懸へし

味噌風味能成候事

このミそへ種残り入、舂ふかし米にして、是をこふばしくいり、ミそへつきあハセ置候へ
ハ、風味あまく、悉うまく成ル

すひミそなおし様

ミそへうつきの皮とりさし、十四五日も過て是をぬぎ、塩をふり、つきあハセ可申候
ふうきミそ

米をいりつき、つきあわせセ可申候

御改正服忌令⁹⁹

父母 忌五十日 服十三月

養父母 忌卅日 服百五十日

嫡母 忌十日 服三十日

繼父母 右同断

離別母 忌五十日 服一年

夫 忌三十日 服一年

妻 忌廿日 服九十日

99 服忌令。

嫡子舅姑 右同断

末子 忌十日 服三十日

養子 右同断

夫父母 忌三十日 服百五十日

祖父母 右同断

母方 忌廿日 服九十日

曾祖父母 父方之おちおば共ニ右ニ同シ

高祖父母 忌十日 服三十日

伯叔父姑 忌廿日 服九十日

兄弟姉妹 忌廿日 服九十日

異父兄弟 忌十日 服三十日

嫡孫 右同断

末孫 忌三日 服七日

曾孫玄孫 右同断

甥姪 右同断

小兒七歳迄無服、其親三日遠慮、八歳より有之

重服 父の服忌未明ざる内、父母の服忌有之時ハ母死去之日よりかゝる也

産ノ穢 夫七日 妻三十五日

血荒 夫七日 妻十日

流産 夫五日 妻十日

死穢 其日一日

踏合 行水次第也

改葬 遠慮一日

女房媪溢水、七日服スへし

懷妊五月めより悼へし

五体不具身の内より密かに七日悼へし

六畜生死死五日 生三日

□□□□□五日忌 五辛、宮寺へ三日

文政四辛巳¹⁰⁰

四月中より大旱魃¹⁰¹、村中田方二町計り隠田仕付候分も大不作にて、稲数三千式百計り刈ニ及共、数枚ハ至テ不立也、畑方も皆以不作ニ而、半作ニも当らざる也

100 一八二二年
101 大干魃につき隠田も大不作。

一、米壹貫五百文位 七八九日ノ頃之直段候

一、錢壹貫六百文位 右同断

一、壹貫五百五十文 十二月中新米直段

一、冬至中寒入有之、右かへりセツ

一、十二月十四日より入寒、十二、十三、十四日ト雪ふる也、雪をろし致ス

文政五年¹⁰²

文政六未¹⁰³

此年も旱魃にて、泥田手作分 六反歩ほと

一、米直段、壹貫四五百文位

102 一八二三年
103 一八二三年

文政七申¹⁰⁴

104 一八二四年

一、去暮、雪壹度をろす

一、三月四日頃、雨ふりツゞく

一、四月廿四日、雹ふる

一、閏月八月にあり、依之初田植五月廿八日也

文化十三年も閏月八月にあり、初田植五月廿四日也

一、米代、春より五月頃迄壹貫四百文位 錢貫六百文

一、米沢城下大火¹⁰⁵、千軒余焼失、四月十八日也、五月十八日にも又四五十軒焼失

105 米沢城下大火。千軒余焼失。

一、八月十四夜より十五夜迄、東より大風雨にて、鎮守の二番目之大杉たをる、目通りにて八尺回り、式両扨ひ、石の鳥井を立¹⁰⁶、番方の村相渡也、上山、山形辺ハ蔵王山崩れて、田

畑大痛み、人家も流レ候由

106 鎮守（安久津八幡神社か）に石の鳥居を立てる。蔵王山崩れる。

一、田仕付、荒六七反

一、八月、米壹貫五百文、閏八月壹貫六百文

一、閏八月七日晩、横町藤七火元にて百十八軒焼失¹⁰⁷、親類共へ細木十五本ツ、手伝ふ、但し

107 横町大火、二八軒焼失。

惣左衛門、孝三郎、善助、吉兵衛、京助、藤吉、利兵衛、藤七へハ廿本遣ス、メ八軒也

一、閏八月十二日夜、小松館山焼失之内

文政七 西歲¹⁰⁸

108 一八二四年

一、初田植、四月廿三日也、此日より植始メ

一、高はた横町火事、六月廿九日、火元横町小三郎

一、上山市中大火、四月廿九日

一、米直段、六月中ハ壹貫八百文位、七月ニ至り下りめ

文政八酉¹⁰⁹

一、今年凶作故米直段、十二月中ハ貳合百文位、春ニ至り貳貫文位

109 一八二五年

文政九戌¹¹⁰

一、今年豊作故¹¹¹、夏中米直段、壹貫六七文位、十月より末ハ壹貫四百文位

110 一八二六年

111 今年豊作。

嘉永二年一二月 武田軍太顕彰碑（安久津八幡神社）

〔 天 世武田□者 〕

〔 而庶人走中 〕

鄉出□元生□□曰鳥海翁諱龍寧孟王大優也□□得之東□清河翁□□□□

有出鑑之稱遂以辨文山斗一世所著有鳳鳴集三編行于世享年九十有□□□□

〔 〕之進君善武事光鳥海翁而沒因老生嗣焉先生威儀持秀骨體□□□□

〔 〕乎擊劍初受其技□木藩士田代□是以試諸兵家不能全勝焉於是平□

□心日生朝晚思之思之不止遂至識得乎舊習之流□偏柔少□也從是研□□

剛柔□備□□盡馬□旃假寢有神告其行吏平體□一毛之輕而□□□□

故變化自在至於敵之□勁軀骨截斷隔□得□□因以新呼武元流教授□□□

矣門□以□等可謂盜也戊申寔得疾□年疾益病斬至危篤及又援□□□□

一卷與入□之弟子談笑下焉而沒壽七十有六實嘉永二年己酉十二月七日

□哀哉先生生平愛□恤下於是賓客義故□□莫不哀□痛□乃

祖々威武煥乎文章其人如王千井 〔 〕

〔 〕□□□□十月門人井□〔 〕



安久津八幡神社の武田軍太頭彰碑

あとがき

庶民剣士がこんなにくさきんいるのかと驚いたのは、今から一六年ほど前のことである。近世地域史フォーラムという研究会で地域史研究の本をまとめようということになったさい、村役人層の動きを追ってみることにした（平川新・谷山正道編著『地域社会とリーダーたち』吉川弘文館、二〇〇六年）。領主と庶民との間に存在する村役人は、社会的な中間層として把握されていたのだが、その中間層が幕末維新时期に草莽政治運動の担い手になっていた。個別の動きはそれまでも把握されていたが、中間層の動きを大量に把握できたのが、幕末に突如として現れた浪士組と新選組という、不思議な組織だった。

浪士組と新選組は、庶民出自の隊員が多かった。しかも両組織ともに、百姓身分出身の清河八郎と近藤勇が隊長だった。百姓が武闘組織のトップに君臨し、多くの武士身分の者を従えていたのである。これに輪をかけて驚かされたのが、幕末に版行された「武術英名録」だった。名剣士として記載されている六三〇人余のうち、なんと九割をこえる剣士が百姓身分だった。なぜ、そのようなことがおきているのか。隊員名簿をもとに、それぞれの出身地の記録や史料をたぐり寄せてみると、剣士たちの出自は、村役人や神主・僧侶、医者などの家が多かった。庶民社会では上・中層の人たちである。日ごろから剣術修行に励むことができるのは、こうした階層の人たちだった。下層の庶民にそのような余裕は、あまりない。

こうした人たちは、国事を憂い、地域の治安悪化を心配して武術を修練した。その延長上に、浪士組や新選組へ入隊した者が少なくなかった。まさに草莽の動きだったのだが、もう一つ驚いたのが、庶民剣術

の歴史は江戸時代の初頭からあったという事実だった。道場を開いていたのは、戦国時代の地侍の系譜をひく家柄の者が多かったが、門人たちは周辺の庶民たちだった。そうか、だから「武術英名録」のように、多くの百姓が名剣士になるのか。疑問が氷解した瞬間だった。そうであれば、全国のあちこちに庶民道場があり、庶民剣士がいるはずだ。こうして私の庶民剣士探しが始まった。

ただ、二〇〇八年には岩手宮城内陸地震があり、二〇一一年には東日本大震災が発生した。二〇〇三年の宮城県北部地震を契機に歴史資料の保全活動を周辺の人たちと始めていたので（NPO法人宮城歴史資料保全ネットワークの活動。ホームページをご覧ください）、こうした大きな災害の連続は、調査・研究の時間を奪っていった。大半の時間を保全活動や、防災研究組織の立ち上げと運営に割かざるをえなくなつたからである。

とはいえ、庶民剣士への関心は持ち続けていた。剣術免許の巻物や道場関係の史料はないかと、折に触れて話をしていった。すると不思議なもので、あちこちからそうした情報が少しずつ集まるようになった。アンテナを立てると史料が寄ってくる、という話を学生時代に聞いたことがあったが、こういうことかと得心した。日ごろ見過ごされていた史料に、問題関心を立てることによって新しい価値が発生したのである。

二〇〇九年一〇月、山形県の西村山地域史研究会に呼ばれて、「村山の歴史から見えてくる江戸時代の日本」という講演をした。そのなかで、村山郡には幕末に、豪農堀米家が農兵頭になって組織した農兵隊があるので、きつと庶民道場があるはずですよ、という話をした。すると講演会の質疑の場で、すぐに反応があった。当時、山辺町ふるさと資料館の館長をしておられた佐藤継雄氏から、道場の史料があるのだが、なぜ百姓が剣術をしているのか不思議だった、講演を聴いて疑問が解けたという発言があった。教えてい

ただいたのが、大蔵村の稲村道場の史料である。門人名簿も残された一級史料だった。

この講演会では、大江町教育委員長の金山耕三氏からも、西村山郡西川町の三宝荒神社に剣術の奉納額があるという情報をいただき、その写真も提供していただいた。大宮富善氏（寒河江市教育委員会）からも後日の二〇一一年一月四日、寒河江八幡神社で太刀奉納額を見つけましたよというご連絡をいただいた。気にかけてくださっていたことがうれしかった。雪がとけたら行ってみようと考えていたが、その年の三月一日に東日本大震災が発生して、被災地の文化財レスキューや研究所（東北大学災害科学国際研究所）の立ち上げにかかりきりになったため行けなかった。それが実現したのは、二〇二〇年一〇月のことである。

その文化財レスキューのつながりが、ビッグニュースをもたらしてくれた。二〇一三年八月に、NPO法人宮城歴史資料保全ネットワークのシンポジウムを仙台で開催したときのことだ。山形文化遺産防災ネットワークの小林貴宏氏（高畠町教育委員会）と懇親会で雑談をしているなかで、私が山形には庶民剣士の史料がもつとあると思うけどなあと話したところ、それなら高畠にありますよ、とびつくりするようなことを教えていただいた。しかしこのときもすぐには高畠に行くことができず、小林氏にご案内いただいて所蔵者宅に伺ったのは二〇一五年六月だった。これが本書に収録した武田軍太著「武元流剣術実録」との出会いである。分厚い「実録」をめくってみると、びつしりと書き込まれていた。さっと読んだだけでも、庶民剣術の一級史料だということがわかった。

幸い、高畠町教育委員会が史料を撮影していたので、社会教育課の井田秀和氏からデータの提供を受けたが、学務に追われていたことから解説する時間がなかなかとれなかった。そこで後藤三夫氏に解説を依頼した。後藤氏は東日本大震災のあと、宮城資料ネットの古文書保全事業に参加してくださっていた市民

ボランティアである。レスキューや資料保全の作業だけではおさまらず、古文書解読の勉強も始めて、めきめきと上達しておられた。刀剣評価鑑定士の資格もお持ちだったので、「剣術実録」の解読に積極的に取り組んでくださった。

解読原稿はかなりの分量になったが、私自身が解説を執筆する時間がとれず、遅々として進まなかった。それが可能になったのは、学務から解放された二〇二〇年四月以降のことである。私の調査に協力してくださった方々のためにも、なんとか年度内に報告書を出したいということで、補充調査と執筆に取り組んだ。

補充調査でお世話になった方々をあげておきたい。

高畠町教育委員会の小林貴宏氏には、武田軍太の献額があると記されていた亀岡文殊堂と安久津八幡神社のほか、高畠陣屋跡などを案内していただいた。亀岡文殊堂では見つけられなかったが、安久津八幡神社では、これが軍太の献額かもしれないという奉納額が本殿の軒下にあった。残念ながら、風雨にさらされて文字が判読できなかった。高畠町郷土資料館の青木敏雄館長からは、同社境内に武田軍太の顕彰碑があると教えていただいた。これも摩滅が激しく文意を取りにくい状態だったが、今後はますます読みにくくなるので、本報告書に翻刻文を掲載しておいた。この翻刻文も後藤三夫氏の仕事である。

川西町生涯学習課の斎藤由惟氏と鈴木明里氏には、同町指定文化財になっている牛谷家長屋門の視察に立ち会っていただいた。牛谷家がらみの献額があるかもしれないということで、同町の八幡神社にも案内していただいたが、残念がらなかった。

米沢市文化課の宮田直樹氏と市立米沢図書館の石黒志保氏には、成島八幡神社と笹野観音堂にご案内をいただいた。笹野観音堂に軍太の奉納額は現存しなかったが、成島八幡神社には米沢藩士が入門していた

劍術諸流の獻額が、驚くほど多数奉納されていた。武田軍太は心地流に属したが、その宗家須藤氏を顕彰する記念碑（明治二五年建立。佐氏泉公園）にもご案内いただいた。

寒河江八幡神社の宮司代務者の鬼海智美氏には、念願だった同社の「太刀奉納額」を見せていただいた。宝物庫に保管されているとのことだったが、訪れたときには応接室の壁にかけてあった。これですと言われて見上げると、とても立派で美しかった。大事に保管されてきたことが、よくわかった。

大江町の巨海院こかいに刀劍奉納額があると知ってお訪ねしたが、祈祷用の小さな短剣だった。しかし住職の高山良仙氏とお話しするなかで、境内に劍術家の石碑があるとお聞きした。拝見すると、表には「安藤重廣之碑」とあり、裏面には屋号をもった門人の名前が刻まれていた。思いもかけない発見だった。庶民劍士の痕跡が、こうした形でも残されていることに感動した。

以上、筆者が庶民劍士に関心を持ち、調査・研究を進めてきた経緯を記した。史料との出会いも人との関係によって導かれるのだということを実感している。中国哲学が専門の浅野裕一氏には、史料編に収録した兵法書や印可状が難解な漢文だったので、読みやすいように読点を入れていただいた。後藤三夫氏には翻刻だけではなく、調査での写真撮影もお願いした。お世話になった方々には、篤く御礼を申し上げます。

歴代の武田家のみなさまは、「武元流劍術実録」という、世にも貴重な史料を大切に守ってこられた。歴史研究者として、そのことに深甚の謝意を表したい。それにめぐり会い、世に出す役割が私に与えられたことも、あわせて感謝したい。

庶民劍士や庶民道場の史料は、これからも見つかるに違いない。これまでの江戸時代のイメージは、大

きく変わっていくことになるだろう。歴史像や歴史の解釈は、こうやって変わっていくのだという実例として、本書をみなさんにお届けできることを喜んでいる。

最後になるが、本書を出版することができたのは、東北大学東北アジア研究センターの出版助成のおかげである。このような機会をいただいたことに、心から御礼を申し上げたい。

二〇二〇年一二月

平川 新

〔追記〕

本書の全文は、東北大学付属図書館の「東北大学機関リポジトリ「TOUR」」にPDF版をアップしている。「平川新」または「出羽国の庶民剣士」で検索すれば、閲覧とダウンロードができるので、ご利用いただきたい。

東北アジア研究センター叢書 第68号
出羽国の庶民剣士
— 武田軍太「武元流剣術実録」の世界 —

2021年3月15日発行

編著者 平川 新
発行者 東北大学東北アジア研究センター
〒980-8576 仙台市青葉区川内41
印刷 蕃山房
〒989-3126 仙台市青葉区落合一丁目4-8

@ Arata Hirakawa 2021 Printed in Japan
ISBN 978-4-908203-21-3

ISBN978-4-908203-21-3

CNEAS

